

令和 6 年 第 1 回

名 寄 市 議 会 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号（ 2 月 2 9 日 ）

1. 議事日程	1
1. 本日の会議に付した事件	2
1. 出席議員	3
1. 欠席議員	3
1. 事務局出席職員	3
1. 説明員	3
1. 開会宣告・開議宣告	4
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	4
1. 日程第 2. 会期の決定（ 2 2 日間）	4
1. 日程第 3. 令和 6 年度市政執行方針（加藤市長）	4
○教育行政執行方針（岸教育長）	1 3
1. 日程第 4. 議案第 1 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の 整備に関する条例の一部改正について	2 0
○提案理由説明（加藤市長）	2 0
○原案可決	2 0
1. 日程第 5. 議案第 2 号 名寄市手数料徴収条例の一部改正について	2 0
○提案理由説明（加藤市長）	2 0
○原案可決	2 1
1. 日程第 6. 議案第 3 号 名寄市国民健康保険税条例の一部改正について	2 1
○提案理由説明（加藤市長）	2 1
○質疑（川村幸栄議員）	2 1
○市民福祉常任委員会付託	2 5
1. 日程第 7. 議案第 4 号 名寄市空家等対策協議会条例の一部改正について	2 5
○提案理由説明（加藤市長）	2 5
○原案可決	2 5
1. 日程第 8. 議案第 5 号 名寄市空家等の適正管理に関する条例の一部改正について	2 5
○提案理由説明（加藤市長）	2 6
○原案可決	2 6
1. 日程第 9. 議案第 6 号 名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 に関する基準を定める条例の一部改正について	2 6
○提案理由説明（加藤市長）	2 6
○原案可決	2 6

1. 休憩宣告	2 6
1. 再開宣告	2 6
1. 日程第 1 0. 議案第 7 号 名寄市介護保険条例の一部改正について	2 6
○提案理由説明（加藤市長）	2 6
○質疑（川村幸栄議員）	2 7
○市民福祉常任委員会付託	2 8
1. 日程第 1 1. 議案第 8 号 名寄市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに 指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支 援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正につい て	
議案第 9 号 名寄市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関す る基準等を定める条例の一部改正について	2 8
○提案理由説明（加藤市長）	2 8
○原案可決	2 8
1. 日程第 1 2. 議案第 1 0 号 名寄市水道事業給水条例の一部改正について	2 8
○提案理由説明（加藤市長）	2 8
○原案可決	2 8
1. 日程第 1 3. 議案第 1 1 号 名寄市畜産センター条例の廃止について	2 9
○提案理由説明（加藤市長）	2 9
○原案可決	2 9
1. 日程第 1 4. 議案第 1 2 号 令和 5 年度名寄市一般会計補正予算（第 1 0 号）	2 9
○提案理由説明（加藤市長）	2 9
○追加説明（渡辺総務部長）	3 0
○原案可決	3 0
1. 日程第 1 5. 議案第 1 3 号 令和 5 年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	3 1
○提案理由説明（加藤市長）	3 1
○原案可決	3 1
1. 日程第 1 6. 議案第 1 4 号 令和 5 年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）	3 1
○提案理由説明（加藤市長）	3 1
○原案可決	3 2
1. 日程第 1 7. 議案第 1 5 号 令和 5 年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算 （第 1 号）	3 2
○提案理由説明（加藤市長）	3 2
○原案可決	3 3
1. 日程第 1 8. 議案第 1 6 号 令和 5 年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算 （第 1 号）	3 3

○提案理由説明（加藤市長）	3 3
○原案可決	3 3
1. 日程第19. 議案第17号 令和5年度名寄市立大学特別会計補正予算（第4号）	3 3
○提案理由説明（加藤市長）	3 3
○原案可決	3 4
1. 日程第20. 議案第18号 令和5年度名寄市病院事業会計補正予算（第3号）	3 4
○提案理由説明（加藤市長）	3 4
○原案可決	3 5
1. 日程第21. 議案第19号 令和5年度名寄市水道事業会計補正予算（第1号）	3 5
○提案理由説明（加藤市長）	3 5
○原案可決	3 5
1. 日程第22. 議案第20号 令和5年度名寄市下水道事業会計補正予算（第2号）	3 5
○提案理由説明（加藤市長）	3 5
○原案可決	3 6
1. 日程第23. 議案第21号 令和6年度名寄市一般会計予算ないし議案第29号 令和6年度名寄市下水道事業会計予算	3 6
○提案理由説明（加藤市長）	3 6
○予算審査特別委員会設置・付託	3 7
1. 休憩宣告	3 7
1. 再開宣告	3 7
1. 日程第24. 議案第30号 名寄市教育委員会委員の任命について	3 7
○提案理由説明（加藤市長）	3 7
○同意	3 7
1. 日程第25. 報告第1号 専決処分した事件の報告について	3 7
○提案理由説明（加藤市長）	3 7
○報告済	3 8
1. 休会の決定	3 8
1. 散会宣告	3 8

第 2 号（ 3 月 1 1 日）

1. 議事日程	3 9
1. 本日の会議に付した事件	3 9
1. 出席議員	3 9
1. 欠席議員	3 9
1. 事務局出席職員	3 9
1. 説明員	3 9
1. 開議宣告	4 0
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	4 0
1. 日程第 2. 代表質問	4 0
○質問（東川孝義議員）	4 0
1. 散会宣告	6 1

第 3 号（ 3 月 1 2 日）

1. 議事日程	6 3
1. 本日の会議に付した事件	6 3
1. 出席議員	6 3
1. 欠席議員	6 3
1. 事務局出席職員	6 3
1. 説明員	6 3
1. 開議宣告	6 4
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	6 4
1. 日程第 2. 一般質問	6 4
○質問（清水一夫議員）	6 4
○質問（今村芳彦議員）	7 2
1. 休憩宣告	8 5
1. 再開宣告	8 5
○質問（谷 聡議員）	8 5
○質問（高橋伸典議員）	9 3
1. 散会宣告	1 0 1

第 4 号（ 3 月 1 3 日）

1. 議事日程	1 0 3
1. 本日の会議に付した事件	1 0 3
1. 出席議員	1 0 3
1. 欠席議員	1 0 3
1. 事務局出席職員	1 0 3
1. 説明員	1 0 3
1. 開議宣告	1 0 4
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	1 0 4
1. 日程第 2. 一般質問	1 0 4
○質問（中畠孝幸議員）	1 0 4
○質問（川村幸栄議員）	1 1 2
1. 休憩宣告	1 1 9
1. 再開宣告	1 1 9
1. 休憩宣告	1 2 3
1. 再開宣告	1 2 3
○質問（山崎真由美議員）	1 2 3
1. 休憩宣告	1 3 1
1. 再開宣告	1 3 1
1. 休会の決定	1 3 4
1. 散会宣告	1 3 5

第 5 号（ 3 月 2 1 日）

1. 議事日程	1 3 7
1. 追加議事日程	1 3 7
1. 本日の会議に付した事件	1 3 7
1. 出席議員	1 3 8
1. 欠席議員	1 3 8
1. 事務局出席職員	1 3 8
1. 説明員	1 3 8
1. 開議宣告	1 4 0
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	1 4 0
1. 日程第 2. 議案第 3 号 名寄市国民健康保険税条例の一部改正について	1 4 0
○市民福祉常任委員長報告（高橋伸典委員長）	1 4 0
○原案可決	1 4 1
1. 日程第 3. 議案第 7 号 名寄市介護保険条例の一部改正について	1 4 2
○市民福祉常任委員長報告（高橋伸典委員長）	1 4 2
○原案可決	1 4 2
1. 休憩宣告	1 4 2
1. 再開宣告	1 4 3
1. 日程第 4. 議案第 2 1 号 令和 6 年度名寄市一般会計予算ないし議案第 2 9 号 令和 6 年度名寄市下水道事業会計予算	1 4 3
○予算審査特別委員長報告（今村芳彦委員長）	1 4 3
○原案可決	1 4 3
1. 日程第 5. 議案第 3 1 号 名寄市税条例の一部改正について	1 4 4
○提案理由説明（加藤市長）	1 4 4
○原案可決	1 4 4
1. 日程第 6. 議案第 3 2 号 工事請負契約の締結について	1 4 4
○提案理由説明（加藤市長）	1 4 4
○原案可決	1 4 4
1. 日程第 7. 議案第 3 3 号 名寄市議会会議規則の一部改正について	1 4 5
○提案理由説明（遠藤隆男議員）	1 4 5
○原案可決	1 4 5
1. 日程第 8. 報告第 2 号 例月出納検査報告、定期監査報告等について	1 4 5
○報告済	1 4 5
1. 日程第 9. 閉会中継続審査（調査）の申し出について	1 4 5
○決定	1 4 5
1. 日程第 1 0. 委員の派遣報告	1 4 5

○議会活性化特別委員長報告（東川孝義委員長）	1 4 5
○報告済	1 4 7
1. 日程第 1 1. 議員の辞職について	1 4 7
○許可	1 4 7
1. 休憩宣告	1 4 7
1. 再開宣告	1 4 7
1. 日程の追加（山田議長）	1 4 7
○決定	1 4 7
1. 追加日程第 1. 名寄地区衛生施設事務組合議会議員の選挙	1 4 7
○選挙完了	1 4 7
1. 休憩宣告	1 4 7
1. 再開宣告	1 4 7
1. 野村市立大学学長退任挨拶	1 4 8
1. 閉会宣告	1 4 9
1. 質問文書表	1 5 1
1. 議決結果表	1 5 4

令和6年第1回名寄市議会定例会会議録

開会 令和6年2月29日（木曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
 日程第2 会期の決定
 日程第3 令和6年度市政執行方針・教育行政執行方針
 日程第4 議案第1号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について
 日程第5 議案第2号 名寄市手数料徴収条例の一部改正について
 日程第6 議案第3号 名寄市国民健康保険税条例の一部改正について
 日程第7 議案第4号 名寄市空家等対策協議会条例の一部改正について
 日程第8 議案第5号 名寄市空家等の適正管理に関する条例の一部改正について
 日程第9 議案第6号 名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
 日程第10 議案第7号 名寄市介護保険条例の一部改正について
 日程第11 議案第8号 名寄市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
 議案第9号 名寄市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
 日程第12 議案第10号 名寄市水道事業給水条例の一部改正について
 日程第13 議案第11号 名寄市畜産センター条

例の廃止について

日程第14 議案第12号 令和5年度名寄市一般会計補正予算（第10号）
 日程第15 議案第13号 令和5年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
 日程第16 議案第14号 令和5年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第4号）
 日程第17 議案第15号 令和5年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算（第1号）
 日程第18 議案第16号 令和5年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 日程第19 議案第17号 令和5年度名寄市立大学特別会計補正予算（第4号）
 日程第20 議案第18号 令和5年度名寄市病院事業会計補正予算（第3号）
 日程第21 議案第19号 令和5年度名寄市水道事業会計補正予算（第1号）
 日程第22 議員第20号 令和5年度名寄市下水道事業会計補正予算（第2号）
 日程第23 議案第21号 令和6年度名寄市一般会計予算
 議案第22号 令和6年度名寄市国民健康保険特別会計予算
 議案第23号 令和6年度名寄市介護保険特別会計予算
 議案第24号 令和6年度名寄市食肉センター事業特別会計予算
 議案第25号 令和6年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算
 議案第26号 令和6年度名寄市立大学特別会計予算

- 議案第27号 令和6年度名寄市病院事業会計予算
議案第28号 令和6年度名寄市水道事業会計予算
議案第29号 令和6年度名寄市下水道事業会計予算
日程第24 議案第30号 名寄市教育委員会委員の任命について
日程第25 報告第1号 専決処分した事件の報告について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 会期の決定
日程第3 令和6年度市政執行方針・教育行政執行方針
日程第4 議案第1号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について
日程第5 議案第2号 名寄市手数料徴収条例の一部改正について
日程第6 議案第3号 名寄市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第7 議案第4号 名寄市空家等対策協議会条例の一部改正について
日程第8 議案第5号 名寄市空家等の適正管理に関する条例の一部改正について
日程第9 議案第6号 名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第10 議案第7号 名寄市介護保険条例の一部改正について
日程第11 議案第8号 名寄市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
議案第9号 名寄市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
日程第12 議案第10号 名寄市水道事業給水条例の一部改正について
日程第13 議案第11号 名寄市畜産センター条例の廃止について
日程第14 議案第12号 令和5年度名寄市一般会計補正予算（第10号）
日程第15 議案第13号 令和5年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第16 議案第14号 令和5年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第17 議案第15号 令和5年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算（第1号）
日程第18 議案第16号 令和5年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第19 議案第17号 令和5年度名寄市立大学特別会計補正予算（第4号）
日程第20 議案第18号 令和5年度名寄市病院事業会計補正予算（第3号）
日程第21 議案第19号 令和5年度名寄市水道事業会計補正予算（第1号）
日程第22 議員第20号 令和5年度名寄市下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第23 議案第21号 令和6年度名寄市一般会計予算
議案第22号 令和6年度名寄市国民健康保険特別会計予算
議案第23号 令和6年度名寄市介護保険特別会計予算
議案第24号 令和6年度名寄市食肉センター事業特別会計予算
議案第25号 令和6年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算
議案第26号 令和6年度名寄市立大

学特別会計予算

議案第27号 令和6年度名寄市病院

事業会計予算

議案第28号 令和6年度名寄市水道

事業会計予算

議案第29号 令和6年度名寄市下水

道事業会計予算

日程第24 議案第30号 名寄市教育委員会委員
の任命について

日程第25 報告第1号 専決処分した事件の報告
について

1. 出席議員（15名）

議 長	16番	山	田	典	幸	議員
副議長	10番	倉	澤		宏	議員
	1番	中	畠	孝	幸	議員
	3番	山	崎	真	由美	議員
	4番	水	間	健	詞	議員
	5番	谷			聡	議員
	6番	今	村	芳	彦	議員
	7番	清	水	一	夫	議員
	8番	川	村	幸	栄	議員
	9番	佐	藤		靖	議員
	11番	高	野	美	枝子	議員
	12番	高	橋	伸	典	議員
	13番	遠	藤	隆	男	議員
	14番	東	川	孝	義	議員
	15番	東		千	春	議員

1. 欠席議員（1名）

2番 富 岡 達 彦 議員

1. 事務局出席職員

事 務 局 長	伊	藤	慈	生
書 記	石	橋	恵	美
書 記	加	藤		諒
書 記	川	名	桃	代

1. 説明員

市 長	加	藤	剛	士	君
副 市 長	橋	本	正	道	君
教 育 長	岸		小	夜子	君
総 務 部 長	渡	辺	博	史	君
総 合 政 策 部 長	石	橋		毅	君
市 民 部 長	廣	嶋	淳	一	君
健康福祉部長	馬	場	義	人	君
経 済 部 長	山	田	裕	治	君
建設水道部長	東		聡	男	君
教 育 部 長	木	村		睦	君
市立総合病院 事務部長	佐	々	木	紀	幸
市立大 学局長	水	間		剛	君
こども・高齢者 支援室長	松	田	慎	司	君
産業振興室長	田	畑	次	郎	君
上下水道室長	佐	藤	美	香	君
会 計 室 長	鈴	木	康	寛	君
監 査 委 員	岡	川		進	君

○議長（山田典幸議員） ただいまより令和6年第1回名寄市議会定例会を開会いたします。

本日の会議に2番、富岡達彦議員から欠席の届出がありました。

ただいまの出席議員数は15名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（山田典幸議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

9番 佐 藤 靖 議員

13番 遠 藤 隆 男 議員

を指名いたします。

○議長（山田典幸議員） 日程第2 会期の決定について、お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より3月21日までの22日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より3月21日までの22日間と決定いたしました。

○議長（山田典幸議員） 日程第3 これより令和6年度市政執行方針・教育行政執行方針を行います。

初めに、令和6年度市政執行方針を行います。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） おはようございます。

令和6年第1回名寄市議会定例会の開会にあたり、市政執行への私の基本的な考え方を申し上げ、議員各位をはじめ、市民の皆様の御理解と御協力をいただきたいと思います。

はじめに、本年1月1日に発生した令和6年能登半島地震において、被災された方々に心からお

見舞いを申し上げますとともに、犠牲になられた方々、またその御遺族に対して謹んで哀悼の意を表します。

被災地の日も早い復興を願い、本市として義援金募集のほか、要請に応じた様々な支援に取り組んでまいります。

さて、私が、市長として4期目の任を担わせていただいてから間もなく2年を迎えることとなります。

今後も市民の皆様の健康と生活を支えるため、「市民が主体のまちづくり」を基本に総合計画と総合戦略の着実な推進に努めてまいります。

また、特に地方の人材不足に象徴される少子高齢化に伴う情勢の変化など、直面する喫緊の課題に対して、様々な分野でデジタルトランスフォーメーション（DX）や人材確保対策の推進を図り、力強くスピード感を持って全力で取り組んでまいります。

市政推進の基本的な考え方を申し上げます。

総合計画の将来像である「自然の恵みと財産を活かし みんなでつくり育む 未来を拓く北の都市・名寄」の実現に向け、「人づくり」「暮らしづくり」「元気づくり」の3つの理念を基本に、後期基本計画を着実に実行してまいります。計画に掲げた主要施策の成果指標の目標達成に向けた施策を展開していくとともに、PDCAサイクルの中で進捗管理を行い、総合計画の具現化へ努めてまいります。

今後も議員各位をはじめ、多くの市民の皆様とともにまちづくりを進めてまいりたいと考えていますので、一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、市民主体のまちづくりの推進について申し上げます。

まちづくりの理念や基本ルールを示した「名寄市自治基本条例」について、5年以内ごとに検討及び見直しを行うこととされていることから、市民の意識の変化や社会状況の変化などを考慮した

見直し検討を行ってまいります。

また、この見直し検討状況の周知等に努め、市民の条例に対する理解を深めながら、市民と行政の協働のまちづくりを進めてまいります。

次に、総合計画について申し上げます。

「名寄市総合計画（第2次）後期基本計画」の重点プロジェクト及び主要施策の成果指標（KPI）の目標値達成に向けた取組を推進するとともに、行政評価やローリング作業を実施し、事業の検証・必要な見直しを行い、総合計画の実効性を高め、効果的・効率的な行政運営に努めてまいります。

次に、地方創生について申し上げます。

国においては、デジタル田園都市国家構想を実現するために総合戦略を「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に改め、令和5年度からスタートいたしました。

地方においても、地域の個性や魅力を生かした地域ビジョンを再構築し、地方版総合戦略の改訂に努めることが求められております。

今後、北海道においても総合戦略の改訂が予定されていることから、名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略についても、国、北海道の総合戦略を勘案し事業や成果指標（KPI）などの見直し作業を行い、地方創生の加速化・深化を目指してまいります。

次に、コミュニティ活動の推進について申し上げます。

「協働のまちづくり」のための最も基本的なコミュニティである町内会などについては、継続した財政的支援のほか、課題解決アドバイス事業を実施し、未加入世帯の増加や役員の担い手不足などの課題解決に向けて取り組んでまいります。

また、小学校区域を基本に組織されている地域連絡協議会については、これまで小学校区域での活動支援を継続しつつ、複数の町内会や他団体と連携する活動へ支援できるよう新たに地域連携事業交付金を創設し、地域コミュニティ組織の活性

化を推進してまいります。

次に、広報・広聴事業について申し上げます。

多様な媒体を活用した行政情報の発信及び本市のプロモーションについて庁内連携を深め、より効果的な発信となるよう努めるとともに、本市の認知度向上や郷土愛の醸成にもつながるよう、SNSなどを活用した魅力発信に取り組んでまいります。

次に、人権尊重と男女共同参画社会の形成について申し上げます。

人権については、関係機関等との連携による啓発を推進するとともに、相談事業を進めてまいります。加えて、令和6年度は、国からの人権啓発活動地方委託事業を実施し、市民の人権意識向上を図ってまいります。

男女共同参画については、「第3次名寄市男女共同参画推進計画」に基づき、性別にとらわれず、男女が互いに協力し合える社会の実現に向けた取組を進めてまいります。

次に、情報化の推進について申し上げます。

市民サービスの向上や行政運営の効率化を図るため、昨年度、「名寄市DX推進計画」を策定しました。本計画にのっとり、庁内におけるDXでは、デジタル技術を活用した業務改善（BPR）に一層取り組むとともに、国が示す標準化システムへの移行促進、計画搭載事業の実装に向けた取組を進めてまいります。

また、地域におけるDXでは、名寄市電子地域通貨Yorocaに対する行政ポイント事業を進めるほか、デジタルディバイド対策として、引き続きスマホなんでも相談窓口を開設してまいります。

次に、交流活動の推進について申し上げます。

国内交流については、人的交流や特産品販売など様々な事業を通じて、山形県鶴岡市、東京都杉並区との交流を推進してまいります。

ふるさと会については、本市の情報提供や会員拡大の取組など、活動の充実が図られるよう各会

の取組を支援してまいります。

国際交流については、姉妹都市カナダ国カワサレイクス市リンゼイへの交換学生事業などを通じて、グローバル人材の育成や両市の交流が深まる取組を支援してまいります。

また、台湾との交流では、中学生や高校生の派遣、教育旅行受入などの日台の青少年交流のほか、農業青年の派遣・受入、台湾国立中山大学との多様な交流を通じて、国際感覚豊かな青少年の育成、交流人口の拡大に努めてまいります。

次に、移住の推進について申し上げます。

名寄市移住促進協議会を中心に、移住希望者に向けた情報発信、移住体験ツアーの受入、移住者同士の交流の場づくりなど関係団体と連携し、移住及び関係人口の創出・拡大に取り組んでまいります。

また、移住・定住コーディネーターを配置し、移住前後のサポート体制を整備するほか、クリエイティブ人材の移住促進や東京圏を中心としたUIJターン促進についても取り組んでまいります。

次に、定住自立圏について申し上げます。

本市と士別市を複眼型中心市とした13の市町村で形成する北・北海道中央圏域定住自立圏については、「定住自立圏共生ビジョン」に基づき医療、介護、産業振興、防災や物流分野など広域連携事業を推進してまいりました。

人口減少の抑制が難しい中、自治体間連携はさらに重要なものになると考えていることから、施策・事業の成果指標（KPI）の達成状況等を検証し、「定住自立圏共生ビジョン」の必要な見直しを行いながら広域連携事業の着実な推進を図ってまいります。

次に、効率的な行政運営について申し上げます。

平成29年4月に「第2次名寄市行財政改革推進基本計画」及び本計画を具体化する実施計画を策定し、「効率的で質の高い行政運営の推進」、「持続可能な財政運営の推進」、「市民と協働の行政運営の推進」の3つの基本方針に基づき、効

率的な行政運営に取り組んでまいりました。今後も本計画に基づき、ICTの活用など時代に即した行財政改革に取り組むことで、市民サービスの向上と効率的な行政運営の両立に努めてまいります。

次に、恒久平和に向けた取組について申し上げます。

本市においては「非核平和都市宣言」の趣旨にのっとり、これまで平和首長会議や日本非核宣言自治体協議会への加盟をはじめ、各種事業の実施や民間団体などが行う事業との連携を図りながら、戦争のない世界平和と核兵器廃絶を求めて取り組んでまいりました。

また、これまで取り組んできた事業の内容や資料をホームページに掲載するなど情報発信を行うことで、恒久平和を念願し平和の尊さを市民と共有してきました。

今後も核兵器の廃絶や恒久平和の実現を全市民共通の願いとして、様々な平和推進事業に取り組んでまいります。

次に、自衛隊の体制維持・強化の推進について申し上げます。

本市に所在する陸上自衛隊名寄駐屯地の拡充や自衛隊員の増強については、北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会や名寄駐屯地増強促進期成会などと連携し、各種の要望を行ってきたところです。

今後も関係機関との連携を図り、名寄駐屯地の役割や必要性、自衛隊との連携によるまちづくりの推進など、国の動向を注視しながら、自衛隊の体制維持・強化の推進に努めてまいります。

また、本市における自衛隊の活動を応援する名寄市自衛隊後援会などについても引き続き支援してまいります。

次に、健康の保持増進について申し上げます。

健康づくりの推進について、令和6年度は、名寄市健康増進計画「健康なよろ21（第3次）」、「名寄市生きるを支える自殺対策計画（第2次）」の初年度にあたり、計画に基づく事業の推進を図

り、住み慣れた地域で心豊かに元気に生活できる社会環境の実現を目指し、市民のこころとからだの健康づくりに向けた取組を進めてまいります。

母子保健対策の推進については、出産・子育て応援事業により、相談支援と経済的支援を一体的に行い、子どもが健やかに生まれ育ち、安心して子育てができるよう、妊娠・出産期からの切れ目ない支援体制の充実に努めてまいります。

感染症対策の推進については、予防接種や感染症予防に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、新型コロナワクチン接種が予防接種法上の「特例臨時接種」から季節性インフルエンザと同様の枠組みに代わることから、国・道の動向を注視し、迅速な情報提供、対策に努めてまいります。

次に、地域医療の充実について申し上げます。

病院事業については、「北海道医療計画」に定める地域医療構想に沿って、主に市立総合病院では救急及び急性期医療、東病院では慢性期医療を担い、市民はもとより圏域の住民が住み慣れた地域で安心して適切な医療が受けられるよう、引き続き、診療体制の維持と経営基盤の安定に努めてまいります。

市立総合病院については、救急や周産期・小児医療機能を維持するほか、手術室増改修事業による機能の充実、医療機関等との連携強化など、持続可能な地域医療提供体制の確保に向けた取組を進めてまいります。

併せて、令和6年度診療報酬改定への対応による増収策と、ベンチマークを活用した経費節減策などに努める一方、医師・看護師をはじめとした医療従事者の確保と働き方改革、医療DXを推進してまいります。

東病院については、令和6年4月から引き続き指定管理者となる上川北部医師会と連携を図りながら、より効率的な経営に努めるとともに、居住誘導区域への新築移転等、地域医療構想との整合性を図りつつ、地域の医療・介護ニーズに応える形で今後のあり方を検討してまいります。

また、本年度策定した「名寄市病院事業経営強化プラン」については、点検及び評価を行いながら、プラン達成に向けた取組を推進し、役割・機能の最適化と連携の強化、経営の効率化等を進めてまいります。

圏域内の各医療機関のあり方もさらに変化していくことが予測されるため、地域医療連携推進法人「上川北部医療連携推進機構」による事業推進を強化しつつ、求められる医療提供体制の実現に努めてまいります。

次に、子育て支援の推進について申し上げます。

認定こども園等の整備については、昨年11月に本体工事が完成し、本年4月の開園に向けて準備を進めているところです。

令和6年度においては、西保育所及び南保育所の解体工事を実施し、南保育所の跡地に園庭と駐車場を整備するための外構工事を予定しており、安全面に配慮しながら整備を進めてまいります。

また、「第2期名寄市子ども・子育て支援事業計画」が最終年度となることから、市民ニーズの把握に努めるとともに、関係する機関や団体などの協力をいただきながら計画の策定を進めてまいります。

次に、地域福祉の推進について申し上げます。

地域福祉については、「第3期名寄市地域福祉計画」の基本目標である「市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくり」に基づき、すべての市民が互いに支えあいながら安心して健やかに暮らしていくことができるよう「自立と共生」の地域社会づくりを保健医療福祉の連携のもとさらに進めてまいります。

また、災害対策については、災害の発生に備え防災担当と連携し、介護・福祉関係事業所における災害対策に関する計画や避難行動要支援者に関する個別計画などの取組を進めてまいります。

次に、高齢者施策の推進について申し上げます。

令和6年度は「名寄市第9期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画」の初年度にあたり、

計画に基づく事業の推進を図るとともに、高齢者の方々が住み慣れた地域において自分らしい生活が続けることができるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け取組を進めてまいります。

健康づくりと介護予防の推進については、後期高齢者の医療・健診・介護レセプトデータ等を活用し、地域の健康課題の分析を行い、フレイル予防の普及啓発活動や健康教育・相談、生活機能向上に向けた支援等を関係機関と連携して取り組んでまいります。

認知症施策の推進については、地域や職域において認知症の人と家族を支えるサポーターの養成に向けた講座を引き続き実施するとともに、「認知症カフェ」の定期開催や市民の皆様が広く認知症について理解を深めることができるよう取り組んでまいります。

喫緊の課題である介護職員の確保・業務の効率化については、介護職員初任者研修及び実務者研修の受講費用の助成、資格保持者に対する就職支度金の助成を継続するとともに、介護現場におけるロボットやICTの活用促進、ペーパーレス化などに取り組んでまいります。

次に、障がい者福祉の推進について申し上げます。

令和6年度は、「第7期名寄市障がい福祉実施計画・第1期名寄市障がい児福祉実施計画」の初年度にあたり、計画に基づき、障がい者が自立した生活や地域でともに生活していくために円滑な福祉サービスの提供に努めてまいります。

基幹相談支援センターについては、名寄市障害者自立支援協議会や障がい福祉施設などの関係機関と連携を図りながら様々な障がいに関する相談に対応しています。

引き続き、地域の相談支援体制を強化し、障がい者の権利擁護や理解啓発活動に努めてまいります。

また、障がい者の高齢化・重度化や親亡き後も見据え、障がい者や障がい児が、地域で安心して

暮らしていくことができるよう、定住自立圏共生ビジョンにおいて広域利用を推進している「地域生活支援拠点等」の仕組みを活用し、切れ目ない様々な支援を提供してまいります。

次に、国民健康保険について申し上げます。

国保の財政運営においては、保険税収の減少や財源充当としての基金の活用が図れなくなったため、本年度、課税額の税率改正を行ってまいりました。しかし、北海道に納付する納付金の財源確保については、依然厳しい状況にあります。

今後、国保財政の安定的な運営を図るため、加入者の負担に十分配慮した適正な税率設定について、運営協議会の意見などを踏まえながら、納付金の財源が速やかに確保されるよう検討してまいります。

次に、環境との共生について申し上げます。

地球温暖化問題についての啓発を行うとともに、公共施設の省エネルギー推進など、CO₂削減に向けた取組を進めてまいります。

霊園、墓地、火葬場などの施設については、利用される方が安らぎを感じる環境空間となるよう努めてまいります。

次に、ゼロカーボンの推進について申し上げます。

気候変動の影響により猛暑や集中豪雨など自然災害が頻発、激甚化する中、本市においても「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、広報やワークショップ等を通じて市民の皆様へのゼロカーボンの理解促進に努めています。

2050年のカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現へ向けて「地球温暖化防止実行計画（区域施策編）」の策定を進め、二酸化炭素排出量削減へ向けた具体的な施策を検討してまいります。

次に、循環型社会の形成について申し上げます。

循環型社会の形成に向け、再生資源集団回収事業をはじめ、段ボールコンポストの普及、適正な分別方法の周知啓発や再資源化などの取組を進めてまいります。

さらには、環境衛生推進員協議会との協働による清掃週間や分別指導のほか、効率的なごみの収集・処理事業を推進してまいります。

また、名寄地区衛生施設事務組合における次期一般廃棄物中間処理施設整備では、昨年、（仮称）名寄地区一般廃棄物中間処理施設整備に着手し、本年夏頃まで実施設計を行ったのち、秋頃から建設工事に取り掛かり、令和9年4月の供用開始が予定されています。進捗状況などについて、市民の皆様へ随時周知を図ってまいります。

次に、消防について申し上げます。

本年1月1日に発生した令和6年能登半島地震など全国各地で自然災害が頻発しており、北海道内でも消防に寄せられる期待は、より一層高まっています。「市民が安全・安心を実感できるまちづくり」と「持続可能な消防体制」の実現に向け、導入から33年経過した消防団車両を更新し、現在保有する消防車両等の維持管理と併せて、複雑多様、大規模化する災害に備え安定した消防力の供給に努めてまいります。

また、組織体制の充実を図るため、人材育成にも注力し、職員や団員について、北海道消防学校への研修派遣や各種訓練、研修を通じて知識や技術の習得をするとともに関係機関との連携強化を図り、より強固な体制を構築してまいります。

全国的に減少傾向にある消防団員については、定数確保に向けて多様な手段を用いた広報活動を積極的に展開してまいります。

住宅防火安全対策については、住宅火災による被害の軽減を図るため、住宅用火災警報器の設置率向上や徹底した維持管理を行うほか、防災品や住宅用消火器等の設置推進など総合的な住宅防火対策を進めてまいります。

次に、防災対策の充実について申し上げます。

近年、全国各地で甚大な被害をもたらしている自然災害に対する防災対策については、「減災」の考え方に基づき、国の「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく取組を推進するとともに、関

係機関と連携した防災・減災の活動に取り組んでまいります。

さらに、自助及び共助力の向上を柱とした取組から、市民の防災意識の高揚を図り、自主防災組織の設立や活動支援に努めるとともに、防災資機材や食料などの備蓄品について、計画的な整備を進めてまいります。

次に、交通安全対策について申し上げます。

事故の根絶に向け、引き続き、関係機関や団体との連携による啓発や見守りを進めてまいります。

また、幼児や児童、高齢者を対象とした交通安全教室や夜光反射材の配布など、事故被害防止に向けた取組を進めてまいります。

次に、生活安全対策について申し上げます。

犯罪のない安全で安心な地域づくりを目指し、関係機関や団体、地域住民と犯罪防止に関する情報の共有を図るとともに、防犯対策の強化や防犯意識の高揚を図ります。

空き家対策については、「第2次名寄市空家等対策計画」に基づき、所有者等の当事者意識を醸成する啓発や、課題解決に向けた関係者への助言等の取組を進めてまいります。

次に、消費生活の安定について申し上げます。

「悪質商法」や「架空請求詐欺」などの消費者被害の防止に向け、引き続き、積極的な広報や啓発を行うとともに、消費者救済のため、相談員の資質向上に努めてまいります。

次に、住宅の整備について申し上げます。

公営住宅の整備については、「名寄市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、瑞生団地建替工事に本年も着手し、令和4年度から実施した住棟整備事業の完成を予定しています。

既存の団地は、緑丘第1団地2号棟の長寿命化工事を実施するほか、各団地住宅設備などの修繕を計画的に行い、居住環境の維持に努めてまいります。

また、今後利活用しない栄町55団地と瑞生団地の一部住棟は解体工事を実施し、団地のコンパ

クト化を進めつつ、安全・安心な市営住宅を供給してまいります。

民間住宅の整備については、木造住宅の耐震化の支援として、耐震診断及び耐震改修費用の一部を助成し、地震に対する安全性の向上を図ってまいります。

次に、「名寄市公共施設等再配置計画」の推進について申し上げます。

持続可能で利便性の高いコンパクトなまちづくりへの転換を目的として「名寄市立地適正化計画」において、都市機能誘導区域と居住誘導区域を定め、具体的な公共施設の再配置を推進するため「名寄市公共施設等再配置計画」を策定しています。

計画の着実な推進に向けて、これまでいただいた御意見を参考に中心市街地での図書館を中心とした複合施設などの整備について進めてまいります。

次に、水道事業について申し上げます。

安全・安心な水道水を安定供給するために、老朽管更新事業として7路線を更新し、併せて給水区域内の漏水調査と配水管洗浄作業及び浄水場設備の更新を実施してまいります。

次に、下水道・個別排水事業について申し上げます。

下水道事業については、「公共下水道ストックマネジメント計画」に基づき、下水道施設の改築更新を引き続き進めてまいります。

個別排水事業については、農村部における快適な生活環境向上のため、合併浄化槽10基の設置工事を予定しています。

次に、道路整備について申し上げます。

継続路線については、社会資本整備総合交付金や都市構造再編集中支援事業費補助により整備を進めている北3丁目通、南10丁目右仲通及び西3条仲通の3路線のほか、新規路線の事業着手に向け、国への予算要望に努めてまいります。

市単独費による整備については、凍上による道

路の損傷や凹凸が著しい南2丁目通の再整備のほか、舗装路面の老朽化が進行している東5号線、風連26線の2路線の舗装改築工事を行い、安全で円滑な交通網の確保に努めてまいります。

橋梁については、「名寄市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、令和12年度までに修繕を計画している橋梁のうち、「風連駅跨線橋」を含む2橋の修繕工事のほか、「東3号橋」の実施設計、56橋の近接目視点検を実施するとともに、令和5年度までに一巡した点検結果に基づき163橋の計画策定を行い、引き続き利用者の安全確保に努めてまいります。

次に、市道の除排雪について申し上げます。

市道の除排雪については、令和6年度においても、新雪除雪のほか、積上げ除雪の実施や幹線道路の複数回の排雪とともに交差点のカット排雪を実施し、冬季の安全・安心な道路空間の確保に努めてまいります。

除排雪助成事業については、除排雪業務の担い手育成・確保に対する支援や排雪ダンプ助成事業、市道及び私道除排雪助成事業の実施など、関係機関と連携を図りながら、引き続き市民の満足度が高まるよう、市民との協働による除排雪事業を進めてまいります。

次に、地域公共交通について申し上げます。

鉄路については、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする第2次アクションプランに基づき、宗谷本線など8線区を維持・活性化・利用促進するための取組を進めてまいりました。

今後も持続的な鉄道網の確立に向け、北海道や各沿線自治体などと連携を密にし、宗谷本線活性化推進協議会としての取組を継続してまいります。

また、路線バスについては、持続可能な新たな公共交通としてA I活用型オンデマンドバス「のーと名寄」の運行を開始したことから、名寄市地域公共交通活性化協議会において、本市における公共交通の最適化について議論を進めてまいります。

次に、農業・農村の振興について申し上げます。

はじめに、地域の特色を生かした持続可能な農業と豊かで活力ある農村を目指し、「第2次名寄市農業・農村振興計画」に基づき施策を推進するほか、地域における農業の将来のあり方や農地利用の目標を明確化する地域計画を定め、農地の集約化等に向けた取組を推進してまいります。

次に、収益性の高い農業経営の確立について申し上げます。

米政策については、水田活用の直接支払交付金制度の要件見直しに対応し、田畑輪換体系の導入に向けた情報提供や、肥料高騰対策、畑地化後の収益性向上を図るため、土壌分析に基づく営農指導などの取組を推進してまいります。

重点振興作物では、農業振興センターで生産したアスパラガスの大苗提供を5月下旬から開始し生産拡大を促進します。

薬用作物振興では、組織培養による病害虫に侵されていないカノコソウ苗の供給を開始し、さらなる生産拡大が図られるよう関係機関・団体や製薬会社と連携し推進してまいります。

次に、多様で持続可能な農業経営の促進について申し上げます。

農業法人化については、農業生産力の維持と農業経営の効率化など、地域の中心的経営体として複数戸による法人の設立を促進するため、共同機械利用組織や農作業受委託などの状況に応じた、支援や情報提供などに努め、地域における担い手の確保に取り組みます。

次に、農業の担い手の育成と確保について申し上げます。

新規就農の育成については、後継者への安定的な経営継承に向け、引き続き道北なよろ農業協同組合と協調して支援を行ってまいります。

新規参入者の就農に向けては、地域おこし協力隊の募集を基本としており、協力隊の待遇を改善するとともに、新規就農フェアをはじめとする各種就農相談会へ積極的に参加し、農業体験実習事

業を通じて就農希望者の確保に努めてまいります。

次に、人と自然にやさしい農業の推進について申し上げます。

環境にやさしい持続可能な農業・農村の構築については、化学肥料の低減など環境保全効果の高い農業を推進してまいります。

有害鳥獣対策では、名寄市有害鳥獣農業被害防止対策協議会を中心に、引き続き捕獲による被害防止と担い手の育成に取り組むほか、ヒゲマの出没情報の提供による注意喚起や電気柵の設置など、予防と安全対策を関係機関と連携して取り組んでまいります。

次に、豊かさと活力ある農村の構築について申し上げます。

食育推進については、「第4次食育推進計画」に基づき、食と生産現場とのつながりを身近に感じられる恵まれた環境を生かした取組を進めてまいります。

地産地消については、消費者と生産者をつなげる取組として、地場製品の購入機会の確保につながるよう、市SNS等を通じて情報発信を行ってまいります。

次に、森林保全と林業の振興について申し上げます。

森林については、地球温暖化の抑制など多面的機能を有する貴重な財産として、「名寄市森林整備計画」に基づき、健全な森林資源の維持・造成を推進してまいります。

市有林については、間伐や伐採及び植林を計画的に推進し、自然環境と市有財産の保全に努めてまいります。

私有林については、森林所有者の負担軽減となるよう国や道の補助制度を活用し、関係機関と連携した計画的な森林整備を推進してまいります。

また、森林環境譲与税を活用し、林業機械や人材育成・担い手確保などへの支援を継続してまいります。

次に、商工業の振興について申し上げます。

中小企業の振興や経営基盤の強化、経済団体の機能強化を図るため、中小企業振興条例に基づき、市の制度融資や企業活力強化への支援など、地域循環型経済の構築を図る取組を推進するほか、市内事業者数の維持・拡大を目指した創業支援・事業継承支援施策を継続してまいります。

また、昨年11月23日から運用が開始されました名寄市電子地域通貨「Yoroca」については、これまでプレミアムポイント付与や利用促進のキャンペーン効果により多くの皆様に御利用いただいております。

今後においては、行政ポイントや公共施設利用等を順次拡大させるなど、事業実施主体である名寄商工会議所と連携し、地域内経済の好循環を目指して、市民の皆様により一層定着するよう努めてまいります。

燃料価格や物価高騰の影響については、地域経済の再生と活性化を図るため、引き続き、国や道の施策を注視しながら、中小企業振興審議会、経済団体及び業界団体、さらには「産官金連携なよろ経済サポートネットワーク」と連携し、適宜、必要かつ持続可能な対策を講じてまいります。

王子マテリア株式会社名寄工場生産品集約に係る敷地利活用については、引き続き「再生可能エネルギー」「物流・防災拠点」「IoTデータセンター」を3つの柱に、事業の具現化へ向けて進めてまいります。

次に、労働関係について申し上げます。

ハローワークなよろ管内の雇用情勢は、求職者に対し求人数が上回る状況が継続しており、また、人材のミスマッチ等により各種分野において人手不足及び人材確保は喫緊の課題となっています。

人材の育成・確保に関して、中小企業振興条例に基づく支援メニューのさらなる周知及び利用促進に努めるほか、国の制度に基づく特定地域づくり事業への支援などにより、安定的な雇用環境と人材の育成・確保に向けた取組を推進してまいります。

また、市内事業者へ人手不足・人材確保に関する調査を行うとともに、各種団体等と意見交換を行うなど、課題解消に向けた取組を進めてまいります。

大学・高校などの卒業生の就職支援については、職業体験や企業説明会などをハローワークをはじめ、関係団体と連携した取組を実施していくとともに、奨学金返済支援といった新たな事業を構築し、新規学卒者の地元定着を推進してまいります。

次に、観光の振興について申し上げます。

「名寄市観光振興計画（第2次）」に基づき、「ウィズコロナ」から「アフターコロナ」、そして「ポストコロナ」へと回復の段階に応じた取組を進めていくため、本市の豊かな自然を活用したアウトドア観光の推進や、Nスポーツコミッションと連携したスポーツツーリズムの推進などに重点的に取り組むほか、これらを担う人材の発掘・育成に取り組んでまいります。

ピヤシリスキー場については、昨シーズンから開放したほかツリーランエリアの増設を行うなど、回復しつつあるインバウンド需要に対応するため、新たな魅力創造に努めています。

また、今シーズン新たにスマートゲートを設置し、利用者の利便性・安全性の向上に努めたことに加え、より詳細な利用者データを集約・分析できることとなったことから、利用者ニーズに合わせたきめ細かな商品・サービスの提供を行い、利用者の拡大に努めてまいります。

さらには、交流人口拡大を目指しウィンターシーズンの誘客のみならず、夏の合宿やグリーンシーズンの観光需要の掘り起こしに努めてまいります。

次に、幼児教育の充実について申し上げます。

幼児教育については、各施設への支援を充実させ安定した運営のもと、幼児教育の質の向上と保護者が安心して預けることのできる環境や、園児を安定して受け入れることのできる体制づくりを支援してまいります。

次に、高等学校教育の充実について申し上げます。

北海道名寄高等学校の生徒や保護者に対し、これまでの支援を継続するとともに、同校が魅力ある高校となるよう、学友会が企画立案し実行する取組に対し、新たに支援を行ってまいります。

引き続き、地域とともにある学校づくりの充実を目指して、北海道教育委員会及び学校運営協議会と連携・協働して、同校が魅力ある高校となるよう進めてまいります。

次に、名寄市立大学について申し上げます。

令和6年度からの3年間は、「将来構想ビジョン2026」の後期実施計画の締めくくりとして重要な期間であり、引き続き研究活動や図書館機能の活性化、地域社会との連携、国際・国内交流を推進していくとともに、令和7年度の認証評価受審に向けて適合と判定されるよう教育環境や学生支援、社会連携・社会貢献等の様々な分野における改善・向上の取組を進めてまいります。

大学院設置については、家村昭矩新学長のもと、専門教育の充実と発展に向けて将来構想期間内の設置を目指してまいります。

独立行政法人化の検討については、急速な少子化の中、大学の持続可能な発展のために検討を進めてまいります。

今後も地域に根ざした教育活動の展開、名寄市立大学の特色と専門性を生かした学びの提供、学生確保を継続するべく、各種取組を進めてまいります。

次に、生涯スポーツの振興について申し上げます。

スポーツ施設の整備では、維持管理を中心とした修繕及び設備更新等を行うことで、市民に快適なスポーツ・運動環境を提供してまいります。

また、市民ニーズ及び利用人数、人口推計等を考慮しながら将来を見据えたスポーツ施設のあり方を検討してまいります。

スポーツ振興事業では、引き続き、働き世代の

運動習慣化の向上につながる、スポーツ・運動による健康づくり事業を推進するとともに、子どもたちが将来に渡り、地域の中でスポーツが続けられる新たな環境づくりに競技団体と連携して取り組み、スポーツによるまちづくりを実現していきます。

スポーツ合宿推進事業では、冬季スポーツの拠点となるべく、全国規模等の大会誘致を推進するとともに、関係団体との連携を図りながら、日進地区のスポーツ施設等を有効に活用して、季節を問わず、スポーツによる交流人口の増加に努めてまいります。

次に、地域文化の継承と創造について申し上げます。

市史編さん事業では、名寄市史（新市版）の令和7年度の発刊に向けて、これからも市民の皆様に資料の提供や協力をお願いしながら、地域の特色を客観的視点で捉えた新しい名寄市史の編さんを進めてまいります。

以上、市政執行に対する私の所信と基本的な考え方を申し上げます。

市議会議員の皆様、並びに市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げ、令和6年度の市政執行方針といたします。

○議長（山田典幸議員） 次に、令和6年度教育行政執行方針を行います。

岸教育長。

○教育長（岸 小夜子君） 令和6年第1回定例会の開会にあたり、名寄市教育委員会の教育行政の執行に関する基本的な方針について申し上げます。

令和5年度は新型コロナウイルス感染症への対応が緩和される中、国では今後の社会を見据えて「第4期教育振興基本計画」を策定し、「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を掲げ、基本的方針、基本的施策等を示しました。

北海道教育委員会では、令和5年度から5年間

の「北海道教育推進計画」を策定し、北海道が目指す「自立」と「共生」の基本理念のもと、本道の教育課題の解決と地域創生の実現に向け、取組を進めております。

名寄市教育委員会では、このような国や道の動向を踏まえるとともに、「名寄市総合計画（第2次）後期基本計画」のもと、教育・文化・スポーツ分野における基本目標である「生きる力と豊かな文化を育むまちづくり」を胸に刻み、市民一人一人がウェルビーイングを感じとれるよう、令和6年度の「学校教育推進計画」、「社会教育推進計画」の確実な推進に努めてまいります。

以下、令和6年度の学校教育、社会教育の主な施策について申し上げます。

はじめに、令和6年度の学校教育における重点施策について申し上げます。

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の法的位置付けが変わり、学校教育では、制限されてきた教育活動を徐々に再開し、平常の活動ができるようになってきました。

令和6年度の学校教育では、社会の変化とそれに伴い生じる教育課題に適時、適切に対応し、児童生徒にとって安全で安心できる教育環境づくりとともに、学校教育全体を通じたウェルビーイングの向上を目指し、「名寄市学校教育推進計画」に基づき、次の4つの重点的な取組を進めてまいります。

まず、第一に、信頼される学校づくりの推進について申し上げます。

児童生徒一人一人が資質能力を最大限に伸ばし、この学校で学んでよかったと思っただけの学校とするためには、各学校が地域社会に開かれ、家庭や地域と信頼し合える関係を構築して、連携・協力して子どもたちをともに育てることが重要です。

そのため、教育委員会、学校においては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念をもって、児童生徒を真ん中に、誰一人取り残すことなくウェ

ルビーイングを実感できる学校づくりに努めてまいります。

また、児童生徒が生涯にわたって社会を生き抜く自立した学習者・持続的な社会の創り手として成長していくことができるよう、児童生徒、保護者、市民の皆様の意見を聴き、対話しながら、一人一人が当事者意識や役割をもって、ともに学び・考え・創造して教育課題の解決が図られるよう努めてまいります。

地域とともにある学校づくりの推進については、学校と地域がパートナーとして連携・協働しながら学校運営に取り組む「コミュニティ・スクール」の一層の推進に努めてまいります。

特に、学校と地域との連絡・調整を図り、連携・協働を推進するために市内の全学校運営協議会に配置した地域コーディネーターが、その役割を発揮できるように取り組んでまいります。

各学校の学校経営については、児童生徒がよりよい教育活動を享受できるよう、学校評価により明らかになった成果と課題を踏まえ、本市共通モデルの学校経営計画及び学年経営案を効果的に活用して、組織的・継続的に改善が図られるよう取り組んでまいります。

小中一貫した教育については、各小中学校が義務教育9年間で連続した教育課程として捉え、学習指導や生徒指導で協力して児童生徒の資質能力を伸ばすことが大切です。

そのため、各地区の小中学校において、児童生徒・学校・地域の実態などを踏まえた具体的な取組が進むよう努めてまいります。

とりわけ、智恵文地区においては本年4月に本市初となる義務教育学校「智恵文小中学校」が開校することから、義務教育学校としての基盤を整え、地域の特色を生かした9年間の系統性・連続性のある教育課程の編成・実施に努めるとともに、風連地区においては名寄市小中一貫教育校合同連絡会議を計画的に開催し、取組内容の質を高めるよう努めてまいります。

教職員の資質能力の向上については、教育の質は直接、児童生徒の教育活動などを担う教職員の力量に影響されることから、常に研究と修養に努め、専門性の向上を図っていただけるよう、教職員の研修機会の確保と研修内容・方法の工夫改善に努めてまいります。

特に、北海道教育委員会の指導主事による学校訪問の積極的な活用や、ミドルリーダーを核に名寄市教育改善プロジェクト委員会などの名寄市教育研究所での活動などを通じて、教職員が主体的に学び合えるよう支援に努めてまいります。

学校における働き方改革の推進については、名寄市教育改善プロジェクト委員会を中心に、各学校において教職員の意識改革を進め、短期的な検証改善サイクルを構築するなどして、教職員一人一人が働き方が改善されているという実感をもつことができるよう取り組んでまいります。

第二に、生きる力を育てる教育の推進について申し上げます。

これからの複雑で変化の激しい社会においては、子どもたちが自信をもって自分の人生を切り拓き、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる生きる力を身に付けられるようにすることが重要です。

そのため、各学校の教育課程については、学習指導要領の社会に開かれた教育課程の理念に基づき、家庭や地域と連携・協働して教育活動の充実が図られるよう適切な編成・実施に努めてまいります。

確かな学力を育てる教育の推進については、各学校が全国学力・学習状況調査などにより把握した児童生徒の実態などを踏まえ、育成を目指す資質能力を明確にして、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた日常の授業改善を積み重ねていくことが大切です。

そのため、児童生徒一人一人の資質能力、興味・関心・意欲などを的確に捉え、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実が図られるよう、授業においては、デジタル教科書やA Iドリルの

導入など一人1台端末の効果的な活用や、加配教員等による小学校における教科担任制の取組などにより指導方法・指導体制の工夫改善に努めてまいります。

また、名寄市教育改善プロジェクト委員会を中心に学力向上の取組の検証と改善を組織的・効果的に行うとともに、家庭と連携しながら、一人1台端末の持ち帰りによるA Iドリルの活用を図るなど家庭学習の充実に向けた取組を推進してまいります。

あわせて、北海道教育委員会の指定事業「学校力向上に関する総合実践事業」に取り組み、市内の学校が一体となった学力向上の取組を推進してまいります。

豊かな心を育てる教育の推進については、人間尊重の精神、自他の生命を尊重する心、規範意識や公正な判断力などを育てることが大切です。

そのため、「特別の教科 道徳」を要として、地域教材の効果的な活用や家庭、地域との連携を図りながら、学校の教育活動全体を通じて道徳性を養う道徳教育の充実にも努めてまいります。

生徒指導については、課題解決的な対応にとどまることなく、教師と児童生徒との信頼ある関係の中で、すべての児童生徒の発達を支え、課題の未然防止ができるよう積極的な生徒指導の充実に努めてまいります。

いじめの根絶に向けては、教育委員会及び全小中学校において定めている「いじめ防止基本方針」などに基づき、すべての教職員がいじめの定義や組織的な対応などについて一層理解を深め、家庭や地域・関係機関と連携した未然防止、早期発見・早期対応に努めてまいります。

また、「名寄市小中高いじめ防止サミット」を引き続き実施し、各学校のいじめ防止の取組の交流を通じて、児童生徒の自発的・自治的な活動によるいじめ根絶の取組の活性化を図り、いじめ根絶のための取組をさらに徹底してまいります。

読書活動については、全小学校に配置している

学校司書を活用した図書の選定や配置の工夫、市立図書館との連携した取組などにより、児童生徒が図書に興味・関心をもち読書意欲を高めるよう取り組んでまいります。

健やかな体を育てる教育の推進については、児童生徒の心身の調和のとれた発達を図るためには、運動を通じて体力を養うとともに、食育の推進を通じて望ましい食習慣を身に付けるなど、健康的な生活習慣を形成することが大切です。

そのため、各学校が全国体力・運動能力、運動習慣等調査などにより把握した児童生徒の実態などを踏まえ、体育・保健体育の授業改善に努めるとともに、「1校1実践」の体力づくりや「早寝、早起き、朝ごはん」の取組が充実するよう努めてまいります。

食育については、栄養教諭の専門性を生かし、学校給食を生きた教材として効果的に活用するほか、各学校における食育推進体制の一層の整備、家庭や地域と連携した望ましい食習慣を身に付ける取組の充実などに取り組んでまいります。

性に関する指導の充実に向けては、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階や状況などを踏まえ、学校全体で共通理解を図り、保護者の理解を得ることなどに配慮して適切に行われるよう取り組んでまいります。

学校給食については、令和6年4月からの学校給食費の値上げに対して支援を行い、安定的な給食の提供に努めます。

また、使用する食材については安全安心な食材の選定に細心の注意を払い、積極的な地産地消に努め、児童生徒の健康や食育に資する献立の創意工夫に取り組んでまいります。

さらに、学校給食が児童生徒の学校生活を豊かにし、楽しい時間となるよう、献立表などを活用して食に関する情報発信に努めてまいります。

第三に、社会の変化や多様な教育ニーズへの対応について申し上げます。

まず、特別支援教育については、児童生徒一人

一人の教育的ニーズに応じた支援を行うとともに、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が、可能な限りともに学ぶ「インクルーシブ教育システム」を構築することが重要です。

そのため、特別な支援を必要とする児童生徒への就学前から学齢期、社会参加まで、関係機関などとの連携を充実させながら、切れ目ない支援体制の整備を図ってまいります。

また、名寄市立大学と連携し、特別支援教育に関する研修の充実や特別支援学校教諭免許状の取得率の向上を目指してまいります。

さらに、誰一人取り残すことのないよう、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな支援に努めるため、学習支援員、生活支援員の適切な配置や名寄版個別の支援計画「すくらむ」の効果的な活用に努めてまいります。

不登校児童生徒への対応については、一人一人の実情などに応じたきめ細かな指導・支援を行う必要があることから、学校における児童生徒理解・教育支援シートなどの各種データを有効に活用するとともに、各学校が関係機関と連携を図りながら、組織的、計画的、継続的に対応できるよう努めてまいります。

また、状況に応じてスクールソーシャルワーカーを学校などに派遣し、効果的な支援について関係者が協議できる機会を設けるとともに、中学校に配置している心の教室相談員による教育相談が、必要に応じて小学校でも実施できるよう取り組んでまいります。

さらに、不登校児童生徒の様々な状況やニーズなどに対応できるよう、適応指導教室の利用や学校における別室登校などの受入体制の工夫、一人1台端末を活用したオンラインによる学習支援やカウンセリングの実施など、多様で効果的な教育や相談の機会・場の確保に努めてまいります。

情報教育については、Society 5.0の時代を迎え、これからの未来を創る児童生徒には、情報活用能力の育成が必須であることから、一人1

台端末を適切、効果的に活用した教育活動の充実と必要なICT環境の整備に努め、教育DXを推進してまいります。

また、最近のインターネット上での誹謗中傷やいじめ、犯罪や違法・有害情報の問題の深刻化、インターネット利用の長時間化などの状況を踏まえ、児童生徒に対して「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度（情報モラル）」の育成に努めてまいります。

国際理解教育については、学校教育活動全体において、自分が生まれ育ったふるさとと、他国の文化や考え方を理解し、尊重する取組が充実するよう努めてまいります。

また、外国人英語指導助手を活用し、英語によるコミュニケーション能力の育成に努めるとともに、外国語活動・外国語の授業においても、一人1台端末やデジタル教科書を効果的に活用して、児童生徒が英語などの外国語に慣れ親しみ、主体的にコミュニケーションを図ろうとする態度が養われるよう取り組んでまいります。

キャリア教育については、学校教育活動全体を通じて児童生徒に学校で学ぶことと社会との接続を意識させ、社会的・職業的自立に向けて基盤となる資質能力が育成されるよう努めるとともに、各学校において職場見学や職場体験活動、社会人講話などを実施し、児童生徒の望ましい勤労観や職業観を育てる指導が充実するよう努めてまいります。

主権者教育については、児童生徒の健全な成長や自立を促すためには、児童生徒が意見を述べたり、他者との対話や議論を通じて考える機会を持つことが重要であることから、児童生徒の意見を聴く機会や、児童会・生徒会などの場において、自己の取組活動について確認したり、議論したりする機会の創出に努めてまいります。

また、児童生徒にとって一番身近な社会である学級や学校の様々な教育活動において、生活上の課題を見出し、課題を解決するための話し合いや

合意形成を図る経験が積めるよう取り組んでまいります。

部活動改革については、国が示した「段階的な地域部活動への移行」に向け、地域の文化・スポーツ団体やNスポーツコミッションなどと協議を進めるとともに、名寄市教育改善プロジェクト委員会と連携し、教職員の負担軽減と生徒の活動機会の確保を両輪とした「NAYOROスタイル部活動改革推進事業」の推進に努めてまいります。

第四に、安全安心な教育環境の整備について申し上げます。

まず、未耐震施設で老朽化が著しい名寄中学校については、令和6年度から校舎などの改築工事を進めてまいります。

未耐震施設の名寄東中学校については、名寄産業高等学校光凌キャンパスの活用に向けて北海道教育委員会と協議を進めてまいります。

また、学校の猛暑対策として、市内小中学校のすべての普通教室に、可能な限り早期に空調設備の設置を進めてまいります。

市内小中学校の和式トイレについては、計画的に洋式トイレに改修してまいります。

危機管理については、学校をはじめ各関係機関と連携し、「危機管理マニュアル」や「安全マップ」などの適宜見直しと、それに基づく校内や登下校時の安全確保に向けた取組を徹底してまいります。

また、自他の命を守り、災害が発生する前の備え方や災害発生時の対処の仕方などを学び、それを実践に移すことができるよう、関係機関と連携し防災教育の推進に努めてまいります。

さらに、性犯罪・性暴力を根絶するため国が進めている「生命（いのち）の安全教育」に取り組み、学校における児童生徒がSOSを出せる環境づくりや相談体制の強化を図るとともに、学校、家庭、地域が連携して生命の尊さを学び生命を大切に教育や、一人一人を尊重する教育が一層徹底されるよう取り組んでまいります。

次に、社会教育における重点施策について申し上げます。

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の法的位置付けが変わり、社会教育では、密集や密接により実施が制限されていた事業が動き出しました。

令和6年度は、社会教育・生涯学習は、つながることをキーワードとして、社会教育施設が連携・協働し、様々な学びの機会や文化芸術に触れる機会を提供し、市民一人一人がウェルビーイングを感じられるよう、「名寄市社会教育推進計画」に基づき、次の4つの重点的な取組を進めてまいります。

まず、第一に、生涯学習社会の形成について申し上げます。

生涯学習活動の推進と学習への支援については、子どもから高齢者まで、すべての市民が生涯にわたって主体的に学習し、充実した人生を送ることができるよう、生涯学習推進体制の整備に努めてまいります。

そのため、社会教育施設間の情報共有や連携を図り、施設が相互協力できる体制づくりに努めるとともに、市民の学習活動の成果を地域課題の解決やまちづくりなどにつなげていくため社会教育主事の配置や、学びに関する相談体制の充実のため生涯学習推進アドバイザーの配置を継続してまいります。

また、ICTを効果的に活用した情報の発信や、オンラインでの講座の実施を通じて、多様な交流やつながりの機会を広げてまいります。

公民館活動については、社会教育施設や関係部局との連携による市民講座の充実など特色ある生涯学習活動を推進し、分館活動を含めた多様な身近な学習機会の提供に努めてまいります。

特に、名寄市公民館では、体験型の講座「エンレイカレッジ」を実施し、名寄の魅力や歴史に触れるとともに、オンラインでの学習機会の提供に努めてまいります。

智恵文公民館では、義務教育学校や地区の各種団体との連携のもと、農村地区という地域の歴史や自然などの特性を踏まえ、世代間で交流しながら地域資源を継承する生涯学習活動の推進に努めてまいります。

風連公民館では、ふうれん地域交流センターを拠点とし各種団体と連携・協働した事業を実施するとともに、陶芸センターを活用した公民館講座の開催や地域の伝統芸能活動など生涯学習活動の推進に努めてまいります。

次に、市立図書館については、市民の読書活動と学びを支援する身近な教育施設として、幅広い資料収集及び機能の充実に努め、利用者ニーズに即したきめ細やかな読書サービスを提供してまいります。

また、子どもの読書活動を推進するため、家庭、地域で活動するボランティア団体、幼児施設、学校と連携を図り、各種行事の開催や情報発信、読書環境整備などの具体的な取組を推進してまいります。

北国博物館については、地域に根差した視点に立って、地域の歴史や自然、文化を伝える普及事業や各種展示会の充実に取り組み、何度でも来館したくなるような魅力ある施設運営に努めるとともに、デジタル技術を活用し、地域の魅力を広く伝えるよう情報発信に取り組んでまいります。

なよろ市立天文台については、観望会やプラネタリウム、映像配信のほかデジタル技術を活用した取組を一層充実させ、市民に親しみある天文普及に努めてまいります。

また、天文台の協力団体と連携を図り、天文普及活動や情報発信に取り組んでまいります。

さらに、移動天文台車を利用し、名寄市内だけでなく近隣地域や東京都杉並区での観望会を行い、交流に努めるとともに、北海道大学や他の天文台などとの協力により、研究観測を推進してまいります。

次に、地域連携・協働による社会教育の推進に

については、地域の人づくり、つながりづくり、地域づくりの一端を担うため、地域の各種団体との連携を工夫して、社会教育活動を推進してまいります。

また、「学校を核とした地域づくり」を進めるため、地域学校協働活動を推進するとともに、「地域とともにある学校づくり」の充実が図られるよう、地域学校協働活動等人材バンクの登録と活用の推進に努めてまいります。

第二に、家庭教育の推進について申し上げます。

家庭における教育力を向上させるため、関係機関と連携し、子育て中の家庭同士の交流を図るなど、家庭教育支援事業の充実と、家庭教育や子育てに関する学習や相談機会が気軽に得られるよう、情報提供や相談体制の整備に努めてまいります。

また、地域全体で家庭や子どもを支え見守る環境をつくるため、市民への啓発や、北海道教育委員会と協定を締結する家庭教育サポート企業の拡大に努めてまいります。

第三に、青少年の健全育成について申し上げます。

未来をつくる青少年が心の豊かさ、創造性や社会性などを養い、時代の変化に的確に対応できる人間として育つよう、教育環境の整備に努めてまいります。

高校生や青少年のリーダーを育成するために、子ども会育成連合会などと連携したリーダー育成事業に取り組んでまいります。

また、学校外での体験交流活動を推進するために、スポーツ大会の開催や野外体験学習、東京都杉並区との小学生交流などに取り組んでまいります。

名寄市二十歳を祝う会については、二十歳を対象とし、実行委員会を中心に企画運営を行い、趣向を凝らした内容で開催してまいります。

名寄市児童センター、風連児童会館では、自由来館型の施設として、遊びやスポーツ、各種行事や体験活動を通じて児童の健全育成を図ってまい

ります。

放課後児童クラブでは、放課後における児童の安全安心な居場所を提供することを通じて、保護者の仕事と子育ての両立を支援してまいります。

民間学童保育所に対しては、児童の安全安心な居場所となるよう環境整備、運営に対し、必要な支援を行ってまいります。

青少年センターでは、地域や各学校、関係機関などと連携を図り、青少年の問題行動の未然防止や安全確保に努めてまいります。

また、不審者対策や犯罪のない地域づくりのために、市内の巡視活動を行い、子どもたちが安全安心に学び遊べる環境づくりに努めてまいります。

教育相談センターでは、社会が多様化する中で、不登校などの様々な悩みの受け皿が必要とされていることから、学校や家庭、関係機関との情報交換、連携を強化し、教育相談体制の充実にあつめてまいります。

適応指導教室では、不登校児童生徒の心情や悩みを受け止め、生活支援や学習支援を行いながら、学校復帰と社会的な自立に向けた取組を行ってまいります。

放課後子ども教室では、小学4年生から小学6年生までを対象に、勉強やスポーツ、文化活動、地域との交流活動などに取り組み、自ら学ぶ姿勢を高め、学習習慣の定着を図ってまいります。

第四に、地域文化の継承と創造について申し上げます。

名寄市文化芸術振興条例並びに名寄市文化芸術の振興に関する基本方針に基づき、文化芸術の振興と継承を図り、市民個人や団体による主体的、創造的な文化芸術活動を推進してまいります。

市民文化センター大ホールE N—R A Yやふうれん地域交流センターを核とした鑑賞事業、アウトリーチを含めた文化芸術鑑賞事業を実施するとともに、優れた文化芸術に触れる機会の提供として、文化芸術鑑賞バスツアーを実施してまいります。また、市民が日頃の文化活動の成果を発表す

る文化祭を実施してまいります。

歴史や文化財の継承については、北国博物館を核として地域に関わる歴史や文化の普及活動に努めるとともに、地域の宝として文化財の保護と伝承活動の支援に努めてまいります。

また、郷土の発展に大きく貢献し、全国的に活躍した名寄ゆかりの人物について、その功績や生き方を後世に伝えていくため、普及活動にも努めてまいります。

以上、令和6年度の教育行政執行方針について申し上げます。

本年1月1日に令和6年能登半島地震が発生し、改めて、先を予測することは困難であり、社会がどのように変化しようとも、周りの人々と協働しながら課題を解決し、豊かで幸せな人生を切り拓いていくことのできる生きる力を育むことの大切さを感じました。

名寄市教育委員会といたしましては、めまぐるしく変化する社会において、いつの時代も人を育む教育は社会の礎であり、幸せ、発展の原動力であることを肝に銘じ、地域全体で名寄の教育をさらに充実させることができるよう、学校・家庭・地域・行政による連携・協働をこれまで以上に強め、本市教育の振興・発展に熱意をもって誠心誠意取り組んでまいります。

議員並びに市民の皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） 以上で令和6年度市政執行方針・教育行政執行方針を終わります。

○議長（山田典幸議員） 日程第4 議案第1号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第1号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整

備に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、令和5年第4回市議会定例会において地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定をし、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う会計年度任用職員の勤勉手当の支給に関する規定を改正いたしました。パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給範囲を変更する必要があるため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第1号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第5 議案第2号 名寄市手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第2号 名寄市手数料徴収条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

戸籍法の一部を改正する法律が令和6年3月1日に施行され、新たに戸籍及び除籍電子証明書提

供用識別符号の発行に係る手数料を徴収する事務及び金額を新たに定めることに伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第6 議案第3号 名寄市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第3号 名寄市国民健康保険税条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

北海道が主体となっている国民健康保険の財政運営においては、市町村が国民健康保険事業費納付金を北海道に納付するとともに、その算定根拠である標準保険料率を参考に税率を設定することとなっておりますが、名寄市の現行税率においては令和5年度に税額改正を行ったものの、依然としてこの設定から乖離したものとなっております。また、税收減等により納付金の財源不足が生じているほか、基金の活用も見込めない状況となって

いることから、今後においても国民健康保険事業の安定的な運営を図るため、名寄市国民健康保険運営協議会の答申を踏まえて、標準保険料率を参考とした課税額に見直すこととし、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

川村幸栄議員。

○8番（川村幸栄議員） それでは、若干確認をさせていただきたいというふうに思います。

1つ目は、この時期に改正に至った理由についてお知らせをいただきたいと思います。国保運営協議会からの答申があったということでした。しかし、今年度もまだ3月いっぱいあるのですけれども、今年度もいち早く資産割をなくして、4税方式から3税方式にして、所得割額を見直したばかりでした。その中で今回もというようなことです。例えば資産割をなくすということも都道府県化の保険料水準統一していくための一つの手順だったように思いますが、これも実はよく調べてみたら令和8年度までに資産割の廃止をとというようなことだったとありました。ですから、随分いち早く国や道が示している方向に名寄市は進んだのだなというふうに思っています。今回の改定案です。国のほうも都道府県化を国保制度改革で進めてから6年が過ぎて、新たな加速化プランということで策定されています、去年の10月に。そこの中をちょっと見てみますと、令和12年度までには統一していきたいというふうになっています。その後なるべく早い時期に全体で統一していきたいということのようですけれども、どうも北海道の目標も納付金ベースの統一、令和6年度から進め、そして令和12年度には完全に統一したいということです。だから、今すぐということでも私はいいのではないかとこのように考えるのですが、この時期に改正に至った理由についてお

聞かせをいただきたいと思います。

2つ目には、今回の中身見せていただくと、所得割を据え置いて、均等割、平等割の値上げになっています。これ均等割、平等割ですから、国保加入者全てに係ると。値上げは必ず行われると。今年度、今進められてきた前回値上げになった部分では資産割がなくなりましたから、中には若干所得割との差でそれほど変わらなかったといった方もいらっしゃるかもしれませんが、今回は均等割、平等割が値上げになりますから、確実に上がる。確かに軽減措置はありますけれども、そういうふうになっていくということです。これは、どうしてそういうふうにしたのかお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 川村議員のほうから2点について御質問いただきました。1点目のこの時期に改正するに至った理由ということでございます。昨年税率を上げさせていただきました、その際にも説明させていただきましたが、基金がほぼ底をついてきているということと、それから納付金につきましてはここ何年か予想よりも大きかったということで、それに対する税率、税の計算をした際に赤字が見込まれるということで、前回の改定させていただいたときも4,000万円程度赤字が見込まれるということで、当面5年度については2,000万円上げさせていただいて、残り2,000万円につきましては5年度の状況見ながら、もしかするとさらにまた納付金が多かったりとか、状況がよくなったりというところで、それも踏まえながら6年度について再度検討しようという形でございました。今回も納付金につきましては、今回統一化になった時点での前期分の精算がございましたので、それが毎年2,700万円程度オンされておりましたから、5年度で最終ということで、6年度以降はその部分はないということで、純粋に納付金の算定、医療費含めた全体の中での税率の標準保険料率を計算さ

れたということで、昨年から見ると7,300万円ほど、2,700万円昨年オンされていましたが、その分差を引いたにしても納付金が多くなったということで、昨年の11月に仮算定で数字を一旦いただきまして、さらに数字が変わる可能性があるということで、前は11月ぐらいに運協開催させていただいて、12月に4定のほうで提案をさせていただいたという状況なのですが、今回につきましてはさらに精査するために、本算定が1月の中、15日頃されるということで、それを見て、さらにそれから1,000万円程度納付金が多くなりましたので、それを踏まえてシミュレーションして、今回運協のほう開催させていただいて、今回の提案をさせていただいた内容での税率改正ということでさせていただきました。議員もおっしゃられるとおり、令和12年には完全な統一化ということでもともとの方針もございましたし、それからプランにつきましても6年度で見直しするということになって、昨年示されましたけれども、資産割の関係につきまとはなくして3方式に、今まで4方式だったのを3方式ということで、も目指すということで、実は3割取っていたところが残りの少ないということで、昨年も運営協議会の中でも御審議いただきましたが、3割もなくす方向であれば、そういう状況であれば今回なくして、統一化に近づけようということでの答申もいただきましたので、5年度から3割をなくさせていただいたということでございます。そういう流れで、早急にすぐ近づけるということはないのですけれども、令和12年目がけて、一遍にやはり近づけてしまうと負担が一気に上がる可能性がございますので、今後の納付金の関係ですとか医療費の状況含めて状況見ながら、毎年保険料どうしていくかというのは検討しながら進めたいというふうに考えていますので、一緒に進めているということではなくて、その都度、その年度、その状況見ながら保険料については検討していきたいというふうに考えております。

それと、前回は所得割のほうを上げさせていただいて、今回は所得割につきましては据置きをさせていただいて、均等割、平等割ということでそれぞれ上げさせていただいております。5年度、所得割上げさせていただいたのですけれども、実は後ほど補正予算でもございますけれども、見込んでいた2,000万円分、普通でいけば予算どおり、もしくは多少上振れするかなというふうに想定しておりましたけれども、実は被保険者の減少であったりとか、それから団塊の世代の方の後期高齢者への移行だとか、それから社会保険に行った方が国保に戻ってこないとか、ちょっとそのような要件もあって、予定よりも税収が見込めなかったということで、そういうこともございましたので、前回所得割も上げさせていただいて、今回も所得割を上げてしまうと、またさらに大きく税額伸びる方もいらっしゃると思いますので、今回は均等割、平等割のほう改定させていただいて、広くといいますか、一応全体的に見ると今回は1世帯当たりで1万円から1万5,000円ぐらいの増額になる形で、全体的にそんなに跳ね上がるような形ではなくて、標準保険料率をそのまま適用させると4,000万円ほど税収は伸びるのでございますけれども、税収も一気に上がってしまうということで、今回はそこまで至らないという形で、約1,700万円程度の税収増でのシミュレーションさせていただきまして、全体的には大きく伸びないような形で算定をさせていただいたということと、それから先ほど議員のほうからもありました軽減の関係もございますので、そこはその部分で、多少上がりますけれども、そこは最低限といいますか、6年度の予算組める形にならないような形の積算を今回させていただいたということで御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） なかなか税収が思うように伸びなかったという御説明でした。市民とい

うか、国保の加入者の方々にとってはこの状況よく分からないですし、この間都道府県単一化って道全体で一つにしていくというような方向性について、そんなに知られていないかなというふうに思うのです。加入者の方々、またお仕事を辞めて国保に入ろうとしている方々だとか、そういう方々にとってはこの中身についてはよく知られていない。それを言ってみれば国の方針、それから道の進め方に沿って市が一緒になって、急に上げるのは大変ということのお話でしたけれども、もちろんそれも大変なのですが、毎年毎年何らかで上がっていくという、何でこんなにこんなに上がっていくのかなという、そんなようなところの不信感といいますか、そういうことも生まれてくるのではないかなというふうに思っていて、この点についての市民の皆さんへの周知というあたりにしてもお伺いをしたいというふうに思います。

そして、例えば納付金と名寄市の保険税額との乖離がというようなお話もありましたけれども、この間本当に努力していただいて、平成25年度から改正を行ってこなかったといったところでは、やはり名寄市ばかりではなくて、他の道内の自治体の中でもいろいろ基金から繰り入れたり、一般会計からの法定外の繰入れをしたり、いろんな取組をしながらやってこられています。ですから、道内でいうと179の自治体があるわけですから、基金がいっぱいあるところから、全くなくて大変なところから、幅が大きくて、それを一つにしていくというわけですから、これ大変な仕事になると思うのです。私はじっくりとその対応について、名寄市だけで考えてというわけにはいきませんから、道や国とも相談をしながらになりませんけれども、やっぱり言われているとおり、早急に対策に取りかかっているように私には感じるのです。部長のほうから一気に上げるのはというようなこともあって、少しずつというふうなことでしたけれども、じわじわというふうにされるのがいいのか、そこら辺は分かりませんが、でもやは

り分からないうちに毎年毎年値上げになっていくというのは、大変に負担もあれですけども、不安が大きいです。このところについてもう一度お考えをお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 周知の関係につきましては、国のほうの制度、それから道も含めて分かりやすい形でのやっぱりそういった広報といいますか、説明というのはなかなか伝わり切っていないのかなと思いますし、国保の税の納付書送る際も決まった経過については簡単ですけども、そういったチラシとかも入れさせていただいておりますけれども、現在どうなっているのかというところも含めて、そこは市民の方といいますか、被保険者、不安な部分もございますので、そこはきちんと周知といいますか、こういう経過で決まっていますとか、こういう状況になっているという部分については、やはりお知らせしていく必要があるのかなと思っています。今回ほぼ基金が枯渇するというような状況もありまして、先ほど議員もありましたけれども、たくさん基金持っておられる保険者さんもおりますし、本当にゼロのところもあります。今回4年、5年と法定外の繰入れをして、6年になりますとやはり計画を立てながら赤字解消計画を立てて、そうなってくると保険料の値上げについても目標の中に盛り込んでいくという形になりますので、そうならないためには財政の安定化というのが必要だと思いますので、一般会計の応援もしていただきながらこの間きておりますけれども、やはり今後安定的な会計を、国保の財政の安定化はしていかなければならないと思いますので、ではその場合に大幅に税率上げて、例えば余裕が出て、その分基金を積んでいくという形にしてしまうと、一気に上がってしまうという部分もあるのですけれども、そこは将来的なもの見据えながら税率を今後決めていく必要があると思いますので、今回につきましては、6年度については多分といいますか、赤字になら

ないような形でのシミュレーションといいますか、そういう形で今回税率については検討させていただきましたので、そこも含めて短期的といいますか、ではなくて長期的に今後どういうふうに国保の運営していくかというところは考えていかなければならないと思いますので、道にすぐ合わせるということは考えておりませんけれども、やはり状況見ながら毎年協議させていただきましますし、議会のほうにも御協議させていただきたいなというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） 今基金のほうに、法定外の部分から基金に積み立ててという形のやり方というのも他の自治体でもされているというふうに聞いています。いろいろ工夫をして、それぞれの自治体がやっぱり本当に苦勞しながら住民の皆さんの命と健康を守るために国保税を高く上げないように努力している、そういったところがやっぱり私に言わせると踏みにじられているように私は感じます。一方的に道の基準に合わせていくというか、そういうふうに思っているのです。これ今言っているのかどうかと思うのですけれども、例えば国保税だとか地方税を決めるのはそれぞれの自治体、今までもそうですよね。国保税率決めてきたのはそれぞれの自治体が行ってきて、それで道が負担金だという……だから負担金というふうに言うのでしょうか、そういうふうにして押しつけるやり方というのはいかがかなというふうに思っているのです。この点についてのお考えもお聞きをしていきたいと思います。

やっぱり市民の方々も何だかよく分からないうちに値上げになるような、高過ぎる国保税です。社会保障費ばかり上がってくるというような、そういう中での値上げですから、やっぱりもうちょっと時間をかけてもいいのではないかなというふうなことを申し上げたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 先ほだちょっと答弁し忘れたのですけれども、今おっしゃられたように、今統一化ということで道内でどこに居住しても同じという形を目指しているということでやっておりますけれども、現実的には税率がそんなに上がっていない自治体もあったりだとか、余裕がある自治体であったり、逆に小さいところでは税率が上がったり、大変だというような状況もございますので、そこにつきましては統一化したメリットというところでいくと、やはり医療費の大きな、給付が急に増えて、その分財源がないだとか、そういったことは心配はなくなりましたけれども、そういう税の関係では今名寄市についてはほぼ基金がなくなるという形での税率の改正に頼らざるを得ない状況になっておりますので、そこ今後国の制度も含めて、道の考え方も含めて今の状況も訴えていながらそういった緩和策ですとか、いろんなそういった取組も考えていただくように引き続き要望していきたいなというふうに考えておりますし、そういう意見を言ってくる場もございますので、そこは今後も引き続きお話をしていきたいなというふうに考えております。

それと、市民、それから被保険者に対する周知、広報につきましても今後もしっかりやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 以上で質疑を終結いたします。

議案第3号は、市民福祉常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。ただいま付託いたしました議案第3号については、3月21日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、市民福祉常任委員会に付託の上、3月21日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

○議長（山田典幸議員） 日程第7 議案第4号 名寄市空家等対策協議会条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第4号 名寄市空家等対策協議会条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行等に伴い条項ずれの修正を行うため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第8 議案第5号 名寄市空家等の適正管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第5号 名寄市空家等の適正管理に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、法で新たに管理不全空き家等への指導、勧告が規定をされたことから、条例の対応範囲の見直しを行うため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第9 議案第6号 名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第6号 名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提

案の理由を申し上げます。

本件は、国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

○議長（山田典幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 議案第7号 名寄市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第7号 名寄市介護保険条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、介護保険法第117条第1項の規定に基づき名寄市第9期介護保険事業計画を策定をし、令和6年度から令和8年度までにおける介護保険

料額を定めるために本条例の一部を改正しようとするものでございます。

第1号被保険者の保険料につきましては、高齢化による要介護、要支援認定者の増加が見込まれるほか、介護報酬の改定等により保険料額の上昇傾向は続いていく見込みでございますけれども、国が設定する標準負担段階が9段階から13段階に細分化をされるなど所得に応じた保険料負担をいただくとともに、介護給付費準備基金を活用し、保険料負担軽減を図ることとしております。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

川村幸栄議員。

○8番（川村幸栄議員） 今回13段階に分けて保険料をしたこと、それと額について13段階に分けたこと、また額についてもどのようないきさつがあったのかについてもう少し詳しく御説明をいただければというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 松田こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（松田慎司君） 今回の介護保険制度の改正でということで、国のほうで現在9段階に設定をさせていただいております保険料の料率についてを今回13段階にするというところで、こちらにつきましては今後介護保険料が上昇して、介護保険の給付が上昇していくだろうという推計の下、国のほうでは1号被保険者内での所得の再分配を強化して、持続可能な介護保険制度をつくり上げていこうという趣旨のことになってございます。現在9段階になっていることを13段階に細分化することで、負担割合についても国のほうで所得の低い下のほうの段階の人への配分する乗率を10段階以降、10から13段階以降の所得の多い方から少し多めにいただいて、それを1号被保険者の中で再分配していくというような形の中で持続可能な保険制度を目指

していくという内容になってございます。乗率等につきましては、現在の9段階の乗率に、1段階から9段階までは一緒であって、10段階以上に新たに1段階、2段階、3段階の低所得者層への配分ということで少し乗率が乗せられているという内容になってございます。現在名寄市は9段階の保険料設定だったところを8期計画までは10段階ということで、1つ段階を設けて所得の軽減を含めた配慮をさせていただいておりました。今回につきましては、13段階ということで国のほう、多段階設定をしていただきましたので、こちらのほうに名寄市も合わせていきたいなというふうに思っているところです。

それと、額についてになりますけれども、金額については標準額というところで5段階の標準額になりますけれども、前回の月額5,847円だった金額を今回5,400円で設定をさせていただくというところで、400円相当の減額を見込んでいる、設定をさせていただくというところで。こちらの設定については、ここ8期の3年間の総給付費と利用者の数というのが横ばいで進んでいるというところがありまして、こちらについては今後3年間の見通しもそう急激に上がるものではないだろうということで、こちらについては国のほうで標準で使っています見える化システムというのがあるのですけれども、そちらのほうで今後の推移も含めて算出ができるシステムになっておりまして、全国統一で使用させていただいていることもありますので、名寄市としてもそのシステムに乗っかって、今後の推移を試算したところ、5,400円で賄っていけるだろうという試算になっているところでございます。

以上です。

○議長（山田典幸議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 以上で質疑を終結いたします。

議案第7号は、市民福祉常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。ただいま付託いたしました議案第7号については、3月21日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、市民福祉常任委員会に付託の上、3月21日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

○議長（山田典幸議員） 日程第11 議案第8号 名寄市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について、議案第9号 名寄市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第8号 名寄市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について、議案第9号 名寄市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、一括して提案の理由を申し上げます。

本件は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等が施行されることに伴い、関係条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、議案第8号外1件の一括質疑に入ります。御発言ございませ

んか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより議案第8号外1件の一括採決を行います。

議案第8号外1件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号外1件は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第12 議案第10号 名寄市水道事業給水条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第10号 名寄市水道事業給水条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、水道法等による権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管をされたため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第10号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第13 議案第11号 名寄市畜産センター条例の廃止についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第11号 名寄市畜産センター条例の廃止について、提案の理由を申し上げます。

名寄市畜産センターは、昭和42年に整備をされ、家畜市場の開催を目的としてこれまで利用されてきました。しかし、令和5年10月からは地域内の畜産、酪農家の減少や大規模市場への顧客流出といった要因から利用団体の市場開催がなくなり、利用申請が一切ない状態となりました。当該施設の利用について市内畜産、酪農経営者への意向調査、ホームページで活用募集してまいりましたが、利用希望者がなく、施設の維持管理も困難な状態となっていることから、本条例を廃止しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第14 議案第12号 令和5年度名寄市一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第12号 令和5年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末に当たり事業の確定に伴う事業費や人件費などの調整が主なものであり、歳入歳出それぞれ4億690万1,000円を減額をし、予算総額を252億2,998万5,000円にしようとするものでございます。

補正の主な内容を歳出から申し上げます。3款民生費におきまして地域福祉基金積立金4,345万6,000円の追加は、12月19日に遺言執行者である弁護士を通していただいた故原沢信一氏からの御寄附等を後年度事業の財源として活用するために基金に積み立てようとするものであります。

4款衛生費におきまして名寄東病院振興基金積立金1億9,359万5,000円の追加は、地方交付税の算定結果に基づき積立てをしようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。各事業費の追加及び確定に伴う国庫支出金、道支出金、市債などの特定財源の調整を行ったほか、20款繰入金におきまして財政調整基金繰入金を減額をし、収支の調整を図ろうとするものでございます。

次に、第2表、継続費補正につきましては、認

定こども園等整備事業ほか計2件の事業費について補正をしようとするものでございます。

第3表、繰越明許費につきましては、年度内に完了しない議会運営事業費ほか計4件を繰越ししようとするものでございます。

第4表、債務負担行為補正につきましては、土壌分析機器借り上げ料ほか計4件を追加し、運転資金利子補給補助金ほか計4件の限度額を補正しようとするものでございます。

第5表、地方債補正につきましては、生涯学習アドバイザー配置事業ほか計2件を追加をし、認定こども園等整備事業ほか計20件の限度額を変更、東2条通道路改良舗装事業ほか計2件を廃止しようとするものでございます。

以上、補正の概要について申し上げましたが、細部につきましては総務部長より説明をさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） 追加説明を渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） それでは、一般会計の補正予算につきまして、市長より申し上げた分の重複を避けて追加説明をさせていただきます。

初めに、歳出から説明をさせていただきます。議案の58から59ページ、通し番号です。58から59ページをお開きください。2款総務費、1項8目企画振興費における名寄市地域間幹線系統応援給付金1,101万1,000円の追加は、地域の交通手段を確保、維持するため地域間幹線バスの事業者に対し沿線自治体で協議の上、給付金を給付しようとするものであります。同じく企画振興費における地域振興基金積立金1,915万1,000円の追加は、皆様方からいただいたふるさと納税寄附金を地域振興基金に積み立てようとするものであります。

78から79ページをお開きください。4款衛生費、1項5目環境衛生費における食肉センター事業特別会計繰出金5,155万円の追加は、食

肉センター焼却設備整備に対し道の補助金が採択されたことから、追加しようとするものであります。

84から85ページをお開きください。6款農林業費、1項2目農業振興費における担い手確保・経営強化支援事業補助金9,268万5,000円、土地改良区決済金等支援金2,924万4,000円の追加は、それぞれ道の補助金が採択されたことから、事業費を追加しようとするものであります。

90から91ページをお開きください。8款土木費、2項3目道路除雪費における市道排雪業務委託料1,500万円の追加は、3回目の幹線道路の排雪を行った場合の不足が見込まれる額を追加しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。38から39ページにお戻りください。12款1項1目地方交付税におきまして普通交付税2,654万9,000円の追加は、地方交付税法の一部改正による再算定によって追加交付されたものを追加しようとするものであります。

52から53ページをお開きください。24款1項1目自動車取得税交付金64万8,000円の追加は、令和元年10月に廃止された自動車取得税について滞納分等過年度収入に対する交付があった額を追加しようとするものであります。

以上、追加説明とさせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第12号は原案のとおり決定することに御

異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第15 議案第13号 令和5年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第13号 令和5年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして歳入歳出それぞれ943万5,000円を追加をし、予算総額を27億9,297万5,000円に、また直診勘定におきまして歳入歳出それぞれ544万9,000円を減額をし、予算総額を2億751万6,000円にしようとするものでございます。

補正の主な内容を保険事業勘定の歳出から申し上げます。2款保険給付費におきまして高額療養費で見込まれる不足額120万円を追加し、4款保健事業費におきましては会計年度任用職員報酬の減などにより278万8,000円を減額しようとするものでございます。

5款基金積立金におきまして国民健康保険支準備金基金積立金1,000万円の追加は、今後においても国民健康保険事業の安定的な運営を図るために基金の積立てを行おうとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。1款国民健康保険税におきまして決算見込み等から3,478万2,000円を減額をするほか、5款繰入金におきまして3,923万9,000円を追加をし、収支の調整を図ろうとするものでございます。

次に、直診勘定の補正の主な内容について歳出

から申し上げます。各事業費の確定に伴い、1款総務費におきまして人件費等で464万9,000円を減額し、2款医業費では80万円を減額しようとするものでございます。

歳入におきましては1款診療収入、3款道支出金におきまして決算見込み等からそれぞれ44万2,000円、44万1,000円を追加し、4款繰入金において一般会計繰入金555万円を減額、事業勘定繰入金6万3,000円を追加をし、収支の調整を図ろうとするものでございます。

以上、補正の概要について申し上げました。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第13号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第16 議案第14号 令和5年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第14号 令和5年度名寄市介護保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして歳入

歳出それぞれ6,615万円を追加をし、予算総額を29億2,514万1,000円に、サービス事業勘定・名寄におきまして予算総額の変更を伴わない歳入歳出の事業費の調整を行い、サービス事業勘定・風連におきまして歳入歳出それぞれ10万円を追加し、予算総額を2億1,240万8,000円にしようとするものでございます。

補正の主な内容を保険事業勘定の歳出から申し上げます。2款保険給付費3,355万円の減額におきましては、それぞれ介護サービス等で見込まれる過不足の調整を図ろうとするものであります。

4款基金積立金におきましては、介護給付費準備基金積立金に7,668万5,000円を追加しようとするものでございます。

6款諸支出金におきましては、地域包括支援センターの運営に係る一般会計への繰入金2,100万円を追加しようとするものであり、財源については国庫支出金、道支出金にて計上しております。

次に、歳入について申し上げます。各事業費の追加及び確定に伴い国庫支出金、道支出金、一般会計繰入金などの特定財源の調整を行うほか、8款繰入金において基金繰入金4,000万円を減額をし、収支の調整を図るものであり、9款繰越金におきましては令和4年度決算剰余金の繰越分として1億855万5,000円を追加しようとするものであります。

続きまして、サービス事業勘定・名寄について申し上げます。歳出におきましては人件費、送迎車両購入に要する手数料等で見込まれる過不足額の調整を行おうとするものでございまして、歳入におきましては一般会計繰入金においてそれぞれ該当する科目を調整しております。

続きまして、サービス事業勘定・風連におきましては人件費、社会福祉法人軽減制度補助金において見込まれる過不足額の調整を図ろうとするものでありまして、歳入におきまして一般会計繰入

金10万円を追加し、収支の調整を図っております。

以上、補正の概要について申し上げます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第14号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第17 議案第15号 令和5年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第15号 令和5年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,505万円を減額をし、予算総額を1億6,132万9,000円にしようとするものであります。

補正の内容を歳出から申し上げます。1款衛生費におきまして食肉センター焼却施設整備工事費が確定したことから、1,505万円を減額をし、歳入におきまして当該整備工事について道の補助が採択されたことに伴い一般会計繰入金を5,155万円追加、市債を6,660万円減額をし、

収支の調整を図ろうとするものでございます。

第2表、地方債補正につきましては、食肉センター整備事業について限度額を変更しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第15号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第18 議案第16号 令和5年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第16号 令和5年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,023万5,000円を追加し、予算総額を4億7,993万4,000円にしようとするものでございます。

補正の内容を歳出から申し上げます。1款総務費及び2款後期高齢者医療広域連合納付金におきまして人件費納付金それぞれで見込まれる過不足額を調整しようとするものでございます。

歳入におきましては、1款後期高齢者医療保険料1,260万円を追加し、2款繰入金におきまして事務費繰入金69万6,000円、保険基盤安定繰入金166万9,000円をそれぞれ減額をし、収支の調整を図ろうとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第16号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第19 議案第17号 令和5年度名寄市立大学特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第17号 令和5年度名寄市立大学特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末に当たり事業の確定に伴う事業費や人件費などの調整が主なものであり、歳入歳出それぞれ3,319万1,000円を減額をし、予算総額を17億8,075万1,000円にしようとするものでございます。

補正の主な内容を歳出から申し上げます。1款

教育費におきまして決算見込みによる人件費の調整や事業費の確定による減額をしようとするほか、いただいた寄附金を積み立てるため名寄市立大学奨学金基金積立金に168万5,000円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。5款寄附金において大学に対する寄附金65万円を追加し、6款繰入金では一般会計繰入金2,370万5,000円を減額をし、収支の調整を図ろうとするものでございます。

以上、補正の概要について申し上げます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第17号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第20 議案第18号 令和5年度名寄市病院事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第18号 令和5年度名寄市病院事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末の各収支を見通し、必要

な調整を行うものでございます。

補正の主な内容について収益的収入から申し上げます。1款病院事業収益では、医業収益におきまして入院及び外来患者数の減少等により入院収益で11億246万円、外来収益で6,661万6,000円、他会計負担金で561万9,000円をそれぞれ減額しようとするものであります。

次に、医業外収益におきまして他会計補助金で1,457万5,000円、他会計負担金で18万7,000円それぞれ追加をし、その他医業外収益で528万5,000円、補助金で1,168万9,000円それぞれ減額をし、特別利益におきまして過年度損益修正益で761万8,000円を追加をし、病院事業収益の総額を100億6,575万4,000円にしようとするものでございます。

次に、収益的支出について申し上げます。2款病院事業費用では医業費用におきまして給与費で1億9,254万2,000円、材料費で1億1,955万7,000円減額をし、医業外費用におきまして保育施設費で124万9,000円を減額し、特別損失におきまして過年度損益修正損で1,138万7,000円を追加し、病院事業費用の総額を111億2,691万4,000円にしようとするものでございます。

次に、資本的収入について申し上げます。3款資本的収入におきまして企業債で1億7,020万円、他会計出資金で1,090万1,000円、道補助金で7,202万7,000円をそれぞれ減額をし、総額を16億4,442万2,000円にしようとするものでございます。

次に、資本的支出について申し上げます。4款資本的支出におきまして資産購入費で9,755万6,000円、施設費で2,458万1,000円それぞれ減額をし、総額を21億3,287万2,000円にしようとするものでございます。

なお、資本的収支の不足額につきましては、過年度損益勘定留保資金で補填するものでございま

す。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第18号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第21 議案第19号 令和5年度名寄市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第19号 令和5年度名寄市水道事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末の収支を見通し、予算の調整を行おうとするものでございます。

補正の主な内容について収益的収入から申し上げます。1款水道事業収益では、主に給水収益2,168万円の減額やその他営業収益306万4,000円の追加、長期前受金戻入251万4,000円の減額により収益全体で1,979万8,000円を減額をし、総額を7億626万5,000円にしようとするものでございます。

次に、収益的支出について申し上げます。2款水道事業費用では、事業費の確定に伴う各費目の

調整を行い、費用全体で5,112万2,000円を追加し、総額を7億4,364万4,000円にしようとするものでございます。

次に、資本的収入及び資本的支出について申し上げます。事業の確定に伴う調整を行い、3款資本的収入では2,700万3,000円を減額し、総額を2億8,300万8,000円に、また資本的支出では4,133万7,000円を減額し、総額を6億2,179万5,000円にしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第19号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第22 議案第20号 令和5年度名寄市下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第20号 令和5年度名寄市下水道事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末の収支を見通し予算の調整を行おうとするものであります。

補正の主な内容について収益的収入から申し上げます。1款下水道事業収益では、主に下水道使用料1,202万5,000円の減額や他会計負担金704万7,000円の減額により収益全体で1,057万4,000円を減額をし、総額を12億785万4,000円にしようとするものでございます。

次に、収益的支出について申し上げます。2款下水道事業費用では事業費の確定に伴う各費目の調整を行い、費用全体で507万4,000円を減額し、総額を11億6,420万4,000円にしようとするものでございます。

次に、資本的収入及び資本的支出について申し上げます。事業の確定に伴う調整を行い、3款資本的収入では9,965万7,000円を減額をし、総額を3億8,017万4,000円に、また4款資本的支出では1億444万円を減額をし、総額を7億9,391万5,000円にしようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第20号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第23 議案第2

1号 令和6年度名寄市一般会計予算、議案第22号 令和6年度名寄市国民健康保険特別会計予算、議案第23号 令和6年度名寄市介護保険特別会計予算、議案第24号 令和6年度名寄市食肉センター事業特別会計予算、議案第25号 令和6年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算、議案第26号 令和6年度名寄市立大学特別会計予算、議案第27号 令和6年度名寄市病院事業会計予算、議案第28号 令和6年度名寄市水道事業会計予算、議案第29号 令和6年度名寄市下水道事業会計予算、以上9件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第21号 令和6年度名寄市一般会計予算及び議案第22号から議案第29号までの各特別会計予算並びに各企業会計予算について、提案の理由を申し上げます。

各会計予算案は、令和5年11月1日付市長訓令に基づき、名寄市総合計画や総合戦略の具現化、将来にわたる地域生活の維持への取組の推進、子供、子育て政策の推進、持続可能で健全な財政運営の維持といった基本的な考え方に基づき予算を編成いたしました。

一般会計予算案は、前年度当初予算と比較をいたしまして2.3%増の242億9,304万7,000円となりました。防衛施設周辺設備整備事業費の増や小学校空調設備、名寄中学校整備事業の工事開始のほか、会計年度任用職員を含む人件費の増などが主な増額要因でございます。なお、収支不足を補う財政調整基金の取崩し額は12億2,924万7,000円を計上しております。

次に、特別会計について申し上げます。令和6年度国民健康保険特別会計外計5特別会計の予算総額は87億406万8,000円となっております。増減の大きなものとして、国民健康保険特別会計の保険事業勘定で保険給付費の減などにより前年度比5.3%の減、食肉センター特別会計

で焼却施設整備工事の完了などにより前年度比66.3%の減となりました。

次に、企業会計について申し上げます。病院事業会計では前年度比1.7%増の138億4,106万2,000円、水道事業会計では前年度比7.6%増の14億5,930万6,000円、下水道事業会計では前年度比5.9%増の21億8,991万1,000円となりました。

以上によりまして、令和6年度全会計の予算総額は504億8,739万4,000円となりました。

地方自治法第211条及び地方公営企業法第24条の規定に基づき提出をいたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） お諮りいたします。

議案第21号外8件については、本会議質疑を省略し、全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号外8件については、全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいまの決定に基づき、予算審査特別委員会の委員に全議員を指名いたします。

正副委員長互選のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 1時56分

○議長（山田典幸議員） 再開いたします。

正副委員長の互選が行われましたので、結果を報告いたします。

予算審査特別委員会委員長に今村芳彦議員、副委員長に山崎真由美議員、以上であります。

○議長（山田典幸議員） 日程第24 議案第3

0号 名寄市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第30号 名寄市教育委員会委員の任命について、提案の理由を申し上げます。

名寄市教育委員であります松田潤子氏が本年5月15日をもって任期満了となりますが、本件は同委員を引き続き教育委員に任命をいたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は4年でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第30号はこれに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号は同意することに決定いたしました。

○議長（山田典幸議員） 日程第25 報告第1号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第1号 専決処分し

た事件の報告について申し上げます。

事故の内容は、令和5年12月8日頃、名寄市西2条南7丁目1番地、株式会社名文堂におきまして西側建物との間にある給水管が漏水し、店舗内トイレ床下に浸水したものでございます。トイレ床下の修繕代として本市が74万8,000円を負担することで示談が成立をし、和解したところでございます。

議 長 山 田 典 幸

署名議員 佐 藤 靖

以上、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第2項の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

署名議員 遠 藤 隆 男

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。報告第1号を終結いたします。

○議長（山田典幸議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日3月1日から3月10日までの10日間を休会としたいと思います、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、明日3月1日から3月10日までの10日間を休会とすることに決定いたしました。

○議長（山田典幸議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 1時59分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

令和6年第1回名寄市議会定例会会議録

開議 令和6年3月11日（月曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 代表質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 代表質問

1. 出席議員（15名）

議 長	16番	山 田	典 幸	議 員
副議長	10番	倉 澤	宏	議 員
	1番	中 畠	孝 幸	議 員
	3番	山 崎	真 由 美	議 員
	4番	水 間	健 詞	議 員
	5番	谷	聡	議 員
	6番	今 村	芳 彦	議 員
	7番	清 水	一 夫	議 員
	8番	川 村	幸 栄	議 員
	9番	佐 藤	靖	議 員
	11番	高 野	美 枝 子	議 員
	12番	高 橋	伸 典	議 員
	13番	遠 藤	隆 男	議 員
	14番	東 川	孝 義	議 員
	15番	東	千 春	議 員

1. 欠席議員（1名）

2番 富 岡 達 彦 議員

1. 事務局出席職員

事 務 局 長	伊 藤	慈 生
書 記	石 橋	恵 美
書 記	加 藤	諒
書 記	川 名	桃 代

1. 説明員

市 長	加 藤	剛 士 君
教 育 長	岸	小 夜 子 君
総 務 部 長	渡 辺	博 史 君
総 合 政 策 部 長	石 橋	毅 君
市 民 部 長	廣 嶋	淳 一 君
健康福祉部 長	馬 場	義 人 君
経 済 部 長	山 田	裕 治 君
建 設 水 道 部 長	東	聡 男 君
教 育 部 長	木 村	睦 君
市立総合病院 長	佐々木	紀 幸 君
市 立 大 学 長	水 間	剛 君
こども・高齢者 支 援 室 長	松 田	慎 司 君
産 業 振 興 室 長	田 畑	次 郎 君
上 下 水 道 室 長	佐 藤	美 香 君
会 計 室 長	鈴 木	康 寛 君
監 査 委 員	岡 川	進 君

○議長（山田典幸議員） 本日の会議に2番、富岡達彦議員から欠席の届出がありました。

ただいまの出席議員数は15名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（山田典幸議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

7番 清水 一 夫 議員

11番 高 野 美枝子 議員

を指名いたします。

○議長（山田典幸議員） 日程第2 これより代表質問を行います。

令和6年度の市政執行方針について外3件を、東川孝義議員。

○14番（東川孝義議員） おはようございます。議長より指名をいただきましたので、通告に従い、市政クラブを代表いたしまして順次質問してまいります。

初めに、大項目の1番目、令和6年度の市政執行方針について伺います。今定例会初日の令和6年度市政執行方針において、加藤市長から市政推進の基本的な考え方、令和6年度の予算編成など、新年度の市政運営の方向づけが示されております。それに基づきまして、小項目3点について伺います。

小項目の1点目、新年度の重点施策について。令和6年度の予算編成に伴い実施予定の各種事業が示されましたが、新年度における市政推進の考え方と新規事業を含めた重点施策の概要と基本的な考え方について伺います。

次に、小項目の2点目、名寄市総合計画（第2次）後期実施計画具現化の取組について。名寄市総合計画（第2次）後期基本計画は、昨年度よりスタートいたしました。しかし、その時点では新

型コロナウイルス感染症の対応が優先であり、昨年5月より5類相当に移行となり、ポストコロナを見据えた施策推進であったと思います。そこで、後期実施計画での戦略的、重点的な取組であります重点プロジェクトにおいて、新規に追加された項目を含めて今後どのように取り組んでいかれるのかお伺いをいたします。

次に、小項目の3点目、行財政改革の具体的な取組について。行財政改革とは、限られた経営資源を最大限に活用し、効率的で効果的に事業を進め、財政の健全化と市民サービスの維持向上の両立を目指す取組とされております。行財政改革については、市政執行方針でも述べられておりましたが、名寄市として今後進めていかなければならない基本的な考え方についてお伺いをいたします。

次に、大項目の2番目、4期目の折り返しを迎えて。市長は、4期目就任の令和4年5月の臨時議会において市政執行の所信表明をされ、今定例会初日の市政執行方針においても4期目の任を担わせていただいてから間もなく2年を迎えると述べられております。先ほども申し上げましたが、就任当初は新型コロナウイルス感染症での対応であったと思います。そこで、所信表明のときに述べられました項目より3点について伺います。

小項目の1点目、デジタル社会に対応したまちづくりに向けて。デジタル社会とは、様々な分野にデジタル技術を生かすことにより全ての市民が幸せをつかめる社会であると認識をしております。そこで、急速に進化するデジタル技術を活用した行政手続のオンライン化や業務を推進されていると思います。また、デジタル社会に対応できるよう高齢者への支援を積極的に行ってまいりますと明言をされておりますが、業務の効率化並びに高齢者等への具体的な支援策の推進状況と課題についてお伺いをいたします。

次に、小項目の2点目、コンパクトなまちづくりの推進に向けて。コンパクトなまちづくりの推進については、名寄市立地適正化計画、名寄市公

共施設等再配置計画を基にした具体的な議論を進め、公共施設の適正な配置を進めていくとされており、立地適正化計画のコンパクトなまちづくりの方針では、人々がにぎわう魅力と活力にあふれた拠点づくり、将来にわたり安心、快適に暮らせる市街地づくりとされており、具体的には都市機能、居住機能の立地適正化に関する誘導方針を定め、進めていくとされており、また、公共施設等の再配置計画においては、計画期間を3つの期間に区切り、フェーズワンについては2022年から2026年まで設定をされております。そこで、コンパクトなまちづくりの推進に向けて、現在までの推進経過及び今後の考え方について伺いをいたします。

次に、小項目の3点目、地域の特性を生かしたまちづくりに向けて。地域の特性を生かしたまちづくりに向けて、次の項目で詳細な質問をさせていただきますので、ここでは地域経済の循環を図る目的で昨年11月23日よりスタートいたしました電子地域通貨Yorocaの導入の背景と推進内容について伺います。電子地域通貨の目的は、域内経済の好循環サイクルの確立、地域の輸送モデルの構築、効果的、効率的な行政サービスの実施とされておりますが、具体的な運用を開始して以降、期間は短く、詳細な分析対応はこれからになると思いますけれども、現段階における市民周知と市民理解、加えて現状における課題などについて伺いをいたします。

次に、大項目の3番目、名寄市における地域課題への対応について、小項目の1点目、人口減少を見据えた各種事業の推進に向けて。全国的な人口減少や少子高齢化、これに伴う生産年齢人口の減少が課題となる中で、本市では平成27年に策定された名寄市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンは令和5年度に改定をされております。今後の人口減少を抑制するには、子供を持ちたいと思う方々への希望を実現し、出生率の向上を図る必要があると考えます。あわせて、基幹産業である

農業の担い手の確保や企業誘致、創業支援などにより地域産業の活性化や新たな雇用創出を図る必要があります。人の流れを呼び込み、ここに行きたい、ここで暮らしたいと思われるまちづくりに向けて人口の自然減と社会減、双方への対策が必要と思いますが、人口減少を見据えた今後の事業推進に向けての考え方について伺いをいたします。

次に、小項目の2点目、名寄IC拠点化構想の実現に向けた対応について。名寄商工会議所では、昨年2月に北海道縦貫自動車道土別剣淵から名寄間の整備事業が進む中で、整備効果による経済効果、物流など広域の地域課題につなげようと名寄インターチェンジ拠点整備構想が提言をされております。拠点化構想の具体的な要望項目は割愛させていただきますけれども、物流の2024年問題、いわゆる働き方改革で時間外に対する規制解決には大きく貢献し、この整備による市内経済効果も期待されるところであります。名寄の地理的優位性から国土交通省も中継輸送を含む物流の効果的なネットワークにつながるとの報道もありましたが、現在までの推進状況並びに名寄市としての考え方について伺いをいたします。

次に、小項目の3点目、人材確保・育成に向けた具体的な対策の実施に向けて。現在あらゆる業種において人手不足の状況が発生をしております。名寄市内の各企業においても例外ではなく、仕事を受注するに当たっても新規採用や現状の従業員の安定雇用確保に向けては大変苦慮している状況にあります。なぜならば、総人口に占める生産年齢の減少に加えて、一方では賃金水準の改定、働き方改革への取組など、一企業単体では非常に厳しい実態にあります。そこで、名寄市としての人材確保、育成に向けた検討の場の設置、新規採用などの促進を支える支援策の検討、外国人材の受入れ環境の整備などについて、現在検討されている具体的な対策の考え方について伺いをいたします。

次に、小項目の4点目、スポーツによるまちづくりに向けて。名寄市スポーツ団体の発展的統合に向け協議を進めていくと表明をされております。組織統合については、昨年2月に風連、名寄の両スポーツ協会とNスポーツコミッションを統合することで協議が進められていると理解をしております。令和4年の第3回定例会での答弁は、組織統合によりスポーツ施設の一元管理を行うことでソフト、ハード両輪で事業ができるスケールメリットがあるとの答弁をいただいております。Nスポーツコミッションによるジュニア育成事業は、名寄市の子供たちが地域の中でスポーツを通じて夢や目標をかなえられる環境づくりをしていると認識をしております。また、冬季スポーツ拠点化に向け合宿や大会の誘致、ジュニア育成にも取り組んでおり、これからのスポーツによるまちづくりをどのように進めようとしているのかお伺いをいたします。

次に、小項目の5点目、王子マテリア名寄工場跡地活用に向けて。王子マテリア名寄工場は、生産品集約により令和3年12月1日に生産を停止して、2台の抄紙機のうち1台は王子製紙苫小牧工場へ移設をされ、その後設備の解体が進められて、昨年の10月末には倉庫の一部を残し、また当時の子会社の設備は別の用途で使用されております。名寄市では、22ヘクタールに上る工場跡地の活用に向けて名寄工場生産品集約に関する対策本部において、1つ、再生可能エネルギー、2つ、物流、防災拠点、3つ、IoTデータセンターの3本の取組の柱を設定し、誘致活動を進めてこられたと認識をしております。設備の解体も終了し、それぞれの取組に対する進捗経過と今後の見通しについてお伺いをいたします。

次に、大項目の4番目、教育行政について4点お伺いをいたします。小項目1点目、新年度の教育行政重点施策について。令和6年度予算編成に伴い、教育委員会において実施予定の各種事業施策が示されております。新年度の教育行政におけ

る重点施策についてお伺いをいたします。

小項目の2点目、信頼される学校づくりの推進に向けて。今定例会初日に令和6年度の教育行政執行方針が述べられました。その中で岸教育長は信頼される学校づくりの推進について、この学校で学んでよかったと思っただけの学校とするためには各学校が地域社会に開かれ、家庭や地域と信頼し合える関係を構築していくことが重要であると述べられております。そのためには、児童生徒を真ん中に、誰一人取り残すことなくウェルビーイングを実感できる学校づくりに努めていくとされておりますけれども、具体的な施策推進の考え方についてお伺いをいたします。

小項目の3点目、情報、ICT教育における成果と課題について。情報教育であるGIGAスクール構想に基づき名寄市においても通信ネットワークの整備を含め、1人1台端末を活用した指導が進められております。具体的に導入されて以降は、教職員の方々はもちろんのこと、教育指導の充実に関する研究グループでの検証が進められておりますが、現状における取組の成果と今後の課題についてお伺いをいたします。

小項目の4点目、小中一貫教育の推進に向けて。智恵文地区においては、本年4月より名寄市初となる義務教育中学校、智恵文小中学校が開校いたします。いわゆる9年間の小中一貫教育であります。岸教育長は定例会初日の教育行政執行方針でも述べられておりましたが、改めて小中一貫教育の具体的な取組の意義、指導の狙いについてお伺いをいたします。

以上、この場からの質問とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） おはようございます。東川議員から大項目4点にわたっての御質問いただきました。大項目1から3までは私から、大項目4については教育長からの答弁となります。

初めに、大項目1、令和6年度の市政執行方針

について、小項目1、新年度の重点施策について申し上げます。令和6年度の予算編成については、11月1日付で各部局に市長訓令を発出をし、総合計画や総合戦略の具現化、将来にわたる地域生活の維持への取組、子供、子育て政策の推進、持続可能で健全な財政運営の維持といった基本的な考え方に沿って編成をするよう指示したところでございます。新規事業も含めた主な事業としては、乳幼児等医療給付事業の高校生までの拡充や市立認定こども園等における使用済紙おむつ処理の開始、小学校における空調設備整備や名寄中学校整備事業などの子供、子育て支援に係る事業、小中学校におけるA Iドリルの導入、水道スマートメーター、水道ポータルの導入などのDX推進事業、奨学金返済支援事業の実施や就職支度金事業の拡充など、この地域の喫緊の課題の一つである人材確保に向けた事業、オンデマンド交通などこれまで展開してきた事業の継続、発展による地域生活維持に向けた事業などの予算を計上し、継続事業と併せて多くの事業を予算に組み込みました。人口減少、少子高齢化のほか、電気料、燃料単価等の物価高騰、人件費の上昇など財政的な課題も顕在化している状況であります。子供、子育て支援施策の拡充等、本市における喫緊の課題解決に向けて着実に一步を踏み出す予算となったものと考えております。

次に、小項目2、名寄市総合計画（第2次）後期実施計画具現化の取組について申し上げます。名寄市総合計画（第2次）後期実施計画では、4つの重点プロジェクトを設定しております。1点目は経済元気化プロジェクトで、先ほども触れました奨学金返済事業、また就職支度金の拡充など地域経済を担う人材確保や望湖台自然公園の炊事場の改修、なよろ温泉におけるRVパークの整備など地域経済活性化に向けた事業の予算を計上いたしました。2点目は、安心子育てプロジェクトです。乳幼児等医療給付事業の高校生までの拡充、認定こども園等における使用済紙おむつ処理の開

始などソフト事業のほか、小学校における空調設備整備、名寄中学校整備事業といったハード事業、新規事業では名寄東中学校整備に向けた設計事業を計上し、市内における未耐震学校施設の解消に向けた事業の展開など、安心して子供を産み育てることができる環境整備を図りました。3点目は、冬季スポーツ拠点化プロジェクトです。本市の自然環境、施設環境の強みを生かして、冬季スポーツの拠点化を目指した事業を継続するとともに、いただいた企業版ふるさと納税を原資とするジュニアスポーツの推進などの予算を計上いたしました。4点目は、後期実施計画の策定に併せて新設をした生涯活躍プロジェクトです。ピヤシリ大学などの高齢者学級、市内文化団体、スポーツ団体などが行う事業への支援のほか、障がいのある方への生活支援、福祉団体事業への補助のほか、新年度の新規事業としては風連地区におけるごみ出し支援のふれあい収集事業などの事業を計上し、それぞれのライフスタイルに応じて活躍できる地域づくりに取り組みました。これら事業については成果目標、KPIを設定しており、総合計画の実効性を高め、効果的、効率的な行政運営となるよう毎年度の行政評価やローリング作業において事業の検証、必要な見直しを実施しております。今後も市民の皆様の健康と生活を支えるため、総合計画の将来像である自然の恵みと財産を生かし、みんなでつくり育む未来を開く北のまち名寄の実現に向けて総合計画の具現化に取り組んでまいります。

次に、小項目3点目、行財政改革の具体的な取組について申し上げます。本市の行財政改革につきましては、平成19年2月に新名寄市行財政改革推進計画、平成24年4月に新名寄市行財政改革推進計画の後期基本計画、平成29年度には第2次名寄市行財政改革推進基本計画を策定をし、それぞれの計画に掲げた基本方針や推進項目に基づいて取組を進めてまいりました。第2次名寄市行財政改革推進基本計画は、平成29年度から令

和8年度までの10年間を計画期間とし、その基本計画に基づく取組を集中的に実施していく期間として最初の6年間を前期実施計画、令和5年度からの4年間を後期実施計画としております。後期実施計画では、46の事業を実施項目として登載をしており、総合計画などと連動した成果指標を定め、毎年度各担当課において各成果指標の確認を行い、その進捗状況や成果を把握しているところであります。今後においては、国が示す自治体情報システムの標準化、共通化について引き続き令和7年度末を目標に取組を進めることとし、本市における行政手続の簡素化、迅速化及び行政の効率化の推進を図ってまいります。

また、業務改善、いわゆるBPRの取組として、令和4年度に庁内全体の業務量の可視化調査を実施をし、令和5年度にはその結果に基づいて作業量が過多もしくは効率化が可能な業務改善すべき事業の抽出作業を行いました。来年度以降については、その抽出された事業を中心に外部の専門家の助言を受けながら、各担当課において業務フローの見直しの検討やRPAなどのICTを活用するなどといった手法を用い、効率的で質の高い行政運営を目指すこととしております。本市が直面する課題として、各種計画策定などに伴う業務量の増加や複雑多様化する市民ニーズに対応し得る専門的な知識を持つ人材の確保が挙げられますが、必ずしも職員でなくとも可能な業務、いわゆるノンコア業務を効率化、自動化することで省力化につなげ、余った人的資源を専門的な業務など職員でなければならないコア業務に充てていくことが今後の自治体運営の中で必要不可欠なものであると考えております。加えて、行財政改革を推進していくためには、職員一人一人が意識を持ち、課や係内で目標や共通認識を持って意欲的に取り組むことが重要であると考えており、研修等を通じて職員の意識醸成にも取り組んでまいりたいと考えております。

次に、大項目2、4期目の折り返しを迎えて、

初めに小項目1、デジタル社会に対応したまちづくりに向けて申し上げます。国は、令和2年12月にデジタルガバメント実行計画及び自治体DX推進計画を策定し、デジタルを活用することにより一人一人がそのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せを実現できるデジタル社会を目指していく方針を示しました。本市におきましても、国が示す自治体情報システムの標準化、共通化や行政手続のオンライン化などの取組を進めるほか、先ほども申し上げましたとおり、業務の効率化に取り組んでおり、この間行政内部にどれだけの業務量があるか現状把握するための可視化調査を実施をするとともに、全体の業務改善、BPRにつなげるために原課ヒアリング、あるいはワークショップを通し、事業の抽出作業を行いました。新年度には、これら作業の実装を行うために段階的にワークショップなどにより職員間で情報共有を図るとともに、職員主導で業務改善できるスキルを習得をし、業務改善が組織全体の取組として浸透するよう計画をしてまいります。業務改善の課題としては、現状の業務に追われ、業務見直しの時間が取れない、取組の目的や目標が共有されないなどにより業務の見直しに抵抗感が生じ、最終的に現状のままでいいという風潮になることであります。時間外勤務の縮減などの成功体験を共有することにより、同じ方向性を組織全体として共有できる意識改革が大変重要な課題となっております。

次に、高齢者等への具体的な支援についてですが、令和4年度からデジタルディバイド対策として高齢者、初心者向けスマホ教室を開催してまいりました。スマホ操作に不安がある方を対象とした基本講座で、文字入力などの基本操作やカメラの使い方、地図検索などを学び、令和6年2月末現在で延べ87人が受講をされました。加えて、今年度から御自身のスマホの基本的な使い方や操作方法、ライン、アプリのダウンロードなどふだん困っている疑問に大学生や高校生がお答えをす

るスマホなんでも相談窓口を開設いたしました。令和6年2月末現在で延べ159人が相談に來られ、相談者からは丁寧で適切な対応をいただいていると大変好評を得ているところであります。今後も継続してデジタル社会に対応できるような支援に努めてまいります。支援についての課題としては、現在予約制で隔週開催としておりますけれども、常時開催をとの声もいただいております、受講者の推移や動向を見守りながら今後検証をしてまいります。

小項目2、コンパクトなまちづくりの推進に向けて申し上げます。コンパクトなまちづくりを推進するため、令和2年に作成をした名寄市立地適正化計画では、持続可能で利便性の高い都市構造の実現に向け医療、福祉、商業等の都市機能を集約することにより市民生活サービスの向上を図る都市機能誘導区域と、生活やコミュニティを持続するため人口を維持するエリアとして居住誘導区域を定めました。この立地適正化計画、また名寄市公共施設個別施設計画などの計画をより具体的に推進するために、令和3年度に名寄市公共施設等再配置計画を策定したところでございます。名寄市公共施設等再配置計画では、令和4年から8年までのフェーズ1において老朽化や劣化により安全性や機能に支障がある図書館、児童センターや暮らしやすい居住空間の実現、少子高齢化の課題に対応し、将来の地域づくりの担い手や関係人口を呼び込むための移住施策に関するものとして学生寮、ワーケーション、生活支援ハウスを対象施設とし、検討をしております。これまでフェーズ1の対象施設整備について講演会、タウンミーティングを開催するとともに、市民ワークショップを開催し、議論を重ね、図書館を中心とした複合機能を持つ施設を中心市街地に設置することと決定したところであります。また、今年度につきましては、有識者を招いてのセミナーや図書館職員などによる先進地視察を実施いたしました。中心市街地で市の所有する土地が少なく、

民間の土地も候補地として検討を進めているために建設場所の特定には至っておりませんが、現在3条6丁目を中心としたエリアに絞り込み、協議を進めているところであります。老朽化が進む公共施設が多い中、財源の確保や財政状況を鑑み、これまでいただいた御意見を参考により多くの市民の皆様に御利用いただける施設整備となるよう計画を推進してまいります。

小項目3、地域特性を生かしたまちづくりに向けて、お答えいたします。名寄市地域通貨Yorocaは、名寄市DX推進計画における地域のDXを推進するために有効なツールであり、電子マネーによるキャッシュレス化と電子マネー利用時に付与されるポイントや行政ポイントを買物等で利用することで市内経済の好循環が図られるとともに、行政が発行する行政ポイントにより健康増進やコミュニティづくりなどの地域振興に大きく寄与する取組として昨年11月23日に運用が開始をされました。運用開始に先立ち、広報において電子地域通貨についての説明会を掲載してきたことに加え、事業実施主体であります名寄商工会議所の藤田会頭と私も出席をし、記者会見を開催をして、Yoroca導入の意義や運用の周知を行いました。また、その後も名寄商工会議所が実施をするYoroca普及販売促進キャンペーンに併せ都度新聞、ホームページでの周知及び市の公式ラインも活用し、周知を図っております。さきの臨時会で議決をいただきましたYoroca1万ポイント給付の経済対策の実施に当たっても、Yorocaの説明を記載したチラシを引換券に同封をしたほか、引換場所においても対面で丁寧に説明をし、市民の皆様の理解促進に努めております。スタートから実質3か月余りの運用でありまして、詳細な分析は今後となりますけれども、現在、これ2月26日時点ですけれども、Yorocaカードの発行枚数は約3,500枚、運用開始日から利用は電子マネーで約8,500万円、ポイント料が約1,000万円相当額とな

っておりまして、市内での消費総額は約9,500万円となっております。利用傾向といたしましては、現状のデータにおいてもキャンペーン時に利用が集中をし、日常使いとしての利用がまだ少ない状況でございます。今後行政ポイント等の施策効果を高める上でもYorocaが市民生活に定着をし、普及することが重要なことから、利用者及び参加事業者からのニーズを蓄積をし、運用並びにシステムの整備に反映させることにより、より使いやすく、便利なYorocaを目指して、事業実施主体であります名寄商工会議所とも連携をして取り組んでまいります。

大項目3、名寄市における地域課題の対応について、小項目1、人口減少を見据えた各種事業の推進について申し上げます。我々基礎自治体の重要な役割の一つとして、地域のさらなる発展を目指すことと認識しておりますが、人口減少対策の大きな方向性としては、地域の魅力向上、地域資源の活用、若者定住支援、地域コミュニティの強化、福祉の充実などによる活性化と考えております。それぞれの事業については、総合計画や総合戦略により中期的視点で課題を洗い出し、解決の方策を示しながら個別事業を実施しておりますが、毎年度ローリングを行い、短期的な軌道修正も行っており、進めてきております。ここで暮らしたいと思われるまちづくりに向けては、急速に変化をする社会や生活環境に対応する短期的な見直しが重要であり、令和5年度には国の交付金を活用したAIデマンド交通を導入をし、令和6年度では子供医療費助成の拡大、またごみステーションへのごみ出しが困難な方を支援する取組などを提案しているところであります。名寄市がさらなる発展をするため住み続けていただきたく、生活環境の向上も重要ですが、産業の維持、創出も重要な鍵となることから、基幹産業である農業の振興や担い手の育成、新規就農者の確保など、JAと連携しながら持続可能で魅力ある産業の一つとして1次産業を振興しなければならないと考えて

おります。また、産業創出については、製造業では王子マテリアが撤退をし、経済的なインパクトはありましたが、持続可能な産業として現在物流拠点化構想を掲げ、国や民間事業者と連携をし、取組を継続しており、しっかりとこの地で雇用が生まれ、若者が定着し、いろいろな方が活躍できる仕組みとなるよう取組を進めてまいります。

小項目2、名寄インターチェンジ拠点化構想の実現に向けた対応について申し上げます。この構想につきましては、平成29年11月に北海道開発局による名寄周辺モデル地域が指定をされ、平成30年に施策パッケージを作成し、喫緊に取り組む事項の一つとして物流システムの構築に向けた取組を掲げ、令和4年度まで取組を継続してまいりました。この取組では、道の駅を活用した中継輸送の実証実験を行い、効果検証を行うことで有効性について成果をまとめてまいりました。令和5年度からは、共同輸送、中継輸送の実現に向けて共同輸送・中継輸送実装研究会へと昇華をし、北海道物流マッチングモデル、愛称ロジスクとして官民連携での取組を進めております。この議論の中で中継輸送の拠点を名寄周辺から名寄へ着目をし、民間を含めた全体で認識をいただいたところです。新年度からは、名寄市内での物流拠点の設置、具現化に向けて本市が事務局を担う新たな枠組みの組織を設置をし、場所や機能、規模など基本構想をつくり上げていく段階に入るものと考えております。このことについては、北海道開発局ともしっかりと意見交換を行い、国、道、市、民間の役割の中でどの時期での設置が望ましいのか調整をしてまいります。この取組が本市の物流という新たな産業となるよう具現化に向けて進めてまいります。

小項目3、人材確保育成に向けた具体的な対策の実施に向けてについてお答えをいたします。少子高齢化により人口減少が急速に進行している中、若年層を中心として都市圏に人口が流出していること等により、全国的な問題として地方における

人口、特に生産年齢人口が減少しております。ハローワーク名寄管内におきましても、有効求人倍率は全国、全道平均よりも高い数値で推移をしており、人材不足は本市並びにこの地域の喫緊の課題となっております。本市は、これまで市内事業所に就職をした名寄市立大学卒業生に対して奨学金の返済に対する支援を実施をしてきましたが、このような厳しい人手不足の状況を踏まえて、市立大学卒業生に限らず、市内に就職し、居住をする奨学金利用就業者に対しまして在学中に借り入れた奨学金の返済を支援をすることに加え、雇用する企業側が行う返済援助についてもその一部を支援をすることで、雇用活動に積極的な企業の人材確保の取組を後押しをし、広く若年層の定着を目指す助成事業を検討しており、関連予算を令和6年度予算案に計上したところでございます。よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

また、来年度実施をする労働実態調査において、人材不足に関する課題等について深掘りする調査を行うとともに、経済団体、各業界団体等との人材確保育成に向けた検討の場を設置をし、各種情報の集約等を行い、実際に雇用する企業側とも連携をし、実効的な施策を検討してまいります。外国人材の受入れについては、市内における介護分野での外国人材活用について検討を進め、名寄市社会福祉事業団では令和5年5月にネパール国より3名の介護人材を受け入れたところであります。また、介護現場において外国人材の活用を経験することで人材確保の手法や育成、在留資格制度の理解などに関するノウハウを蓄積をし、多分野における外国人材活用の可能性について研究を進めているところであります。本市における人材不足の解消につなげられるよう、外国人材の確保に関する生活環境の整備や地域とのつながりを深める取組についても研究をしてまいります。

小項目4、スポーツによるまちづくりに向けて。本市では、平成28年度から平成30年度に取り

組んだ冬季スポーツ拠点化推進プロジェクトをきっかけとして、地域資源を生かしたスポーツ振興を図ってきておりまして、特に競技スポーツに関する事業を中心に取組を進めてまいりました。近年は、拠点化推進プロジェクトを経て、そこで得られたノウハウや人脈を生かして、スポーツ、運動を通じた人材育成や健康づくり、地域経済に関する3つの視点からまちづくりに取り組んでいるところであります。地域が抱える問題の一つとして人口減少がございすけれども、本市のスポーツ分野においてもこの問題を起因とした様々な変化が生じており、複雑な要因が絡み合う中で、これまでの仕組みやルールでは解決できない問題も浮上しております。今後はスポーツが果たす新たな役割や名寄市総合計画（第2次）後期基本計画で示した方向性を踏まえながらスポーツ、運動の視点から人口減少の抑制に取り組むとともに、全国的な課題でもある中学校部活動地域移行も含めて、子供たちがスポーツの分野でもこの地域で夢や希望がかなえられるまちづくりを目指してまいります。

小項目5、王子マテリア跡地活用に向けて申し上げます。令和3年12月、工場停機から2年が経過をし、現在工場跡地では建物の解体作業もおおむね完了したと聞いております。この間、広大な敷地の利活用について再生可能エネルギー、物流、防災拠点化、IoTデータセンターの3本柱を中心に事業の具現化に向けて企業誘致に努めたところであります。これまで跡地利活用を促進するため緑地面積率等の基準緩和、工場稼働停止による経済的損失から早期に地域経済を再生させ、雇用の創出を図るために補助率、補助限度額を引き上げる名寄市企業立地促進条例の特例条例を制定をいたしました。再生可能エネルギーに関しましては、令和3年10月に民間事業者による木質バイオマス発電事業の検討が表明をされており、燃料となる原料、木材チップの価格高騰など外的要因が大きく変化をする中、引き続き発電事業の実

現に向けて検討されているところでございます。物流防災の拠点化については、業界の人手不足に加え、本年4月からトラックドライバーの時間外労働が制限されることとなり、道北圏域の生産空間の維持のためにこれは喫緊の課題であると考えております。敷地内の倉庫活用について、民間事業者による調整が進んでいると聞いております。物流、防災拠点につきましては、昨年2月に名寄商工会議所から物流拠点や防災基地整備、施設の整備を含めた名寄インターチェンジ拠点整備構想の提案をいただいております。高規格道路開通を見据えた整備候補地など関係省庁や機関、民間企業と協議を進めてまいりたいと考えております。IoTデータセンターにつきましては、冷涼な気候、再生可能エネルギーの供給のほかに対応する通信網の確保が必要でございます。北海道を中心に通信線の整備の要請活動を進めるとともに、本市における気候条件など地理的優位性を強みに引き続き情報収集、誘致活動に努めてまいります。

○議長（山田典幸議員） 岸教育長。

○教育長（岸 小夜子君） 私からは大項目4、教育行政についてお答えをいたします。

初めに、小項目1、新年度の教育行政重点施策についてであります。令和6年度の学校教育においては、名寄市学校教育推進計画に基づき信頼される学校づくりの推進、生きる力を育てる教育の推進、社会の変化や多様なニーズへの対応、安全、安心な教育環境の整備の4つの重点的な取組を進めてまいります。特に学校施設の整備においては、名寄地区2校の中学校の耐震化完了を目指し、名寄中学校は改築工事を、名寄東中学校は名寄産業高校光凌キャンパスの活用に向け北海道教育委員会と協議を進めるとともに、実施設計業務を行ってまいります。また、近年の猛暑対策として、子供たちの命と健康を守り、学ぶ意欲が高まる環境の中で教育活動を進めていくため、現在行っている実施設計完了後、まずは4つの小学校の普通教室に空調設備を設置してまいります。さら

には、児童生徒の習熟度に応じたAIドリルを1人1台端末に導入し、授業や家庭学習の充実に向けた取組を推進してまいります。名寄高校への支援については、新たに名高アオハル応援事業として、名寄高校が魅力ある高校となるよう学友会が企画立案する取組に対し支援を行ってまいります。

社会教育においては、名寄市社会教育推進計画に基づき生涯学習社会の形成、家庭教育の推進、青少年の健全育成、地域文化の継承と創造の4つの重点的な取組を進めてまいります。特に生涯学習活動の推進と学習への支援については、市民の皆様が生涯にわたって主体的に学習し、充実した人生を送ることができるよう社会教育施設間の情報共有や連携を図り、施設が相互協力できる体制づくりに努めてまいります。また、ICTやデジタル技術を活用した生涯学習の活動や環境の充実を図るとともに、学校を核とした地域づくりを進めるため各学校地区の特色を踏まえて地域学校協働活動の推進に取り組んでまいります。さらには、社会が多様化する中で不登校など様々な悩みの受皿が必要とされていることから、教育相談センターを中心に学校や家庭、関係機関との情報交換、連携を強化し、教育相談体制の充実に努めてまいります。

次に、小項目2、信頼される学校づくりの推進に向けてについてお答えいたします。私は、教育は人と人との関わりの中で行われる営みであり、教える側と教えられる側が人として平等な立場で互いに理解し、信頼した関係においてこそよりよい成果を生み出すことができると考えており、そのためには身体的、精神的、社会的によい状態、いわゆるウェルビーイングを感じて生活し、自分らしさを発揮できる教育環境を整えていく必要があると考えております。このため、令和6年度は各種事業を進める上での基盤としてこれまで以上に現場に足を運び、学校の教職員はもとより、児童生徒、保護者、市民の皆様の考えをお聞きしたり、対話したりすることを大切に、風通しのよ

い関係づくりに努力したいと考えております。また、さきにも述べましたが、不登校など様々な悩みや困り感を抱える児童生徒や保護者に対する関係機関との連携を強化した教育相談体制の充実や子供たちの学びや成長を支えるために地域と学校が相互にパートナーとして連携、協働して行う地域学校協働活動の推進などを通して子供たちを真ん中に、誰一人取り残すことのない学校づくりに取り組んでいきたいと考えているところです。

次に、小項目3、情報、ICT教育における成果と課題についてお答えいたします。本市小中学校においては、令和3年3月に児童生徒1人1台端末の整備とともに、大型提示装置など必要な備品や学校内の高速大容量通信ネットワーク整備も行い、令和3年4月から学校における1人1台端末環境下での新しい学びがスタートいたしました。スタート当初は指導に戸惑う教員も見受けられましたが、名寄市教育改善プロジェクト委員会を中心に教員のICTの効果的な活用に向けた様々な研修会や授業交流会の実施、また指導方法や教材等の工夫、改善などにより現在は本市の全ての小中学校においてICT機器が身近なツールとして活用されております。その中でも個別最適な学びと協働的な学びの実現に資するよう1人1台端末の整備と併せて導入した教材ソフトアプリ、ロイロノート・スクールは、思考を可視化したり、自分の考えと仲間の考えを比較したりすることができることから、児童生徒が自分の考えを広げることや深めることができるなどの効果が見られているところです。また、今年度は名寄市教育改善プロジェクト委員会の教育指導充実に関する研究グループを中心に家庭学習の充実に向け、1人1台端末の家庭への持ち帰りに係る検証を名寄東小学校と風連中学校で開始し、現在はその取組を参考にして全小中学校で1人1台端末の持ち帰りに着手し、令和6年度からは持ち帰りの本格実施を行う予定でおります。あわせて、さきにも述べましたが、令和6年度からは児童生徒の習熟度に応じ

たAIドリルを1人1台端末に導入し、授業や家庭学習の充実に向け、1人1台端末のより一層効果的な活用を図りたいと考えているところです。

一方、今後の課題としては、今日的に求められる教員のICT活用指導力の向上や1人1台端末の更新をはじめとする必要なICT環境の整備などが考えられます。Society5.0の時代を迎え、これからの未来をつくる児童生徒には、情報活用能力の育成が必須でありますことから、学校教育においてより一層ICT機器を効果的に活用する機会を増やし、工夫していく必要があります。教育委員会といたしましては、児童生徒の健康面への配慮も行い、ICTを活用する場面と活用しない場面を効果的に組み合わせることで、学び方の可能性を広げていくとともに、日常的にも目的に合わせて自ら選択して、効果的に使用できるよう必要なICT環境の整備に努め、教育DXを推進してまいります。

次に、小項目4、小中一貫教育の推進に向けてについてお答えをいたします。智恵文地区の小中学校では、平成27年度から小中一貫教育推進委員会を設置し、小学校と中学校が義務教育の一環を形成する学校として学習指導や生徒指導において互いに協力し、系統性、連続性に配慮した教育に取り組んでまいりましたが、令和6年4月より小中一貫教育の一つの形態である義務教育学校として新たなスタートを切ります。義務教育学校における小中一貫教育においては、1人の校長の下で小中学校の教職員が一つの教職員組織として一体となって教育活動を展開できますことから、義務教育9年間の育てたい子供の姿や学校教育目標の設定、共有が容易になり、子供たちの心身の状況などについても情報共有や共通理解が図りやすく、より系統性や連続性に配慮した教育を推進できるものと考えております。また、1年生から9年生までの児童生徒が一つの学校に通うという特質を生かして、9年間の教育課程については柔軟な学年段階の区切りを設定することが認められて

いることから、児童生徒の実態や地域の特性を生かした教育課程を編成しやすくなります。加えて、多様な異学年交流の活発化やより多くの教員が児童生徒に関わる体制の構築などが工夫しやすくなります。智恵文小中学校では、こうした小中一貫教育の一つの形態である義務教育学校のメリットを生かし、学校と地域が議論を重ねて設定した小中一貫教育目標、自ら学び、未来をたくましく生き抜く智恵文の子の実現に向け、名寄市初の義務教育学校の礎をつくるために家庭や地域と連携、協働し、教職員が一体となって児童生徒に寄り添いながら、学校づくりを進めていくことと思います。教育委員会といたしましては、きめ細かに支援し、市民の皆さんに愛され、誇りに思う学校にしていきたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） それぞれ丁寧な御答弁をいただきまして、ありがとうございます。時間も限られておりますので、何点か絞って再質問させていただきたいというふうに思います。

再質問ですが、関連する内容もありますので、順番にならないことを御理解をいただきたいというふうに思います。まず、新年度の重点施策ということで、予算に絡めて市長のほうから御答弁をいただきました。定例会初日の市政執行方針、市政推進の基本的な考え方という部分も含めて御説明をいただいたかなというふうに思います。個々の個別の事業等については、この後予算がありますので、その中でまたやり取りをさせていただければなというふうに思います。それぞれ令和6年度の部分についての御説明はいただいたのですが、実際後期計画、2年目を迎えるという中で、具現化の取組という部分ではもう一つ、今年の事業自体は理解はいたしましたけれども、中期計画の後期実施計画具現化という2点目の部分とも絡め合わせてなのですが、どうもその辺が今後の進め方という部分では内容が自分に

対して理解ができなかった部分があるので、後期実施計画の内容を含めて改めてこの辺ちょっとお伺いをしたい。これには、先ほど2点目にもお話をさせていただいた重点プロジェクト、特に後期に新規に追加をされました生涯健康で活躍できるプロジェクト、生涯活躍プロジェクトですか、この辺の説明もいただきました、今。高齢者を中心とした形の事業を進めている。どうもこの重点プロジェクトというのは、基本的には4つのプロジェクトの中でそれぞれ関連性がある取組がされているというふうに理解をしているのですが、どうも単独の部分で全体的にこのプロジェクトはこの部分というふうな関連性もたしか表の中には出ていたと思うのですが、単独の事業の中での話は出るのですが、どうも関連性という部分が非常に見えてこないのですが、この辺後期中期計画実施の中で重点プロジェクトの特に関連性という部分ではどのように進めようとしているのか、今までの経過も含めて改めてちょっとお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 重点プロジェクトの関連性ということで今再質いただきました。東川さんおっしゃるとおり、今までも関連性ということで何回か御答弁をさせていただきまして、計画の中でもそれぞれの基本目標にどの部分関わっているのだということで、表にも落とさせていただいているということでお答えをさせていただいております。特に今回追加をさせていただいている生涯活躍プロジェクトというのは、一番守備範囲の広い、いろんな場面に刺さっていく施策だというふうに認識しておりまして、それぞれの各担当で考えている施策、これはある意味その担当部門でしっかりと展開されていくべきものがありますけれども、実は行政評価等やローリングを行うときの台帳にそれぞれ総合計画のどこに引がかかるのかということで記載する項目がござい

ます。我々のそういった事業を確認する際にそれぞれの担当がいま一度総合計画を見直して、我々が今やっている事業はどこに関連をするのだといったことの見直し、気づき、そういったことを工程の中で組み込んでおまして、1つの事業が3つ、4つ、5つと関わるのが実際に中にはありますけれども、まずは自分の持っているところひとつとしっかり関わって、その中でこれはこういう展開があるのだということで、職員がそれぞれ気づきの中でそこを意識しながらこの事業を展開していくということが私は今やるべきことなのだろうというふうに思っています。また、重点プロジェクトを設定する意味においても、やはり当然市民の皆様方に情報発信しながら、こんなこと重点的に行っていくのだよというメッセージと併せて職員もしっかりと意識しながら、気づきの中でめり張りをつけてやっていけばいいかなと、やっていくべきだというふうに考えているところです。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） 行政評価は、先ほどもちょっと答弁にもありましたけれども、毎年それぞれ個別に評価をされているので、内容的には理解をしました。言葉で言うのと、行政評価の部分まで踏み込んでみると、中身を見ないとなかなか理解をできないという部分、ある意味では担当の職員が理解を、気づきという部分での確認ではなくて、もう一步踏み込んで、その中でやっぱりあれだけ一番最初の中にしっかりこれとこれは連動性がありますよと、関連性がありますよという形のものの部分というのがもう一つ自分の中ではちょっと理解不足、自分が理解不足なのかもしれない。庁内の職員が、職員の気づきという意味ではなくて、やっぱりその辺の関連性についてももうちょっと横断的な形の中で進めていただけるとありがたいかなというふうなことで、これはお願いを申し上げたいというふうに思います。

4期目の折り返しを迎えてというところでちょっと何点か確認をさせていただきたいなというふ

うに思います。デジタル社会に対応したまちづくりということ、先ほど答弁の中で高齢者に関してのお話、高齢者のスマホ教室87名、あるいは自身のスマホなんでも教室、これは大学生、高校生が担当されてというふうなことで、159人というふうなことで、デジタル社会、ICTというのはこれからさらに進化を深めていくのかなというふうに思うのですけれども、これとデジタル社会という部分で、先ほどの地域通貨、これとちょっと絡み合わせて再質問させていただきたいというふうに思います。

行政の部分では、先ほど現状の業務量の見直し、今後いろんな問題また見直しを行っていくというふうな説明がありました。それで、デジタルという言葉だけを聞くと、どうもなかなか入りづらいなというふうな思いの方も、当然今の若い人たちはずっと入っていけるのかなというふうには思うのですけれども、地域の特性を生かしたまちづくりの中で、先ほどYorocaの部分について説明をさせていただいて、答弁もいただきました。3月の広報と併せて、1世帯に1万円分のポイントというか、ポイントということで、今それぞれこの限られた期間の中でやられているという。発行枚数、Yorocaが3,500枚、電子マネー8,500万円というふうな、これは1世帯1名という形なのですけれども、デジタル、要するにYorocaの導入の部分、先ほど市長からお話ありましたけれども、なかなかよく本当にこの目的って理解されているのかなというふうに思うのですけれども、改めてYorocaの導入目的についてお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） Yorocaの導入目的ということで御質問いただきました。Yorocaにつきましては、地域経済を活性化するために市内で地域経済循環をするということが一番大きな目的とさせていただいておまして、そのために電子マネー、そしてそれに付与される

ポイントを次なるお買物等で利用いただくことで、市内で循環するというのを目的としておりまして、この目的についての周知ということで今御質問ありましたけれども、これについては事業実施主体であります名寄商工会議所さんのほうにおいても丁寧な説明をいただいておりますし、私どもにおきましても、様々な機会を通じて御説明をしているところです。また、今回1万ポイント付与、給付を経済対策としてさせていただいておりますが、引換券と同時に丁寧なチラシを入れているとともに、先週月曜日から始まっている引換えにおいても丁寧な対面における説明もしているところでございます。また、3月の広報にも同様のチラシも入れたところでございますが、その後におきましても例えば出前トークといった場ですとか、そのほかの場におきましても丁寧な説明をし、この目的を御理解をいただき、できる限り多くの方々に使っていただき、市内で経済の循環がするようなものとして、日常使いとしてこれからもより普及していただきたいと思っております。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） 改めて伺いました。先ほど市長の答弁の中では、今のYoroca、キャンペーンでの使用は多いけれども、日常の利用はあまり多くないですよというふうな答弁をいただいたかというふうに思います。それぞれのところでお話をされていると思うのですけれども、この地域通貨に関しては非常に今利用できる店舗、200店舗ぐらいというふうなお話も伺っているのです。これは、利用する形の中で、行政のいろんな推進する項目もこの中に入っていきますよというふうなものも入っていたかと思うのですけれども、今それぞれ行政ポイントも1世帯1万ポイントということで、2月1日時点で名寄市に住民登録がある方ということで、この方については1万ポイントでそれぞれお店で使えますよというふうな形で今それぞれ引換えをされていると思うの

ですけれども、どうも私が思うに民間にはいろいろお願いしているのですけれども、では行政のどこにYorocaの使えるところがあるのかな。一部公共施設は確かに使えます。自分たまたま2月26日に必要な書類があって、市民課の窓口に行ったのですけれども、Yorocaを使ってください、Yorocaにポイントを付与しますとはいいながら、行政の窓口でこの支払いは現金でしかできないのです。やはり地域通貨、要するに目的の部分は今お話しいただきましたけれども、どうして行政の窓口で本当に、このYorocaのシステムはあそこの例えば市民課の窓口、そんなに大変なことなのかなと。今それぞれお店の方でYorocaのシステムを入れてやっています。どうしてこれが行政の窓口でできないのか、ちょっとこの辺の考え方について改めてお聞きをします。

○議長（山田典幸議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 現在の住民票ですとか戸籍の関係の証明書ですとか、手数料の支払いについて、議員おっしゃるとおり、今現金のみとなっております。この手数料につきましてYorocaでの支払いができないのかという御質問かなと思います。現在Yorocaの支払いの部分で、レジシステムというのを開発中だと聞いております。このシステムが整備されれば、証明書ごとの自動集計ですとか統計処理なども可能になるということで、業務の効率化などにもつながるものと考えております。その他規定の整備ですとか決済手続が増えるので、手続の手順ですとか、あと証明書の手数料とYoroca手数料の相殺の手法ですとか、そういう部分細かな課題はあろうかと思っておりますけれども、これらについては内部で協議を進めて、解決していきたいと考えております。ただ、いずれにしても歳入歳出に関わるものがありますし、複数の部署が関わるということがありますので、一つ一つ手順を踏んで課題を解決しながら導入に向けて、ちょっと時間はかかっ

ているのですけれども、作業を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） どうも納得いきません。といますのは、行政でポイント付与しますよというのを提案しておいて、行政の窓口が今これから手順と導入方法について検討します。2月1日からこれをやりますって言っていて、Yoroca自体は去年の11月23日からスタートしているわけです。一方で、いろんな市内のお店にはお願いをしておきながら、行政もYorocaでやりますと言っていて、その窓口のところがこれから手順と導入方法について、あくまでやっぱりこれは並行して進めていくと言うべきものではないですか。改めてこの辺もうちょっと明確な答弁いただきたいと思っています。

○議長（山田典幸議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） おっしゃるとおり、11月23日からYorocaが始まって、実は公共施設使用料の部分は12月の初めからやっているところがありまして、ただ実はあれ使用料いただいて、Yorocaで決済して、最終的に商工会議所のほうで使用料と、あと手数料を相殺して、使用料分があればこちらのほうに返ってくるという、歳入、収入になるという形なのですけれども、その部分の手続も今の段階でまだちょっと不具合もあるという部分もありまして、なかなか、走りながら手続を進めていったところはあるのですけれども、うまくいっていない部分もあるというところがございます。そういう部分で私どもとしてもちょっと慎重になってしまったのかなという部分はあろうかと思いますが、レジシステムの部分はあろうかと思いますが、私どもとしてもやれる部分をやっていきたいと考えておりますので、協議を進めていきたいということで御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） 同じ形の質問になると同じ答弁しか戻ってこないと思いますので、改めて再質問しませんが、行政で、自分たちで進めていっているいろんな施策に対して、その受皿の行政の窓口、やっぱりこれはしっかり並行して進めていただかないと、市民の方理解しません。どうして役所で使えないの。私自身も経験したのですけれども、ほかの人からもそのお話。行政の施策を提案する側と受ける側、やっぱりこれは並行して進めていただくよう強くお願いをしておきたいというふうに思います。早急に進めていただければと思います。

Yorocaの内容についてもう少しちょっとやり取りをさせていただきたいのですけれども、実際に使うに当たって、お店でお金が足りなくなってチャージしようと思ったけれども、チャージする場所が分らないと。聞いたのだけれども、ここ閉まっているよと。だから、その辺の部分、非常にチャージする場所が少ないのと、もう一つはどこでできるのかというのが非常に分かりづらいというふうなお話を聞くのですけれども、この点ともう一つ、チャージされたポイントというのは永久的に使用可能なのかどうなのか、その辺ちょっと2点について伺います。

○議長（山田典幸議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） チャージに関する御質問いただきました。まず初めに、チャージの期間ということで申し上げますと、チャージをして、それから何もなかった場合に3年間ということなので、その後チャージをする、あるいはマネーとして使う、そういったことをすればまたさらにそこから3年ということになります。

チャージをする場所につきましては、まずチャージ機というものが今よろーなと道の駅にございます。また、なよろ温泉サンピラーの券売機のところにおきましては、券売機と併せてチャージが

できる機械がございます。そのほかにつきましては、タブレットで決済ができるお店の中でチャージができるお店がありますが、これにつきましては名寄商工会議所さんが設けている特設のホームページの中で店舗一覧、加盟店一覧を公表しております。その中で印をつけて、チャージができるお店というものが分かるようにはなっております。また、今回1万ポイント給付のところにつきましては、引換えに来ていただいたときに御説明をさせていただくと同時に、この店舗の一覧と、それからチャージができるお店が分かる紙を用意して、お渡しをするようにもしております。ただ、チャージ機ではないところでのチャージにつきましては、まだ十分場所が分かりにくいですとか、お店のほうでも対応できていない部分があったりもお聞きします。私どももチャージ、今回1万ポイントの給付をさせていただき、今まで持っていなかった方も数多く既に来ていただきましたので、裾野も広がってきていると思っておりますが、その方々が今回給付するポイントを利用するだけではなくて、チャージをして電子マネーとして使っていただくということが先ほど申し上げた地域経済の循環に必要なことになりますので、やはりチャージをする場所、チャージが容易にできることというのは大きな課題だと思っております。そのことに向けても場所の普及ですとかについて事業実施主体であります名寄商工会議所さんとも連携を図りながら進めていきたいと考えているところです。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） 端的にお答えをいただければというふうに思います。今冒頭にこの期間は3年間ですと御説明ありましたよね。何もしなければ3年間、これ分かっている人どれだけいますか。これ3月、4月といったら転勤、異動シーズンですよね。今回対象者って2月1日時点で名寄市に住民票のある方です。では、転勤のときに、例えばこのYorocaというのは3年間何

もしなければ失効してしまいますよとか、こういうふうに更新をすれば継続ですよ。行きつ放しの方もいるかもしれないけれども、こちらに戻ってくる方もいるかもしれない。でも、3年間で消えてしまうの、使えないなんて知りませんと。そこがサービスではないですか。転勤、名寄から出ていく方にはしっかりと、あるいは今後違う機会でもいいですけれども、やっぱり3年間、例えばスマホなんかに入れているものは、要するに残高確認をすれば継続です。でも、それ恐らく知らないと思います。一番大切な部分ってPRの中に抜けていませんか。むしろ転勤されていく方だとか、そういう方には本当に文書やそういう転出届を出すのであれば、Yorocaの運用についてというふうな、やっぱりひとつその文書をつけてあげるのがサービスではないですか。この辺の有効期限という部分では、恐らく知らない方が非常に多いのではないかなと思いますので、この辺の考え方について、これはどちらがいいのかちょっと分からないのですけれども、端的にお答えをいただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 今御質問いただいた点につきましては、それぞれ商工会議所さんとも協力しながら、市であれば市のホームページですとか、会議所さんであれば会議所さんのホームページと、そういった媒体等もありますので、また今1万ポイントのそれぞれ交付の手続も進めておりますので、そういった機会も通じながら今の御指摘いただいた部分については周知に努めたいというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） ぜひそれぞれ市民の方々に理解ができるような施策実施をしていただきたいというふうに思います。

前後しましたけれども、コンパクトなまちづくりの推進に向けてということで、先ほど答弁をいただきました。名寄市公共施設等再配置計画に基

づいてそれぞれ今まで進めてきた内容等の御説明、今具体的には複合施設を中心市街地に、3条6丁目をエリアに絞ってというふうな御答弁もいただいたというふうに思います。それで、改めてちょっとお聞きをしたいのですけれども、フェーズワン、期間5年間、令和4年から令和8年と。それぞれフェーズ2、フェーズ3、10年間、15年とありますけれども、この期間を定めている具体的な内容というのがどういうふうに進めようとしているのか。フェーズワンといたら令和8年度ですよ。もうあと2年しかありませんよね。6年を含めると3年間になる。ここまでにある程度方向が見えるのか、これはあくまでも計画期間なのか、この辺がどうも今までのやり取りの中でも自分が答弁を受けて理解をしていないのかちょっと分からないのですけれども、改めてこの期間に進めること、事業の内容というのはどういうふうにお考えなのかお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） フェーズワンでの動き方なのですけれども、我々公共施設再配置計画をつくったときから思いは変わっておりませんけれども、このフェーズワンの中で対象施設を5施設をお示しをさせていただいておりまして、その施設の方向性については、このフェーズワンの中でしっかりとお示しすると。あとは、一番はもう既に方向性を示した後に着手できれば一番いいのですけれども、着手できる、できないについては全体的な財政出動のバランスも含めて、ほかの施設とのバランスも含めて全体的な中で優先順位が示されていくというふうに考えておりますが、我々としては今着手している図書館を中心とした複合施設、こういったところはしっかりと着手まで持っていきたいという思いで進めさせていただいております。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） 今石橋部長のほうか

らこの期間で着手を含めて財政的な課題もあるというふうなお話もいただきました。一定程度、非常に財政的な裏づけだとかというのは当然いろんな形の公共施設、ほかのものも含めて進めていかなければならないというのは理解はしますけれども、決められた期間の中でやっぱり具体的に着手をしていくという目標に向けて進めて、ぜひお願いをしたい。といいますのは、やはり基本設計、実施設計といたら1年、1年、2年かかります。6年度にないということは7年、8年です。では、物建つのはいつなのと。前回私が令和5年の第3回定例会で中心市街地の活性化ということで質疑をさせて、今日ちょっと出席されていない橋本副市長に複合施設の図書館は今年度末、令和5年度末までに建設場所を決めるという答弁をいただいております。当然そのときに、先ほどの市長の答弁にもありましたけれども、中心市街地は市有地が少ないので、変動要因を頭に入れながら、基本となるロードマップは年度末に向け作業準備を進めたいというふうに答弁をいただいております。この辺について改めて考え方お聞きをしたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 昨年の3定で今年度末までに配置場所、図書館について、複合施設として決定をするという橋本副市長の答弁があったということであります。結論として、今現在配置場所が決定していないということはおわびを申し上げます。先ほどからお話しさせていただいておりますけれども、中心市街地は市有地が少ないということもありますので、民間の皆さんも含めて相手方がいらっしゃる中でこの計画を進めていかなければならないという問題もありまして、その辺の調整がなかなかうまくいっていないという現状でありまして、この辺については今年度末までにそうした方向を決められなかったということはおわび申し上げたいというふうに思います。しかしながら、先ほどお話ししていますとおり、

これまでの議論経過の中で3条6丁目付近が市街地再開発というか、公共施設再配置の軸になるということは我々も承知をしておりますので、引き続きスピード感を持ってこの計画の具現化に向けて進めていきたいということでございまして、申し訳ございません、御理解いただければと思います。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） 市有地が少なく、相手、民間との調整というふうなことでのお話もございました。当然その部分は理解はいたします。ただ、基本的に、冒頭の市長の答弁にもありましたけれども、複合施設を3条6丁目というふうなことの方向づけが固まっているのであれば、やはりその辺計画期間に沿った形の中で具現化できるような対応を進めていただきたいというふうなことで、今市長のほうからスピード感を持って進めていただけるというふうなお話もいただきましたので、そちらのほうに期待をしたいというふうに思います。いずれにしても、先ほどもお話しさせていただきましたが、それぞれの期間がずれ込んでいくと当然後のほうにも、せっかく当初決めた目標の期間、最初がずれ込んでいくとまたずれ込んでいくというふうな施策の展開にもなるかと思うので、やっぱり決められた日程の中で一つ一つ成果を出していくような形での施策の推進をお願いをしておきたい。いずれにしても、最終までたしか30年という形の期間が非常に長いスパンではあるのですが、最初の5年間というのは特に公共施設、先ほど石橋部長からありました。やはりかなり図書館だとか児童センターについては、老朽化というふうなことで非常に厳しい今の設備の状況なので、そのことも踏まえて早急をお願いをしたいというふうに思っております。

それから、人口減少を見据えた各種事業という部分では先ほどありましたし、別の機会にまた質問をさせていただければなというふうに思います。

名寄のインターチェンジ構想、これも平成29年度からモデル地区として進められているというふうなことで、道の駅を活用したというふうなことで、今までの取組の成果についてはお話をいただきました。やはりこれは高規格道路の進捗と併せて、それぞれ国土交通省も入っている。並行して進めていかないと、出来上がった時点では間に合わないというふうな形になってしまうと思います。この項目、同僚議員も一般質問を予定しておりますので、またその中で一応このやり取りをさせていただければなというふうに思っております。

それから、スポーツによるまちづくりということで、どうも御答弁の中では具体的になちょっと推進経過というのが、冬季スポーツ拠点化事業重点化プロジェクトの中で進めているということで、実際に風連、名寄の両スポーツ団体とNスポーツコミッション、実際にどのように進めていっているのかなと。その推進計画というのがどうも明確に、ちょっと私が聞き漏らしたのかもしれないのですが、改めてこの辺どういうふうになっているのかお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 団体の統合のお話だというふうに思います。冒頭というか、当初期限を一応切って、5年度中の統合を目指してということで、各団体で調整をしていただいておりますけれども、各団体での完全合意という形にまだ至れていないという状況でございまして、これからも早期に合意、御理解をいただきながら、3者が手を握って一つになっていけるように、それは我々行政側もしっかりと汗をかきながら、スケジュールの大きなずれを起こさないように今後引き続き努力させていただければというふうに思っております。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） 歴史と文化、それぞれ培われているものがあるので、なかなか目標の年度には統合できないのかなというのが今御説明

をいただいた中でお聞きをしました。できるだけこれを統合することによってのスケールメリット、いろんなものまた進めやすくなると思いますし、また先ほど御答弁にもありました冬季スポーツ拠点化事業、これをする上でも非常に大切な事業なのかなというふうに思いますので、それぞれの部分は一定程度理解しながらも、やはり速急に、またいろんな形の中で行政からも応援をしていただいて、支援をしていただいて、進めていただくようにこれはお願いをしておきたいというふうに思います。

それと王子マテリアの跡地の問題、なかなかやっぱり相手もある、あるいはいろんな環境も変わってくるというふうな形で御答弁をいただきました。去年更地になったのですけれども、自分も紋別工場からこちらに来たとき、更地にすると何年もしないで木がいっぱい生い茂ります。本当に何もしない更地というのは、非常に物の見事に木が生えます。ですから、あそこ、本当に今後跡地活用という部分ではそんなに時間はなと思います。やはり一つのもの、事業、今3つの柱の中での御答弁もいただきました、当初から進めていっているという形のもの、答弁もいただきました。ただ、本当にこれで進めていけるのかどうなのかというのもやっぱりどこかの時点ではある程度見直しを含めて進めていかないと、本当に名寄のまちの中の南の玄関入り口が木で覆われてしまうというふうな状況になると思いますので、この辺の考え方について、本当にこのままですと、この方針で、3本の柱で進めていけるのかどうなのか、その辺も含めて改めて考え方をお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） これは、本当にこの間いろいろ御質問いただきながら、なかなか答えが出ないまま現在に至っているといったところの課題なのかなというふうに我々も受け止めています。市長からの答弁でもありましたとおり、

現状大きな倉庫が残っている状況でございます。北側のほうです。そこについては、民間事業者のほうでその賃貸に向けた調整がそれなりの熟度で進んでいるというふうに我々も聞いているところでございまして、物流に関する倉庫の利活用については、一定程度成果がしっかりと出るように我々も引き続き早く市民の皆さん方にいいニュースが届けられるようにしっかりとサポートしていきたいというふうに考えております。

それから、もう一つ、木質バイオマス発電、これも市長からの答弁でありましたとおり、現状ウッドショックの時期から木質チップの原料価格高騰ということで、そもそもバイオマス発電、FITでの売電事業でしたので、収入が固定されていて、あとは経費がどれだけというところが事業採算性ということで、経費の部分が今莫大に上がっているということで、なかなか厳しい状況なのですけれども、これは諦めたわけではなくて、現状も今事業者が努力していただいて、具現化に向けて引き続き王子マテリアとの関係を切らずに、そこは継続協議をしていただいているという現状でございします。

それから、もう一つ、データセンター、ここについてもやはりまだ大きな意味での通信線、太い通信線という課題はあるのですが、そこが北海道も今データセンターを一生懸命誘致しておりますので、北海道内のデータセンターに必要な通信線の環境が道北の地域も整えば、そこは再生可能エネルギーという強みをそのときまでにしっかり持ちながら、場所としてはやはり冷涼な気候ということでこの名寄というのはデータセンターには非常に相性のいい地域だろうということで、ここは手を下げずにやっぱり引き続きやっていかなければならないかなというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） ありがとうございます。本当に相手があることなので、非常に簡単にはいかないと思うのですけれども、やっぱり

ある一定の時期の解決というような方向性を見いだすのも非常に一方では大切な部分なのかなというふうな、非常に大変だと思いますけれども、よろしく願いをしたいと思います。

前半の質問に対して最後ちょっと市長に改めてお聞きをしたいのですが、市政執行の所信表明ということで、令和4年5月、先ほどもちょっとお話をさせていただきました。その中で市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくりでは、認定こども園の新設とこども発達支援センターの併設、子育て情報のワンストップ化、デジタル化を推進をしていくというふうに述べられております。今もちょっといろんな形でやり取りをさせていただいた。それぞれ既に今年の事業の中に盛り込まれていることもたくさんあるのかなというふうに思っておりますけれども、ここでのデジタル化という部分、DX、当然市内DX推進室等もあって、進められてきていると思うのですが、今進めている市内のDX、それから市民の理解という部分、ですからやはり何が言いたいのかというのは、先ほどYorocaも含めてなのだと思いますが、行政においてDX推進に向けての基本的な部分、どうも見えてこないのです、私の中で。私だけがちょっと足りないのかもしれないのですが、どうも目的はこうやりますよというふうな形なので、なかなかそれに、目的に向かった目標、いわゆる地域が一体となった持続可能なまちづくりという部分では行政、市民、加盟店、これらの具体的な手段が行政の中ではいま一つ見えて、私のほうでは理解ができないのですが、改めてこのデジタルの部分に関して市長のほうからお話をいただければというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 人口が減少していく中で、あるいは私たち名寄というのは都市とは違う環境にある中で、デジタル化というのが人材不足に対応する、あるいは都市から離れていてもいろんな

サービスを楽しんでいける、さらには今まで顔と顔とで、そういうつながりも大事なのだと思いますが、こうした電子、ICTの技術を使って新たなつながりをつくっていく。地域の活性化の起爆剤になるというふうに確信をし、計画もつくって、進めているところであります。市内あるいは地域でいろんなことを今進めていく中で、課題の一つとしてお話をしましたが、やはり市内全体でデジタルを技術を活用することで、しっかりと市民の皆さんに住みやすさや、あるいは我々の改革も進めていくという機運の醸成というのがまだまだ不足していたということは、今議員からも御指摘のとおりかもしれません。さらにそこをしっかりと進めていくことが大事だというふうに思いますので、改めて行財政の改革あるいは、あらゆる場面においてDX、この技術を進めていくことで地域の社会をよりよくしていくという観点をいま一度見直ししながら、どうしてもデジタルとアナログ両方で進めていく期間があるので、そこで本当にしんどい部分があるということも実際はあるのですが、そこしっかりと乗り越えていかないと次のステージに進めないということ改めて認識しながら前に進めていきたいと思っています。

市民の皆さんに分かりやすいサービスということで、至らない点もあったかもしれませんが、今回本当に我々結構走りながら進めてきた感がある事業ではないかというふうにも思います。急速にやっぱり時代が変化していく中で、まずはやってみて、その中で失敗もしながら進んでいくと、トライ・アンド・エラーを繰り返していくというような、そうした進め方を今していけないと、なかなか時代にも追いついていけないということもあるのかなというふうにも思いますので、そうした声、いただいた声はしっかりと受け止めながらしっかりと改善できるようにスピード感を持ってそうしたいい循環をつくっていききたいと。

いつでしたか、市立総合病院の窓口の再来の電子化をやったときありますよね。あのときも物す

ごく市民の皆さんから導入のときに反発を受けて、しかしそこできちっとマンパワーでまずは対応しながらやってきて、今では基本的には皆さん全くクレーム言う方もほぼいなくて、順調に進んできたという経過があります。導入のときにやっぱりこういったハレーションは起きるのかもしれませんが。しかし、そこにしっかりと寄り添って対応していくことで、何とかこのDXあるいは電子地域通貨、そうしたことを市民の皆さんにしっかりと普及をさせていく、そのことで地域の好循環を生んでいきたいというふうに考えているところがあります。これからもしっかりと進めていきたいというふうに思いますので、御指導よろしく願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） ありがとうございます。今後のデジタルの進め方ということで市長の考え方、改めてお伺いをさせていただきました。先ほどもやり取りもさせていただき今市長の答弁にもありました。情報発信、やっぱり新しいものを取り組むときに、市立総合病院のお話もありましたけれども、あそこはいまだにきちっとマンパワーで対応しています。このYorocaというのは、お店でしかなかなか説明してくれる人、お金のやり取りだけで、いないのです。それだけにきちっとした、だから情報一回発信したら終わりではなくて、いろんなこういうことどうなのだろうということについては、次の広報でまた載せるとか、あるいは心配事があつたらしっかりそれをフォローする、それがやっぱり理解を深めて、皆さんが使いやすく、行政とのいろんな施策にもつながっていくというふうに思いますので、今市長の答弁あったことを含めてまたよろしく願いをしたいというふうに思います。

では、続いて教育行政ということで、岸教育長のほうから御答弁をいただきました。教育重点施策につきましてはそれぞれ御答弁をいただいて、理解をさせていただきました。信頼される学校づ

くりの推進という中で、今回教育長が行政執行方針で児童生徒を真ん中に、誰一人取り残すことなくウェルビーイングを実感できる、私もよくこのウェルビーイングというのがちょっと理解ができなくて、調べてみたのですけれども、かなり早くからこういう言葉自体は、言葉というか、これ制度そのものというのは実際にSDGsの中にも組み込まれているというふうなことで、全ての人に健康と福祉って、個人的にも社会的にも人々が心身ともに幸せな状態ということで、どちらかというとこれは具体的にいろんな物事というよりも、実際にはやり取りはしなければならない精神的な部分といいますか、先ほど教育長は人と人とのつながり、平等な立場で教える側、教えられる側というふうな、非常にこれ言葉としてあれなのですけれども、もう一度ウェルビーイングを今年度進めていく、当然教職員の方だとかというのも非常に取組については今後生徒のつながり、あるいは地域のつながりという部分では大変になってくるのかなと思いますけれども、岸教育長の今年度進めていく考え方について改めてちょっとお伺いをさせていただければなというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 岸教育長。

○教育長（岸 小夜子君） 今年度の教育の進め方ということで、特にウェルビーイングという言葉を更新たに入れたというようなことも含めて私の考えというような御質問だったかというふうに思います。おっしゃるとおり、ウェルビーイングという言葉自体はWHOの世界保健機構の戦後のときにもう既に健康な状態というのをウェルビーイングということで表現をして、それが近年になってから先ほどおっしゃいましたSDGsの考え方に出てきたり、教育の面ではOECDが令和元年にラーニングコンパス2030というのを報告しておりまして、その中でこれからの子供たちにはウェルビーイングということで、自ら主体的に目標を設定して、振り返りながら責任ある行動が取れる力を身につける重要性ということを指摘して

きて、国のほうでこうした最近の世界的な教育の動向を踏まえて、昨年第4次の政府が策定する教育計画である教育振興基本計画、こちらのほうに初めて大きな教育のコンセプトとして、一つは持続可能な社会のつくり手の育成ということと、もう一つが日本社会に根差したウェルビーイングの向上という言葉を入れてきたところなんです。それで、教育のほうの考え方では、どちらかというと幸せという言葉を使うと一過性的な感じがするので、このウェルビーイングを使うときにはやっぱり持続するという、本当に持続しての生きがいや人生の意義など将来にわたって幸せであるというような、そういうような意味合いを込めて今教育のほうでは使っていることと、もう一つは個人の生きがいだけではなくて、個人が生きがいを感じることで社会も、個人を取り巻く環境ですとか地域社会全体が幸せになっていくと、そういうような意味合いも込めて教育のほうでは日本社会に根差したウェルビーイングの向上ということ、学校教育サイドも社会教育サイドも今大事にして進めているようなところがあります。私としても今回ここに取り入れたのは、一過性ではなくて、やはり継続した中できちんと、学校教育であれば子供たち、社会教育であれば市民全体なのですけども、そこに、どっちかというと健康というと身体的な部分が問われるのですが、そこに精神的な部分と、それから社会的ということもこのウェルビーイングの中には含まれるものですから、そういう部分で子供たち一人一人の心身の健康はもとより、やっぱり社会的存在として教育の部分からよりよい環境を整えていきたいというような思いでおります。社会性というような、社会的な環境を整えるという点では、やはり社会は人と人との関わりの中の人間関係で構築されているものですから、人間関係が安定していないと意欲というのが湧いてこないのではないかなというふうに考えているところですので、私としては今回信頼される学校づくりを一番に出したのは、何よりも学

校教育においても社会教育においても人と人との関わりを大切にしながら進めていくということで、職員には新年当初にあっては心を込めて仕事をしたいというような話をしたところなのですが、そんなことで、働いている私たちも身体的に、精神的に、社会的によりよい状態であり、そしてサービスを受ける側の市民の皆様方もそうした思いになるような関係性の中で教育の仕事を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） ありがとうございます。非常に内容が大きくて、これから進めていかれることについても今御説明をいただきました。個人の生きがい、社会全体をそういうふうな形で、当然児童生徒はもとよりですけども、教職員、地域の方々というふうな、継続的に持続性を持って進めていかれるということで、本当にこれは息の長い取組、ある面ではずっと恒久的な取組の課題なのかなというふうに思っております。特に地域という中では、今いろんな町内会、あるいは人とのつながりも含めて、以前がいい、悪いは別問題として、非常に希薄になっている部分もありますので、これを進める上で非常に大変な部分もあるかと思いますが、定められたウェルビーイングの目標に向けてさらにお願いを申し上げておきたいというふうに思います。

もうあまり時間がなくなったので、ICT教育の部分で先ほど御答弁をいただきました。非常にいい部分もあるし、一定程度年数もたってきているので、教職員の方もその指導方法なり、そういうのにもある程度理解を深められたのかなというふうな部分で先ほどの答弁をいただきました。ただ、私も教育指導の充実に関する研究グループで成果と今後の課題という部分でありまして、成果の部分は先ほどお話があった部分かなと思うのですけれども、課題の部分では実際にICTの機械

と黒板、板書、それとの使い分けというのか、そういうのも非常に問題だというふうな部分、あと先ほども答弁で一部ありましたけれども、端末の持ち帰りだとかいろいろなそのときの細かい内容だとか、できれば私としてはこれは本当に個々に解決できる問題だなと思っているので、今家庭学習の持ち帰りだとかと今後進めて、やっぱり今まで進めてきてよかった部分、この部分をさらに伸ばしていったら、課題の部分というのはある面では今出ている中でそんなに大きな課題でもないのかなとも思いますけれども、さらにこのGIGAスクール構想の進め方について最後に教育長に改めてお聞きをして、私の質問を終わらせていただきたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 岸教育長。

○教育長（岸 小夜子君） ICT教育、いわゆる今の国のほうで進めているGIGA構想に伴う部分の進め方についてなのですけれども、今の子供たちは、御承知のとおり、いわゆるICT機器を使わないと生きていけないと。未来はそういう時代になっていくということで、道具として使うことが必須となっておりますし、それから今の行われている教育の中では、情報活用能力というのをきちんと身につけるといことも学習指導要領の中でしっかり位置づいているところでございます。したがって、このことに関しましては、まずは学校の中で、先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、やっぱり使える場面と使わない場面というのをきちんと子供たちが適切に組み合わせたいけるような効果的な使い方、道具としてそういう指導をしていきたいと思っておりますし、もう一方では更新をしていかなければならないというのか、アプリもどんどんいろんなものが出てくる場所がありまして、こうしたところで遅れを取ってしまうことが結局市町村における教育格差につながりかねないというところもありますので、教育委員会といたしましてはアンテナを高くしながら、やはり日本全体の中で遅れを取らないように子供

たちのICT教育というのを進めていかなければならないと思いますので、環境整備、そうした点にも十分配慮して進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） また終わりと行って、時間がちょっと余ったので、小中一貫教育スタートするので、この辺先ほど御答弁もありましたので、ぜひ当初の目的に向かって、名寄市として初めての試みなので、その辺のことをよろしく願いを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山田典幸議員） 以上で東川孝義議員の質問を終わります。

これもちまして代表質問を終結いたします。

○議長（山田典幸議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 0時01分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 山 田 典 幸

署名議員 清 水 一 夫

署名議員 高 野 美枝子

令和6年第1回名寄市議会定例会会議録

開議 令和6年3月12日（火曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 一般質問

1. 出席議員（15名）

議 長	16番	山 田 典 幸	議 員
副議長	10番	倉 澤 宏	議 員
	1番	中 畠 孝 幸	議 員
	3番	山 崎 真 由 美	議 員
	4番	水 間 健 詞	議 員
	5番	谷 聡	議 員
	6番	今 村 芳 彦	議 員
	7番	清 水 一 夫	議 員
	8番	川 村 幸 栄	議 員
	9番	佐 藤 靖	議 員
	11番	高 野 美 枝 子	議 員
	12番	高 橋 伸 典	議 員
	13番	遠 藤 隆 男	議 員
	14番	東 川 孝 義	議 員
	15番	東 千 春	議 員

1. 欠席議員（1名）

2番 富 岡 達 彦 議員

1. 事務局出席職員

事 務 局 長	伊 藤 慈 生
書 記	石 橋 恵 美
書 記	加 藤 諒
書 記	川 名 桃 代

1. 説明員

市 長	加 藤 剛 士 君
教 育 長	岸 小 夜 子 君
総 務 部 長	渡 辺 博 史 君
総 合 政 策 部 長	石 橋 毅 君
市 民 部 長	廣 嶋 淳 一 君
健康福祉部長	馬 場 義 人 君
経 済 部 長	山 田 裕 治 君
建 設 水 道 部 長	東 聡 男 君
教 育 部 長	木 村 睦 君
市立総合病院	佐々木 紀 幸 君
事 務 部 長	
市 立 大 学 長	水 間 剛 君
事 務 局 長	
こども・高齢者	松 田 慎 司 君
支 援 室 長	
産 業 振 興 室 長	田 畑 次 郎 君
上 下 水 道 室 長	佐 藤 美 香 君
会 計 室 長	鈴 木 康 寛 君
監 査 委 員	岡 川 進 君

○議長（山田典幸議員） 本日の会議に2番、富岡達彦議員から欠席の届出がありました。

ただいまの出席議員数は15名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（山田典幸議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

6番 今村芳彦議員

12番 高橋伸典議員

を指名いたします。

○議長（山田典幸議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

第2次名寄市農業・農村振興計画後期実施計画について外2件を、清水一夫議員。

○7番（清水一夫議員） 議長から御指名をいただきました。大項目3点にわたり質問させていただきます。

大項目1、名寄市第2次農業・農村振興計画後期実施計画について。本計画は、昨年3月に策定されました。その進捗状況などについて3点伺います。小項目1、耕畜連携について。農産物の安定生産と品質、収量の向上には土づくりが重要であり、そのためには緑肥及び堆肥など広く維持増進に取り組む必要があります。近年は、化学肥料の高騰で特に堆肥の重要性が高まっています。本計画では、哺育・育成センターや市内の畜産農家と連携し、確保を推進しますとうたっていますが、その進捗と現状について伺います。

小項目2、農福連携について。当産地の特産品、高収益作物のグリーンアスパラ、スイートコーン、カボチャは機械で収穫できない作物で、労働力不足が問題で、その解決策として名寄市立大学の学生による有償ボランティア事業、一日農業バイト

アプリや農家さんによる市民への出前依頼で補っているのが現状であります。本計画では、農業従事者が減少、高齢化する一方で、福祉現場では働きたい意思がある障がい者等の働く機会の確保や生きがいづくりの場が求められています。引き続き新たな働き手と期待されることから、福祉事業所との連携を図り、農福連携を推進しますとうたっていますが、その進捗と現状を伺います。

小項目3、子実コーンの適応性の検討について。輪作体系の確立と地力増進へ向けた取組として、緑肥作物のほか、近年注目されている子実コーンの適応性の検討を行いますとうたっていますが、その適応性の検討結果について伺います。

大項目2、防災について。昨日、13年前、東日本大震災がありました。7年前には胆振東部地震がありました。本年1月1日、皆さん承知のとおり、能登半島で大規模な地震がありました。全ての犠牲者に心からお悔やみ申し上げるとともに、避難されている皆様にお見舞いを申し上げます。本市は、地震より水害が脅威であります。そこで、小項目1、令和6年度の本市の防災訓練についてであります。令和5年度の防災訓練を通じよい点、改善すべき点などを検証し、それを踏まえて令和6年度の本市の防災訓練をどのように計画、実施するのか伺います。

小項目2、災害ごみの対応について。国は、指針で市町村ごとに処理体制などを定めた災害廃棄物処理計画をつくり、水害や地震、津波など想定し得る災害ごとにごみの発生量を推計するように求めています。前回もお聞きしましたが、改めて災害廃棄物処理計画の策定について伺います。

大項目3、冬季スポーツ拠点化プロジェクトについて。今シーズンは、12月の第54回名寄ピヤシリジャンプ大会に始まり、3月のJOCジュニアオリンピック2024、全日本ジュニアスキー選手権大会兼ねて全日本小中学生選抜スキー大会ノルディック種目と10の大会が本市で開催されました。今年から北海道中学校スキー大会クロ

スカントリー競技が名寄開催となり、北海道の一般、高校、中学のクロスカントリー大会が全て名寄開催となりました。長年の大会関係者の事前のコース整備及び大会運営が評価されたものであります。また、小中学校の選手、家族、関係者も応援に来名され、宿泊等の経済効果が大きくなったものと思料します。

ここで小項目1、施設等の整備について伺います。本市の自然環境の強みを生かして冬季スポーツの拠点化を目指すため、特に今の10の大会を継続、発展させるためには施設等の整備が必要であります。ここで1点、施設整備について伺います。それは、ジャンプ台のアプローチの改修であります。現在のアプローチは、気温が上がったらその都度整備が必要であり、大会運営に影響します。現在の主流はアイストラックであり、天候の影響を受けません。このことについて整備するのかお考えを伺います。

以上で壇上の質問を終わります。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） おはようございます。清水議員からは、大項目で3点御質問をいただきました。大項目1は私から、大項目2、小項目1は総務部長から、小項目2は市民部長から、大項目3は総合政策部長からの答弁となりますので、よろしくお願いいたします。

初めに、大項目1、第2次名寄市農業・農村振興計画後期実施計画について、小項目1、耕畜連携についてお答えいたします。海外情勢の影響などによる肥料原料の価格高騰や環境負荷軽減の取組が注目される中、化学肥料の使用量低減や国内資源の利用拡大が求められてきております。こうした情勢を受け、第2次名寄市農業・農村振興計画後期実施計画では、堆肥等の有機質資材を利用した土づくり、地力増進へ向けた取組の推進を掲げており、堆肥については令和2年度にJAにより整備されました哺育・育成センターや市内の畜産農家と連携し、確保を推進することとしており

ます。御質問のございました現在の進捗状況と現状につきましては、堆肥の確保状況では哺育・育成センターによる堆肥の年間製造計画において本年度3,360立方メートル、2,400トン进行計画し、販売実績としましては2,527立方メートル、1,788トンと75%程度の利用とお聞きしてございます。令和6年度におきましては、アスパラの大苗提供事業に併せまして、JAにおいて新植、更新圃場への堆肥の無償提供が予定され、今年度よりも利用が増える予定でございすが、製造量の範囲内で収まる想定となっており、十分に確保できている状況にございます。堆肥の散布におきましては、作物の移植前や収穫後で農地が乾燥している時期が適していますが、農業者によっては規模拡大やほかの作物の作業と重なり、散布ができないなど散布作業の負担軽減が課題となっておりましたが、JAにおいて令和5年度に自走式の散布機を導入し、業者による委託散布も開始されたことにより、土づくり対策として利用拡大が図られていると考えてございます。

次に、小項目2、農福連携についてお答えいたします。農福連携については、農業従事者が減少、高齢化する中で新たな働き手として期待され、福祉分野においては社会参画を促す取組として期待されていることから、第2次名寄市農業・農村振興計画後期実施計画において福祉事業所との連携を図り、推進することとしております。御質問のありました現在の進捗状況と現状についてですが、福祉事業所自ら農作物の栽培、加工販売に取り組むケースや事業所が農作業を請け負うケース、農業者が障がい者を従業員として雇用するケースがあり、現在3つの福祉事業所等で取組が行われております。障がい者の就労に関しては、名寄市障害者自立支援協議会においても農業従事の可能性について検討が進められており、農務課担当職員も参画し、協議を重ねております。これまでには、農業者に理解を深めてもらう機会として、仕事講座と題し、実際に雇用している農業者と従事して

いる障がい者による事例紹介の実施、農作業や就労継続支援事業所の状況など、お互いの理解を深めるための意見交換会が実施されております。今後につきましても自立支援協議会と連携し、カノコソウ洗浄作業やアスパラの大苗提供事業での作業従事の可能性について検証を進めるほか、農業振興センターでの農作業体験等を通じて、農業者と障がい者がお互いを理解する場を設けるなど段階を踏みながら、農福連携の取組を進めていきたいと考えております。

次に、小項目3、子実コーンの適応性の検討についてお答えをいたします。畜産業に欠かせない配合飼料につきましても、原料の多くを輸入濃厚飼料に依存をしており、国は過度に依存する構造の転換を目標として、国産飼料の利用拡大を図るため子実コーンの生産を推進しております。本市におきましては、令和4年度から農業振興センターにおいて試験栽培を実施し、地域での適応性について研究しております。収穫量の調査では、初年度に施肥量の違う区画を設定し、本年度は栽植の密度の違う区画を設定し、それぞれ試験を実施しましたが、いずれの年におきましてもおおむね全道平均値並みの収穫量となっております。また、収穫期に子実が成熟し、乾燥していることが必要となりますが、直近2年は特に天候も恵まれ、わせ品種においては10月中旬頃に収穫でき、子実の成熟状況や乾燥には大きな支障はありませんでした。課題といたしましては、道内の主産地である道央、空知地方に比べ秋が短く、収穫期までに水分量が減りづらいため、天候によるリスクがあることや収穫後にすぐ乾燥させなければカビが発生するなど、収穫量に対応した処理能力を持った乾燥施設や収穫物の保管施設など新たな施設の確保が必要となります。また、収益性が低いため、転作田においては国の経営所得安定対策の交付金が交付されますが、交付対象外の農地では収支が合わないことも課題として挙げられます。現状といたしましては、収穫後の残渣のすき込みに

よる地力増進作物としての位置づけで作付していくものと考えております。

以上、私からの答弁となります。

○議長（山田典幸議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 私からは大項目2、防災について、小項目1、令和6年度名寄市防災訓練についてお答えいたします。

今年度の名寄市防災訓練につきましては、昨年度から引き続き防災体験教室として、北海道開発局の保有する降雨体験装置や地下浸水体験装置を活用させていただき、市内小学校において開催しました。小学生が大雨や浸水により起こり得る事象を体験する中から災害から身を守る知識などを習得することができたものと考えております。さらに、地域の方々の参加もあったことや北海道地域防災マスター及び名寄河川事務所などと連携、協力して実施したことなどから、地域防災力の向上も図れたものと考えております。御質問の次年度の防災訓練の計画についてですが、この間清水議員をはじめ多くの議員の皆さんから評価をいただきましたこの防災体験教室につきましても、子供たちの防災意識の向上に大きな成果があるものと考えておりますので、継続して実施できるよう名寄河川事務所など関係機関と調整を行い、現在風連中央小学校での実施に向けて準備を進めているところであります。

また、防災セミナーについては、講話と図上訓練のほか、段ボールベッドの組立てや応急手当てなどについて実践いただく体験型のセミナーとして実施することにより、防災に関する知識の普及啓発に加えて、防災体験を通じて参加者の主体的な防災活動への取組につながっているものと考えております。防災セミナーの次年度の開催内容につきましては現在のところ未定ですが、市民の防災に関する知識や技能等を習得できるような内容で実施したいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 続きまして、小項目2、災害ごみの対応についてお答えいたします。

水害などの大規模災害が発生した場合、市民の命、財産を守ることが最優先ですが、市民の健康等を守り、早期の復旧、復興を果たすためには通常とは異なる規模で大量に発生する災害廃棄物の速やかな処理が重要であると考えております。災害廃棄物の処理には、事前の備えや初動時の取組が特に重要であり、全国における過去の事例として、初動の遅れなどにより沿道や公園などに未分別の災害廃棄物があふれ、まちの復旧に大変な時間と労力を要した例が報告されているところでございます。そのような状況にならないためにも、災害発生直後からのごみの分別処理方法の周知や仮置場の運営、管理、周知、避難所ごみの処理等の適切な初動態勢が行えるよう災害廃棄物処理計画を策定し、平時からの備えが重要と考えておりますが、今のところ災害廃棄物処理計画の策定には至っておりません。この間の本市における対応の経過としまして、令和2年度以降環境省北海道地方環境事務所が主催する災害廃棄物処理計画策定支援モデル事業への参加や名寄地区衛生施設事務組合を構成する広域市町村による勉強会を実施するなど、自前での災害廃棄物計画の策定に向けた取組を行ってまいりました。さらに、令和4年度は環境省北海道地方環境事務所主催の災害廃棄物処理計画策定支援モデル事業及び災害廃棄物仮置場の実地訓練に、令和5年度は人材育成ワークショップ及び災害廃棄物処理計画策定相談会に参加をし、計画の策定にはさらなる専門知識が必要であると改めて認識したところであり、一定の知見を持つ専門家の指導、助言を得ながら策定することが必要であると考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 私からは大項目3、冬季スポーツ拠点化プロジェクトについて、小項目1、施設等の整備についてお答えいたしま

す。本市では、自然環境と施設を生かして合宿大会誘致を推進しており、毎年12月には国内初戦となるジャンプ大会を皮切りにクロスカントリースキーやスノーボード、カーリングなど各種大会が開催され、雪質日本一と同様に冬のスポーツは名寄というブランディングが確立されていると考えております。大会合宿誘致において施設環境を整えておくことは重要で、ピヤシリシャンツェにおいても老朽化に伴う改修と競技ルール改正やトレンドに対応した改修は継続的に必要であります。氷の助走路、いわゆるアイストラックと呼ばれる状態にするクーリングシステムの導入は、国内の主要施設では主流となっていることから、今後さらに質の高い競技環境を整備する上では必要な設備の一つであると認識しているところであります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 清水議員。

○7番（清水一夫議員） 丁寧な答弁ありがとうございます。これから順次再質問させていただきます。

耕畜連携について。十分確保できていると答弁ではありましたが、J A道北なよろの組合員意向調査では、堆肥を施用している、今後堆肥の施用を検討していると回答した方に堆肥の利用に当たり重要だと思うのは何ですかとの問いに、雑草種子のない完熟堆肥の要望が一番高く、あと堆肥の運搬、堆肥の散布機の貸出し、堆肥の単価等でありました。農家さんは、堆肥の重要性は当然理解し、完熟堆肥を要望しています。この事業で近隣のJ Aさんは中山間地域整備事業で堆肥製造施設を建てて、酪農家さんから堆肥を購入し、堆肥製造施設で完熟堆肥を製造して、農家さんに低価格であっせん、年間1万4,000トンを供給しています。この完熟堆肥について行政と地元J Aさんと協議してはいかがと思いますが、お考えをお伺いします。よろしくお願いします。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 完熟堆肥の供給につ

いてということで、ＪＡとの協議をしてはいかがというふうな御見解をということでした。先ほどお答えさせていただきましたとおり、現在哺育・育成センターで整備した堆肥を中心にそれぞれＪＡさんのほうでも販売というふうな、あっせんというふうなことに取り組んでいただいているところであります。哺育・育成センターで製造しております堆肥でございますが、堆肥舎において発酵槽で十分に攪拌をして、完熟させたものを製造、販売しているというふうに認識しております。製造量につきましても、先ほど十分足りるだろうというふうにもお答えさせていただきましたが、令和6年度でも年間2,400トンの堆肥を製造見込みということでございます。また、今後増頭が進んだ場合には4,000トンまで製造できる能力があるというふうにもお聞きしておりますので、確保については十分かなというふうに思っております。また、らくみらんどで作られる堆肥以外のものも、それを求められる農業者の方もいらっしゃると思いますので、農業者の方がそれぞれ利用の目的といいましょうか、期待する効果といいましょうか、それによって選ばれているのかなというふうに認識しております。したがって、現状では新たなものが足りないだろうというふうに考えているところでございます。また、利用の促進、推進につきましては、これはＪＡにおいて土壌診断に基づくあっせん堆肥の施用に対して助成を行っていただいております。また、本年度でございますけれども、ＪＡとも協議をしながら、国の化学肥料低減定着対策事業、この事業を活用しまして、堆肥の運搬費用や散布費用に対して助成に取り組んでいるところでもあります。今後も引き続き利用促進が図れるようにそれぞれ関係機関やＪＡとも連携しながら、取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 清水議員。

○7番（清水一夫議員） 今年度ＪＡさんと協議をするということですが、農家さんは雑草の種子のない完熟堆肥を望んでいます。狙いは、私の質問は農家さんが強い農業経営体となっただけのためには、高収益には本堆肥製造施設が必要ではないかと私は思っております。今部長さんからＪＡと今年度も協議するということでありますので、堆肥製造施設を案に上げていただきたいと思います。

続きまして、農福連携について再質問をします。いろいろやっておられますが、さらに充実、発展させるためには、昨年度農福連携について、名寄市立大学保健福祉部社会福祉学科講師の小泉さんの12月1日発行の「ケア研タイムス」にオホーツクにおける農福連携の展開、ＪＡきたみらい管内の事例を中心の、その寄稿文及び12月16日には大学図書館大講義室で農福連携について知ってみようという講義がありました。寄稿文及び講義の概要は、農福連携をするに当たり農業者と障がい福祉サービス事業所のマッチングに中間支援組織が必要と強調されておりました。その中間支援組織の役割を担うのが行政かＪＡかの事例も紹介されておりました。

そこで、まずはそれぞれの専門分野で、行政であれば農務課、社会福祉課、ほか市立大学の講師の小泉さん、農業改良普及センター、上川総合振興局、社会福祉協議会、ＪＡさん、障がい福祉サービス事業所、農業者、農業委員会、自立支援協議会、商工会議所などの代表が一堂に集まり、協議してはいかがと思いますが、お考えを伺います。よろしくお願いします。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 農業者と障がい者のマッチング支援についてのお問合せかと思います。現在中間支援組織と言われるような形での体制は持っておりませんが、それぞれ要望があった場合、農業者であれば農務課、また障がい者の事業所の関係でいいますと基幹相談支援センタ

一ぱっけでそれぞれ御相談をさせていただいているというふうな状況でございます。また、先ほど答弁させていただきました名寄市障害者自立支援協議会における意見交換会の場におきましても、農業者から確かに簡単な相談や情報収集ができる窓口があったほうが良いというふうな、そういった要望ですとか、またその窓口についてはＪＡが適当なのではないかというふうな率直な御意見もいただいたところであります。農業者にとっても日常的にといいましょうか、相談できる窓口があったほうが良いというのは、その意見も含めて私どもでも認識をさせていただいたところであります。自立支援協議会のほうですけれども、これにつきましては市立大学ですとか道北障害者就業・生活支援センター、またハローワークさんなど各分野から御参加をいただいている団体、協議会でございます。既にそういった協議会の中で他分野の方が集まって議論をしていただいているというところもありますので、今後は特に農福連携については協議する場面に当たってはＪＡさんのほうにもその協議の場に参画をいただけるような、そういうふうな形で、まずＪＡさんとも情報共有を図りながら、農福連携に関してはそういうふうな形で進めていきたいというふう考えております。

○議長（山田典幸議員） 清水議員。

○7番（清水一夫議員） 答弁は、中間支援組織は現在のところないという答弁であったと思います。北海道は、2022年度から農福連携の窓口を各振興局に設置し、普及、定着に向けた施策を行っております。今年に入ってから札幌市で北海道農政部農業経営課が主催する農福連携の始め方をテーマにスタートアップセミナーが開催されています。要は農家さんは強い農業経営体をつくる、障がい者さんは農業分野での活躍を通じ、自信や生きがいを持って社会参画をする、この農福連携の意義を理解いただき、協議を、ぜひ検討を実現することを要望します。このことについて、

経済部長、一言ありましたらよろしくお願い致します。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） ただいま清水議員のほうからもございましたが、それぞれ農業者につきましても、まだ農福連携の取組、受入れをいただいている農業者も多いとは言えない状況でございます。一方で、福祉事業者さんのほうからも様々な就業の機会にそれぞれ障がい者の方を送り出しといいましょうか、就労支援をしていただいているところでもあります。お聞きしておりますのは、やはり農業はなかなか作業する側にとっても比較的ハードルが高い業種というふうにお伺いしております。したがって、それぞれの適性に合った職業をそれぞれ就労支援するということで考えますと、農作業に向く方がどの程度いるのかというふうな、いわゆる供給するという言い方がどうかありますけれども、需要と供給のバランスでいいますと、需要のほうは大きい状況ではありますが、供給する側の都合もございますので、そこはそれぞれ意義は十分に御理解をいただいていると思いますが、そういった事情もございますので、需要と供給のバランスを見ながら今後もうまく農福連携の取組が推進できるように進めてまいりたいというふう考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 清水議員。

○7番（清水一夫議員） 健康福祉部長、何かありましたら、一言よろしく申し上げます。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 先ほど経済部長からも答弁させていただきましたが、私どもが所管しております自立支援協議会の中で、昨年度は、毎年仕事講座というのを持たせていただいておりますが、令和4年度については農業のこと、今年度についてはまた別な一般企業でお勤めいただいている障がい者の方々のことの紹介をさせていただいていることをやっております。ただ、令和4

年度に、農業に限って言いますと、令和4年度のきっかけがあって、今年度の10月ですか、農務課さんからの紹介でカノコソウにも人手が必要だという農家作業があるということ聞き取って、協議会の委員等々によりまして見学と体験を行うというような実績もあるようでございますので、そういう関わりをつくっていきながら先ほど答弁させていただいたような形を進めさせていただければというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 清水議員。

○7番（清水一夫議員） 農福連携について、よろしくをお願いします。

子実コーンの輪作について再質問をします。緑肥だけでは1年分の収入が確保できない。しかしながら、トウモロコシ栽培は実は収穫し、飼料として販売ができ、根は耕盤層を破って伸びるので、排水性が改善される。茎、葉は、有機物として還元し、地力増進にもつながる。また、労働時間も大豆の半分以下に省力化できる点も魅力的ではないでしょうか。本市の農家さんが北海道子実コーン組合に加入されていると聞いております。今年1農家さんが作付すると聞いています。そこで、2年後の輪作作物までの効果を調査する考えはあるのかどうかお聞きします。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 今清水議員からもございました、先ほどの答弁もさせていただきましたが、子実コーンの作付につきましては、収益性ということよりはどちらかというと土壌改良というふうな意味合いで、今お話ありました輪作体系の中に組み込まれれば一番ベストというふうなことな作物というふうに捉えているところでもございます。ここにつきましては、今現在振興センターのほうで取組をさせていただいているのは、まず作れるのかということ、地域的に適性があるのかどうかということを中心として試験をさせていただいております。その後のすき込みの部分

については、どの程度の効果があるのかということも含めまして、まず詳細な調査しておりませんので、作付している農家の方が多数いらっしゃると、そういった農家の方にも協力をいただきながら試験ができるのかなというふうに思います。先ほどの、議員からありましたとおり、今年、令和6年、予定戸数1戸ということでございますので、その辺の農家の方の協力ですとか、そこも少し検討しながら、今後の輪作体系の中にどう組み込まれるのかどうかというふうな、この点について研究してまいりたいというふうに思っております。

○議長（山田典幸議員） 清水議員。

○7番（清水一夫議員） 検討をお願いします。

続きまして、防災訓練について再質問をします。部長から答弁で小学生の防災体験教室継続、よろしくをお願いします。来年は智恵文で、再来年は中名寄でよろしくをお願いします。昨年に引き続き、本年2月8日に災害対策本部の図上訓練が行われました。その図上訓練を検証する意味で、実動訓練を実施するのかお伺いします。

○議長（山田典幸議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 本年2月に災害対策本部訓練、図上訓練ですが、行わせていただきまして、災害対策本部内の状況確認ですとか、応急対応に係る課題の整理ですとか、方針の決定、総合調整などを行って、本部会議の一連の流れの確認や災害対応能力の向上などにつながっているということで、このような形でやったのは去年に引き続き2年連続という形になります。訓練の検証に係る実動訓練を実施するのかという御質問だったと思います。今回の本部訓練につきましては、タイムラインの共有ですとか避難場所の開設に関する考え方、避難行動要支援者への対策も含めまして、避難情報の発令前後に係る本部としての応急対応の意思決定手順などについて確認するとともに、タイムラインへ反映させることを目標にしているということでありまして、将来的に本部訓

練から実働訓練まで一連の流れを一通り行うということが、おっしゃるとおり、理想なのだろうなと思うところでありますけれども、当面はこの本部訓練を継続して実施する中で、今回は警察さんですとか消防さんにも参加していただきまして、自衛隊さんもありますので、そういう関係機関との連携ですとか、あと私ども本部会議メンバーの意識の共有ですとか、スキルアップも含めましてそういうことを図りながら、最終的には一通りの訓練にもつなげていきたいと考えておりまして、ちょっと当面はこの本部訓練をやっていききたいという形で考えています。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 清水議員。

○7番（清水一夫議員） 図上訓練をやって、次の年は実働訓練をやって、できたこと、できなかったことを今度もう一度図上訓練やって、指摘をして、改善し、また次の年には実働訓練をやる、このほうがよろしいのではないかと思いますので、参考にしてください。

続きまして、防災訓練で冬期防災訓練について質問をします。平成24年3月2日、中標津町や湧別町で暴風雪となり、車が相次いで立ち往生、8人の方がお亡くなりになりました。その原因は、車内の一酸化炭素中毒死と車外での凍死でありました。同年11月27日には、発達した低気圧の影響で猛吹雪となり、鉄塔が倒壊、室蘭市など5万6,000戸が一時停電し、暖房が使えない住民のため登別市など周辺自治体で26か所の避難所を開設し、対応をしました。また、平成30年9月6日、胆振東部地震で市民は2日間電気のない不自由な生活を送りました。本事例を教訓とし、冬期の防災訓練を計画、実施するのか伺います。

○議長（山田典幸議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 冬期の防災訓練についての御質問だったと思います。冬期の防災訓練については、令和2年度に実は計画していたところでございますけれども、新型コロナウイルス感

染症の影響により中止しているというところでありまして、平成27年に実施して以降、今もう令和6年ですから、8年、9年やっていないという状況でございます。現状における冬期訓練、冬期の防災訓練の計画につきましては、来年度につきましては、来年度の防災訓練につきましては、先ほど申し上げましたけれども、小学生を対象とした防災体験教室を予定しているということでありますので、来年についてはその訓練ということで、冬の訓練については計画はしていないところでございますけれども、令和7年度以降につきましては、先ほどほかの小学校の話も出ましたけれども、その部分を含めまして冬期の訓練を視野に入れながら、内部で協議を進めていきたいと考えております。また、秋に実施している防災セミナーにつきましては、まだ新年度の開催内容については決まっておりますので、一番名寄市でリスクがあるのは水害だということなのですが、水害だけでなく、地震ですとか、冬期を想定した内容など市民の皆さんにとってより効果的で、まさに今日的な課題ということもありますので、そういう対応ができるような内容になるようこれも検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 清水議員。

○7番（清水一夫議員） 冬期防災、令和7年度以降ではなくて、7年でよろしくをお願いします。

続きまして、災害ごみの対応について。答弁は、策定に至っていないという答弁でありました。早い復旧、復興には本計画が必要であります。改めて伺いをします。

○議長（山田典幸議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 清水議員おっしゃるとおり、災害がいつ起こるか分からないということと、現実的には今年の能登半島の関係ですとか、本州でいけば毎年のように水害が起こっているということで、その後の災害ごみが非常に復興に障害を与えているということにつきましては、担当

者としてもそこは理解しておりまして、先ほど、環境省のほうの事務局が主催するモデル事業に参加したり、その中で専門家の方からもいろいろ助言をいただきながら、骨子案ということではワークシートの作成をしておりまして、今年度もその内容の見直しをしたところでありまして、これにつきましては、やはり早急に計画のほうは策定していかなければならないということでは考えておりますので、ここは急ぎ内容を精査しながら、その計画については策定に向けては急ピッチで進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 清水議員。

○7番（清水一夫議員） よろしくをお願いします。

続きまして、最後にジャンプ台の施設整備について再質問をさせていただきます。ジャンプ台のアプローチの整備についてです。暖気でアプローチが傷めば液体窒素をかけて、シャーベット状の雪を凍らせ、アプローチカッターで平らに削っています。大会中アプローチが傷めばその都度整備が必要であり、大会運営に影響をしています。先ほど言いましたけれども、現在の主流はアイストラックであり、天候の影響も受けません。宮の森、大倉山ジャンプ台がアイストラックであります。令和6年度、近隣の市でジャンプ台を改修すると新聞記事を見て、名寄のジャンプ競技が近隣の市で開催されるのでは、また経済的に見ても危機感を感じた次第であります。今年のピヤシリジャンプ台のアプローチの状態は大丈夫であったとお聞きしましたが、昨年のジュニアオリンピックのときは暖気で、コンパインドは1本しか飛べなかったと私は記憶しています。来年の2月にインターハイのノルディック種目が名寄で開催されます。今年2月に雨が降りました。心配でなりません。ぜひ早急に検討のほどをお願いし、私の質問を終わります。ありがとうございました。

部長、失礼。部長、答弁。駄目ですか。

○議長（山田典幸議員） いいですよ。

石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 清水議員に日頃からスキー大会等、いろいろ御支援いただいておりますこと、そして大会運営に関係して協力いただいている市民の皆様方に本当この場をお借りして改めてお礼を申し上げます。おかげさまで開催としてはジュニアオリンピック7回目になりますか。8年、7回目ということで、本当に多くの選手たちが毎年お越しいただく大会をこの3月で暖かい時期に名寄という場所で開催できているといったことは、本当に国内でも希少価値のある開催地であると。今回もすばらしい日程、気候に恵まれて、子供たちが、選手たちがこの季節にこんなに気持ちいい雪で滑れるのだということで本当に感動して、大会を終えていただいたということで、本当にやってよかったなというふうに感じているところであります。議員御指摘のとおり、シャンツェがあることによって全体、市内の宿泊業だったり飲食業、多大なる経済効果をもたらしているということはこれ承知の事実でございます。しかしながら、一方でこのシャンツェという施設自体が市民の皆さんが活用するかと、利用するかというと、なかなか利用する機会のない施設でもあるのも事実であります。アイストラック以外にも大型改修が必要になってきたり、老朽化に伴うことです。それと、リフトの改修ももうそろそろ考えていかなければならないと。このような大型投資が必要なときに施設的な特徴も踏まえながら、皆さん方の御理解をいただけるような議論展開をしっかりと進めて、関係団体とも意見交換をしっかりと進めながら、そこについては今後改めて検討していくことが必要なのだろうというふうな認識でおりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 以上で清水一夫議員の質問を終わります。

地域の特徴を生かしたにぎわいと活力のあるまちづくりに向けて外1件を、今村芳彦議員。

○6番（今村芳彦議員） 議長より御指名をいた

いただきましたので、大項目2点にわたり質問させていただきます。

大項目1、地域の特徴を生かしたにぎわいと活力のあるまちづくりに向けて、2点お伺いをいたします。小項目の1、中心市街地の再開発に関わってお伺いをいたします。名寄市における人口減少、とりわけ働く世代の減少は、今後中長期的な視点で大変大きな課題であり、一朝一夕に解決できるものではありません。昨年制定された名寄市総合計画（第2次）後期基本計画にあります協働のまちづくりを目指すため、刻々と変化してきている現下の情勢、複雑、多様化する市民ニーズや公共施設、土地利用の在り方、地方分権や地方創生の推進などに対応するためには、官民連携、施設間、地域間連携を一層強化するとともに、地域コミュニティの醸成により地域の自主性及び自立性を高めていく必要があると述べているとおり、市民とともに働くまちづくりを進めると理解しております。特にJR名寄駅を玄関口とした名寄市街地においては、本市の中心市街地という位置づけであり、再開発に向けた取組に期待が持たれているところでもあります。名寄市の顔とも言える駅前を含めた中心市街地の将来像とも言える再開発に向けた具体的な地図をどう描いていくのかお知らせください。

続いて、小項目の2つ目、地域公共交通の在り方についてお伺いをいたします。昨年から運行が始まりましたAI活用型オンデマンド交通では、利用者も多く、地域の足として非常に有効な施策だと認識しております。従来の路線バスに比べ自由度の高い経路設定から、利便性の高さとタクシーに比較して大変安価な運賃ということもあり、今後の地域交通の在り方を大きく変えていく存在ではないかと考えております。しかしながら、乗り合いを前提としたバス事業である以上、ある一定の利用者が見込まれなければ運行が難しいことや路線バス、タクシーといった在来交通手段と一部競合も見られることから、今後の事業の在り方

について疑問を持つ市民も少なくありません。今後本事業がどのような進化をし、市民に愛される地域交通となるのか、将来像についてお知らせください。また、現状把握しておられる課題等がありましたら、併せてお知らせをお願いいたします。

大項目の2つ目、上下水道事業についてお伺いをいたします。令和2年度、名寄市の上下水道における風連地区の水源が名寄川に統一されました。名寄市内はもちろん、風連地域まで多くの人口をカバーするライフラインであります。水源が名寄川に統一されたことにより、風連地区の利用者からガラス製品に曇りがつかなかった、薬品臭さが低減されたなど喜ばれる状況が多く見られており、大変よい判断をされたことと感じているところでございます。しかしながら、全国的にも上下水道の課題として取り上げられている施設の老朽化と利用者の減少による上下水道料金の上昇は、名寄市においても同様の課題であると認識しております。浄水施設や処理場施設、管路の経年劣化と、その更新事業は必要不可欠であり、料金の急激な高騰を防ぐためには、将来予測に基づいた綿密な計画が求められると考えております。現在名寄市の上下水道事業が抱えている課題と料金改定など今後の見通しについてお知らせをください。

以上、大項目2点にわたりお伺いをいたしました。それぞれの課題とその解決には長期間のスパンが必要であることを踏まえ、現在ただいまから確実に取り組むべき課題であります。将来の子供たちに負の遺産としてではなく、よい社会基盤を引き継げるよう建設的なやり取りができることを期待して、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 今村議員からは、大項目で2点御質問いただきました。大項目1の小項目1は私から、小項目2は総合政策部長から、大項目2は上下水道室長からの答弁となりますので、よろしくをお願いいたします。

初めに、大項目1、地域の特徴を生かしたにぎわいと活力のあるまちづくりに向けて、小項目1、中心市街地の再構築に関わってについてお答えいたします。JR名寄駅を玄関口とした中心市街地においては、少子高齢化に伴う購買力の低下、商店街事業主の後継者不足などの要因により、各商店街で構成される名寄市商店街連合会の会員数は減少を続けており、中心市街地のにぎわいが失われつつあります。一方、商店街におきましては、毎年にぎわい創出に向けたイベントやキャンペーンなどを展開していただいております。昨年10年ぶりに商店街で開催されたアスパラまつりや市民の皆さんにも定着してきた街なか運動会などと連動し、継続的ににぎわいの創出につながるよう期待しているところでございます。こうした状況の中、名寄市立地適正化計画に基づく公共施設の再編、再配置におきましても将来にわたり安心、快適に暮らせる市街地づくりを目指していく上で、本市の将来の都市構造として中心市街地の活性化が求められております。名寄市公共施設等再配置計画フェーズワンでは図書館、児童センター、ワーケーション、学生寮、生活支援ハウスの5施設について検討することとしており、昨年度行われた市民ワークショップにおいて、複合施設は中心市街地へ整備することが望ましいとの提言を受け、庁内で検討し、決定し、現在3条6丁目を中心としたエリアに絞り込み、協議を進めているところでございます。教育施設、医療施設などを加え、幅広い議論を庁内検討委員会を中心に継続的に行っており、官民連携の検討や財源、整備場所などの状況を整理し、計画の具現化へ向けて取り組んでまいります。あわせて、商店街を中心にコミュニティの醸成並びに再構築による活性化を目指した意見交換の場を設け、事業者、居住者、利用者の地域全体の意見を反映させ、総体的な中心市街地の再構築に向けた取組を行ってまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 私からは大項目1、小項目2、地域公共交通の発展についてお答えいたします。

AI活用型オンデマンド交通のるーと名寄は、ドライバー不足の課題解消や移動手段に困らないまちづくり、これまで公共交通を利用していなかった新たなニーズの掘り起こしによる経済活性化を図ることなどを目的に、名寄市地域公共交通活性化協議会の議論を経て導入いたしました。導入に当たっては、路線バスやタクシーなど既存の交通手段への影響を鑑みながら、運行時間について設定をいたしました。また、運行エリアについては、市内循環バスがドライバー不足を理由に減便されたことへの対応策として、まずは名寄市街地で運行開始をしております。現在名寄市には鉄道路線や市内を循環するコミュニティバス、市街地から郊外を運行する風連線、日進ピヤシリ線、また農村地区をカバーする2つのデマンドバスが運行されており、市民の移動需要に対して一定程度の供給はされているものと考えられます。しかし、今後の高齢化の進展に伴い自家用車を手放す方が増加する予想の中、特に風連地区や智恵文地区など、郊外において地域の足を確保することは重要な課題と考えております。一方で、のるーと名寄のようなAI活用型オンデマンド交通は、乗合需要により運行効率を上げることで効果を発揮するシステムであり、人口密度の低い地区では乗り合いとならず、単なる個人タクシーサービスになってしまう可能性が高く、既存のタクシー事業を圧迫する可能性もあることから、郊外、農村地区を対象とするには不向きなシステムであり、これらの地域では定時型のデマンド交通も有効な交通手段となります。今後の事業の在り方や将来像については、名寄地区にのるーと名寄が導入されたことから、郊外、農村地区からメインコアに位置づけられている名寄市街地区へシームレスにアクセスできる観点が重要と考えております。今後も公共交通全体について若年層から高齢者まで幅広い

年齢層の市民が移動手段に困らず、持続可能な公共交通を維持する地域を目指して、名寄市地域公共交通活性化協議会において議論を深めてまいります。

また、現状把握している課題といたしましては、今後さらに利用者が増加した際に乗車希望時刻どおりに運行できないケースの発生が想定されます。のるーと名寄は、時刻表が決まっておらず、乗車予定時間の幅を持って乗り合いをしながら運行する乗り物であり、この特性についても御理解いただけるよう利用促進に努めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 佐藤上下水道室長。

○上下水道室長（佐藤美香君） 私からは大項目2、上下水道事業に関わって、小項目1、事業の課題についてお答えします。

水道事業につきましては、令和元年度に料金改定を行い、給水収益は一時増加しましたものの、人口減少や大口需要家の撤退などに伴い、料金改定の算定時に想定した以上に収益が減少しており、今後も減少傾向が続く見込みです。支出については、今後老朽管の更新や浄水場の電気設備等の改修を早急に進める必要があり、物価高騰や人手不足に伴う調達価格の上昇など費用が増嵩し、年々経営状況が厳しくなるものと見込んでおります。下水道事業につきましては、下水道の普及率が87％に達している状況であることから、今後は施設の維持管理や改築更新などを進めてまいります。こちらも水道事業同様に収益減少と物価高騰等の影響はありますものの、利率の高い企業債の償還終了に伴い支払い利息や元金償還が減少していくことから、将来的な改善が見込まれているところです。しかし、改築更新事業の財源の大部分を占める国の交付金の配分額によって事業の進捗に影響があることや、国の繰り出し基準により決められている一般会計繰入金がこれまで同様に続くのかなど不透明な要素もあることから、予断を許さない状況となっております。また、上下水道

事業は、事業計画や建設工事、維持管理、運転管理、会計、経営など一人一人に高い専門知識や技術が求められ、業務によっては資格要件や一定の実務経験も必要となっております。しかし、職員の異動や退職により技術職員の確保と技術継承に苦慮しており、人材育成についても大きな課題です。料金改定など今後の見通しといたしましては、令和5年度補正予算や令和6年度予算において水道事業では7年ぶりに損失を見込んでおり、これまで以上に経営状況の厳しさがあると危機感を持っているところであります。これまでも経費縮減や第2期拡張事業の見直しなどに取り組みながら事業運営を行ってまいりましたが、給水収益が減少する中で老朽化施設等の更新を進めていかなければならない現状におきましては、料金水準の見直しについて検討が必要な状況にあるものと認識しております。令和6年度には、上下水道料金の改定について検討を進めるため、改めて本市財政計画や様々な課題を整理し、上下水道事業経営審議会に審議を図りながら、効率的で安定的な上下水道事業経営を目指し、取り組んでまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） それぞれお答えをいただきました。昨日の東川議員のほうでやり取りがあった部分、多少省かせていただきたいと思います。再質問させていただきます。

まず、令和6年度の予算の中で、あるいは行政執行方針の中で3条6丁目という単語が出てきているというところであります。これ1つの地域に絞って、やっと腰が動いてきたなという感じがあるところでありますけれども、複合的な施設を建てていくといった目標の中、官民連携という話がよく出てくると思います。この官民連携というのが一般の市民にとってはなかなか分かりづらい部分もあろうかと思っております。とりわけ一昨年ですか、2020年度に発足しましたけれども、株式会社まちづくり名寄という会社が、一般の企

業ですけれども、出てきまして、これはまちづくりを行う会社だよという説明を私も受けたことはあるのですが、では実際どういう立ち位置で行政と関わっていくのかといった点、なかなか分かりづらいと思いますので、この辺説明をお願いできますでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） まちづくり会社であります株式会社まちづくり名寄につきましては、官民連携で公共施設整備などを進めていく上で民間側の受皿となることを目的として、令和2年10月末に設立されたところでございます。市といたしましても、官民連携の一つの最初のステップの事業となる可能性があるものと考えておりまして、これまで様々な検討をいただいていると承知はしておりますが、まだ公表する段階には至っていないというふうにお聞きしているところでございます。

○議長（山田典幸議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 民間の企業でということとありますので、深入りはしないのですけれども、3条6丁目といった具体的な場所にこれから集中して開発といいましょうか、活性化の施策がさらに展開をされるということは民間の中で決定してきているのか、ある程度行政、土地が少ないといった点、多々問題になっていると思いますけれども、ちょっとこの辺についても3条6丁目の選定に至る経緯ですとか、その辺がありましたらお知らせをいただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） こちらについては、公共施設等再配置計画の中で外部的有識者も入れながら、どこら辺を地域のメインコアに据えたらいいのかといった議論を重ねてきた結果、やはり3条6丁目というのが駅前、それから市立総合病院、いろいろな動線の中心であろうということでの助言等をいただきながら、この間積み上げてきた中心地ということで、今回市長の発言から

もあったとおり、3条6丁目を中心にそのエリアの中で公共施設を整備していきたいということでの発言になったということで御理解ください。

○議長（山田典幸議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） ありがとうございます。図書館ということでありましたけれども、複合的な施設ということで、まだまだ具体的にいつまでの整備ですとか、その辺も決定はしていないのかもしれないかもしれません。その辺についてはまた改めて機会を設けて質問したいと思いますが、JRの駅を中心とした再開発を行うという旨が総合計画の中でもうたっておりまして、では駅前の状況、駅を出てすぐにアーケードがありますけれども、なかなかシャッターが閉まった状態が恒久化していると言ってしまったら語弊が出るかもしれませんが、ちょっと続いているのかなと思います。この辺のお考えについてありましたら、お知らせをいただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 名寄駅前を中心とした中心市街地ということで、先ほどの答弁にもありましたとおり、まずはいろいろなイベントなどでにぎわいを創出するようなことで皆様に活性化をいただいているところでありますし、また昨年10年ぶりにアスパラまつりが開催されて、あるいは街なか運動会などは定着されてきたところでございます。また、私ども中心市街地といいましょうか、商店街の活性化としての補助事業も用意しておりますので、皆様に活用いただくことで駅前の商店街についてもさらなる活性化について支援していきたいと考えているところでございます。

○議長（山田典幸議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） ありがとうございます。イベントを行って活性化というのは、お気持ちはよく分かりますし、ある程度カンフル剤としては絶対必要だと思っておりますけれども、それがなかなかシャッター街の解消につながっているかと

いったら、難しい部分もあろうかと思います。先ほども壇上で申し上げましたが、地域の特徴を生かしたにぎわいと活力あるまちづくりというのは総合計画にもうたわれている文言でありまして、立地適正化計画においても同様の文言が出てきます。今後の名寄市が歩む姿を象徴した言葉なのかなというふうに私は考えております。もともとあるものをしっかり使っていくということでありまして、この地域の特徴です。その地域に関わる人ですとかイベント、事、物の全てを有効的に使っていないと地域の活性化はできませんよというふうにも見えますし、実際そのとおりだと思います。ぜひにぎわいをつくり出そう、活力生み出しましょうという姿勢を持って中心市街地の再開発を行うとありますけれども、では具体的に地域の特徴を持ってまちづくりをするというのは、どういうことを想定されているのか、またあるいはその事例みたいなものがありましたら、お知らせをいただければと思います。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 私が答弁しているのかちょっと分からないところあるのですが、まずは公共施設再配置計画の中で、冒頭説明したとおり、3条6丁目を中心に複合型の公共施設を検討していきたいといった流れがあります。それから、先ほど議員のほうから空洞化している部分についての質疑がありましたけれども、これは現状を包み隠さず時代を分析していくと、20年前、30年前になりわいをしていた業態がやっぱりインターネットの普及によってなかなか商売には難しい時代に入ってきているといったところの裏づけもあるのかなというふうに考えております。そういった中で、しっかりと持続可能な御商売をしていただける体制をつくられている方たちがまだ御商売をしていただいていると、そういったところで一定程度の固まり感を持ちながらまちをつくらなければならぬ。その人を寄せるパワーとして、公共施設というのはエネルギーを持

っているのだらうと。そこで図書館を中心とした複合型の施設、いろんな世代の方たちがちょっとした時間潰しでもいいですし、散歩がてら寄っていただいてもいいですし、そんな施設をしっかりと中心に寄せて、その周辺でまたそこで御商売をしていただける人たちが知恵を出して、自分たちの商売につなげていっていただくと、このような流れがつくっていただければいいのかなというふうに考えておりまして、中心市街地活性化だけにフォーカスして、それに特化した計画をつくるといってもなかなかやっぱり難しい時代になってきているのかなというふうに考えておりますので、公共施設の持つエネルギーも含めながら、いろんな考え方を複合的に組み合わせて中心市街地のイメージをつくらなければならぬかなというふうに考えてます。その一つ、先行的に公共施設のほうをまずはしっかりと方向性を出していければいいかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） ありがとうございます。人の流れを生むことが最も大切なのかなと思います。人が来なければお金なんか動くわけございませんし、シャッターが閉まりっ放しになると思います。実際富良野市さんでは、フラノマルシェを中心として再開発を行った結果、歩道、道路を歩く人が非常に増えたという実例があります。歩くということは、当然アーケードですから、雪が関係ないなという部分もあるのですが、ちょっと雪道、冬道に焦点を当てますと、名寄の利雪・親雪まちづくりといった部分、ホームページでも紹介がありまして、名寄の冬を楽しく暮らす条例という条例があります。この中での事業なのか、生活空間の推進といったところでうたっているものなのかというのがちょっと私のほうでなかなか理解ができない部分もありますけれども、無雪道路ネットワークの形成というところで名よせ通り、錦通、国道40号融雪溝の維持管理を行って、有

効的に活用する、そして雪のない道路空間を確保していくということで、歩行者の妨げにならないようにしようということがうたっています。これそのとおりでありまして、現在も融雪溝を使った排雪作業を沿線の方といたしまして、市民の方がやっただけになっているのですけれども、これ実際に完全に雪をなくすまで至っているようにちょっと見えない部分も、実際歩道に雪がかなりたまっていて、馬の背状態になっているてっぺんを歩行者の方が歩いている状況もあるのかなというふうに思っておりますけれども、この辺利用状況等今分かりましたら、また課題とかもありましたら、お知らせをいただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聡男君） ただいま今村議員のほうから市内に配置している融雪溝の状況についてということで御質問いただきました。今名寄市内に、今議員おっしゃられたとおり、公道含めまして3つの融雪溝、配置をしているところでございます。先ほど言われました名寄の冬の暮らしと利雪・親雪につきましては、冬を楽しく暮らす条例ということで持っております。その中で、無雪道路ということで雪のない道路空間をということで、この3つの路線について、融雪溝でございますので、毎朝除雪ではねていた、かき分けていた雪をそこの隣接している方々、主にこの3つの融雪溝につきましては、全て地域の商店街の組合さんのほうで維持管理をしていただいているという状況になってございます。そちらの方々に雪を入れていただいているということでの道路空間の確保という形にもなっておりますので、その地域の御協力をいただきながらという部分でこの間運営を進めてきているところでございます。しかしながら、今議員からもお話いただきましたが、どうしても空き店舗ですとか空き地の部分でちょっと手をかけられていないところがたまに散見されるような状況になってきているというこ

とは私どもも認識はしているところでございますが、基本的には地域をお願いをしている部分と、かといってずっと排雪がされないわけではなくて、組合さんのほうで環境をよくするというで、私どもの助成事業を使っただけで、排雪を年に数回行っていただいている状況でできている状況にはなっていますので、これから以降も地域の組合さんのほうとも協議進めながら、よりよい冬の道路環境ということで努めてまいりたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 冬、北海道、名寄ですから、雪が降るのは当たり前であります。中心市街地ということで、雪のない道路を実現しようといったところの事業だなというふうに思っておりますけれども、なかなかちょっと現実としてそれが今維持するのが難しい状況になり得るかなというふうにも考えております。これはある程度検証していただいた中で、例えば道路排雪の回数についても、これは目抜き通りといたしまして、経済の中心地点をきれいに排雪をしようという目標だと思っておりますので、排雪の方法を検証する、またあるいは繁華街等、人が歩いて移動するのに必要な道路といたしまして、その部分の除排雪を徹底するなど今後検証していただければなと思っておりますけれども、ちょっとこの辺についてお答えがいただければなと思っております。

○議長（山田典幸議員） 東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聡男君） 今御質問いただいた部分につきましては、除雪について、除排雪について言いますと、当然私ども道路管理者といたしまして、除雪の仕様については常日頃からいろんなところと情報交換をしながら進めてきているところでございますし、道路管理という部分で幹線道路、生活道路という振り分けの中で今事業を進めているところではございます。今議員の言われている駅前部分ですとか、融雪溝を設置しているところにつきましては、基本的には融雪

溝を利用していただくということで今考えているところでございますし、以降もそのような基本的な考え方の形で進めていくことになろうかと思っています。それ以外の部分につきましては、私どもの除排雪中心にというふうにはなってくるのですけれども、その部分につきましても、先ほどもお話しいたしましたけれども、該当商店街の組合員、沿線の皆様のお力添えをいただきながらという部分で、確かに難しくなっているよという話はいただいておりますけれども、なかなか、施設を整備しているものですから、そこだけそれ以上に手厚くという部分も、除排雪の公平性という部分もございますので、その部分についてはこれまでもそうでしたが、これから以降もその辺りも検討を重ねてまいりたいなというふうには思っております。

○議長（山田典幸議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 分かりました。今後の課題ということになってくるような気がしておりますので、ぜひ検討する、あるいは新たな手法に向けてちょっと検討を進めていただければなど、これ要望させていただきたいと思います。

続きまして、中心市街地を取り巻く環境ということで、居住誘導区域が非常に重要な要素であります。どこに住むのかという問題でございます。働く場所、あるいはお金を使う場所というのが今度中心市街地であれば、住環境を整えていく、住む場所というのがこの居住誘導区域にあらうかと思っておりますけれども、この居住誘導区域は風連にもあると、存在しているということでありまして、風連の中心市街地といいましょうか、駅前から道路がありますけれども、ここ数年新しい住宅が建ち始めて、これまで繁華街といいましょうか、商店街だったところが今住宅地が変わってきているという部分もありまして、一定程度の効果が出ているとは思いますが、では名寄市全体を見た場合に風連に住もうと思うような状況があるのかと言われると、非常に厳しいのかなと思

います。やっぱり名寄でお仕事されている以上、名寄に住みたいのは当然だと思うのですけれども、このまま、人口の推移を見てみますと、風連という地域がそのうちなくなってしまうのではないかという危機感を私は持っております。同じく名寄市全体で見ても同じだと思いますけれども、より風連地区、1つの地域を見ただけではやはり特化をしていくのかなと考えております。でも、その中でも居住誘導区域に課せられた責任は同じというところで、どうしても、公平性を担保すると言われればそれまでなのかもしれませんが、風連の住民地域、また商工会含めてそこに暮らしている人たちからすると、コミュニティーが守られなくなるのではないかという危機感があると思っております。この辺風連地域、ある程度配慮をいただいた、特化したと言ったほうがいいのかもかもしれませんが、そのような施策展開、今後必要かと思っておりますけれども、どうお考えでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聡男君） 風連地区に特化をしたということで今御質問いただきましたけれども、まず立地適正化計画の中で風連地区にある居住誘導区域という部分につきましては、基本的に名寄地区にも風連地区にも居住誘導区域、設定をしてございますけれども、基本的にこのエリア設定につきましては名寄市の都市計画区域というのが大前提にありまして、その中に工業地域を除く用途地域の範囲内、もしくはD I D、人口集中地区、バス停の徒歩圏内、災害リスクの低い区域ということでエリアを設定しているところでございます。風連地区につきましては、人口集中地区、D I D地区というのですけれども、その設定がありませんので、旧風連の中心市街地と言われる部分につきましては既に医療施設、社会教育文化交流施設、保健福祉施設等の都市機能施設と呼ばれるものを過去の合併前の風連市街地地区都市再生整備事業という事業の中で市街地の再開発事業を先行して行っているようなイメージに今なろう

かと思っています。ある程度この市街地地区の中に一定程度公共施設が集約しているということ、そもそもの風連地域の市街地がコンパクトであるということもございますので、居住誘導区域のみの中で事業展開をしているところでございます。御質問にありました、風連地域に特化をしたという部分での質問であったかと思えますけれども、具体的に今ある程度の施設は先行して整備をしていると私も認識ではございますし、かといってこれ以降もそういう部分の計画が出てくれば、場所についてはそういう部分で検討もしていきますし、最近でいいますと、御存じのとおり、風連地区にある瑞生団地の建て替えにつきましては、風連地区の中の居住誘導区域外に今あるのですけれども、その建て替えに対しましては居住誘導区域内に計画をして、今現在建て替えを進めているところでございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 今答弁いただいたとおり、風連の中心市街地再開発を合併してすぐに執り行っていただいて、それでこそ今の人口規模ですとか経済状況が保たれているという側面、非常に強く出ていると思っています。これについては、本当に心から感謝申し上げます。ですが、やはりそれからやや20年近くがたってきた中で、またさらに施策展開等々検討していくべきだなというふうに考えておりますので、この辺ぜひ検討していただけるように求めたいと思っております。よろしくをお願いします。

続きまして、小項目の2点目、地域公共交通の在り方ということでお話をさせていただきます。現状の中でAI活用型オンデマンド交通が名寄市内を走ってきて、やはり風連から見るといいなという声が多いです。ぜひ欲しいと。ただ、その中でも今御答弁でもありました協議会の中で決めたことだから、なかなか難しいよねという部分、そして乗り合いだから人が少ないところで走ったら

ただのタクシーと変わらないではないかということの御心配というのは、そのとおりだなというふうに思っております。この点については、ちょっと私のほうでも調べさせていただいたのですが、令和5年10月31日に国土交通省で発表しています地域公共交通の有する多面的な効果（クロスセクター効果）ということで、交通で移動するだけが目的ではなくて、移動した先で何をするのかといったところを明文化して、さらに計画立てなさいよといったところになるのかなと思っていますけれども、これがガイドラインとしてつくったらどうやというような通達なのでしょうか、これは出ていました。これをよく見ますと、地域公共交通計画をつくったらどうだという話なのですけれども、この計画というのは名寄市にもあります地域公共交通網形成計画でしたでしょうか、あれと準じる部分があるのかなと思っておりますし、正直同計画と恐らく遜色ないものになるのかなと思います。ぜひこの計画を使いながら新たな交通の在り方というのを不断に研究していただきたいなと思っております。その中で今回AI活用型バスの支払いの関係、Yorocaでできますよといったこと、非常に有利な点が1個あるなと思っております。Yorocaなのですけれども、支払いができるということはポイントを自分がためて、またあるいは移動して持ち運んでといったところの観点から考えますと、これYorocaをさらに発展させる必要があるのではないかと。特に今Maasという言い方でありますけれども、交通サービスの統合化、経済に対してYorocaをもっとアピールしていこうと、存在価値を広めていこうといったような考えだと思いますけれども、この導入に向けて検討する必要があるかと思いますが、この辺のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） やっぱりMaas、モビリティ・アズ・ア・サービスといった

ことで、これは近年よく言われるサービス形態なのだというふうに思います。例えば地域住民や旅行者一人一人が移動ニーズに対応して、いろいろな乗り物を乗り継いで、決済は一括してできるような、そんなパッケージ的なサービスになると思います。電子地域通貨とも非常に親和性が高いと。御指摘のとおりかなというふうに認識しております。今後活性化協議会の中で、市内の公共交通の最適化の議論の中で当然というか、議論には上がってくるものというふうに認識しておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 昨日のやり取りで行政の窓口でなかなかYorocaが今使えていないという状況もあったかと思ひますけれども、やはりYorocaを皆さんに使っていただくのであれば、Yoroca一枚持っていれば買物して帰ってこられるよという状況をつくっていくのが私は大事かなと思ひています。ぜひこれに向けて、Maasというのは一例だと思ひておりますので、これ検証していただきたいと思ひております。

続いてなのですけれども、地域公共交通ということで、地域の足であると。先ほど前段でお話ししましたけれども、名寄市には風連の地域と、そして名寄の地域という2つの人口の重心があるというか、偏重があるということなのですけれども、学校で、小学生が学校終わりましたと。習い事に行きたいです。そうした場合に、風連から名寄へ行くのにやはり今保護者の送迎が絶対条件になろうかと思ひます。時間的な制約、ほかの公共交通機関に接続する問題という部分と、タクシーが一番簡単ですけれども、タクシーで名寄まで往復したら一度で5,000から6,000ぐらいはいつてしまうことになりますので、それは現実的ではありません。そういう子供たちだけでもこれから風連から名寄に移動できる交通網というのが私は求められるのかなと考えております。ちょっと調べさせていただきましたら、JR名寄風連間だけ

で今大体300円から380円ぐらいでバスが通っているのですが、なかなか放課後の時間でそれに乗って、行って帰ってくるということが現状難しいです、時間、路線のダイヤというのでしょうか、そういうのも調べた結果なのですが。では、公共交通が今あるから、子供たちが行けないわけではないのだけれども、行けるとはなかなか言いづらい部分だと思ひております。これやはりそういう子供たちのニーズといいましょうか、これからのニーズに向けて公共交通機関の在り方、特にデマンドバスというのは非常に有効だと思ひております。この辺についてのお考えがありましたら、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 今特に風連地域におけるいわゆるメインコアに対するアクセスの部分のお話かなというふうに思ひます。まず、公共交通を構築する上で非常に大切な考え方というのが先ほど言ったようなメインコア、そして数か所存在するサブコアというエリア、そこをいかに幹線としてつないでいくかという考え方が公共交通の構築のときの基本的な考え方になります。当然公共交通としては風連地区はやっぱりコアエリアになりますので、そのコアから今度メインコアへしっかりと幹線を持つと。コアの中で大事なのは、コアの中でしっかりと動きやすい公共交通を提供できるといったところがスタートになるかなというふうに思ひています。それから、今おっしゃったように、ダイレクトの部分をつくり出す、ある意味サブコアの中の経済活動にかなり大きな影響が出てくるだろうといったことで、今住みよい環境を提供してくれているいわゆるスーパーであったり、そういったところの商売への影響も大きく出てくるのかなというふうに考えておりますので、公共交通の立場としては先ほど言ったようなメインコア、サブコアを基本に据えながら、まずは構築させていただく。議員から今お話あったように、子供たちのためにということであると、

ある意味ちょっと公共交通とは違った視点からの支援といったことも少し考える余地はあるのかなというふうに受け止めましたので、公共交通としては今ベースとしてはそこからしっかりと議論させていただきたいということでお答えさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） ありがとうございます。ぜひ検討していただければと思います。ちょっと子供の習い事の話させていただきますと、特に運動系のクラブ活動ですと、例えば小学校のグラウンドでやっていますよといったときに、名寄駅からそもそもグラウンドまでがかなりの距離あるのです。そういうところも踏まえますと、駅使えなくはないのだけれども、今までの公共交通使えなくはないのだけれども、使ってしまったがために練習時間が20分だけになりますよとかという状況も生まれてしまうと思いますので、この辺ぜひ解消に向けて研究を進めていただければなと要望させていただきます。よろしくお願いします。

その中で、御答弁でもありましたけれども、農村部においては農家を引退された高齢者の方々がこれから増えてくるのかなと思っておりまして、増えてはくるのですが、なかなか地元に残ってくれないパターンが最近非常に多いなというふうに感じています。やはり子供さんですとか親族を頼って、近郊の都市に転出されるという事情、事例がやっぱり多く見えてきておりまして、地域コミュニティを維持するためにもその地域に住んでもらうことを前提に動いてもらわなければ困ると思うのですが、免許を返納された高齢者へやはり交通の優遇制度を進めていくべきだと思っております。この辺の考え方、特に風連というのは仮に実証実験をやるのであれば私は適している地域だと思っておりますので、この辺の検証など取組についてのお考えがありましたら、お知らせをいただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 今高齢者の免許返納の関係の実証実験ということでの御質問いただきました。毎年免許返納につきましては100件程度返納の方いらっしゃるしまして、それに対しまして高齢者の交通事故を未然に防ぐという意味で返納された場合に、市の交通安全運動推進委員会のほうから歩いているときの安全確保ということで反射材ですとかのグッズですとか、それから免許返納した後に証明書になるものということで、運転履歴証明書の交付の手数料相当分ということで1,000円の商品券を配付をさせていただいております。免許を返納された方、在宅高齢者への交通優遇策ということで、過去に庁内の関係部局、福祉の高齢者のほうも含めて検討した経過がございますけれども、もともと免許を持っていない方だったり、過去に免許を持っていた返納された方などとの公平性の問題も課題であるということで議論されまして、現時点では例えば交通バスみたいな交通優遇策というのは実施する予定はないのですけれども、先ほどYorocaの部分も御質問ありましたけれども、免許返納者に配付している商品券を公共交通に使えるような、そういった地域通貨に移行するといったことも考え方について今検討もしているところでございます。農村も含めまして免許を返納された方の生活に必要な交通手段ということで、現在の地域公共交通も御活用いただけるように周知に努めたいと思いますし、今後も関係機関とも検討しながら、そういう交通優遇策の部分につきましては考えていく必要があるのかなというふうに考えております。現状では今のところで具体的な部分はございませんけれども、先ほどの地域通貨の部分も含めてちょっと移行することも可能かなというふうに考えておりますので、また引き続き検討を続けていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 状況としては、なかなか

か厳しいようなお答えだったなというふうに思っております。ですが、風連のコミュニティーを維持していくということを私は前提としてお話をさせていただいておりましたけれども、結婚した世代が風連で家を建てて住んで、そして高齢者になるまでそこで暮らしていくということを考えると、やはり公共交通の在り方ですとか、中心市街地の再開発も含めて、まちの将来というのは非常に大きなものになります。ぜひ一人の将来を前向きに捉えていただいて、幸せな生活ができるようにお取り計らいをいただきながら今後のまちづくりに進めていただきたいと。これはちょっと大きな話になりますので、御答弁は求めませんけれども、ぜひお願いをさせていただいて、大項目については終わりたいと思います。

続いて、大項目の2点目、上下水道についてお話をさせていただきます。まずもって状況が厳しいというお話しか今ちょっと頭に残っていないのですけれども、考えたらそのとおりですよということばかりだと思います。その中で料金改定、今後の見通しというところで、料金自体は上がっていくのではないかなというふうに私も予想しておりますけれども、その中で危惧されていることであると思うのですが、まず上水あるいは下水処理といったそれぞれの施設、大変大規模な専門施設でありますけれども、やはりこれが改修作業、絶対必要になってきて、恐らくそのタイミングでまた料金の改定等々も検証しなければならないと思います。この辺の大規模な改修等の時期ですとか状況について分かりましたら、お知らせをいただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 佐藤上下水道室長。

○上下水道室長（佐藤美香君） 浄水施設、下水処理施設の改修の見込みなのですが、まず浄水場につきましては、緑丘浄水場になるのですけれども、市内の約9割の水を給水している施設なのですが、昭和35年に給水開始してから64年経過しているのですけれども、平成9年度から

平成14年度にかけて第2期拡張事業において建物の増改築と既存施設の改修を実施しています。ですので、その後もポンプ施設ですとかの改修を平成27年度から今年度まで実施しているところです。ですが、浄水場の心臓部と言えます監視制御などの電気設備がもう既に法定耐用年数20年を超えておりますので、早急に改修したいところなのですけれども、総額で約20億円を超える事業費となっておりますことから、令和6年度、次年度から10年間かけて改修する計画を今持っていますところ。それ以外の大規模改修でいきますと、施設の建て替えが考えられるのですけれども、やはり電気設備の更新を優先していることから、現在のところは建て替えについてはもちろん予定していないのですけれども、劣化具合ですとか耐震化も検討しながら、改修を進めていきたいと考えているところです。下水処理場施設についても、名寄の下水終末処理場が昭和55年に供給開始してから44年経過しています。風連浄水管理センターについては、平成9年度供用開始から現在27年度経過しているのですが、両施設とも老朽化がもちろん進んでおります。ただ、平成6年度から機械、電気設備を中心に改修を進めておりまして、今現在は下水道ストックマネジメント計画に基づいて事業費の平準化を図りながら、年間約3億円を目安として施設の更新を進めてきているところです。

それと、大規模な改修の見込みとしては、下水処理場の建築施設の耐震化事業があるかと思うのですけれども、令和6年度、来年度から7か年かけまして耐震化事業を予定しております。次年度に調査設計を実施するので、正確な事業費は、今のところ把握していないのですけれども、おおむね10億円程度かかる見込みで考えております。そのほかにも浄水場と同じく建て替えが考えられるのですけれども、ストックマネジメント計画の中で建物の目標耐用年数を75年と定めていまして、名寄の終末処理場でいきますと31年後、風

連浄水管理センター、48年後に建て替えをしなければならないのかと考えているところです。

○議長（山田典幸議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） なかなか大きな数字と大きな時間がかかっているということでありまして、なかなか耐用年数75年というのはすぐに更新できるものではないと思いますけれども、ただ耐震化、地震があったときに施設が損傷してしまったら正直何の効果もなくなってしまう。市民の生活に直ちに影響する部分、これについてはやはり計画的に進めていくことが必要だと思います。

特にコストの関係で伺いますけれども、市街地区の拡大というのが今、私は徳田地区を見てみると広がってきているように感じております。その広がりの中で、どうしても管の延長が延びていくことが想像に難くないということですけれども、これ将来的にわたってコストが増えてしまう結果になるのではないかなというふうに危惧をしております。この辺の状況について押さえているところありましたらお願いします。

○議長（山田典幸議員） 佐藤上下水道室長。

○上下水道室長（佐藤美香君） 市街地の拡大と申しますか、議員おっしゃるとおり、近年徳田地区で住宅地区が拡大しているというのは、広がっているところなのですけれども、実際に上水道に関しては給水区域というのがありまして、給水区域内の普及率がもう既に92.7%、普及していますし、下水道も汚水処理普及率が97.7とどちらもおおむね市街地区においては整備事業が完了している状況となっています。御心配されている広がっていく部分なのですけれども、実際に徳田地区は開発行為で広がっているものがほとんどなのですが、開発行為で拡大するケースにつきましては、開発行為をする原因者が本管を布設して、それを市が寄贈を受けるという形を取っております。そのため、初期の投資というのは発生しませんが、しかしやはり寄贈されてからの将来的な維持管理費は当然かかってきますので、そちらにつ

きましても料金に含めながら考えていかなければならない部分かと思っております。

○議長（山田典幸議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） ありがとうございます。広がってしまうということを防ぐためにも、風連地区に住んでいただけるような誘導をぜひお願いをさせていただきたいと思います。

また、ちょっと先ほど地震の話がありましたけれども、やはり洪水で増水しましたよ、特に上水、その辺ですとか、上流部で例えば何かの流出的な事故が起こってしまった場合というのは、非常に持続性が心配をされます。さらに、この終末処理場が位置する場所というのがハザードマップにおいて約3日から1週間程度浸水をしてしまうという状況にあると思います。この辺のちょっと災害時の情報を教えていただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 佐藤上下水道室長。

○上下水道室長（佐藤美香君） まず、災害時、浄水場に関して言えば増水時においてはサンルダムとの連携によってダムの放水量の調整を現在しておりますので、そういった意味では安心されることかと思えます。また、増水時につきましては、昨年取水口が流木等で塞がったので、取水が困難な状況があったのですが、その際には旭川開発建設部からポンプ車をお借りしまして、取水が可能となったという事例もあります。そういった意味では、今後給水制限ですとか断水等の可能性は全くはないのですが、そういった場合には給水車の派遣など、日本水道協会の災害派遣をお願いしまして、対応する準備もできておりますので、安心できるかと思えます。また、下水処理場については、具体的な浸水、被災対策計画というのは現在ないのですが、今年、来年にかけてまして下水道区域における大雨の内水による浸水想定区域図を作成して、浸水対策計画を策定する予定と現在なっているところです。

○議長（山田典幸議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） ぜひ計画立てて、災害

時対応していただけるようにお願いします。

時間がありません。最後なのですけれども、この上下水道の事業、高度な専門技術ですとか知識が求められる仕事であります。経営上の課題も多々ある中で、外部の人材登用ですとか職員の研修などについてお話を聞いたかったのですが、時間がないので、この辺求めて終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（山田典幸議員） 以上で今村芳彦議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

○議長（山田典幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

名寄インターチェンジ拠点化構想についてを、谷聡議員。

○5番（谷 聡議員） 議長から御指名をいただきましたので、通告順に従い、順次質問させていただきます。

まず、大項目、名寄インターチェンジ拠点化構想についてでございます。この構想が商工会議所から提言され、1年以上が経過したところでございます。報道等によりますと、経済効果約73億円、新規就業者数670人と算出され、王子マテリアが撤退した後の名寄市において起死回生の一大プロジェクトになるものと認識をしております。市民も大きな関心を寄せている中、先月札幌で共同輸送、中継輸送を考えるシンポジウムが開催され、官民の関係者が多数参加されたところでございます。

そこで、小項目の1番目、構想における市の役割について。昨年2月に商工会議所から提言のあったこの構想について、その後の新聞報道では名寄市の対応方針として、9月25日付北海道新聞、官民連携で整備したいとあり、また一方12月22日付北海道建設新聞で民間企業主導で実現した

い旨の報道があったところでございます。改めてこの構想における名寄市の役割を確認をいたしましたと思います。

小項目2番目、計画実現に向けた関係機関との協議状況及び今後の予定についてでございます。王子マテリア跡地活用策の一つとして物流拠点化を市が同社に要望したとの報道があり、一方ヤマトホールディングスが跡地に物流拠点を新設するため王子マテリアと協議を行っているとの報道も過去にございました。王子マテリアとの協議も含めて、拠点化構想実現に向けた関係省庁及び事業者との協議、要望等、これまでに行ってきた内容、経過や今後の予定についてお伺いをいたします。

小項目3番目、防災拠点及びにぎわい施設の事業主体等について。拠点化構想のうち広域防災拠点施設は国土交通省の補助メニューがあり、民間が事業主体となっても補助を受けることができますが、市が事業主体となることを考えておられるか、あるいは民間でと考えておられるか。

また、にぎわい施設として計画されている道の駅的な施設について、事業主体は市か民間か。

また、道の駅と道の駅的なものの違いは何かお伺いをいたします。

小項目4番目、道の駅もち米の里☆なよろの今後について。拠点化構想において、現在の道の駅もち米の里☆なよろは存続あるいは移転など、構想実現後の位置づけはどのように考えておられるかお伺いをいたします。

小項目5番目、早期実現のための方策について。トラックドライバーの残業時間が規制されるいわゆる2024年問題は、来月からスタートいたします。北海道縦貫自動車道の名寄インターチェンジ延伸を見据えた整備をというスケジュール感では遅きに失するという事を申し上げざるを得ません。近隣自治体や民間事業者に先を越されたら、この構想自体意味を持たないものとなってしまいます。拠点化構想を早期に実現させるため、今後市がこれまで以上に主導的な役割を果たし、関係

者との速やかな協議と具現化への対応を加速させなければならないと考えますが、市の考え方を伺います。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 谷議員からただいま大項目で1点、小項目で5点にわたり御質問いただきました。小項目4を産業振興室長から、そのほかは私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、大項目1、名寄インターチェンジ拠点化構想について、小項目1、構想における市の役割についてお答えいたします。高速自動車国道路士別剣淵名寄間の開通を見据え、昨年2月に名寄商工会議所から名寄インターチェンジ拠点整備構想の提案がございました。提案いただいた構想では、高規格道路整備の効果を最大限享受するため、物販や飲食機能、観光インフォメーション、大型車用駐車場、物流倉庫施設、防災基地施設などの整備が必要と示されております。この提言を受け、これまで関係省庁や関係団体と情報共有を図るとともに、意見交換、協議を進めてきたところです。本構想における本市の役割といたしましては、各施設における目的や機能により整備実施主体が異なる中、市が実施可能性のあるにぎわい施設の検討や民間主導が望まれる施設の企業間のつなぎ役、関係機関との調整などの役割を担うことにより、構想実現につながると考えております。

次に、小項目2、計画実現に向けた関係機関との協議状況及び今後の予定についてお答えいたします。王子マテリア名寄工場跡地利活用の3本柱の一つとして、物流、防災拠点を掲げており、現在工場跡地での解体作業もおおむね完了を迎える中、残された倉庫について民間事業者が活用に向け調整を進めていると聞いております。物流拠点化では、これまで北海道開発局による道の駅を活用した中継輸送の実証実験が行われ、効果検証を行うことで有効性や地理的条件について確認した

ところです。令和5年度には、共同輸送、中継輸送の実現に向けて共同輸送・中継輸送実装研究会が昇華発足により官民連携での取組を進めており、旭川市の拠点を補完する機能として本市の中継拠点の可能性について議論され、同研究会には本市も北海道開発局と共に事務局として参加をしております。また、昨年12月には道内への投資に特化した不動産投資信託、REITの運用会社である北海道アセットマネジメントとまちづくりに関する連携協定を締結しており、名寄インターチェンジ拠点構想への施設整備についても相談しているところであります。今後も国、道、市、民間事業者と継続的に議論を進めてまいります。

次に、小項目3、防災拠点、にぎわい施設の事業実施主体等についてお答えいたします。広域防災拠点施設については、近年災害が激甚化、頻発化する中で、本市には名寄市立総合病院、陸上自衛隊名寄駐屯地など災害時の対応機能が十分に整っており、広域での防災拠点機能が発揮されると考えております。広域での防災機能ということから、広域行政の役割を担う機関が事業実施主体と想定していますが、本市が担うべき役割についてはしっかりと取り組んでまいります。

道の駅的な施設については、高規格道路開通により観光、物流、地域住民など多くの方が利用することとなり、人が集まる場所に飲食や物販、トイレや休憩所など機能が必要と考えています。現段階での道の駅の新設、移設等の議論はされておらず、道の駅的な施設と表現しており、実施主体についても役割に応じて民間や市での設置が考えられます。

次に、小項目5、早期実現のための方策についてお答えいたします。2月19日に開催された共同輸送、中継輸送を考えるシンポジウムにおいて、名寄インターチェンジ周辺物流防災拠点化構想について説明する機会をいただきました。このシンポジウムを通じて国、道、民間など2024年問題の解決へ向けて共通認識を持つことができ、さ

らに本市の取組も理解いただけたと感じております。新年度からは、名寄市内での物流拠点の早期具現化に向けて本市が事務局を担う新たな枠組みの組織を設置し、場所や機能、規模など基本構想をつくり上げていく段階に入るものと考えております。このことについては、北海道開発局ともしっかり意見交換を行い、国、道、市、民間の役割の中でどの時期での設置が望ましいか調整してまいります。この取組が本市の物流という新たな産業となるよう、具現化へ向けて進めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 私からは小項目4、道の駅もち米の里☆なよろの今後についてお答え申し上げます。

道の駅もち米の里☆なよろは、平成20年の開設後、名寄市の情報発信窓口として、また特産品販売の拠点として市内外から多くの方に御利用いただき、入り込み数は平成28年の52万1,000人をピークとして、その後新型コロナウイルス感染症の影響等による減少もありましたが、コロナ後は回復傾向にあり、令和4年度では36万7,000人の方に御利用いただき、本市の交流人口の拠点となっております。特に全国で有数の産地であるモチ米を使用した指定管理者である株式会社もち米の里ふうれん特産館による物産販売は、本市の知名度向上に大きな貢献をいただいております。今後高規格道路開通後の交通量の変化に伴い、道の駅もち米の里☆なよろの入り込み数及び販売額に大きな影響があると予想されるところであり、本市の南の玄関口としての現在の道の駅と名寄インターチェンジ周辺のにぎわいに資する道の駅的施設の在り方については、市民の皆さんや現在の道の駅の指定管理者などの意見を伺いながら幅広く議論し、総合的な判断が必要だと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○5番（谷 聡議員） それぞれ各項目について御答弁をいただきました。時間の許す限り再質問させていただきたいと思います。

まず初めに、この拠点化構想、小項目の1番目になりますけれども、そもそもの拠点化構想の基となった、拠点化構想のスタート、これが平成29年11月、よろ一なにおきまして北海道開発局とか北海道運輸局、それから管内市町村、経済界ですとか有識者が参加して、名寄周辺モデル地域圏域検討会第1回が開催されまして、内部周辺モデル地域の地域構造の課題、施策の方向性についてディスカッションが行われて、社会インフラのみならず、地域医療、人材育成、物流、観光など、この地域の現状と今後の課題などについて議論されたところでございます。それで、翌年3月の第2回検討会におきまして喫緊の課題である物流の取組を進めることとされまして、その後物流ワーキングチームが立ち上がって、その後道の駅における中継輸送実証実験などを経て、現在に至っているところでございます。商工会議所会頭が先日のシンポジウムの席上8年前からの悲願ということをおっしゃっておりました。それは、平成29年のよろ一なでの第1回圏域検討会がその出発点だったことからであると想像しております。その後、令和元年に王子マテリアが名寄工場の閉鎖を表明し、この拠点化構想の位置づけがクローズアップされることとなりました。拠点化構想の経済効果は、先ほども申しましたとおり、約73億円、新規就業者約670人とされておりまして、現在名寄市においてはとても位置づけが大きくなったプロジェクトであるということが言えると思います。昨日の東川議員の代表質問に対する答弁で、新たな組織を立ち上げてという御答弁がございました。私の印象でいうと、やっとな重い腰を上げたかという印象でございます。見方を変えると、この1年あんまり進捗していないというようなことも言えるのではないかと思います。新たな組織は単なる看板のかけ替えに終わらぬよう、組織はつ

くっても併任発令して、従来の仕事に加えて大きなプロジェクトを任せるといようなことでは、なかなか進まないというふうに思います。これは、この問題は実現に向けた取組を加速していかなければならない問題であると思います。新年度に立ち上げるということを昨日伺ったところですが、新年度の4月に組織を立ち上げられるのか、また基本構想についてはいつまでをめどにということを考えておられるのかについて御答弁を求めたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 今これまでの取組を含めて、今後の進め方について再質いただきました。我々が、名寄市が事務局を担う新組織の立ち上げについては、4月ということでの想定はまだしておりません。しっかりとこの間取り組んできた体制を踏まえて、民間事業者の意見を伺いながら、ここはでも時間を置かずにもしかしたら4月中にできるのかもしれませんが、早急に調整をさせていただきたいというふうに思います。この間、今ちょっとスピード感がなさ過ぎるのではないかな御指摘をいただきましたけれども、ここについてはここで中継拠点、物流中継の拠点をつくるということはかなり広域に影響を及ぼす取組になってきますので、ここについてはこれまででもやはり広域行政である国土交通省開発局の皆さんの力をお借りしながら、ここでの優位性というものを実証実験を繰り返して、エビデンスを積み上げてきたといった作業の期間であったと私は認識しています。

それから、ようやく、議員おっしゃっていたとおり、名寄周辺モデルというところからスタートして、今回の2月19日に行われたフォーラムで周辺ではなくて、これは名寄だといったことで、ある意味名寄にフォーカスした説明ができたといったことも踏まえて、時間はかかったかもしれませんが、ようやく我々としても名寄市が事務局を背負って物を動かしていける土台がしっかり開発

局の力を借りながらできたのだというふうに私は認識しています。

それから、今後展開する上で行政が、ここでは主導的な役割を果たさなければならぬかもしれませんが、そこばかり強くなっても実際に事業を運営する民間の方々が本気で取りかかってくれないと、これは必ず失敗するというふうに私は思っていますので、そこについてもしっかりと民間の皆さん方、そして規模感、それを話し合った中で最善のサイズ、持続可能な事業体系というのをしっかりつくりながら、基本構想をつくり上げていきたい。当然基本構想については早ければ早いほどいいのですけれども、そういった部分で目標としてはできれば私は年度内にぜひとも思っていますが、そこについては民間事業者さんの、これは今までにない横のつながり、共同体としての横のつながりもつくっていかなければなりませんので、そこについてもしっかりと、その役割を果たすのは行政だと認識していますから、我々中心となって調整をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○5番（谷 聡議員） 今石橋部長から年度内に基本構想を策定したいという力強いお言葉がありました。私も大いに期待しているところでございます。

それで、時期的なことを申し上げますと、なぜこのスピード感では遅いと、時期的な、もっと急がなければならないというふうに私が申し上げているかということもちょっと申し上げますと、昨年旭川市が新たな道の駅について市民アンケートを行ったという記事がございました。それで、実際旭川市が、今現在道の駅あさひかわというのが1か所ございます。ここは、実際道の駅として整備されたところではなくて、もともと旭川地場産業振興センターとして建てられたもの、これを道の駅として後づけで認定したという経緯がございます。だ

から、規模としてはすごく小さい。旭川市の規模から見ると、すごく小さい規模の道の駅だというふうに思っています。そのため、今大きな規模の道の駅を造ろうという動きがあるというふうに聞いております。それで、旭川市は新しい市庁舎も造ったばかりで、なかなか財政的にどうなのだというのもありますけれども、やっぱり人口32万人を有する大都市、北海道内における第2番目の都市でございます。しかも、道北の交通の要衝という位置にもございます。市としては、新たな道の駅を造るということを考えるときになるべくならば付加価値もつけたいと。2024年問題に対応した物流施設的な機能を持った施設を造りたいというふうに考えても、これはごくごく自然なことなのだろうと思います。その時点、旭川の道の駅の構想が具現化するに当たって、そのときに名寄の物流拠点化がまだ進んでいないという状況にあったとすれば、なおさら旭川市はそういうこと考えると思います。

それから、開発局とこれまで連携して行って、いろいろ計画等について検討を進めてきたということの御答弁ございました。これまでは、北海道開発局も自分たちの計画、北海道総合開発計画というものがございまして、その中に生産空間というものが位置づけられて、全道では名寄と釧路と、それから十勝南部という3か所が生産空間として位置づけられているところでございます。その生産空間を活性化するために、維持していくためそういったシンポジウムも含めた対応を行ってきたところでございますけれども、いざ実施に向けてとなると開発局は連携する相手方ではなくて、あくまでも補助金、交付金に対しての予算を持っている、または許認可を持っている、これは主に開発局ではなくて、運輸局になりますけれども、予算と許認可ということになりますと、なかなか対等な関係での連携というのは難しいのだろうなというふうには思っております。先月のシンポジウムで、私も実際に会場に行って聞いてきたとこ

ろでございますけれども、やっぱり何となく国とか事業者及び名寄商工会議所、それと市の間に若干温度差を感じるという感想を持ちました。それはどういうことかということ、事業者は来月のこと言っているからです。2024年問題がスタートする、来月。そのとき名寄市は1年前に提言をいただいたということにとどまっていたわけです。繰り返しになりますけれども、2024年問題は来月からスタートです。それで、名寄インターが開通しようがしまいが物流は止まらないわけです。必ず仕組みが出来上がります。近いうちに出来上がると思います。実際に名寄インター延伸を踏まえて整備ということ、昨日も御答弁ございましたけれども、実際この名寄インター延伸が何年後と想定されておられるのかちょっとお伺いをしたいと思います。この場合、進捗率ということは昨年も御答弁いただきましたけれども、進捗率ではなく、何年後かということについてもし御感想等、お考えあればお伺いします。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 谷議員もよく御存じだと思うのですが、こちらの予算については開発局が執行しておりますので、開発局が公表しない以上、私どもが発言できる内容ではございません。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○5番（谷 聡議員） そのとおりです。開発局は、開通時期を公表しません。できません。するのは、翌年に開通するというような場合に初めて公表することになると思います。公表しないからといって、例えば名寄インターまでの工事がいつ頃完成するかというような直接的な聞き方では当然教えてくれないわけです。こういった情報については、手を尽くして取りに行かないといけないものだと思います。例えば一番大きなこれからの工事になるであろうJR宗谷線をまたぐ跨線橋についての工事がまだ全く手つかずになっています。JRの跨線橋については、御存じだと思

いますけれども、JRが原因者と協議して、自ら、JRが工事発注や施工監理を行うということになっています。それについては原因者と協定を結ぶということになっていまして、この協定についての進捗状況であるとか、例えば一般的な跨線橋については着工から完成まで何年かかるかとか、聞き方はいろいろあると思うのです。公表しないから分からないではなくて、では公表しないから分からないと言っている名寄インター延伸の時期に合わせての整備を進めているというのはちょっとあまりにも何か雲をつかむような話で、本当に見通しが立てられなければ計画の立てようもないというのが実際のところだろうと思っています。それが例えば5年後なのか、10年後なのか、あるいはそれ以上かかるのかということを想定していかないと、この拠点化構想のような大きなプロジェクトというのは本当に今後の予定の立てようがないものだろうなというふうに思います。

そこで、小項目の3番目にちょっと行きますけれども、先ほど道の駅的なものなのか、道の駅なのか、あるいは別のものなのかというお答えについて、にぎわい施設については今後関係機関、民間等も含めて協議を進めていきたいというふうなお答えがございました。それで、例えば道の駅を新たに造るのか、それとも移転するのか、あるいは例えばフラノマルシェのようなにぎわい施設を造るのか、それがはっきりしないと国へ対しても要望のしようがないことなのだろうなと思います。そこに向けて実際何をベースに民間と協議を進めていくのか、市でやらないとすれば例えばどういう事業主体が予想されるのか、そこについてもう一度お答えをいただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） まず、士別剣淵名寄間はいつぐらいに完成するのかということの目途という話がありましたけれども、今音威子府から中川まで高規格道路が順次整備をされておりまして、令和7年度の開通というふうに言われています。

7年度になるかちょっと分かりませんが、多分そうなのでしょう。その1年前ではなくて、これが7年度というふうに公表されたのが恐らく5年ぐらい前だったというふうに承知をしておりますので、7年度から遡って5年ぐらい前。ある程度目途がつけば開発局のほうもそういった発表されるのかなということを想定すると、今から、まだ発表されていませんで、5年以上10年以内ぐらいには開通していただけるのではないかなというふうに私は思っておりますし、それぐらいのスピード感で進めていかなければならないものなのかなというふうに思っております。まだ道の駅の機能、さっき石橋部長からもお話しさせていただきましたけれども、トラックドライバーがあそこに集結をして、いろんな物流の拠点を担っていくに当たってトイレだとか商業施設、一定のところは必要だということは我々も承知しておって、そこは市のほうが主体的に動いていかなければならないだろうと。ただ、名寄市が直接的に投資をしているのか、民間事業者さんがそうした商業施設として商売になるというか、そうした目途が立つのであれば、そうした投資も考えられるのだろうということで、どういったことで主体というのは、決まってはおりませんけれども、それについては名寄市のほうで主体的にやっていくのでしょうか。物流の拠点施設については、できれば民間のほうで主体的に、名寄市のほうでコーディネートしながらやっていくと、こういうすみ分けになっていくのだろうというふうに思います。両方が一体となって初めてこうした構想ができるのだろうというふうに思っていて、こうした構想をできるだけ早く具現化をしていかなければならないということだと思います。先般谷議員の質問のときに同じ市の中で道の駅が2つあるということは可能なのかということは、物理的に可能だというお話を私させていただいたと思います。ただ、物理的には可能ですけれども、この間いろんな財政的なお話だとか、より調整する事業もやっていかなけ

ればならないけれども、スクラップもしていかなければならないという今の名寄市が置かれている立場を考えていくと、なかなか、もし道の駅という公的な施設ということを新たに19線に造るとなると、その2つを併存していくのは非常に厳しいというふうに私としては認識しているところがあります。いずれにしても、公共でやるのか、民間でやるのかってまだ決定しているわけではありませんが、そうしたにぎわい施設を併設して初めて一体的な物流拠点化構想というのは出来上がるということでありまして、これについてもできるだけ早期に具現化できるように内部で、あるいは関係者とも協議をしてまいりたいというふうに考えています。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○5番（谷 聡議員） 今市長から道の駅についての御答弁いただいたところでございます。先ほどの最初の御答弁でいただいたように、現在のもち米の里☆なよろについては、名寄市の南の玄関口として大変多くの来客数をカウントしている施設でございます。それで、昨年開発局において実証実験が行われたということでございました。中継輸送について道の駅の駐車場を使っていろんな実験を行って、これが有効であるというような実験結果も発表されたところでございます。先ほど市長は10年以内に開通してくれればというようなことをおっしゃってございました。仮に10年かかるとしまして、2024年問題がスタートしてから10年、全く運送事業者等が仕事のやり方を変えずにやるということは考えられないわけです。今まで真っすぐ走っていた、届けていたものをどこかで中継しなければいけないわけです。だから、これをなるべく、将来拠点化構想が仮に10年後になったとしても、それまでの間事業者は名寄市につなぎ止めておかねばならない。そういうことが必要になると思います。

そこで、現在の道の駅において実証実験が行われた結果、ある程度の有効性が確認されたという

ことでございますので、当然今の道の駅も季節的、ゴールデンウィークだとか夏休みとかというのは非常に来客数が多い場所、そういうところで例えば輸送事業者が中継輸送なんかを実際にやり始めると、相当駐車場が狭くなるのだろうなというようなふうに容易に予想できます。ですので、今後当面、今名寄市がやらなければいけないこととしては、名寄の今ある道の駅の機能強化といえますか、そういうことをやって、例えば駐車場を拡大する、あるいは温浴施設を造る、温浴施設を造って、例えばそこでドライバーが休みやすいようにするということが必要になってくると思いますけれども、現在の道の駅に対する機能強化については何かお考えございますでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 10年という話ししましたけれども、これをできるだけ短くしていくというために要請を継続していきますし、期成会の会長としてもあらゆる手段を使って、できるだけ早くつないでいただく、このことが高規格道路をさらに有効に活用していく、そういう手段だというふうにも考えております。一方で、それも見据えて、あるいは今既に19線のあそこのところから美深に向かって高規格道路が延びているということを見ると、そこが今の現時点でも結節になっているということ、加えて物流事業に関しましては、先ほど王子の跡地のお話もちょうと出ておりましたけれども、数年前に物流の拠点ということを見据えて企業立地の促進条例の改正をいたしまして、物流関係の業種に対しても企業立地を認めるということでありまして、それに該当する企業が前も1社ありましたし、何社か出てくる見込みもあるということでありまして、それも名寄付近のところでの立地もあるということでございまして、やはりその構想も照らし合わせて考えていくと、今なかなかどちらかということを選択することは今難しい状況でありますし、そうした状況の中で風連の道の駅のほうを拡充するという

計画は今のところ考えておりません。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○5番（谷 聡議員） 道の駅について今市長から御答弁いただきました。拠点化構想のにぎわい施設のことについてまたちょっと再度触れたいと思いますけれども、当然人が集まる場所だから、にぎわい施設も必要だろうということで、そういう計画を立てるということでございました。そのことは、大いに結構なことだと思います。しかしながら、午前中の質疑でも出ました中心市街地の問題、にぎわいを創生するというような中心市街地もこれやらなければならない。新たなＩＣ、インターチェンジの拠点化のところにもにぎわい施設を造らなければならない、これはなかなか同時に進めるということは並大抵のことではないと思いますけれども、例えば中心市街地の活性化の問題とインターチェンジ拠点化におけるにぎわい施設の整備の関係性についてどのように考えておられるか、お願いしたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 重要な御指摘だと思っておりまして、まさに両方必要だと。物流の拠点化というのは、これ名寄市のみならず、この道北圏域、あるいは国の社会的課題を解決するためのある意味での構想だというふうにも考えております。なので、名寄市だけ飛び抜けてこの事業をぐいぐい推し進めていくという話にはやはりならなくて、広域で考えなければならない問題であればこそ国や北海道、あるいは民間の皆さんとしっかりと歩調を合わせてこの構想をつくっていかなければならない。それが北北海道の中核都市である名寄市の責務だということも考え、これを進めていく考え方であります。なので、期限を切ってという話部長もされましたけれども、なかなかこれ相手方も相当複雑に関係する事案でありますので、そこもしっかりと皆さんの御意見も調整した上で前に進めていく事業だというふうに思います。中心市街地の活性化については、これは立地適正化計画

の策定から市民の皆さんと何回も何回も議論を重ねて、いろんな中でいろいろな地域のそれは思いがある中での3条6丁目付近、いわゆるＪＲ名寄駅から市立総合病院までの間の約1キロぐらいですか、半径、そこを都市機能誘導区域ということで1か所、名寄市で1か所あその地域を区域に定めて、そこに公共施設等を再配置をしていくということで、今そうした流れになっていると。ここもコンパクトなまちづくり、これからの行政運営を考えてきたときにやっぱりやらなければならないというふうに思います。ただ、財政的な問題、非常に今厳しいところでございますので、これは公共が単純に整備をするだけではなくて、いろんな知恵を借りて、民間との協業の中で、あるいは様々な特定財源やいろんな財源も確保していく中で、これはしっかりとやっていかなければならないというふうに思います。構想をそれぞれつくっていくことになるとは思いますけれども、その中で、当然全てが全てやっぱり集中していくということにはなりませんので、優先順位をしっかりと見極めながら整備をしていくということになるのかというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○5番（谷 聡議員） 今市長の御答弁の中にも国の構想にのっとって進めているという事業であるというようなこともございました。ただ、ちょっと勘違いにならなければいいなと思っているのは、確かに国の、先ほど申し上げた北海道総合開発計画に基づいた提言は開発局が行っているということでございます。ただ、それは彼らは言い放していいのです。実現に向けて何の責任もない、そういう立ち位置にあるということは申し上げておきたいと思います。そういった意味からも、やっぱり最初の御答弁にあった新たな組織、これになるべく4月に、早い時期につくって、基本構想についてはなるべく年度内につくりたいのだという御答弁もいただきました。まさにそれを本当にやっていかないと、私はこれ事実上旭川市との

競争になるのではないかなというようにも考えております。そういったことも意識しながら、最大限のスピード感を持って進めていくべきだというふうに思っております。旭川市との競争というのを旭川市は明言をしているわけではありません。ただ、可能性としてはそうなるもおかしくないというようなことを申し上げております。この競争、どっちが早いかなということになる可能性について、もし何かございましたらお願いします。

○議長（山田典幸議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） スピード感を持ってという提言をしっかりと受け止めましたので、関係機関との調整が必要な事案でありますけれども、できるだけスピード感を持って進めていきたいというふうに思います。シンポジウムの中でも私もお話しさせていただきましたけれども、旭川は北海道、北海道の中の物流の拠点であるということ、これは揺るぎない事実でありまして、そこをブラッシュアップしていくということに対して私たちは全く反対もしないし、ただ、今の物流政策や人口減少問題を鑑みたときにそれだけでは足りなくて、少しやっぱり小まめな拠点が北海道には数か所、3か所という言い方なのかもしれませんが、必要だということで、名寄がその立地として非常に適しているという認識だというふうに思っておりますので、旭川市さんがどういう動きをするかということは分かりませんが、名寄の中であつた物流の拠点構想を進めていくということには十分というか、旭川市さんがどういう動きしようともニーズがあるというか、意義があるというふうに考えておりまして、そうした構想に基づいて速やかに関係機関と調整なんかを進めていくということに尽きるのかなと思っております。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○5番（谷 聡議員） ただいま市長から最大限のスピード感を持ってという御答弁いただきました。私もこの拠点化構想については大変期待し

ている事業でありますし、今後の名寄市にとっても大変必要な事業であるというふうに思っております。

最後になりますが、先ほど御答弁いただいた現在の道の駅の機能拡大、強化については考えておられないということでございましたけれども、私は先ほど申し上げましたとおり、拠点化が完成するまでの間、物流を名寄市にとどめおくためにも、そのことは駐車場の拡大だとか温浴施設だとかは私は必要であるというふうに思っております。ということを重ねて申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（山田典幸議員） 以上で谷聡議員の質問を終わります。

地方都市の活性化に向けて外2件を、高橋伸典議員。

○12番（高橋伸典議員） 議長の御指名をいただきましたので、通告順に従いまして質問してまいります。

まず初めに、大きい項目、地方都市の活性化に向けて。政府は、デジタル田園都市国家構想を目玉とする政策として掲げており、これを具現化する地方創生を推進するため、総合的な戦略が大切だと言われております。田園都市国家構想を打ち出したのは大平内閣、1979年、大都市への人口集中、荒々しい都市化の波、公害が問題化する中、都市に田園のゆとり、田園に都市の活力をテーマに過度集中を是正して、バランスの取れた多極分散型システムへの移行を目指した政策でありました。今回は、この政策にデジタルを加え、デジタルを駆使した田園都市ネットワークをつくる、デジタルを使った地方創生を推進するという構想であります。このことに加え、コロナ禍を経て様々な交付金が使えるようになりました。地方創生に関わる交付金や補助金が多くあるが、地方自治体での活力の進み方にはばらつきがあります。新型コロナが終息し、経済や社会活動が元に戻っていけば、この地方創生関係交付金の形も変わって

くると言われております。今地域の特性を生かし、地方創生関係交付金の活用で地域活性化をしていくことができるチャンスであります。王子マテリア名寄工場が閉鎖し、バイオマス発電、データセンター、物流拠点等々の誘致や19線の物流、道の駅構想の取組を進める中、交付金の活用は取れないのでしょうか。今回の質問では、地方創生のために企業誘致をすることと、全国好事例を参考に地域自治体に様々な角度から質問し、地域の活性化を目指してまいりたいと思っております。地方創生関係交付金は、地方自治体の従来の縦割りの事業だけではなく、対応し切れない課題を克服することを目的とするものであることから、これらを活用し、取組は政策分野の横断的なものになるように期待をされています。一方、事業の一部を切り出すことにより他省庁等の補助金を活用した方が交付対象となる経費の範囲や補助率への面で有利となることから、他の関係施策との交付金を戦略的に連携させることは、成果を上げる上で有益であるというふうに感じております。1つ目には、国のデジタル田園都市国家交付金による支援の中で、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上のための地方創生関係交付金を利用している取組が本市であるのか、理事者の御見解をお願いいたします。

例えば企業誘致に優位になるため、企業が来やすい環境整備が不可欠であります。それには、地政学上のこともあります。インフラ整備の状況もあります。また、地域特性の優遇措置も考えられると思います。企業誘致も考えて国の交付金事業を活用し、我が地域の特徴的な取組について理事者の御見解をお願いいたします。

大きい項目2つ目、子育て環境の整備についてであります。児童虐待やいじめ、不登校、自殺も増え、子供をめぐる状況は深刻であります。また、子供を持つこと自体リスクと考える若者や夫婦が増えております。少子高齢化は、想定を大きく上回るスピードで進んでおります。こうした現状を

重く受け止め、政府は子育てしやすい環境の整備、幼稚園、保育所の処遇改善、産前産後のケアの伴走支援、子供の居場所づくり、放課後児童クラブ、独り親支援、結婚支援、2026年からは子ども・子育て加速化プランがスタートされ、子供も親も希望を持って幸せに実感できる社会への構造改革を本気で進めるときだというふうに感じております。本市も本年10月より医療費無料が高校生まで引き上げられます。国立社会保障・人口問題研究所が本市の人口、現在は2万7,282名ですが、2050年には1万7,272人となる予想が出ております。各自治体は、人口減少を抑えるため若者の移住、定住や子育てをしやすい制度づくりを進めております。昨年地方から名寄に転勤され、出産のため名寄に住まれた方が子供を出産するため名寄市立総合病院で検査を受けるとき、この雪道を車で運転していくのが大変ですと言われたことがあります。今回市民福祉常任委員会で、視察先では出産のタクシー補助が数回使える施策がありました。若者定着施策や婦人や赤ちゃんの安全性、検査時など無料タクシー券の配付について理事者の御見解をお願いしたいと思います。

また、同じく視察先ではすすくチャイルドサポート事業を展開し、若者の定住政策で毎月ミルク、おむつ用品等の購入費用3,000円を配付しておりました。本市の育児用品購入事業の取組について、理事者の御見解をお願いいたします。

大きい項目の3つ目、災害対策についてであります。1月1日に発生した能登半島地震で亡くなった方に御冥福をお祈り申し上げるとともに、被災された被災者に、1次、2次避難されている方々に心よりお見舞い申し上げます。能登半島の地震では、海域の半島沖に延びる調査されていない2つの活断層によって起こりました。近年大規模震災のほかに大規模水害、大規模風害と想定を超える災害が勃発しております。災害は忘れた頃にやってくる。名寄は、地震がないと言われております。しかし、昨年中川では震度5強の地震が

起こりました。石川県では電気、水道が3か月以上使えなくなり、冬の避難所の寒さ対策、トイレの問題等々の課題が浮き彫りになっております。備蓄品や持ち物の点検や冬の避難訓練や避難所運営訓練が各自治体で今現在行われているところがあります。避難所の備蓄品の確認、冬期寒さ対策、避難所訓練と避難所運営の本市の状況について理事者の御見解をお願いいたします。

従来から国の防災基本計画があります。自治体を立てる地域防災計画などがあります。それに加え、現在東日本大震災が起き、町内会やマンション管理組合、地域防災組合などの地域コミュニティが災害時に避難方法などを自ら立案する地域防災計画が災害対策基本法が創立されました。東日本大震災で自治体の行政機能が麻痺したことを教訓に導入されたそうであります。災害発生時には、自治体や消防は公助が行われ、より減災に大きな役割を担うのは自助であり、共助であります。この視点に立てば、市よりも小さい地域コミュニティでつくる地区防災計画の必要性が浮かび上がってまいります。地区防災計画を立てる単位は町内会、マンション管理組合、企業、NPO法人、商店街、学校、医療施設、福祉施設などの主体になるものでございます。地区防災計画の取組について理事者の御見解をお願い申し上げ、壇上での質問を終わらせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 高橋議員からは、大項目で3点にわたって御質問をいただきました。大項目1の小項目1と大項目3は私から、大項目1の小項目2は産業振興室長から、大項目2は健康福祉部長からの答弁となりますので、よろしくお願いいたします。

初めに、大項目1、地方都市の活性化に向けて、小項目1、地方創生関係交付金を活用した市の取組について申し上げます。国は、デジタル技術の活用により地域の個性を生かしながら地方を活性化し、持続可能な経済社会を目指すデジタル田園

都市国家構想を推進するため、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けた地方自治体の取組を交付金により支援するとしました。本交付金は、単年度で速やかに実装させるデジタル実装タイプ、中長期で先進事例に取り組む地方創生推進タイプ、先進的な施設整備等に取り組む地方創生拠点整備タイプの3点のタイプから構成され、本市におきましては今年度先進的かつ地域への恩恵が実感される事業でスピード感を持って対処する必要性があった4本の事業についてデジタル実装タイプで交付申請し、令和5年4月1日付で採択を受けたところです。具体的には、オンデマンド型乗合交通システムのるーとと電子地域通貨Yorocaを組み合わせたAIオンデマンド交通とデジタル地域通貨導入による地域デジタル基盤整備事業、自動改札や自動発券システム導入のピヤシリスキー場スマートゲート導入事業、作業の効率化を図るための管理システムの導入と除雪作業車両へのGPS端末を導入する除雪管理システム及びGPSを活用した除雪業務効率化事業、インターネットを介したスマホなどで登園等の状況を確認できる保育ICT導入事業の4本の事業となっております。本交付金は、令和6年度も継続される予定であり、本市としても新たに4本の事業について交付申請を行いました。現在国において審査中ではありますが、道路台帳図等の地理情報の電子化を図る地理情報のデジタル化及びGIS導入によるデジタル情報の運用基盤構築事業、ドリル教材のデジタル化に取り組むAIドリル導入事業、水道検針業務の縮減と有収率の向上を図る水道スマートメーター導入事業、名寄市立大学の受験志願者に対するインターネット出願システム導入事業の4点であり、3月下旬を目途に可否について内示がある予定であります。本交付金の活用は、市のデジタル基盤の構築を図るだけではなく、市民の皆さんにとっても利便性と公益性を兼ねたものとなっており、地域の課題解決と魅力向上につながるものと考えております。今後とも

市民の皆さんやこの地域にデジタル社会の恩恵が行き届くよう、様々な特定財源を活用しながら事業推進に当たってまいります。

次に、大項目3の災害対策についてお答えします。初めに、小項目1、避難所備蓄品、運営と避難訓練についてお答えします。改めまして令和6年能登半島地震により犠牲となられた方々に心よりお悔やみ申し上げますとともに、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。

さて、本市で発生した地震は、1919年の気象庁の統計開始以降、震度1以上の地震が48回あり、そのうち最大震度は震度3で、これまで5回発生しています。このことから、本市はそれほど地震が多い地域ではないことがうかがえますが、今回の能登半島地震やこの間の全国における地震発生状況を踏まえますと、災害はいつどこで起きるか分からないということを改めて認識したところでございます。御質問の避難所用の備蓄品についてですが、食料や飲料水、段ボールベッドや段ボールトイレ、ラップポントイレのほか、積雪寒冷地という地域特性を考慮して、電源の要らない灯油ストーブなども備蓄しております。避難訓練につきましては、近年では本市で最もリスクが高い水害を想定した訓練を実施しておりますので、冬期の避難訓練は実施しておりませんが、避難所運営に係る取組としては防災セミナーにおいて北海道版避難所運営ゲーム等を活用することにより、季節にかかわらず避難所運営に係る図上訓練について疑似体験していただいております。また、新型コロナウイルス感染症の影響で市民対象の訓練ができなかった時期には、職員を対象として避難所運営ゲームを活用した研修なども行っております。さらに、防災訓練や防災セミナー、出前講座などの機会を通じて、段ボールベッドの組立て体験なども行っており、避難所での生活についての認識は深まってきているものと感じております。

次に、小項目2、地区防災計画についてお答えします。地区防災計画につきましては、町内会の

枠組みにとらわれずに、商店街やマンション、学区など地域単位で自発的に防災活動等に関する計画を定めるものであり、様々なコミュニティーで計画が策定されれば、地域での自主的かつ組織的な防災、減災活動が推進され、地域防災力の向上につながる重要な計画と認識しております。また、災害発生前の準備と災害時の行動計画を一定の枠組みの中でつくる計画であり、市としては現在進めている町内会単位における自主防災組織の設立と活動の活性化の取組がこの地区防災計画にもつながっているものと考えております。自主防災組織の組織率は37.5%と低い状況となっており、少しずつでも組織化できるように町内会と連携を深めながら支援させていただいているところであります。今後とも地域防災力の向上を図るために自主防災組織の組織化や活動の支援を中心に取組を進めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 私からは大項目1の小項目2、企業誘致等に向けた交付金の活用についてお答え申し上げます。

本市における企業誘致については、名寄市企業立地促進条例に基づき事業所設置、用地取得、事業所賃借、環境施設整備、雇用奨励に対し助成を行っているとともに、税制優遇の措置を行っております。また、王子マテリア株式会社名寄工場跡地活用においては、早期に地域経済を再生させ、雇用の創出を図るため、期間を定め、補助率のかさ上げ、限度額の引上げ、対象業種の追加などを措置した企業立地促進条例の特例条例を令和4年度に制定し、同工場跡地にある倉庫を活用した事業など、特例条例を活用した早期の事業化に向けた取組を行っております。さらには、企業の投資に有利となる地域未来投資促進法に基づく基本計画の国の同意、中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画の国の同意も受けております。以上のように、本市における企業立地や設備投資を

呼び込むインセンティブとなる制度を整備しているところであり、今後も引き続き国や北海道の有利な施策を注視しながら、企業立地促進条例や特例条例と連動させた支援を講じていくことで企業誘致を図り、地域の活性化を目指してまいります。

以上、私の答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 私からは大項目2、子育て環境の整備について、小項目1、無料タクシー券について及び小項目2、育児用品購入事業について関連がございますので、一括してお答えいたします。

少子化が加速する中、国においては本年度からこども家庭庁を設置し、こどもまんなか社会の実現に向けた取組を進めており、本市においては子育てがしやすい環境の整備は重要であると考えております。その一つとして、子育て世代の経済的な負担の軽減を図るため、現在小学生までの実施となっている医療費助成を高校生年代まで拡充し、支援していこうと令和6年度予算に計上させていただいたところであり、このような事業を実施することで、子育て世代の移住、定住にもつなげていきたいと考えているところでございます。そのほか、お子さんが生まれた際には本市の独自事業として2歳までの紙おむつ用ごみ袋を支給する事業や、令和4年4月1日からは出産子育て応援給付金事業を開始し、出産前の妊娠期に5万円、出産後の5万円の合計10万円の給付を行っております。本市では、現金による支給を行っており、出産、育児用品の購入や産後ケア、一時保育などの各種サービスに係る利用料など各御家庭の状況に合わせて活用できるようになっていますので、現在のところ市独自での無料タクシー券の配付や出産後のミルク、おむつ用品などの購入に係る助成の実施は予定しておりませんので、御理解くださいますようお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 高橋議員。

○12番（高橋伸典議員） ありがとうございます。引き続き再度質問させていただきます。

まず、地方拠点の強化税制について若干触れさせていただきます。地方交付税の交付金、先ほど部長から今年オンデマンド、Yorocaを対応しようとしたAI交通だとか、除雪管理のAI、そしてインターネットの保育でのICT導入だとかスマートゲートの部分、また今やっているAIドリルの部分、水道メーター、そしてインターネット大学申請等々が挙げられてます。そして、デジタル田園都市含めてなのですけれども、各部分はこれを使って企業誘致されているところもあるのです。名寄は、王子マテリアの部分でバイオマスだとかデータセンターだとか物流拠点等の部分を押し上げていますけれども、デジタルセンターに向けて、こういう企業が勉強するところを建設するだとかという部分も誘致デジタル構想には入っているというふうに思うのですけれども、名寄としてそういう部分の、東京だとか札幌からこういうふうに建てたら何とか来たいのだという部分のお話というようなこと、名寄には来ていないのかどうかちょっとお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 王子マテリア名寄工場跡地についての御質問です。そこの活用につきましては、いろいろとお話あると思うのですが、まず基本的に王子マテリア株式会社が所有する土地であるということがありますので、そこの同意を得なければいけないということがございます。ですので、話については私どもも聞いているものもあるし、いないものもあると思いますけれども、そのような状況になっています。デジタル田園都市国家構想交付金、先ほど渡辺部長からの説明にありましてとおり、様々なタイプがございますが、評価基準というのがあります。議員も御存じだと思いますけれども、KPI設定の適切性ですとか、デジタル社会の形成の寄与ですと

か、そういった基準があります。一方で、先ほど申し上げたとおり、王子マテリア株式会社の土地であるということから、ここで何か事業を実施するという場合には同社の同意が必要になると。そうしますと、この交付金を活用しようと思った場合に、先ほどのような評価基準といったものがありますので、事業が具体化するまでなかなか申請に至るまでの条件といいたし、情報といいたし、ないというような状況があるので、難しさを感じているところでございます。

○議長（山田典幸議員） 高橋議員。

○12番（高橋伸典議員） 分かりました。今バイオマス、そして昨日も言われていましたけれども、今資材高騰のためになかなか手を出せないというバイオマスも含めて、少しでもやっぱり名寄に企業誘致をしていただいて、経済再生を進めていただくのが重要なというふうに思っておりますので、ぜひバイオマスボイラーも含めた誘致を進めていただきたいというふうに思っています。

また、先ほどその部分で、企業誘致の中で市長が谷さんの部分で向こうのインターチェンジの部分の物流拠点化の部分と言われていました。民間企業がどうのこうのというふうに言っていたのですけれども、やはりこれを進めるためにいろんな交付金を活用した施策でないと進められないのかなという部分感じております。そういった部分で、今民間企業を含めた中でどんな交付金等々が活用できるのか、ちょっともしあれば教えていただきたいというふうに思うのですけれども。

○議長（山田典幸議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 国や北海道で様々な交付金、補助金がありますので、どれがどれということお答えするのはなかなか難しいですけれども、物流の事業ということであれば、例えば農林水産の加工だとか、そうしたことに関わると農林水産省にそうしたメニューがあるのかもしれませんが、国土交通省のほうでも社会資本整備交付金という事業もあったり、様々な交付金は活用できるいろ

んな切り口はあるのだろうというふうに思います。いずれにいたしましても、今後、王子の跡地のお話もありましたし、物流拠点化の構想の中でも民間の事業者も活用してというお話がありましたので、当然そういう有利な財源も常にアンテナ張って、いろんなところで情報収集しながら進めていくということになろうと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 高橋議員。

○12番（高橋伸典議員） よろしくお願ひします。ぜひ本当に少しでも名寄に企業が誘致されることを願ってやまないものでありますので、よろしくお願いいたします。

次に、子育ての部分、子育て環境の整備についてをお伺いをいたします。先ほど部長からなかなか、子育ての部分の医療費は本年度小学校から高校に上げたり、子供のごみ袋、私がつくったものですけれども、やっていただいたりしておりますけれども、先ほど言ったように、本当伴走型のお金がありますから、そっちでやってくれたらできなくはないと思うのですけれども、出産子育て応援交付金使うよりもそういう制度があったほうがいいのかという部分で出させていただきました、タクシー事業は。実際に本当にこちら、名寄に結婚して来られて、子供ができて、12月出産で、そして病院に自分で車で行ったみたいなのです。そして、つるつるで、こんなときにタクシーでもあればということ言われたものですから、ある地域ではそういう事業をやっていたものですから、いいのかという部分で出させていただきました。しっかり子育ての部分でいろんな部分をつくり上げていっていただきたいというふうに思います。どの地域も定住だとか若者に移住していただくために、やはりあそこのまち行ったら子育てがすばらしい部分があるよということで移動されている方がたくさんいますので、ぜひいろんな部分をつくり上げていただくことをお願いいたします。

最後に、防災のほうに行かさせていただきます。

本当能登半島の被災でずっとまだ避難所に暮らしている方がおられます。その方々、本当地震が起きた折にまず避難所に行った。電気もついていない。エアコンも壊れている。暖まる方法がなかった。皆さん住宅に行って、灯油ストーブだとか、そして布団を取りに行ったというのです。そういう方々がすごく多かったものですから、今回質問をさせていただきました。そして、3日の日に私たち消防団で防災訓練を行わせていただいて、そこの倉庫で防災訓練やらさせていただきました。先ほど部長が言われたとおり、名寄は地震がないまちだと言っていますが、そのときにこういう資料を勉強会で出されまして、部長が言った今まで名寄の地震の震度が1が25回、震度2が14回、そして震度3が5回、そして講習の担当者が一言言ったことは、おとし中川で5弱と5強の地震がありましたと。そして、名寄は今まで地震が少ない、少ないと言っているけれども、名寄もサロベツの部分にかかっているので、震度6以上の地震が来る確率はゼロではありませんというふうに言っておりました。本当私もずっとゼロではないと思っていますので、このように毎回防災の部分で出ささせていただいています。そして、そのときにある程度防災のあそこの車庫には段ボールベッドもありました。毛布もありました。そして、下に敷く特殊なマットもあったり、発電機、そしてストーブ、そして食料もございました。そして、今能登で大変問題になっているのが、避難所の女性の生理用品がただ積んであって、持っていかって下さいということで、女性の方が取りに行けないとテレビで出ていました。そして、これからそういう部分は持っていけるようにポーチか何かに入れて置いておくというふうに言われていたのですけれども、名寄の場合は、部長、どういう対応でいっているのか。今名寄にも備蓄としてこれぐらいあって、そういう災害あったときはこういう出し方をしますよと言ったらいいのでしょうか、こういう対応するのですよという方法があ

れば。

○議長（山田典幸議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 今能登半島の地震の部分で女性の部分の話がありました。最初に備蓄の関係も話出ていたのですけれども、基本的には避難される際には私どもとしては食料ですとか飲料水ですとか、あと常備薬だとかおむつだとか、いろいろあろうかと思うのですけれども、それぞれ個人で必要なものについては持参していただいて、そういうことが自助、これが必要なのかなと考えておまして、全戸配布した防災ガイドマップですとか防災訓練、防災セミナー、出前講座などの様々な機会を通じまして、非常持ち出し品ですか、非常持ち出し品の必要性、特にアレルギーだとか、そういう特別な部分について本当に特にそうだと思うのですけれども、その辺については何とか3日分ですか、用意していただければという形で周知しているところでございます。また、それらにつきましては、市内の業者ですとか、名寄市で協定を結んでいる業者もありますし、北海道全体として結んでいる協定がありますので、そういった場合には、ただではないのですけれども、優先的に購入できるような体制になっていますので、それらについてはそのときに十分対応できるのかなと考えております。

あと、避難所での対応、配慮事項ですとか、そういう部分については、私どもで避難所運営マニュアルというのをつくってしまして、それぞれ過去の、名寄市であんまり経験がないというところもあって、防災セミナーだとか、そういう部分の中で例えばアンケートなんか出したりするのですが、なかなか経験がないという部分を含めて、そんなに回答返ってこないという部分あるのですけれども、国だとか道の通知だとか、そういう中でこれまでのこの間のいろんな災害、そして避難の状況なんかを踏まえたような配慮事項ですとか、そういうのが国や道から送られてきますので、そういうものをこの避難所運営マニュアルのところ

に更新しながら、そういう配慮できるようなものをつくっているというところで御理解いただければと思います。ですから、能登半島、そういうのも恐らくまたこれから、今まだそういうのは来ていないのですけれども、そういうのがだんだんまたこちらのほうにも配慮事項として来るのかなと思っていますので、それについてはそのときにまた対応していきたいと思っています。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 高橋議員。

○12番（高橋伸典議員） 分かりました。

あと1点、今女性の生理の部分あったのですが、今回能登半島は完全に2か月間水道が使えなくなりました。そして、各地域もそうなのですけれども、子供のミルク、粉ミルクではなく、備蓄品に液体ミルクを置いているところが非常に多くございます。土別も置いているみたいですが、名寄的には今この液体ミルクというのは備蓄しているのか。先ほど部長が言ったように、協定結んで、すぐ来ますという状況なのかちょっと教えていただきたいと思っています。

○議長（山田典幸議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） なかなか回答しづらいのですが、基本的に、先ほども申し上げたのですが、自助という形で、まずはそういう部分についてはできれば可能な部分は御本人、もしくは保護者の方ですとか、ミルクでしたら、用意していただきたいと思っています。特にミルクって賞味期限といいますか、それが18か月ですか、1年半という形もあって、もし名寄市で備蓄するとすると、実質1年ぐらいで回していかなければならないというのがあって管理の面ですとか、そういう部分を含めると、やはり先ほど申し上げましたけれども、協定ですとか、そういうところからその都度購入するという部分が効率的かなと思っています。今の段階では、申し訳ございませんが、備蓄品ではないというところで御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 高橋議員。

○12番（高橋伸典議員） 分かりました。ぜひ部長の下で協定を結んでいただいて、3日以内にはすぐ赤ちゃんのミルクが届くようお願いしたいなというふうに思います。

先ほど部長言われた地区防災計画の部分ですが、名寄は町内会の自主防災組織で進めますというふうに言われました。37.5というのは、ちょっと少ないかなという気持ちがあります。そして、なかなか、皆さんもそうですけれども、東北大の恩田教授さんもこの災害について言われているのですけれども、やはり何か起こるたびにそれが注目されるというのを繰り返しているのだと。でも、自然は不意をついてくる。先手、先手でやっていかなければならないと。過去に起きたことのないことを想定した対策が必要なのだというふうに言われています。だから、地震は少ないです。少ないのですけれども、講習会では6以上の地震は名寄では絶対ありますというふうに防災担当が言っていましたので、間違いなく起きる可能性が99%あるということですから、ぜひそういった部分でこの自主防災組織の立ち上げをどう進めるかというのが必要かなというふうに思うのですが、部長としては来年までに50だとかにいくようだとかという、組織的な部分ありますから、なかなかうちはやらないよというところもあると思いますし、できればやっぱり皆さんにこれをつくっていただいて、一人でも安全な災害が起こらない組織づくりが必要かなというふうに思うのですけれども、いかがなものでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 自主防災組織の組織化ということであります。基本的に組織の自主性といいますか、私どもが無理やりはいという、そういう部分ではなくて、やっぱり自発的に町内会の皆さん方が自主性の中で自主防災組織を設立していただくというのが理想なのかなというふうに

考えております。私どもとしては、いろんな、先ほど申し上げましたけれども、防災セミナーですとか、出前トークなんかよく呼ばれるところでございますけれども、様々な機会を通じましてそのような町内会の皆さんと連携しながら、町内会に寄り添って一緒に考えるだとか、設立の支援をしていくだとか、そういう形で支援できればと思っていますので、議員の皆さんも御理解、御協力をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 高橋議員。

○12番（高橋伸典議員） ぜひ寄り添った支援をお願いいたします。その中で、今能登半島が地震になって、何か所かで冬のやっぱり避難訓練の重要性が叫ばれていまして、やられているところが多くあります。やれない、やっていないところもあるのですけれども、冬の避難訓練、または先ほど図上訓練は避難所やっていると言ったけれども、冬の避難所運営訓練等々、名寄としてはやる用意というのはないのでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 冬の訓練につきましては、午前中の清水議員に答弁させていただきましたけれども、防災訓練をやるとかとなると、様々な関係機関との連携ですとか、そういうのを含めるとやっぱり3か月、4か月かかるという形もありまして、なかなか年に複数回防災訓練という形でやるのはちょっと難しいのかなと思っているのです。新年度につきましては、清水議員の答弁のときも話しましたが、風連中央小学校での体験教室、それを考えているところもありまして、令和6年度はそれという形で考えていますので、冬の訓練をするとすれば令和7年度以降なのかなと考えています。あと、防災セミナーですとか、それについては内容まだ決まっていないので、そのときに冬の部分の想定した避難所運営のゲームですとか、そういうのを取り入れていくというのは可能なので、その部分について内部で企画、

メニューについても検討していきたいと思います。以上です。

○議長（山田典幸議員） 高橋議員。

○12番（高橋伸典議員） 分かりました。ありがとうございます。ぜひ冬の避難訓練、または運営方法、ちょっと一回やってみて、やはり何か少ないものだとか、これがなかったら駄目だとかという部分が見えてくるのかなというふうに思いますので、名寄としても市民が安心して災害にも耐えられる訓練等々、または設備等々が必要かなというふうに思いますので、ぜひ御協力お願い申し上げます、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山田典幸議員） 以上で高橋伸典議員の質問を終わります。

○議長（山田典幸議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 2時35分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 山 田 典 幸

署名議員 今 村 芳 彦

署名議員 高 橋 伸 典

令和6年第1回名寄市議会定例会会議録

開議 令和6年3月13日（水曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 一般質問

1. 出席議員（15名）

議 長	16番	山 田 典 幸	議 員
副議長	10番	倉 澤 宏	議 員
	1番	中 畠 孝 幸	議 員
	3番	山 崎 真 由 美	議 員
	4番	水 間 健 詞	議 員
	5番	谷 聡	議 員
	6番	今 村 芳 彦	議 員
	7番	清 水 一 夫	議 員
	8番	川 村 幸 栄	議 員
	9番	佐 藤 靖	議 員
	11番	高 野 美 枝 子	議 員
	12番	高 橋 伸 典	議 員
	13番	遠 藤 隆 男	議 員
	14番	東 川 孝 義	議 員
	15番	東 千 春	議 員

1. 欠席議員（1名）

2番 富 岡 達 彦 議員

1. 事務局出席職員

事 務 局 長	伊 藤 慈 生
書 記	石 橋 恵 美
書 記	加 藤 諒
書 記	川 名 桃 代

1. 説明員

市 長	加 藤 剛 士 君
教 育 長	岸 小 夜 子 君
総 務 部 長	渡 辺 博 史 君
総 合 政 策 部 長	石 橋 毅 君
市 民 部 長	廣 嶋 淳 一 君
健康福祉部 長	馬 場 義 人 君
経 済 部 長	山 田 裕 治 君
建 設 水 道 部 長	東 聡 男 君
教 育 部 長	木 村 睦 君
市立総合病院 長	佐々木 紀 幸 君
市 立 大 学 長	水 間 剛 君
こども・高齢者 支 援 室 長	松 田 慎 司 君
産 業 振 興 室 長	田 畑 次 郎 君
上 下 水 道 室 長	佐 藤 美 香 君
会 計 室 長	鈴 木 康 寛 君
監 査 委 員	岡 川 進 君

○議長（山田典幸議員） 本日の会議に2番、富岡達彦議員から欠席の届出がありました。

ただいまの出席議員数は15名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（山田典幸議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

1番 中 昌 孝 幸 議員

5番 谷 聡 議員

を指名いたします。

○議長（山田典幸議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

外国人材の受入れに関してを、中昌孝幸議員。

○1番（中昌孝幸議員） 議長から御指名をいただきましたので、通告に従い、質問してまいります。

大項目1、外国人材の受入れに関して、小項目1、外国人材受入れの現状について。厚生労働省による外国人雇用状況の届出状況まとめによりますと、令和5年10月末現在、国内の外国人労働者数は204万8,675人、外国人を雇用する事業所数は31万8,775となっており、毎年増加傾向にあります。また、北海道内に関しては、外国人労働者数が3万5,439人、受入れ事業者数が6,902という数字に達しています。名寄市においても少子高齢化、人口減少の中で外国人材に頼らなければならない状況が今後続いていくと考えられます。産業別には、全国的に製造業、卸売、小売業をはじめ、様々な業種にわたって外国人材の登用が行われていますが、地域によって外国人材を必要とする分野の違いがあり、地域ごとに業種に即した対応も必要と考えられます。

さて、名寄市において今後予想される外国人材の受入れを実りあるものにすることを念頭に質問いたします。まず、名寄市における外国人材の受入れの現状について伺います。受入れ人数、国籍、業種等ほか、外国人材が果たしている役割、職場に与えているプラス・マイナスの影響、現時点での受入れに関わる問題点等、行政として把握している範囲でお答えください。

続きまして、小項目2、外国人材受入れに伴う環境整備について。外国人材を生かすためには、良好な職場環境、生活環境の下で継続して前向きに仕事に取り組んでもらうことが必要であると思われます。名寄という地方都市の環境は、外国人の目には都会の便利さがない、寒冷地であるといったマイナス面が障壁として映るかもしれません。しかし、逆に都会と比べて人間味があり、生活費も安く済む、自然が豊かであるといったプラス面を感じ取ってもらうことが重要であります。そして、外国人に日本に来てよかった、名寄に来てよかった、名寄で仕事を続けたいと思ってもらえるような環境、定着を支援する環境を整備することが必要であると考えます。以下では、外国人材の受入れ、共生に関する関係閣僚会議による外国人材の受入れ、共生のための総合的対応策、これは令和5年6月に出ているものですが、その中から外国人材が地域に定着するための環境整備に関して伺います。

まず、1番目、円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組。外国人が地域で仕事をし、生活を継続するためには、日本語習得が重要です。それは、地域に溶け込むのにも必要なことです。外国人に対する日本語教育支援に関する考えをお聞かせください。

続いて、2番目、外国人に対する情報発信、外国人向けの相談体制の強化。地域で生活する上で必要かつ有益な情報、例えばごみ出しや町内会活動、その他でありますけれども、それを外国人に分かりやすく伝えることは重要であります。また、

外国人が日常生活で分からないことや困ったことがあった場合に気軽に相談できる窓口があることも、名寄市が住みよいまちと思ってもらうために必要なことであります。外国人に対する情報発信、外国人向けの相談体制の強化に関し、現状と課題についてお知らせください。

最後に、小項目3、事業者への外国人材受入れ支援について。技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議、もう一度申し上げますけれども、技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議の最終報告書が令和5年11月30日に提出されました。それによりますと、これまでの技能実習が育成就労、育成就労というのは育てる、育成するの育成ですけれども、育成就労といった名称に変更されるほか、制度上幾つかの変更が予想されます。そういった制度改正に素早く対応し、事業者に情報を提供するなど、事業者が外国人材を受け入れやすい支援をすることが求められます。出入国在留管理制度改正への対応を含め、事業者への支援について現状と課題を伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） おはようございます。中畠議員から大項目で1点、小項目で3点にわたり御質問をいただきましたので、私のほうから答弁をさせていただきます。

大項目1、外国人材の受入れに関して、小項目1、外国人材受入れの現状についてお答えいたします。本市において少子高齢化、人口減少が進む中、人材不足は喫緊の課題であり、ハローワーク名寄管内における昨年12月末の雇用情勢では、有効求人倍率が1.31倍と求職者に対し求人数が上回る状況が続いています。このように各業種において人材確保は大きな課題であり、様々な手法でリクルート活動を行っておりますが、人手不足解消には至っておりません。令和4年度に実施した労働実態調査での外国人労働者の雇用の考え

方の設問において、242事業所のうち雇用したいが7社、2.5%、検討中10社、4.1%、未定50社、19.4%、雇用する予定がない、108社、44.6%となっており、調査結果からはいまだ外国人材の雇用に関して検討している事業者は少数となっております。また、調査における外国人労働者雇用状況の設問では、農業、製造業など4事業所がインドネシア、ベトナム、中国からの5名の労働者を雇用していると回答しており、外国人材の雇用は少ない結果となっております。しかしながら、市職員や大学教員の国際業務や研究、教育活動への従事や名寄市社会福祉事業団においても、昨年5月から特定技能による介護人材として3名のネパール人材を受け入れています。そのほか、調査回答以外の市内事業者でも外国人材の就労の実態があると把握しており、外国人材の雇用は徐々に増加傾向にあると考えています。本市総合政策課には、令和2年度から外国人材担当職員として国際協力機構、JICAから職員を派遣いただいております。本市の状況に即した情報の収集、人材の確保、国際交流の推進などに努めております。外国人材の個別の事業所での役割や職場に与える影響などは把握しておりませんが、名寄市社会福祉事業団で働くネパール人3名については特定技能、介護の資格を有していることから、日本語での日常会話ができ、介護知識についても一定程度の理解があり、仕事にも熱心かつ勤勉に働いていると伺っております。利用者や同僚からの評判もよく、各種の介護場面で好影響を与えているそうです。また、生活面においても居住する町内会へ加入し、町内会行事などへ参加することで地域に受け入れられております。加入している町内会からも人柄や真面目さへの好評を得ており、外国人材に対する地域の支え合いにつながっているものと思います。現時点で名寄市社会福祉事業団における外国人材については、仕事に関するマイナス影響はないとお聞きしていますが、民間企業等が新たに外国人材を雇用する場合には、

人材確保の際のリクルート方法や費用、外国人材に対する情報不足など不安に思う面があるかと思っています。名寄市社会福祉事業団での外国人材受入れのノウハウなどを、市内の事業所に伝達するというような手法も取りつつ、引き続き外国人材確保への研究を進めてまいります。

次に、小項目2、外国人材受入れに伴う環境整備についてお答えいたします。全国的に人材不足が課題とされる中、特定技能などの外国人材については地方に比べ、賃金の高い首都圏や大都市に流れる傾向にあります。本市における外国人材の確保において、豊かな自然環境や生活コストの安さに加え、地域として外国人材を受け入れ、地域に愛着を持っていただけるよう、母国と強いつながりを構築していくことが重要と考えております。外国人材から名寄市を就労先として選んでいただけるよう、相手国との良好な関係づくり構築のため、昨年4月に副市長外職員2名がネパールを訪れ、現地の人材送り出し機関や医療機関、職業訓練校での人材の育成状況や人材確保の見込みを確認、名寄での就労経験が帰国後に役立つことができる仕組みづくりの視点での視察を行いました。日本語支援についてですが、特定技能で就労する外国人材については日本語能力試験N4以上、もしくは国際交流基金日本語基礎テストA2レベル以上の語学力を有しており、基本的な生活、就労には支障がありません。しかしながら、専門的な用語や方言については理解しておらず、現在本市では日本語支援に関する場や制度がないため、登録支援機関による学習機会の提供や就労先の事業所の現場で学ぶケースが多いと捉えております。北海道においては、日本語教育の空白地帯を減少させるため、地域が主体となって外国人に日本語教育を提供できる体制を整備する事業を行っており、本市においても必要に応じて制度の活用などを検討してまいります。外国人に対する情報提供についてですが、生活に欠かせないごみの処理方法については、市役所へ転入届を提出時にごみ分

別や収集日を英語で表記したパンフレットを配付しており、ホームページにも掲載しております。また、翻訳機能のある端末を窓口に用意し、外国語に対応できるようにしているところです。町内会活動においても名寄市社会福祉事業団で就労しているネパール人が町内会の新年会やイベントに参加するなど、地域とのつながりを深めていると伺っております。情報発信や総合相談窓口については、本市では現在設置しておりませんが、特定技能外国人であれば登録支援機関での相談体制が必須となっていますし、いわゆるSNSを活用した外国人同士のつながりも多いと聞いておりますので、今後の外国人材の就労動向も注視しながら他市の事例などを研究してまいります。

次に、小項目3、事業者への外国人材受入れ支援についてお答えいたします。令和5年11月に技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議から提言された最終報告において、これまで技能、技術または知識の発展途上国などへの移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う人づくりに協力することを目的としていた特定技能について、人材確保と人材育成を目的とする実態に即した制度の見直しが提言されています。また、自治体の役割として地域協議会への参画等により共生社会の実現、地域産業政策の観点から外国人受入れ環境整備等の取組を推進することと提言されています。社会情勢の変化に対して様々な制度改正がされますが、事業者への出入国在留管理制度の改正などの必要な情報については、市ホームページから確認できるよう周知しております。しかし、就労制度については主に関係省庁のホームページや送り出し機関、管理団体からの情報提供となっております。本市においては、今後増加が予想される外国人材に対しての受入れ組織、環境整備などが課題と認識しておりますので、地域の実情に合わせての他の事例など参考に研究してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 中畠議員。

○1番（中畠孝幸議員） それでは、御答弁いただきましたので、順に内容をもう少し深く再質問させていただきます。

まず、小項目1番目、外国人材受入れの現状についてでありますけれども、ただいま伺ったところでは、令和4年の調査で実際に受け入れているところが242社の中で7社だけであると。検討中が50社でしょうか。それから、全く考えていないというのが108社ということで、44.6%というお答えがありました。実際に受け入れている例としては、社会福祉事業団においてネパール人を3人受け入れているということで、これは新聞報道などでも知らされていますので、承知しているところですが、非常によい実例といえますか、こんなによい例ばかりではないと思いますけれども、そういったよい例、例えば町内会に積極的に参加しているであるとか、周りの人たちに好影響を与えているというようなことが今分かりました。それで、実際に受け入れているところが少ないという実態があるのですけれども、このまま少子高齢化、労働人口減少の中で外国人材を活用するといえますか、外国人材に活躍してもらうということはこれからますます重要になってくると思うのですけれども、少ないからそのまま、そんなに手を尽くす必要がないということではないと思うのですけれども、ますますこれから外国人材を呼び込むような政策が必要なのではないかと思えますけれども、ちょっとその点について、基本的なことですので、市として外国人材に関して基本的にどのような考えをお持ちであるのかということ、積極的に受け入れるつもりなのか、それとも現状維持でいいのかとか、その点について市長に一言お願いできますでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 積極的に受け入れたいというふうに考えております。今お話部長からもありましたけれども、それぞれの全国的な人材不足

の中で、首都圏に集中していくとか、あるいは世界を見ていくといろんなところで人材が流動している中において、名寄市においてより独自性のあるというか、我々の自治体に魅力があるというふうに思っただけ、そうした関係性を重視しながら、お互いがいい関係性の中でそうした人材が増えていくということを希望しますし、そうしたことを積極的に推進をしていきたいというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 中畠議員。

○1番（中畠孝幸議員） 私も外国人と共生しながら積極的に受け入れるということに賛成なのですけれども、その立場から質問させていただいているのですけれども、それが確認できましたので、積極的にこれから受け入れるということを前提にさらに質問してまいりたいと思うのですけれども、先ほどのお話の中で令和2年からJICAから専門的な職員を派遣してもらって、進めているということ、これは非常にいいことであるというふうに思います。それ実際にそういった施策がこれからもその方を中心に行われていくということが期待されますので、その職員の方を活用して、どんどん進めていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

それで、2番目の外国人受入れに伴う環境整備に関してでありますけれども、環境整備の中でまず一つ、昨日も交付金について高橋議員のほうから質問が出ていましたけれども、交付金の活用ということですが、これは法務省関係の交付金でありますけれども、外国人受入環境整備交付金というのがあります。御存じだと思いますけれども、在留外国人に対して在留手続であるとか雇用、医療、福祉、出産、子育て、子供の教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう情報提供及び相談を多言語で行うワンストップ型の相談窓口の設置、拡充という、それに対して外国人受入環境整備交付金というのが存在するわけですが、こういった交

付金に対する応募に関しては、どのように考えていらっしゃるか伺いたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 外国人をしっかりと受け入れていくまちづくりという観点でのお話だと思います。今現在、ちょっと私答弁長くなってしまうかもしれませんが、名寄市として今動かしていただいたのは、答弁したとおり、特定技能という枠組みの中で、そこで社会福祉事業団が受皿となって、まずは介護人材を受け入れる体制を先駆的に今始めたということで、今後これが市内の事業所、事業者に横展開できるように、基本的にはそこで当然、これは訓練ではなくて雇用につながる話なので、そこでどれだけいわゆる経費、人件費以外の経費を圧縮できるかという仕組みづくりの中で、今いろいろな手続を内製化できるようにいろいろ研究しながら進めているところです。そういった中で、我々としてはしっかりとまずは日本語能力等も含めて一定程度お持ちの方を受入れて、職員として御活躍いただくようなことを進めていきたいと思っておりますし、今御指摘いただいたとおり、ではその数が増えていったときにまちとしてどのような環境整備をしなければならないのかといったことは必ず出てくる課題だと思っておりますので、それはしっかりと受け止めながら、これは停滞しないで、状況を見極めながら進めていこうというふうに考えておりますし、またその部分がしっかりと制度として確立されて、財源的な担保もしっかり見えてきた段階で、またしっかりとそれは考えて、御提案していく形になるのかなというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 中島議員。

○1番（中島孝幸議員） ありがとうございます。介護分野での特定技能を中心に考えていると、そういう道筋でこれからやっていくのだという御答弁でしたけれども、特定技能も現在1号と2号というのがありまして、特定技能の2号のほうになりますと、これ家族の帯同が許されるという制度

になっていますので、今後特定技能の2号になって、子供や家族が来た場合にいろいろ育児の問題であるとか、まだ先の問題かもしれませんが、今現在はそういうことがないので、考える必要がないのかもしれませんが、すぐにそういうことがこれから何年後かには起きてくると思いますので、子供の教育の問題とか育児の問題であるとか、外国人のそういった子育てにどう対応していくかということも問題に直面すると思いますので、それを見据えて進めていただければというふうに考えています。

それで、特定技能、介護の場合では日本語の縛りといいますか、日本語能力ある程度ないといけないということでありますけれども、その他の分野で、今現在の技能実習であれば、先ほど農業の分野でインドネシア、それからベトナム、中国から5名の方が名寄で就労しているという、技能実習、その研修を受けているというお話がありましたけれども、そういったまだ日本語能力というのが前提としていない、していなくても来られるというような方もいらっしゃるわけですので、今現在人数が少ないからそのまま手をつけないということではもちろんないと思うのですが、日本語教育について、ぜひ名寄でそういった学習支援が行われているので、では名寄に行って仕事をしようとか、そういったふうに外国人の人材から考えてもらえるように持っていくことが重要でないかと考えています。それで、日本語教育に関しては、日本語教育の推進に関する法律というのが2019年6月に公布、施行されています。日本語教育の推進に関する法律です。これは国、地方公共団体、それから外国人を雇用する事業主に対する責務のようなものを示しているものなのですが、それを見ますと、日本語教育の推進に関する法律、2019年6月ですけれども、第5条で地方公共団体は、ちょっと省略しますが、日本語教育の推進に関し、その地方公共団体の地域に応じた施策を策定し、及び実施する責務

を有するというふうに、これは特に外国人材といえますか、働く人だけではなくて、外国人人口が増えてきているということに対応してつくられた法律でありますけれども、その6条の中で外国人等を雇用する事業主は、ちょっと省略しますけれども、その雇用する外国人等及びその家族に対する日本語学習の機会を提供、その他の日本語学習に関する支援に努めるものとするという、法律上でそういうことも定められていますので、地方公共団体、あるいは外国人を雇用する企業にもそういった責務が示されているということ念頭に置いて、ぜひ日本語学習支援について考えていただきたいのです。先ほどの御答弁では、特定技能はある程度日本語能力ある人が来るというお話でしたが、そういう人にとっても、先ほどの御答弁にありましたように、専門的な用語であるとか名寄の方言であるとか、そういったものはぜひ学んでもらって、地域に溶け込んでもらうということが重要であると思いますので、日本語学習支援、先ほどお話がありましたJICAから派遣されている職員の方とか、そういった方を中心にぜひ考えていただきたいと思うのですけれども、それに関してもう一度お考えをお伺いいたします。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 今御指摘いただいた部分は、必要性についてはごもっともかなというふうに我々も理解しております。しかしながら、先ほど御答弁させていただいたとおり、そういった体制づくりのための財政支援等も含めた予算措置の部分がはっきりとまだ見えてきていない状況であります。中畠議員からもお話がありましたとおり、技能実習、こちらについては一定程度私も雇用主というか、活用されている事業主さんも一定程度やっぱり努力していただかなければならない問題なのかなというふうに思っていますし、そこについてしっかり制度を見極めながら、体制は必要だという認識はしておりますので、今後しっかり研究してまいりたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 中畠議員。

○1番（中畠孝幸議員） 日本語教育、今現在、御答弁を伺っていますと、それほど差し迫った問題ではないというような印象を受けるのですけれども、例えば名寄だけではなくて、名寄で活躍されている外国人材だけではなくて、近隣の市町村にも外国人材がいるのですけれども、そういったことも考えて、広域連携事業としてぜひ日本語教室というようなものを名寄が中心になって、例えば今、日本語講座ということで考えますと、講座では、例えとしていいかどうか分かりませんが、講座という意味で名寄市で実施している手話奉仕員養成講座というのがありますけれども、この手話奉仕員養成講座では北は中川、音威子府から南は剣淵、和寒まで8つの市町村が主催する形で、名寄もちろん入っているわけですが、8つの市町村が主催する形で、ちょっと年によって場所を移しながらというようなこともありながらやっているということがありますので、そういった広域連携を視野に入れて、名寄が中心になって、そういった宗谷本線沿線の音威子府辺りからも来てもらって、例えばよろ一などで日本語講座を実施すると。宗谷本線を使って来てもらって、そういった旅費については各市町村なり事業者なりが補助するといったような形でちょっとイメージしているのですけれども、そういったことも視野に入れて、ぜひ名寄が中心になって考えていただければと思います。日本語教育に関しては、今一番北海道で有名なのが、東川町が町立の日本語学校をつくって、日本語教育に取り組んでいるというのがよく報道されますけれども、東川町はそちらでやっている。こちら道北地区、名寄近辺では名寄が中心にそういったことを行って、広域連携を進めていくということもぜひ考えていただければと思いますけれども、ちょっとそれに関してお考えをお聞かせください。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 今広域連携のお

話をいただきました。対象者がそれほど濃くない状況であれば、余計広域にかかることによってのスケールメリットというのは当然生まれてくるのだらうというところは、十分理解していると思っております。その中で広域連携に結びつけるためには、各自治体がやっぱり一定程度の問題意識を持つということが重要なというふうに思っておりまして、この圏域では定住自立圏という圏域もございまして、そういった協定を基に取り組むという手法もありますので、当然いろいろ法改正が進む中で各自治体、問題意識を持つ、持たなければならぬ時代に入っていますので、そういったところの意思確認もしながら、そういった方向性が可能なかどうかというのは検討していかなければならないかなというふうに受け止めました。

それから、日本語学校のお話も出ましたけれども、これは基本的な、私が知る限りでは多分留学的な形で入ってきて、そこで日本語教育を受けるといったような流れの中で、そこで日本語を習得した方たちが次どこに流れるかという流れを考えると、まさに次は大学に入学したりとか、決して就労に全てがつながるようなスキームにはなっていないということで、そういった部分も含めて、では一つの自治体がそこに資産を投資して、その機能を持たなければならぬのかというのもまたちょっと違う問題になってくるのかなと思いますので、まずは名寄で生活をしていただける外国人の方が住みよい環境と感じていただけるような、そんな施策を考えていかなければならないというふうに考えていますし、冒頭の答弁でもお話ししたとおり、やはり名寄を選んでいただけるという国に対しての信頼関係の構築というのが非常に重要になると思っていますし、ここで生活している人たちが名寄いいよというような情報をまた母国に展開してもらうといったことが非常に効果的な取組になるのだらうというふうに認識しておりますので、今お話しいただいた部分、私のほうでもしっかり受け止めて、今後いろいろ研究してまい

りたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 中畠議員。

○1番（中畠孝幸議員） 今自立圏、圏域も視野に入れてというようなお話でしたけれども、圏域ということだと、例えば浜頓別辺りまで含まれていると思うのですけれども、ちょっと距離の近さからいうと先ほど申し上げた8市町村ぐらいで、宗谷本線沿線ぐらいを考えたらどうかなというふうに私個人としては思っています。ぜひそういったほかの自治体の方とお話をする機会などありましたら、そういったことどうだろうかというようなことを持ちかけていただけたらいいのではないかなというふうに考えております。

それから、今お話のありました中で、今飛んでしまいましたけれども、とてもいいことをおっしゃったなというので今申し上げようと思ったのですけれども、ちょっとそれは置いておきまして、もう一つ、昨日から災害対策、避難訓練などについて一般質問の中で触れられていますけれども、その中で例えば冬期の訓練はどうするのかというようなことがいろいろ指摘されておりますけれども、外国人も、今少ないとはいえ、でも人口約2万5,000人の中で、広報なよろ見ますと外国人登録している人が100人いるということです。外国人登録しているといっても、外国人材のように外から来たばかりではなくて、もともといらっしゃる方とか、いろんな立場の方がいるので、100人という数字の中身はよく分かりませんが、その中でやはり日本語も不自由で、情報弱者と言っているのでしょうか、情報を取り入れることが難しいという人もいると思うのですけれども、ちょっとそういった災害時、これを、災害時ということ申し上げるのは、30年ほど前になりますけれども、阪神・淡路大震災のときに外国人の死亡者であるとかけがをされた方が日本人に比べて割合がかなり高かったということが指摘されていますので、そういった情報弱者に対してどういった対処をするのかということも重要になって

くと思うのですけれども、その点について何か
 お考えありましたら、お伺いしたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 非常にとても重要な視点でもあるというふうに受け止めています。今回、答弁でもお話ししたとおり、ネパールから来ていただいている方というのは町内会に加入していただいて、実は私同じ町内会にいますのですけれども、やっぱりこういう災害時の対応については共助というところが非常に大きく力を発揮するのだろうというふうに思っております。今町内会に入っていた中で、冒頭ごみの問題もありましたけれども、そこについてはしっかりと近所にお住まいの方が俺に任しておくと、俺がちゃんとびっちりごみを出すタイミングで行って、仕分もちゃんと教えるからということで、そういった中で地域住民との信頼関係を築いて、本当に今、外国人という言い方がどうなのかと思いますけれども、地域住民として一体となって、本当共助の中で生活していただいている。こういった環境をしっかりとつくって、ある意味言葉が違って問題ないというようなレベルまでコミュニケーションをしっかりとれるような、そんな状況をつくるのが一番即効性があるのだろうというふうに考えております。そんな中で、一定程度特定技能ではない技能実習だったりといった部分についてはしっかりと事業主さんもそういった部分も意識していただくような形で周知をしながら、最終的には、我々町内会も担当していますので、町内会といったところにコミットしていただきながら、やっぱり共助という部分をしっかりとお伝えしていかなければならないかなというふうに思っています。

○議長（山田典幸議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 総合政策部長のほうから災害のときですとか、そういう部分で答弁させていただきましたが、これだけ外国人材の関係でこれから増加していくということが見込まれるところもありますので、防災担当としても町内会

ですとか、そういう方々との対応について総合政策と連携しながら対応していければと思いますし、あと市役所の中ですとか庁内の窓口だとか、そういう部分も含めて、市長からの指示も出ている部分もありますので、窓口の対応ですとか、そういうものも含めて考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 中畠議員。

○1番（中畠孝幸議員） ありがとうございます。今の介護人材、社会福祉事業団が受け入れているネパールの方3人の町内会に溶け込んでいるというようなお話ありましたけれども、これは好事例として全国に知らせたいぐらいうまくいっている理想的な事例ではないかなというふうに思います。そういったこと、必ずしもそういうふうによくいくとは限りませんので、例えばごみ出しに関しても外国人が来るとごみも分別しないで出してしまうとか、そういった苦情のようなものがよく聞かれるということを聞きます。それで、そういったことがあって、最初に伺いましたように、事業所の中で受入れを考えているところが非常に少ないということ、そういった問題が起こるのではないかなというような心配があって、あまり一歩前に踏み出していないのではないかなということも考えられますので、ぜひそういったごみを分別しないで外国人は出すというようなこともちゃんと情報を提供して、日本ではこういうふうにちゃんと分別して出すのだということを、先ほどのお話では町内会の方がしっかりと責任持って教えてあげたり、出してあげたりしているということで、非常にケアができているということをお伺いしたけれども、そういったいろんな形で情報を提供して、教えてあげれば摩擦も防げるということだと思いますので、ぜひそういった情報提供を的確に行って、受け入れるという、受け入れて、共生社会に持っていくということを考えていただければと思います。最初のほうで私が名寄に来てよかったとか、名寄で仕事を続けたいというふうに思ってもらうこと

が重要であるということを申し上げましたけれども、外国人にとって住みよいまちということは、置き換えればほかの一般的な日本人の誰にとっても住みよいまちということになると思います。情報提供にしても、外国人にとって分かりやすい情報提供をしていくということ、それも外国人以外の人にとっても分かりやすい情報獲得ができるということにつながると思いますので、そういったことを踏まえて、ぜひ今申し上げた日本語教育であるとか外国人に対する情報発信ということを引き続き続けていただきたいということ申し上げます、終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（山田典幸議員） 以上で中畠孝幸議員の質問を終わります。

パートナーシップ制度導入について外2件を、川村幸栄議員。

○8番（川村幸栄議員） 通告順に従いまして、質問をさせていただきます。

大項目1点目、パートナーシップ制度導入について伺います。自治体のパートナーシップ制度は、性的マイノリティーのカップルを結婚と同等の関係と認める制度であります。同性カップルや別姓カップルを排除する現行の結婚制度の違憲性を問う訴訟が相次ぐ中、地方からパートナーシップ制度など多様性容認の世論が広がっています。公営住宅への入居、緊急時の病院での面会などで親族同様の扱いを可能にします。子供を含めたファミリーシップ制度にしている自治体もあります。2015年11月、東京都渋谷区、世田谷区に導入されたのが最初で、導入自治体は11から本年2月1日現在で392の自治体に広がっています。道内でも広がり、札幌、函館、苫小牧などに加え、2024年度末までに導入予定の旭川や釧路など合わせると、道内人口の約7割が制度を利用可能となります。名寄市においても導入を進めていただきたいと考えますが、お考えを伺います。小項目1として、パートナーシップ制度の導入についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

大項目2点目、自衛隊への個人情報提供について伺います。2022年、安保3文書が閣議決定され、5年間で43兆円の軍事費、敵基地攻撃能力の保有、そのための自衛隊の人的強化などが盛り込まれ、自衛官募集が強化されています。自衛隊への名簿提供については、名簿を提供していることや個人情報の提供を望まない場合は除外申請が必要であることを知らせよう求めてまいりました。検討したい旨の御答弁でしたけれども、その後の対応について伺います。

小項目1、個人情報の提供についてお聞かせください。

小項目2、除外申請の周知についてお聞かせをいただきたいと思います。

大項目3点目、名寄市立大学の独立行政法人化について伺います。加藤市長の公約であり、令和6年の市政執行方針でも急速な少子化の中、大学の持続可能な発展のために検討を進めていくと述べています。しかし、市民からは独立行政法人化とはどういうことなのかよく分からないとの声を聞きます。短大から4年制に、大学院の設置などについては分かりやすいけれども、独立行政法人化とは何だかよく分からないという声であります。地元新聞でも設置者、市議会、大学内の議論を市民に見える形で進めてほしいとされています。

そこで、お伺いします。小項目1、独立行政法人化とは、分かりやすく御説明をいただきたいと思います。

小項目2、名寄市立大学にとって独立行政法人化のメリット、デメリットについてお伺いします。

小項目3、学内での議論の取組状況についてお聞かせをいただきたいと思います。

以上、この場からの質問といたします。よろしくをお願いします。

○議長（山田典幸議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 川村議員からは、3点にわたり御質問がございました。大項目1及び大項目2につきましては私から、大項目3につき

ましては大学事務局長からそれぞれ答弁となりますので、よろしくお願いいたします。

初めに、大項目1、パートナーシップ制度導入についてお答えをいたします。内閣府男女共同参画局が公表する資料では、令和4年1月4日時点で全国147自治体がパートナーシップに関する制度を導入しているとされています。また、性的マイノリティー等の権利を守ることを目的としたNPO法人が公表する資料では、令和5年5月31日時点で全国328自治体が制度を導入し、この時点で人口カバー率は70.9%であるとされています。道内におきましても、旭川市と周辺7町では道内初の複数自治体連携のパートナーシップ制度導入が進んでいるほか、その他都市部において導入が進み、来年度末には道内人口の約7割が制度を利用可能になると報道されているところです。一方、道内の導入自治体数は1割ほどとなっており、都市部以外での導入は、なかなか進んでいない現状にあるものと承知をしているところです。本市におきまして、現段階では制度の導入を予定しておりませんが、市が独自で作成をしたポスターの教育施設をはじめとした公共施設への掲示や広報による啓発などこれまでの取組に加えまして、新年度においてセミナー等の実施を予定しており、人権課題として性的マイノリティー等への正しい理解の拡大に努めてまいります。

続きまして、大項目2、自衛隊への個人情報提供について、小項目1、個人情報の提供について及び小項目2、除外申請の周知について関連がございますので、一括してお答えをいたします。本市におきまして、自衛隊への名簿提供につきましては自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条に基づき、平成31年度から年に1回の依頼に基づき名簿の提供を行っております。以前議員からの自衛隊への名簿提供に関連した御質問に回答させていただいたとおり、その後直接自治体へ確認するなど、他の自治体の状況等の調査を行ってきたところでございます。その結果から、

道内各自治体の調査時点での対応につきましては、名簿提供を行っている市につきましては道内35市中21市、その中で法令に基づく資料であり、該当者は全員掲載するとしている市が本市を含め10市、市が独自作成する資料であり、掲載には裁量が及ぶ、またはその他として除外申請を行っている市が11市となっております。また、残りの名簿提供を行っていない14市につきましては、台帳閲覧方式を取っているため、除外申請は行っていないという状況となっております。御質問のありました自衛隊への情報提供を希望されない方の申出、いわゆる除外申請の周知につきましては、特に決められた定めはなく、自治体の裁量となるものと考え、実施しておりません。先ほども申し上げましたとおり、本市におきまして自衛隊への名簿提供は法令に基づくものであり、該当者は全員掲載をして提供しておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（山田典幸議員） 水間大学事務局長。

○市立大学事務局長（水間 剛君） 私からは大項目3、名寄市立大学の独立行政法人化について、小項目1、独立行政法人化とは、小項目2、名寄市立大学にとって独立行政法人化のメリット、デメリットについて、小項目3、学内での議論の取組状況について関連がありますので、一括してお答えいたします。

初めに、独立行政法人化についてお答えいたします。本学に関わる独立行政法人化については、地方独立行政法人法に定められた地方独立行政法人制度の一つである公立大学法人が適用されることとなりますが、基本的な枠組みとしては他の地方独立行政法人と同じとなっております。本学の運営と経営については、大きく分けると運営については大学が担い、経営については名寄市が担う形態でこれまで様々な取組を行ってまいりました。法人化とは、経営に関する予算や組織上の制約を緩和し、運営と経営を一体化させ、大学の自主性

をより発揮できるようにする仕組みであり、今まで以上に自主的、自律的な取組を目指す大学のためのシステムであります。既に公立大学協会の加盟大学100校のうち93の公立大学が公立大学法人へ移行しております。

続いて、本学における法人化によるメリット、デメリットについてお答えいたします。まず、メリットの主なものとして、法人化に移行されますと一般的に学内に経営を担う理事会が組織され、迅速かつ機動的な意思決定が可能となります。人事面においてもプロパー職員の採用が可能となり、事務局の専門性が向上し、様々な高度専門分野に関わる事業への取組が学内で可能となります。また、大学運営に関しては、6年ごとに作成される中期計画や1年ごとの年度計画に基づく運営と業務の評価結果の公表が義務づけられることとなりますので、より一層大学運営の透明化が図られることとなります。経営に関しては、企業会計の導入により正確な財務分析を大学経営に反映させることが可能となり、大学の運営と経営に関する課題や分析、今後の戦略を迅速に立案することができ、厳しい大学間競争に対応する果敢なチャレンジができることが最大のメリットであると考えております。

次に、デメリットにつきましては、学内における経営を担う組織を新たに設置するため、役員報酬や会計監査人報酬などの経費負担が増加するとともに、財務諸表をはじめとする様々な法人経営に必要な事務作業も増加することとなります。また、法人化は企業会計制度が導入されますので、より大学経営の厳格化が求められます。このことから、人件費や施設維持管理などの運営経費の効率化が必要となりますので、教職員に対してより一層コスト削減を求められるのではないかと心配する声も多いとお聞きしております。

次に、学内での法人化に関する議論状況については、現在のところ学内での具体的な議論までには至っておりません。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） それでは、御答弁いただきましたので、再質問とさせていただきますと思います。

まず、順番にパートナーシップ制度の導入についてであります。全く考えていないというようなお答えだったかなというふうに思っています。結婚に相当する関係だということを証明するものを発行するというふうな内容になっています。北海道も住民に身近な市町村で導入されるのが望ましいということで、導入の検討もしていない状況でありますので、ですから道内それぞれこの制度をしていない自治体の人たちは、例えばさっきも紹介したように、公営住宅への入居、またこの間コロナで入院された方々と面会ができない、それとか緊急の手術のときに対応ができないというようなことで、非常に困難といえますか、混乱も含めて起こったのかなというふうに思っていて、このことが多くの皆さんの中で広まり、やはりパートナーシップ制度の必要性を感じ、道内でも少しずつ広がって、昨年から、これちょっと資料寄せていただいたのですけれども、旭川を含む上川管内の8町が今2024年、今年中に何とかしたいというふうなことになっています。やっぱりどこに行っても互いに連携協定を結んで、ちょっと引越したから、このまちは制度があるから、このまちは制度がないから、ちょっと行けないというようなことのないようにしていきたいということで、旭川市と近隣の町が連携して、今パートナーシップ制度を考えようというふうになっているのですが、この制度を使えないということに対してどのようにお考えかお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 先ほどの答弁で申し上げましたが、今のところ宣言の予定はないのですけれども、答弁でもお話しさせていただきますし

たが、近いところでは旭川市、それから近隣の町も含めて連携して制度をスタートさせるということで、実は開始前に旭川市さんのほうにお邪魔させていただいて、今回のこの制度に関してのこれまでの立ち上がりだとか、実施に向けてどんなような形で進めてきたのかというところは実はお話を聞かせていただいて、今後に向けて参考にさせていただくということで、今後も実施した中で、それぞれ制度の中で例えば公共サービスがどのような形で利用されていくのかということですか、そういったものを含めて今後も情報提供いただく、またはこちらからもお邪魔をして、学びに行くという部分含めて、そこは話をさせていただいて、今後も引き続きこの部分については実際の実施をしたところの様子も参考にさせてもらいながら、今後この部分については研究といいますか、進めていきたいなというふうに考えておりますし、全くやらないということではなくて、今準備といいますか、研究をさせていただいているところで、先ほど議員おっしゃられたように、都道府県単位で宣言しているところについては、広域的に住所移してもすんなりそのまま適用されるということで、スムーズにできるということのメリットがありますので、できればそういう形が一番望ましいかなと思いますけれども、現状北海道はそういう形になっておりませんので、自治体が行って、先行しているところはほかの自治体と連携協定結んでいるということですから、転入、転出ではスムーズにそのまま適用になるということも、非常にそういう部分が進んでいるということもありますので、名寄市としましても道営住宅もございますし、それから議員おっしゃったように、医療、病院の関係ですとか、そういったことも含めて公的のできる部分、どこまでできるのか、公がやるとすれば民間も同様な形で賛同するというようなところも出てくると思いますので、そこも含めて今後も引き続きそういった先例も学びながら調査も進めていきたいなというふうに考えており

ます。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） ありがとうございます。最初の御答弁いただいたときには、全く考えていないのかなというふうに私は聞き取ってしまったのですけれども、旭川市が昨年つくったパートナーシップ制度の考え方ということで、これ寄せていただいたのですけれども、この中身を見ますと、この制度を導入して、当事者の方々が抱える生きづらさの解消や地域における理解を進めることで誰もが生きがいと誇りを持ち、自分らしく活躍できるまちづくりを実現したいと考えていると、このように書かれています。ここが基本なのだろうなというふうに思っていますし、また細かい中身についても規定がされていて、個人情報の取扱いも含めて実に細やかにされているなというふうに思っています。旭川市さんからも学びながら、ぜひ名寄市民にもこの制度が利用できる、そういった地域になっていただければと。本当に道がやっていただければいいのですけれども、そうならないというところら辺では、また私たちも道に向けても声を上げていきたいなというふうには思っているところです。

それで、先ほどもお話ししたように、性的マイノリティーの方々ばかりではなくて、別姓、氏です、名前の。別姓のカップルというところも今非常に増えていますので、そういった方々の利便性というところら辺でもやっぱりこの制度というのは必要かなというふうに思っています。ちょっと紹介をさせていただきたいのですが、先日3月8日、国際女性デーでありました。ここで夫婦別姓を認めない民法や戸籍法の規定は、婚姻の自由を定めた憲法に違反するということで訴訟を起こしているところです。この中で言われているのが、婚姻するために夫婦いずれか一方が姓を変更するか、双方が姓を維持するがために婚姻を諦めるかの苛酷な二者択一を迫られているのだというよう

なことが今言われています。選択的夫婦別姓の問題なんかも非常に社会的な話題になっていて、3月8日の国際女性デーに訴訟を起こしているところではやっぱりそういう姓を結婚するために改姓した人の9割が女性ということも含めて、やっぱり男女平等の、こういった実態があるのかなというふうに捉えています。

それと、もう一つちょっと御紹介したいのはその日に、これ国会内ででした。選択的夫婦別姓の早期実現を求めるビジネスリーダーの会というのがあって、そこと経団連、経済同友会、新経済連盟、全国女性税理士連盟、日本跡取り娘共育協会というのもあるのです。この6団体が8日に選択的夫婦別姓の法制化を求めて岸田首相に要請を行っています。こういった動きが、本当に結婚して、姓を同じくさせる、法で決められているのは日本だけということでもありますから、ここの、社会に出て仕事をする上で、子育てをする上で、いろんな弊害が生まれているということでも声を上げてきたところも、経済界からも上がっているというようなことです。こうしたことが国のほうでやっていただければいいのですけれども、そうならないというところでは、先ほどもお話ししたように、地方からパートナーシップ制度、これを進めていって、皆さんがいろいろな多様性を認めた社会を前に進めていくというところに大きな意義があるのかなというふうに思っています。この辺についてちょっとお考えをお聞かせいただいているいいですか。

○議長（山田典幸議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 今議員おっしゃったように、昨年法律が施行されまして、それぞれ国の役割ですとか地方の役割ということで、それからおっしゃられたように、いろんな団体からいろんな要請だとか要望だったり、いろんな様々な意見が出されまして、全国的にそういう報道もされまして、一定程度この部分については話題になったのかなというふうに考えています。先ほど最初

に答弁させていただきましたが、やはり地域の皆さんの理解も必要だということで、新たにセミナーも開催させていただきますし、男女平等の関係であったり、人権尊重の部分も含めてそういったことも市民に理解をしていただくような形、従来からポスターの掲示はしておりますけれども、一方的に行政だけではなくて、やはり市民にも理解いただきながらこの制度については一緒に考えていただく必要がありますし、機運を上げていく必要があるのかなというふうに考えておりますので、様々なそういった情報ですとか、それから先ほど言いましたけれども、ほかの先行している自治体からの情報もいただいたり、それからもしやるとすれば行政の中でも例えば行政サービスをどこまで適用させるかというところでも、この制度については、世田谷方式といいますか、要綱が多いのですけれども、公共サービスを適用させるために条例の改正も必要になってくる場合もありますので、そういったことでいくとどこまで広げられるのかということもありますので、そこも含めて協議していく部分だったり、それから市民に対してのそういった周知なり、意識醸成というのでしょうか、そういった取組も並行して行っていく必要があると思いますので、そこも今後も引き続き進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） 地元新聞でも報道されていたかなと思いますけれども、市民アンケートを取る中でもパブリックコメントでの意見の中でもいろいろ反対、賛成、賛成が多かったというふうな報道がされていましたが、やっぱりこういったことがなかなか日常的な話題として上がらないというところではぜひともセミナーを開いていただいて、日常的にこういった話題を上げていただいて、皆さんの理解できるところに運んでいただければうれしいなというふうに思っています。それで、北大の名誉教授の鈴木先生がこんな

ふうにおっしゃっています。同性カップルは数千万円単位で財産権を喪失していると言っても過言ではないというふうな指摘もされていて、やはりいろいろな不都合なり、不具合なりがある中で、すんなり進まないというようなことが多々あるのだというふうに思っています。こういった部分も含めて、やはり多様性を認める社会を前に進めていく取組をぜひ積極的に進めていただきたいというふうに思います。

次に、自衛隊の個人情報の提供についてに移りたいというふうに思います。前回もお伺いしたのとほとんど変わらない御答弁だったかなというふうに思っています。今回の市政執行方針の中にも組織強化の支援というふうなことがあり、個人情報の提供なのかというふうに思ったのですが、この点についてお考えをお聞かせください。

○議長（山田典幸議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 先ほど答弁させていただき、ちょっと繰り返しにもなりますけれども、名簿の提供につきましては毎年依頼をいただきまして、自衛官募集のみに使用するということでの誓約書を提出をいただいて、それに基づいて行っているということで、名簿の提供については従来どおり行っていきたいというふうに考えております。繰り返しになりますけれども、住基法、それから自衛隊法に基づく名簿提供であるということと、それから自衛官募集につきましては国民の命を守る、財産を守る重要な任務を担う人材の確保ということで必要であるということで、現段階では除外申請につきましては導入を行う考えはございませんので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） 個人情報保護法との関連では、どのようにお考えかというふうに思うのですが、提供される本人確認情報がどう保護されていくのか、このところについてもやはり気になるところであります。前回もお聞きしました。

住所、氏名、生年月日、性別の4情報のみというふうなことだったのですが、このところも確認をさせていただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 個人情報保護法との関係ということで、私のほうから答弁させていただきたいと思いますが、個人情報の保護に関する法律第69条、これ利用及び提供の制限という題名でございまして、第1項では行政機関の長等は法令に基づく場合を除き利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、または提供してはならないとありまして、第2項におきまして、前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、または提供することができるとあります。その後ただし書があるのですが、その中の第3号に他の行政機関、独立行政法人と地方公共団体の機関、または地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が法令の定める事務または業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ当該個人情報を利用することについての理由があるときはできるという形になっていまして、この条文から自衛官の募集事務につきましては、自衛隊法の第97条において市町村の法定受託事務と定められているということで、個人情報保護法第69条第2項第3号に該当することから、自衛隊法施行令第120条の規定による必要な資料の提出を求められた場合に、市が自衛隊に対し必要な資料を提供することについては特段問題はないかなということで、法制担当部局としてはそう解釈しているというところで御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） すみません。現在名簿で提供したものににつきましては、議員おっしゃ

ったように、4情報のみ載っておりまして、それ以外の情報についてはお答えしていないという状況にあります。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） 提供される本人確認情報がどう保護されているのか、保護法との関連は今御説明がありました。それで、保護はどうされているのかということになるかなというふうに思うのです。それで、言ってみれば、ある市民から例えば自衛隊から要請があって提供しているのだけれども、これは特別扱いなのだろうかというような疑問です。というのは、例えば民間企業であったり、警察だったり、消防などにはこういった提供ということにはならない。閲覧をしていただいているということなのかなというふうに思うのですけれども、提供ということになるとこれはちょっと自衛隊だけが特別扱いなのではないだろうかといった声があるわけです。この点についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 先ほどからお話していますけれども、自治体による自衛官の募集というのは、自衛隊法第97条第1項の規定に基づく法定受託事務でございます。先ほど趣旨は市民部長からもお話ししたとおりでありまして、並びに自衛隊法施行令第120条の規定に基づいて国のこうした法令に従って、あるいは個人情報にも鑑みてしっかりと、先ほどからお話ししているとおりのほかの用途には使わないという誓約書を毎回きちんと頂いているということの中での、そこも確認をさせていただく中で提供させていただいているということで御理解いただければと思います。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） 保護されるべきものののですけれども、ただ自衛隊法の中でというふうな御説明でしたけれども、保護されるべきものが、保護しますよと、こういうことで保護されていま

すよというところの規定はないのではないかと思います。うふうに思っているのですが、例えば提供の部分であっても、中谷元防衛大臣が当時資料の提出の根拠となる法令等を丁寧に説明をして、地方公共団体が実施し得る可能な範囲においての協力をお願いしていききたいのだということです。お願いしていききたいのです。自治体が独自の判断で個人情報の提供は行わずに閲覧にとどめることも適正であるというふうに認めているわけです。ですから、私は提供に法的な根拠もないというふうに思いますし、その方々の本人確認の情報がどう保護されているのか、ここの規定がなかなか伝わってきません。ここをはっきりさせていただきたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） ちょっといつの国会の議論だったか分かりませんが、一方で結構最近だと思いますけれども、総務大臣の答弁の中でそうした部署に対しての防衛省に対する情報の提供に関しては了とする旨の答弁もあったというふうに承知をしているところであります。先ほどから個人情報の保護法の中に鑑みても問題ないということでありまして、先ほどからお話ししているとおりの、毎回この情報の提供に当たってはしっかりとほかの用途には使わない、あるいはちゃんと期限を切って廃棄をするというようなことを毎回誓約書として頂いているということで、これをもってしっかりと個人情報もほかには、個人情報をしっかりと保護されているというふうに我々としては確認しているということでございます。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） しかし、提供しているということと提供して保護されるべきかどうかというところら辺のやり取りのところがなかなか私としてはすっきりしません。保護されているのだろうか。保護されるべきであれば、やはり提供という形にはならないだろうというふうに思います。例えばこれ我が党の山添拓議員が、弁護士なので

すけれども、国会のやり取りの中で最高裁は氏名や住所など個人識別情報についても本人が、自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくないと思えることは自然なことであって、そのことへの期待は保護されるべきものであるというふうに述べていて、プライバシー情報としての法的保護の対象となるというふうに言われています。私は、保護されているのかどうかというところら辺の曖昧さがあるというふうに思っています。そういった部分から除外申請、私は情報を提供していただきたくないというふうに言うのは当然のことだというふうに思っています。先ほどはそのことについては考えていないという御答弁がありましたけれども、このことについてやはりしっかりと除外申請に取り組んでいただきたいというふうに思うのですが、もう一度御答弁いただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 改めて同じような答弁になるかもしれませんが、今般のこの自衛官の自治体の募集についてはあくまでも法定受託事務であるということ、また総務部長からも答弁させていただきましたけれども、個人情報保護法の観点からも問題ないというふうに考えておりますので、そうした観点から除外申請を行うということは我々は、名寄市では考えておりません。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） 個人情報を守られているかどうか分からない、また個人情報保護されているかどうかということ、また先ほどもお話ししたように、自分の情報がどんなふうに保護されているか分からない。それが、自分の意思とは反対に提供がされているといったところに対するやはり本人への確認は必要なのではないのでしょうか。私は、今お話があったように、自衛隊法がこういうふうになっているので出しているのだということで、それは言ってみれば黙って受け入れるべきだというふうに言われているように私は受け止め

ざるを得ないという状況であります。例えば旭川市の情報をちょっと参考に出させていただきますけれども、旭川市は令和4年度から市民の情報を提供してきたということです。これに対して旭川平和委員会が名簿提供を中止することなどを求めています。高校生へのアンケートも行っており、名簿提供されていることを知らなかった89%、除外申請制度があること知らなかった93%、本人がコントロールすべき個人情報、守るべき個人情報を提供するかそうしないかという選択すら蚊帳の外にされかねない。不利益につながるのではないのでしょうか。どうでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 先ほどからお話ししてありますとおり、あくまでも法定受託事務であるということ、また個人情報の保護法に照らし合わせても問題はないというふうに思っています。重ねてになりますけれども、毎回この情報を提供する際に必ず誓約書を頂いております、ここについて請求理由以外の用途には使わない、本人の同意なく第三者に提供しない、また廃棄の状況と、こうしたことをしっかりと毎回確認をさせていただいた上で提供しているということをございまして、個人情報もしっかり守られているというふうに我々は考えているところであります。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） 提供される本人たちは、そのことを知らないのです。知らされていない、このことについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 暫時休憩します。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時31分

○議長（山田典幸議員） 再開します。

渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 先ほど個人情報保護法の話させていただきましたけれども、法的な話をさせていただきますと、繰り返しかもしれま

せんけれども、個人情報の保護法の中では利用及び提供の制限という項目、題名がありまして、その中で法令、他の行政機関ですとか、その部分が法律、法令の定める事務または業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ当該個人情報を利用する相当の理由があるときは提供することができるという形で、本人の同意だとか、そういう部分でなくて、法的にそういうのが定められているというところでございます。そして、自衛隊法、そして自衛隊法施行令ということで、基本的には国の定めた法律の中でこの部分の事務も適正に行われているというふうに私どもとしては解釈しているという形でありますので、法のほうが例えばそういう形で変われば、私どもの運用も変わっていくという形なのですが、今の状況では今の手続については問題は生じていないという解釈でございます。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） 住民基本台帳法の中で、私たちも閲覧させていただきます、住民基本台帳。国または地方公共団体が4情報を取得できるのは閲覧を市町村長、首長に請求する場合だけであって、提供は認められていないと。個人情報保護のための監視の仕組みなどが詳細に定められているというふうに私は受け止めています。国や地方公共団体といえども、情報保有者から外部に対して提供するには一定の保護の仕組みが要求されているのだということです。ですから、確かに使用目的、使用した後はほかに出さないように書いていただいている、保護されているというようなお話でありましたけれども、このことが当の情報を持っている本人たちが知らないということがあっては私にはならないというふうに思っています。これが提供ですから、そして、閲覧ではなくて。前回も閲覧ではないのですかというふうにお聞きしましたけれども、提供されているわけですから、先ほど御紹介した旭川市では、今まで除外申請、1

か月だったところを来年度からは除外申請期間を2か月として、そして広報紙の2月号にも掲載して、さらには紙の申請と併用して電子申請も新設すると、こういうふうに言っています。しませんというのとこれだけ丁寧に対応しようとしている旭川市とのこの格差、どのようにお考えでしょう。

○議長（山田典幸議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 閲覧の関係につきましては、今議員言われたとおり、国または地方公共団体の機関以外で住基、住民基本台帳の閲覧できる場合ということで、学術研究ですとか世論調査、それから公共的な団体が行う地域住民の福祉向上に寄与する活動で公益性が高いもの、それから営利以外の目的で行う居住関係の確認のうち市長が認めるものということで、それぞれ今閲覧についてはできることになっておりまして、それに対する公表につきましてもホームページのほうで行っております。今名簿提供という形にしておりますので、そこについては公表はしていないという状況でありますけれども、今議員おっしゃったように、それぞれ自治体の実施状況も調べていく中で、今おっしゃったように、旭川の取組ですとかほかの自治体の取組については十分確認をさせていただきました。繰り返し市長のほうからもありましたけれども、毎年誓約書を取らせていただいて、最低限の情報と、4情報ということで提供させていただきまして、具体的にそれに対する苦情ですとか、そういったものについては今のところいただいておりませんけれども、事前にそういうものが届くということについては今のところ分からない状況にはありますけれども、そこも含めて事前に周知する部分も含めて、そこについてはちょっと方法、そのことについては今後検討していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） 今苦情など届いていない状況って、知らないからです。ですから、この

ように提供しているというようなことは知らせていただいて、除外申請についてもやはり取り組んでいただきたいというふうに思います。こういったことが行われていることは知らないのです。先ほど紹介した旭川平和委員会という方々が一生懸命お知らせしているのですけれども、そこでさっき言った高校生のアンケートなんかが出てくるわけです。私たち、名寄ではこれを皆さんにお知らせしているという状況はあまりないので、知らないから苦情も出てこないということなのかなと私は思っているのです。私たちの力不足もありますけれども、でもやはり行政としてこういうふうにして提供していますということは事実ですから、していただきたいし、また除外申請への取組も全力を挙げて取り組んでいただきたいというふうに思います。そのことをちょっと強く求めて、時間がなくなりましたので、次に移らせていただきますけれども、やはり先ほどちょっと御答弁いただけなかったのですが、この次にさせていただきたいというふうに思います。

それでは、名寄市立大学の独立行政法人化についてのお話です。分かりやすく御説明をいただきたいということでお話をさせていただきましたけれども、一般的な方々の中ではなかなか難しいかなというふうに思います。経営形態の問題だとか、また大学の運営の問題だとか、いろいろ難しい言葉が出てくるのかなというふうに思っていて、今まで短大から4年制になるといったときには2年から4年になるのだと、学生の皆さんもたくさん増えるのだねというようなことで話は分かっていたのですけれども、今回の独立行政法人化ということはなかなか伝わりにくいのかなというふうに思っています。この辺先ほど学内での議論はまだ至っていないということでしたけれども、こういった独立行政法人化を今議論を進めていくというようなことで、どのように市民の皆さんにお知らせしようとしているのか、ちょっとその辺をお聞かせいただければというふうに思いますが、どう

でしょうか。

○議長（山田典幸議員） 水間大学事務局長。

○市立大学事務局長（水間 剛君） 独立行政法人化につきましては、先ほども御答弁させていただきましたように、地方独立行政法人法に定められたものを、一定の部分の手续をして、公立大学法人にいくということなのですけれども、独立行政法人であれば一から十まで画一的に決まるということではありません。一定の法律に基づいたものと、あと大学独自で定めるものということで部分が決まっていくのかなと思います。本学にもし独立行政法人化を入れるとすると、先ほど言いましたように、法律的な部分は法律で決まっていますので、残りの本学でどういったものをシステムとして取り入れていくのかということが重要になってきます。おかげさまで私どもの大学は約70年の歴史があって、すごい積み重ねの中で学生確保というのを今まで行ってきました。ただ、今少子化の部分につきましてはなかなか厳しい状況でありまして、学生確保も含めてやっぱりいろんな対策を練っていかないといけないということがありますので、そういった部分を含めて、先ほど言いましたように、まず独立行政法人が何かということの部分とうちの大学として何を入れていけばいいのかということも含めて、学内でもきちっとそういったものを整理しながら、市民の方に分かりやすく周知していくのが必要なのかなということで今考えております。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） 今もお話ありました。急速な少子化によって大学間の学生確保に係る競争も年々厳しさを増していくということですが、この中で独立行政法人化にすると、これが解消できるのかというふうな話にもつながるかなというふうに思うのですけれども、今のままの状況で発展させることで、持続可能な大学運営はできないのかどうか、こういったところの学内なりの議論はされているのでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 水間大学事務局長。

○市立大学事務局長（水間 剛君） 先ほどの答弁もさせていただきましたように、学内での議論については具体的なところには至っていないということで、今現状としてはまだ学内の中ではそういった議論は行われていないのが現状であります。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） 数だけ言えば100大学あるうち93の大学がこういう法人化になっているということでしたけれども、私たち名寄の大学が、短大からずっと培ってきたこの大学がどういった大学だったのかというところも振り返りながら、貴重な大学としてやはり議論も進めていただきたいなというふうに思っています。実は今年に入ってからなのですけども、旭川の高校生とちょっとお話をする機会がありました。その高校生は、名寄大学は市民との関わりが非常に多いと聞いていると。いいなと思ったというふうに言われました。私が名寄大学のことどうですかってちょっと振ってみたのです。そしたら、こういう答えが返ってきました。市民との関わりが多いというのが旭川の高校生のところまでに伝わっていたということでは、非常にうれしく感じました。こういった名寄大学のよさ、小さくてもきりと光る大学であり、地域に根差した大学、ここをさらに広めていくことがやっぱり急速な少子化に向けての大きなメリットになるのではないかなというふうに私は捉えているのですけれども、この点についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 水間大学事務局長。

○市立大学事務局長（水間 剛君） 今川村議員がおっしゃったように、旭川の高校生が市民との接する部分がうちの本学の大学の特徴だということの部分については、オープンキャンパスに来られた学生や親御さんに私どものほうからもPRとして説明させていただいて、その部分は多分そういった学生や親御さんっていろんな大学のオープンキャンパス行っているの、そこは感じてい

ただけるのかなとは思っています。そこを実際に大学に来てから感じてもらうことはできるのですけれども、分からない学生に対してどうその部分を伝えるかというのが戦略的なPRポイントになってくるのかなと思います。そういったことも含めて、オープンキャンパスって今現状やっていますけれども、違うことの部分もいろんなことを考えながらどう伝えていくかということもやっぱり入れていかないといけないということがある部分があるのかなと思っていまして、独立行政法人化の部分についての一つの例としては、経営と運営を一体的にやるということで、通常であれば、一般的な例で言えば予算の部分については設置者のところは運営交付金ということで大学のほうに入られて、大学の中で予算を執行するということです、すぐにこれをしないといけないといったときに独立行政法人化の形であれば学内でそれを決めて、すぐ予算的な執行とか事業とか行うことができるというのも一つのメリットということで、そういったことも重要な部分に、これからも必要になってくるのではないかなということも一つ考えております。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） 経営形態であったり、運営形態であったり、それぞれメリット、デメリットがあるのだというふうに思っているのですが、大学で働いている職員の皆さん方の処遇等についても変わってくるというふうに聞いていますし、また学長選挙についても、学長選挙は終わったばかりですけども、学内で教授会でのというような、そんなようなことが違う形になっていくというふうにも聞いています。今大学の自治といいいますか、名寄大学の自治を維持していくことも私は大きな課題かなというふうに思っていますので、ぜひ学内での議論がもっと深まるといいいますか、よりよい名寄市立大学に向けて議論が深まることを期待して終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（山田典幸議員） 以上で川村幸栄議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時48分

再開 午後1時00分

○議長（山田典幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

のるーと名寄について外2件を、山崎真由美議員。

○3番（山崎真由美議員） 議長の御指名をいただきましたので、通告順に従い、大項目で3点にわたり質問させていただきます。

最初に、大項目1、のるーと名寄についてお伺いいたします。少子高齢化に起因する地域課題が顕著となる中、安定した地域生活を維持していくためには公共交通の確保は欠かすことのできない施策の一つであると考えます。名寄市では、昨年11月1日からA I活用型オンデマンドバスののるーと名寄の運行が開始されました。

そこで、小項目1、実証運行の状況についてお伺いいたします。運行開始から現在までの会員登録数、実際の利用者数、利用頻度の多い世代、特徴的な乗降場所等の状況に加え、利用者の反響についてお知らせください。

次に、小項目2、運行範囲拡大についてお伺いいたします。現在名寄市街地区において運行されているのるーと名寄の運行範囲の拡大を求める声が伝わってきています。今後の見通しについてお伺いいたします。

また、市民生活の利便性向上に資する運行時間拡大の見通しについてもお伺いいたします。現在の運行時間は平日7時から17時までとなっていますが、小中高校生の習い事や部活動終了時間等に配慮すると、冬期間だけでも平日7時から19時までとすることが望まれますが、お考えをお伺いいたします。

さらに、土日の運行拡大についてもお伺いいた

します。

次に、大項目2、子育てするなら名寄が実感できる施策の展開についてお伺いいたします。少子化がもたらす社会的課題は、年々深刻さを増しています。国では異次元の少子化対策が打ち出されていますが、待ったなしの少子化対策については、地域に根差した独自の子育て支援施策が必要であると考えます。子育てするなら名寄との認識が高まることを願い、小項目1、第2期名寄市子ども・子育て支援事業計画による事業の進捗状況と最終年度の重点的取組についてお伺いいたします。第1期名寄市子ども・子育て支援事業計画では、全体的にかなり実施できた、ある程度できたを合わせて84.6%の取組であったと評価されています。しかし、目標3、生きる力が育まれる名寄、目標4、みんなで子供を育てる名寄、目標6、子供の権利が尊重される名寄については、全く実施できていない施策、事業があったとの分析もされています。この結果を受け、令和2年度から新たに第2期名寄市子ども・子育て支援事業計画がスタートし、取組が進められていますが、計画に基づいた施策、事業の進捗状況についてお伺いいたします。

また、第2期計画は来年度で最終年度を迎えることから、次期につなぐ重点的な取組についてもお伺いいたします。

次に、小項目2、多様な保育サービスの充実についてお伺いいたします。低年齢児保育、延長保育、一時保育、病後児保育など期待される多様な保育サービスとその利用状況について伺います。

また、ファミリー・サポート・センターの利用状況についてもお知らせください。

続いて、大項目3、防災対策の充実についてお伺いいたします。本年1月1日に発生した令和6年能登半島地震や13年前の東日本大震災など、度重なる震災から私たちは多くの教訓を知らされました。お亡くなりになられた方々に心からお悔やみを申し上げますとともに、今なお被災地での

生活を余儀なくされている皆様にはお見舞いを申し上げます。災害に対しての備えは必要不可欠であることから、小項目1、防災資機材や食料などの備蓄についてお伺いいたします。名寄市地域防災計画に示された食料、その他の物資の確保の状況についてお伺いいたします。特に乳幼児や障がい者、高齢者など弱い立場にある人々を対象とした食料や衛生用品等の備蓄の状況についてお知らせください。

次に、小項目2、厳冬期での対応についてお伺いいたします。名寄市は冬期間の環境が大変厳しく、災害発生時の天候は避難時の行動にも大きく影響を及ぼすものと推察いたします。冬期間の避難所での移動及び避難先での過ごし方についてどのような想定がなされているのかお伺いいたします。

最後に、小項目3、災害からの復旧、復興計画についてお伺いいたします。万が一にも名寄市が災害に見舞われた場合には復旧、復興計画に沿った適切かつ早急な状況確認、調査が必要であると考えます。名寄市地域防災計画に示された調査員の育成についての状況をお伺いいたします。

以上、この場からの質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 山崎議員から大項目で3点にわたり御質問いただきました。大項目1は私から、大項目2は健康福祉部長から、大項目3は総務部長からの答弁となりますので、よろしくお願いいたします。

大項目1、のるーと名寄について、小項目1、実証運行の状況についてお答えいたします。昨年11月1日より運行を開始したのるーと名寄の利用状況と反響についてですけれども、2月27日時点の登録者数は921人、1日当たりの利用者数は運行を開始した11月が平均1日当たり19人、12月は31人、1月は35人、2月は47人と徐々に増加傾向にあります。利用頻度の多い

世代は、年代別の予約数分析では70代が18%と多く、次いで10代が17%、80代が11%、20代が10%と全世代に満遍なく利用されています。特徴的な乗降場所等の状況としましては、乗車、降車ともに市立総合病院前が最も多く、通院の手段として利用されていることが分かります。また、西3条南6丁目やイオン名寄店、徳田ショッピングセンターなど商業施設での乗降も多いことから、買物の足としても利用されている状況です。そのほか、名寄高校も乗降場所として増加傾向にあり、高校生の通学手段としても浸透してきていると分析しています。利用者の反響としては、利用者からのフィードバックによる満足度評価が98.3%と目標の85%を上回っており、ドライバーの対応や快適さ、価格や時間の正確さについて高評価をいただいています。

次に、小項目2、運行範囲の拡大についてお答えいたします。のるーと名寄の運行範囲については、市内循環バスがドライバー不足を理由に減便されたことへの対応策として、名寄市街地区で運行を開始いたしました。名寄市内の公共交通の状況としては、市内を循環するコミュニティバス、市街地から郊外を運行する風連線、日進ピヤシリ線、また農村地区をカバーする2つのデマンドバスが運行されておりますが、今後の高齢化の進展に伴い家用車を手放す方が増加する予想の中で、風連地区や郊外地区において地域の足を確保することは重要と考えております。一方で、こののるーと名寄のようなAI活用型オンデマンド交通は、乗合需要により運行効率を上げることで効果を発揮するシステムであり、人口密度の低い郊外、農村地区を対象とするには不向きなシステムであることから、単にのるーと名寄の運行範囲拡大という方法ではなく、JR、路線バス、デマンドバス、タクシーなど適材適所の交通サービス提供により持続可能な公共交通を維持する地域を目指して、名寄市地域公共交通活性化協議会において議論を深めてまいります。

また、運行時間については、路線バスやタクシーなど既存の交通手段への影響を鑑みながら設定しています。習い事や部活動における移動については、運行時間拡大という方法だけではなく、現状では既存の公共交通の御活用をお願いするとともに、土日の運行拡大と併せて、今後協議会における市内の公共交通最適化の議論の中で検討がされていくものと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 私からは、大項目2、子育てするなら名寄が実感できる施策の展開について申し上げます。

初めに、小項目1、第2期名寄市子ども・子育て支援事業計画による事業の進捗状況と最終年度の重点的取組について申し上げます。第2期名寄市子ども・子育て支援事業計画につきましましては、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画となっており、現在約4年を経過し、来年度が最終年度となります。これまでの4年間の進捗状況ではありますが、達成状況等は最終年度である令和6年度に集計し、地域計画の策定に向けて分析を行う予定であり、現時点では数値化はしていませんが、各事業の実施や縮小、廃止などを検討する際には、現在の計画と整合性を図り判断していくよう関係部署とも協議を図りながら取組を進めてまいります。計画期間が平成27年度から31年度の第1期名寄市子ども・子育て支援事業計画においては子供、子育てに関係する具体的施策や事業を庁内の担当部署で評価し、達成度が低かった目標3、生きる力が育まれる名寄、目標4、みんなで子供を育てる名寄、目標6、子供の権利が尊重される名寄については、実施ができなかった理由を分析した上で、第2期子ども・子育て支援事業計画においては事業の見直しや新たな目標の設定などを行い、計画を作成しております。第1期計画においては、目標6、子供の権利が尊重される名寄の子供たちの意見反映や参加するための支

援については、4事業のうち3事業が全く実施できなかったという結果であり、現計画の新たな目標設定ではその他の目標とすると重複する事業については、統合などの見直しを行ったため、4事業から2事業として重点的な取組を進めていくこととしております。現在令和7年度から始まる次期名寄市第3期子ども・子育て支援事業計画の策定に向け、子ども・子育て会議において協議を開始し、保護者向けのアンケート調査を実施したところです。最終年度に向けては、子供たちの意見をSNSなどを活用して直接聞ける機会を設けるなど、次期事業計画に反映できるよう新たな取組を実施するため、協議を進めてまいります。

次に、小項目2、多様な保育サービスについて申し上げます。低年齢児保育については、共働き世帯の増加等により利用希望が多く、ここ数年は年度途中で10名を超える待機が出ております。また、そのほとんどがゼロ歳児で、現時点では19名となり、お待ちいただいている児童については新年度には入園、入所していただけるよう現在調整を行っているところです。

延長保育事業については、公立3所、民間3園で実施をしております。コロナ流行前の3年間、平成29年度から令和元年度では、利用延べ回数が1年平均で4,333回、1か所当たり1日平均2.41人が利用しておりましたが、コロナ流行後の3年間、令和2年度から令和4年度では、利用延べ回数が1年平均で2,195回、1か所当たり1日平均1.22人と減少し、今年度についても1月末現在で1か所当たり1日平均0.72人とさらに減少している状況です。

一時保育事業については、公立1所、民間2園で実施をしております。コロナ流行前の3年間では、利用延べ回数が1年平均で3,797回、1か所当たり1日平均1.41人が利用実績でしたが、コロナ流行後の3年間は利用延べ回数が1年平均で3,078回、1か所当たり1日平均1.14人と減少しております。また、民間1園での

保育士不足により一時保育事業が利用希望に沿えないことが影響し、今年度1月末では1か所当たり1日平均0.92人まで利用が減少しております。

次に、病後児保育事業については、民間の認定こども園に委託をして実施しております。利用には事前の登録が必要で、事前の登録件数は令和4年度で6件、今年度は3件となっておりますが、平成30年度以降利用実績はございません。今後とも保護者に病後児保育制度があることを認識していただくため周知を徹底し、保護者の安心につながるよう努めてまいります。

最後に、ファミリー・サポート・センター事業については、コロナ流行前の3年間では利用延べ回数が1年平均で116回、1か月平均で9.67回利用されておりましたが、コロナ流行後の3年間では利用延べ回数が1年平均で31回、1か月平均で2.56回と減少し、新型コロナウイルス感染症が5類へ移行した今年度は、1月末現在で1か月平均3.6回の利用となっており、若干の回復傾向にございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 私からは大項目3、防災対策の充実についてお答えします。

初めに、小項目1、防災資機材や食料などの備蓄について申し上げます。本市の地域防災計画では、備蓄の目標数を2,000人分として、食料や飲料水、段ボールベッドなどの備蓄を進めております。主な備蓄品の状況については、アルファ米やパンなどの食料は約1万5,000食、飲料水は500ミリリットルを約3,000本備蓄しており、食料については賞味期限が切れる前に防災意識の啓発も含めて出前講座や防災セミナーなどで配付しております。また、避難所用物品については、段ボールベッド181個、折り畳み式ベッド10台、毛布590枚、間仕切り60個、4区画用の間仕切り28セット、避難所用のマット

1,200枚を備蓄しております。その他段ボールトイレ110個、自動ラップ式トイレ10台、可搬型の発電機12台、電源の要らない灯油ストーブ49台をそれぞれ備蓄しているところであります。乳幼児や障がい者、高齢の方に特化した食料や衛生用品等の備蓄についてですが、食料についてはアレルギー対応食の備蓄に努めているところですが、乳幼児や高齢者用というような区分けでの備蓄はしていないのが現状であります。

続きまして、小項目2、厳冬期での対応についてお答えします。災害発生時の避難場所までの移動については、基本的に自助ということで、季節に関係なく、避難される方御自身で避難行動をしていただくことになるものと考えております。また、一人で避難できない場合には、共助ということで、御家族や知友人、御近所の方々の協力により避難していただくことを想定しております。万が一支援者が誰もいない場合で緊急性のある場合などについては、警察や消防と連携しながら、救助することも考えられると思っております。避難先での過ごし方につきましては、災害の種類で対応が異なりますが、停電の場合にはストーブや発電機の設置まで行うことになるものと想定しております。また、地震の場合については、停電だけではなく、水道などのライフラインの破損も想定されますので、状況を確認しながら安心して避難できる環境の確保に努めたいと考えております。いずれにしても、厳冬期での対応ということですから、基本的には暖房設備など寒さ対策を考慮した施設において安全、安心に過ごしていただけますよう努めてまいります。

次に、小項目3、災害からの復旧、復興計画についてお答えします。名寄市に災害が発生した場合についての復旧、復興計画につきましては、名寄市地域防災計画においてお示ししております。御質問の調査員の育成についてであります。被災家屋の調査に当たっての調査員の育成ということで、当該計画において計画的に調査員を育成す

る旨定めているところであります。被災家屋調査の調査員としては、建築士と税務、家屋評価経験者等を想定しております。被災家屋調査の内容は、固定資産評価を参考に、原則として基礎や柱などの部位別に損害割合を算出し、それらを合計して全体の損害割合を算出して判定することとなっております。地震の場合の被災家屋判定は、地震の直後に応急危険度判定の認定を受けた建築士等が調査をし、家屋の被害認定は通常業務で家屋評価を行っており、家屋の測量方法などを習熟している税務課資産税係の職員が行うことになります。地域防災計画では計画的に育成する旨記載しておりますが、実際には税務課における課税のための家屋調査に通じる部分も多く、被害認定調査の経験者も複数人在籍していることから、しっかりと情報共有がされている状況になっているということで御理解いただければと思います。なお、これまでの災害支援の派遣職員につきましても、被災家屋調査業務については基本的に資産税係の職員もしくは経験者を派遣しており、実際の家屋調査経験者も増えてきておりますので、万が一の事態が起きた場合にはその経験を生かしていただけるものと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） それぞれ御答弁いただきましたので、時間の許す限り再質問させていただきますと思いますが、内容的に昨日の一般質問でも同僚議員からの質問もあった中でありますので、極力避ける形で質問をさせていただきたいと思います。

まず、のる一と名寄についてであります。先ほど11月1日からの具体的な利用人数、登録者数等、細かい数字もお知らせいただきました。予想どおり増えているなということで安心したところではありますけれども、ちょっと注目したいのは、やはり10代の利用者が17%というところには

注目したいなと思っています。部長からはのる一と名寄の特性からいって、ある程度の人口が集まっているところでの運行が適しているということであったのですが、10代の生徒を含んでの年代については、時間帯によっては人口が密集しているところがありますので、運行範囲を拡大していただくということに関わって、時間を設定して、例えば風連地区ですとか智恵文地区ですとかその他周辺の地区にも拡大するというお考えについては再度伺いたいなというふうに思っています。あわせて、やはりのる一と名寄を広げてほしいという声は、たくさん市民の方からいただいております。部長のところにもこういう声が届いているかどうかについてもちょっと確認をさせていただきたいと思います。お願いします。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 地域市民の皆さんからの声を今届けていただきました。この間まず声が届いているかというお話ですが、我々もこの間出前トークなり、いろいろな場面で御説明する機会をつくらせていただいて、またお招きいただいて、多くの市民の方々から御意見を頂戴する機会をいただいております。ちょっと内容変わってしまいますけれども、出前トークで現在までで運行を、12回お呼びいただいて、12会場に出前トークをさせていただいたりとか、今後実はずり約いただいていたたりとか、非常に興味を示していただいているというか、非常にこのサービスが前向きに受け止められているなというふう実感しているところです。その中で、時間の拡大であったり、範囲の拡大という希望するのだけれどもねというお声も頂戴しているところであります。ここについては、このサービスをまずは目的として人口集中地区から機能を発揮するだろうということで導入をさせていただいて、11月からスタートして、5か月が今月末で過ぎようとしていますけれども、そういった利用状況等も分析しながら、そしてこの議論については地域公共

交通活性化協議会の中で方向性についても議論していくのですけれども、この中には当然公共交通を担っていただいている事業者さんも入った中で議論の場となっておりますので、既存の交通事業、交通体系も維持できるようなバランスの中で、サービスとニーズのバランスを考えながら、ここは我々としても意見を受け止めておりますので、そういった中で議論して、今後の展開については研究していきたいなというふうに考えているところです。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 今御答弁いただきました。出前トークの会場、周辺地域、入っておいりましたでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 今ここで見る限り、瑞生大学のほうで呼びいただいたというところで、風連地区については出前トークでいうとその1団体ということで、それ以外は各市内の町内会であったり、いろいろな団体から呼びいただいているといった状況になっております。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 風連地区、瑞生大学ということでもありますので、高齢者の方たちのニーズについても把握していただいたというふうに思っています。やはり地域全体で公共交通を整えていかなければいけないという考え方は当然のことでもありますので、その一つの手段としてのる一と名寄ということも分かるころではありますけれども、のる一と名寄の効率的な運行については評価される声が高いだけに、自分たちの地域にもという声は強く上がってきているということはお伝えさせていただきたいと思います。先ほども申し上げましたけれども、子供たちが利用できるということについて、今ある名士バスですとか、そういう公共のバスももちろん利用していくということではあるのですけれども、今進めているNAYOROスタイル部活動改革、部活動の地域移行

に関わっては、子供たちが動く時間帯というのはおおむね想定されるのです。そして、先日北海道の総合型地域スポーツクラブ北海道協議会の役員会に出席したときに、やはり部活動の地域移行についての話題が上がったときに地域の公共交通にうまく絡めてということが話題として上がっていたところでした。その話合いの中で私はのる一と名寄の有効性を物すごく感じながら参加してきたのですけれども、常時というわけにはいかないかもしれませんが、この部分的なところ、やはり教育部とも連携を取りながら進めていっていただくとところで、今進めている名寄改革、部活動改革が一歩先に進んでいくのではないかと思います、部長のお考えをお聞かせください。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 今現在いわゆる部活動への移動支援、会場が他学校へ移動しなければならないという環境の中の生徒さんについては、教育委員会のほうでハイヤーなり手配して、足の確保しているというのは認識しております。その中で、今議員からもお話あったとおり、公共交通を絡めてという発想の中で進めていけば効率的だし、非常に、一番手段として、結果としてはいい結果をもたらすのかなと私も感じております。ただ、その中ででは公共交通がどの範囲まで公共交通として走らせていくのかという、それ以外のニーズに対してはもしかしたら違うアプローチでサービスを展開したほうがいいのではないかなという議論も当然必要になってくると思いますので、今御指摘いただいたとおり、教育委員会ともしっかりとそこは意見交換をさせていただきながら、また活性化協議会の中でそういった意見を持ち込んで、議論を前に進めていければいいかなというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 当然議論はしていただかなければいけませんので、お願いしたいと思いますが、教育委員会のほうでいち早く進めてい

ただいている部活動改革、用意していただいているタクシーも大変ありがたいと思うのですが、何分高額になってきます。それを思うと、やはり名寄市全体で子供を支えるという次の大項目2のところにも関わってきますけれども、ぜひとも議論を進めていただいて、様々な方策を検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

大項目2のほうに移らせていただきます。先ほど第1次子ども・子育て支援事業計画についての検証と今進められている第2期のものについて、また第3期についての見通しについてもお話しいただきました。特に実施できていないものについて事業計画を検証した上で次に進めていっていただいているので、それについては今後も一緒に検討させていただく、見守らせていただくということにしかありません。そこはお願いしたいと思いますが、特に小さいお子さん、乳幼児から小学校に上がるまでの小さいお子さんをお持ちのお母様方からは、名寄市の子育てに関わってもう少しこういうふうをお願いしたいという声が近年特に大変強くなってきていると感じています。具体的に言いますと、先ほどの数の報告もありましたけれども、低年齢児保育については産休を取って、職場に戻りたい、産休、育休を取って職場に戻りたいという普通の家族の中での計画が預かっていただけないというところで進めていくことができないという声は本当に大きく伝わってきています。その点について、保育士不足ということで致し方がないということでは片づけ切れないものがあると思っておりますが、もう一度この点御答弁いただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） ただいま議員から特に就学前児童、幼児、児童に対しての支援についての御質問かというふうに思います。議員御指摘のとおり、多くは保育士不足というようなことで、長期というか、一般の保育所や幼稚園に入

るということについてもそうなのですが、今年度4月1日の段階での待機者、待機児童はたしか4名だったというふうに記憶しているのですが、年度途中で、今議員のお話のとおり、育休明けて、職場復帰したいとかという御希望が出てきまして、最終的には19人待っていただくというようなこともありまして、ただ今年度についてはゼロ歳児の方々については、新年度については1歳児に上がるときには全部受け入れようというふうに思っているのですが、これ名寄市の特徴かもしれないのですが、やはり転勤族の方々がどうしても多いというようなこともあって、3月31日の調整のところの段階では一定程度待機者がほぼ、数少ないというか、今年については今のところゼロにできるのではないかなという見込みで今動いているのですが、なかなかその後の就業に出たいとか、転勤されてこられたとかというようなときの受入れがなかなか難しいような状況になっています。これは、一番大きいのはやっぱり保育士ということになっています。その中で私も、これは現行になる前から、従来から行わせていただいているのですが、御承知かと思っておりますけれども、市民課の窓口のところの転入、転出の市民係のところ保育士の資格をお持ちの方お申出くださいというポスターも貼らせていただいておりますし、なおかつ子供支援の必要な親御さんは私もこども未来課の窓口まで来ていただいているので、個別にそのポスターも見落としている可能性もありますので、なおかつお話をさせていただいて、そこで何人かマッチングさせていただいたという経験もございますし、今年度においては市長のほうで御配慮いただいて、陸上自衛隊名寄駐屯地さんの朝礼に隊員さんが集まる時間があるのですが、そこのほうに担当の課長が行かせていただいて、実情をお話しさせていただいて、実は新年度に向けて現在常勤と非常勤も含めて3人の保育士さんが働いていただけるということで今確保させてい

ただいているところでございます。また、以前川村議員の御質問でも御答弁させていただいたことあるかと思いますが、手作りのパンフレットを職員で作っていただいて、これ実は一昨年私うちの現場の職員にお願いして、自分たちのやっていることを見せていこうというか、分かってもらおうということで作っていただいて、保育所の理念として子供を中心に子供の視点から保育を考えるということで、短期目標としては今いる人たちを確保していかなければならないのですけれども、名寄市立大学含めこれから入っていただける学生さんたちや働いていただける方たちにも興味を持っていただくということも非常に大事だというふうに思っていますので、働いてもらえるような職場づくりもしていかなければならないなというふうに一方では思っております。そういった中で、お母さん方にはいろんなちょっと御不便、御迷惑をおかけしている点はあるかと思っておりますけれども、一步一步歩みのほうは進めさせていただいていますので、御理解いただければと思っております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 現場としては大変な御努力をいただいているということについては、理解させていただきまします。しかし、現状が変わっていないという事実については特に、先ほど馬場部長おっしゃられましたように、転勤されて名寄に来られる、または転出される方たち、親元がそばにないという方たちもたくさんいらっしゃるのです。それが名寄の実態であります。そうすると、本当に子供を持ちたい家族計画として御夫婦で話をされてというところが、誰かが子供の安全を確保しての世話をしなければ女性は働くことができない、男性も働くことができない。これが自営業であれば、それがそもそも収入減につながるのです。その辺について、ゼロ歳児から2歳児までの保育料の問題もありますけれども、その点も含め

るとそんなに悠長なことは言っていられないのだと思っています。だから、どうして下さいいということのなかなかいい妙案ということもできないのではありますけれども、やっぱり名寄市には特化できる名寄市立大学を有しているというところで、もっと突っ込んだ学生の皆さんへの実習の場としての提供も含めて取組を進めることはできないでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） ただいま議会だよりも親御さんからそういうような御意見いただいたというのは、私も見させていただいております。実は市役所だけではなくて、いろんな事業所で働きたいのだけれども、保育所が入れないということで育児休業を延長せざるを得ないという方がいらっしゃるというのも、もちろん自営業の方もそうだと思いますし、そうではないという方もいらっしゃるということも耳にしておりますので、そういった意味では市民の方々には御不便をかけているということに対しては大変申し訳なく思っておりますが、そういうことに対して、今人手不足のことがありますけれども、うまいスパイラルに実は回っていないというのは担当としても感じているところではございます。名寄市立大学に社会保育学科がございますので、今行わせていただいているところは今年、新年度に一応今1人採用予定でございまして、今3年生や2年生に向けても先日今度開設予定のあいあい事前に見学していただいて、名寄市にこういう新しい施設ができるという、見ていただく機会を設けたりだとか、あと実は公開保育ということで、過去はやっていなかったのですけれども、私ども市の保育所のほうで行っている保育の内容を見ていただいて、ぜひこの職場に興味を持ってもらったり、私もそうだったのですけれども、こんな保育士さんになりたいとか、こんな職業人になりたいというのはきっとあると思うのです。そういった中で、実習は過去にももちろんずっとやっているの

ですけれども、実習だけではなくて、そういう名寄市、実習となってしまうとどうしても名寄出身の子が帰ってきて実習するという嫌が多いものですから、名寄市内だけの、名寄市立大学の学生さんということにしていくと、名寄にたまたま来た縁でもし残っていただけるということであれば、名寄市立大学をポイントにするのであれば公開保育とかを近場で見えたり経験していただいたりすることで名寄と御縁を持っていただいて、就職につながるというようなことだったり、興味を持っていただくということの機会を現在も持たせていただいていますし、今後もそのような形を取らせていただいて、卒業生の就業につながるというような形を努めてまいりたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 名寄市立大学は、本当に私たちの財産であると思っています。大学の中である科目、地域との協働という科目の中で、地域の中に学生さんが入ってきて、例えばスポーツ少年団ですとかスポーツ環境の中で共に活動をしていただく。その中で学生さんはそれぞれの学びをしていかれるのですけれども、子供たちは子供たちで学生さんに関わって育っていくというように、そういう科目もあるように認識しておりますので、ぜひ平日の昼間の時間も、大学の授業ですから、活用できるのではないかと考えております。様々なところで大学とも連携をしていただいて、先ほどの川村議員とのやり取りの中でも名寄市立大学は市民との関係が非常に良好で近いという、そういう外部の認識も出来上がっているところですので、この地域のよさを感じ取っていただいて、いずれはこの地域で働いていただけるような、そんな仕組みもつくっていただきたいなと思っています。

ちょっといただいている声を御紹介させていただきたいと思うのですが、第1子の出産だけでは

なくて、第2子、第3子の出産というところで、先ほど自営業と言いましたが、名寄地区は農家の戸数も大変多くて、ありがたい状況であります。農家の方たちも自営業だとすると、例えば第2子を出産したときに産休明けで母親が自宅にいて、預け先がないから第2子の世話をする、家庭にいて第2子と過ごす。それに併せて、第1子の保育時間を今までは5時だったものを2時までで迎えに来てくださってと言われるような、そういう母親からの訴えが届いています。その辺については、やむを得ない状況として市としては受け止められますでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時46分

再開 午後 1時49分

○議長（山田典幸議員） 再開いたします。

松田こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（松田慎司君） 今のは1子目、2子目の預かり方というような形での御質問だったと思いますけれども、育児休暇中といますか、おうちで見えたりしているところについては、私どもの公立の保育所は基本的には2子目の、上のお兄ちゃん、お姉ちゃんについては下が生まれたときに園に入れられない場合は退所をしていただいて、待機児童である別な御家庭の方に入っただくというような処置をさせていただいています。民間については、それぞれ市町村で決めていいよということになっていますので、民間の事業者さんについては民間のそれぞれの状況に応じて退所をして、待機されている方を入れる場合もあれば、そのまま預かっていただけるという場合も決められるというような内容になっています。時間帯を2時までとか5時までというのもそれぞれの民間事業所さんの都合といますか、内容によってちょっと変わってくるのかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） ちょっと聞き取れなかった部分もあるのですが、申し訳ありません。結局保育所なので、働いていることが前提で、預かりをしていただくということの考え方なのだと思うのですが、例えば農家で、冬場は外での農作業がないというふうになった場合に、これは預かりの対象ではないのでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 松田こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（松田慎司君） 今議員おっしゃられたとおり、基本的に働いている方であって、預かるというようなことが保育の一つになると思うのですが、民間と公立との少し差はあるのかもしれないですが、市町村でそれぞれ預かり方について決めていいということにはなっていますけれども、名寄市は公立については働いているということを前提にさせていただいています。民間についても基本は多分名寄市に準じてやっていただいていると思いますが、事情で短期間働いていない、農家さんの場合ということが実例として確認していませんけれども、そういった場合に余裕があれば預かれますよというケースもあるのかもしれないですが、申し訳ないです、確認まではちょっとできていません。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 考え方として確認をさせていただいたのですが、声としてお届けしたいと思うのは、やはりこれだけ少子化が進んできている、女性活躍も言われてきている、その中では働いているから保育という考え方だけではなく、地域全体で子育てを支えるという考え方において女性が活躍できる社会をつくるという上での保育の考え方について求める声がたくさん届けられてきているということでもあります。今子育て真っただ中の現在妊娠中という方からそうですが、ある程度子供たちが中学生ぐらいに育っている、そういう女性の方たちからも保育に対する

名寄市の考え方、姿勢についての、先ほど申し上げました地域全体で子育てを支えるという考え方についての声はたくさん寄せられてきています。ここを整えていかない限り、なかなか少子化は改善されないのではないかなと思っています。風連地域だけなのですが、平成31年、令和元年につながる年ですが、そこから子供たちの数が令和5年、去年の4月までの間にどれくらい減っているのかなと思って確認させていただきましたところ、やはり風連地区全体で34人減っています。100人に届かない数になっています。これは、ただ子供が少ないから子供が生まれるようにしようということだけでは到底一朝一夕に改善されるものではありません。そうかと申しましても、地域によっては子供の数が増えているのです。その地域は何があるのかなというふうに思いますと、同じ世代の方たちが多くいます。住まいされているところに同じ世代の方が多くて、そして同じ世代の子供たちが生まれている。そこでお互いに支え合っているコミュニティができていくところがあるのかなというふうに思っています。これをいい例として考えると、やっぱり子供、子育てに関しての根本的な市の考え方を検討いただきたいなと思っており、この点に関しては市長にお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 難しいですね。どういう角度で質問されたのかちょっと理解できませんが、基本的に今の保育所の待機の問題や保育士の預かり方の問題に関しては、ひとえにというか、ほぼ保育士不足が原因だということは明らかでありますので、ここについては新年度に向けても業種全般での新しい職員、新しい人材の確保策、さらには大学生、市立大学に対しましても、今までの要綱を一部改正して、卒業された後一回出たけれども、また戻ってくる、その子たちに対しての一定の支度、支援みたいなものを拡充するなどして、

できる限り人材を確保するということをしっかりとやっていきたいというふうに思います。様々な子供、子育て政策、名寄市はやっておりまして、まだまだ不十分だということなのかもしれませんけれども、そこについてはしっかりと意見としては受け止めさせていただくと同時に、現在今子供、子育ての計画を新たに策定している段階でありますので、そうした中でもしっかりと皆さんの御意見を受け止めて、よりしっかりと子育て、あるいは教育しやすい環境をつくっていく、その覚悟がありますし、予算の発表でもさせていただいていますが、子供たちをここでしっかりと産み育て、ここで活躍するということがまちづくりの持続的な発展につながるという考え方を真ん中に据えて、これからも市の施策を推進していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 子供たちを真ん中に据えて、予算の面でもということで市長から御答弁をいただきましたので、もちろんそれに期待させていただくところであります。先ほど市長の御答弁の中にもありましたように、様々な意見を受け止めてということでありましたので、私のところにも届いている意見はきっと市で第3期の計画を推進、立てていくところでアンケート調査ですとか、いろんな機会に届けられるものだと思います。十分その意見を加味して、そしてできるところからという言い方しかできないかもしれませんが、前に進めていただけるように強くお願いしておきたいとします。私兵庫県出身ですけれども、兵庫県の明石市はやっぱり子供、子育てで有名な自治体というふうになっています。5つの無償化ということで、いろんな予算面での措置もされています。名寄市もしていただいている部分がありますし、新年度予算ではおむつの処理についての予算づけも提案していただいておりますので、ぜひともやっぱり道北の名寄で子供を

育てることのよさ、それを思っ、この地域に転勤してこられる方は名寄に住んでという、市立総合病院もある、学校も安定しているという、その選択をしていただけるような施策をお願いしたいとします。

大項目3に移らせていただきます。防災資機材の食料などの備蓄についてということで質問させていただきました。名寄市に災害備蓄計画、備蓄品の計画はありますでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 冒頭に答弁させていただきましたけれども、地域防災計画の中で3日間耐えられるようにということで食料2,000食ですとか、そういう形の計画といたしますか、目標数値を定めながらやっていると。あと、防災資機材につきましては、順次予算の範囲内で購入しているところでございます。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 防災計画をしっかりとつくっていただいているのを、機会があるときに見させていただいているので、それは分かっているのですけれども、あえて聞かせていただきました。災害時の備蓄計画ということで伺わせていただいたのは、近隣の自治体の中ではその中にやっぱり乳児、乳幼児のミルクが入っているのです。確かに賞味期限が短いということや何かはありますけれども、ほかの自治体できて、名寄市ができていない、この理由って何でしょうか。

○議長（山田典幸議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） ほかの自治体、それぞれの自治体の考え方はあろうかと思します。名寄市の考え方としては、昨日も高橋議員の部分で答えさせていただきましたけれども、基本的には個別で用意していただくものについてはそれぞれ個人で、自助という形で必要なものについては用意していただくということと、それでも足りないという部分があれば、それぞれ名寄市も協定結ん

であれば、北海道全体の協定もございますので、そういう部分で確保できればということでありまして、特にミルクですとか、そういう部分は昨日も話しました18か月という部分もありまして、そうなると大体1年更新でぐっと回っていく形になりますので、私どもとしての内部での話の中でもやっぱり協定で結んでいるところから確保するのが効率的だということで判断しています。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 名寄市のホームページに非常時持ち出し品と日常備蓄品を備えるということで、ちゃんとミルクなんかも入れてはいただいているのですけれども、渡辺部長も御存じのように、赤ちゃんを抱えて逃げるって、ある程度逃げるときに時間の余裕があればいいですけれども、ないと信じたいですが、地震のような災害について子供抱えて逃げるだけで精いっぱいのときに非常用持ち出し袋を背負って子供を抱えて、これって本当に可能でしょうか。

○議長（山田典幸議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 非常時の話をさせていただきましたけれども、基本的に例えばどこかに行くだとか、そういうときには恐らくいろんな袋だとかに入れて、そういう用意してあるのだろかなという部分あります。ただ、まさにそういう形で用意できない部分につきましては、協定ですか、協定を結んだところからそれは優先的に購入できるような形になっていますので、そういう部分で対応できるのかなと思っています。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 協定を結んでいたいているのも以前から伺っております。やっぱり協定を結んでいるということは、一定程度時間がかかると思います。2,000人の中には乳児は入っていないのかというふうに思うのでしたのです。やっぱり一定程度の本当に食を維持するた

め、いろんなものが食べれる大人、子供もそうですけれども、そういう状況ではない乳児に対して粉ミルクがゼロというのはちょっと私の中ではお願いをするしかないと思っています。ぜひここについては、賞味期限が云々ということではなく、御検討いただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 今議員からお話ありまして、基本的なことについては先ほど述べたとおりでございます。ただ、いろんな様々な、例えば夜中どうするのだとかあろうかと思えます。正式にいろいろお話ししたわけではございませんけれども、市立総合病院の事務部長なんかとはいろいろ何回かそういう部分で話す機会がありまして、あちらでは粉ミルクだとかストックしておりますので、そういう部分を借りられないかという話です。貸し借りではないですけれども、借りて後で返すだとか、そういうことができないのかという形の話をしていただいて、一定の理解を得ていると。ただ、市立総合病院と市が協定結んで、こうだって決まっていけないものですから、なかなか言える部分でなかったのですけれども、そういう部分で話はしているということで御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 以上で山崎真由美議員の質問を終わります。

これをもちまして一般質問を終結いたします。

○議長（山田典幸議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日3月14日から3月20日までの7日間を休会にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、明日3月14日から3月20日までの7日間を休会とすることに決定いたしました。

○議長（山田典幸議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 2時05分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 山 田 典 幸

署名議員 中 島 孝 幸

署名議員 谷 聡

令和6年第1回名寄市議会定例会会議録

開議 令和6年3月21日（木曜日）午後1時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
- 日程第2 議案第3号 名寄市国民健康保険税条例の一部改正について（市民福祉常任委員長報告）
- 日程第3 議案第7号 名寄市介護保険条例の一部改正について（市民福祉常任委員長報告）
- 日程第4 議案第21号 令和6年度名寄市一般会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第22号 令和6年度名寄市国民健康保険特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第23号 令和6年度名寄市介護保険特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第24号 令和6年度名寄市食肉センター事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第25号 令和6年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第26号 令和6年度名寄市立大学特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第27号 令和6年度名寄市病院事業会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第28号 令和6年度名寄市水道事業会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第29号 令和6年度名寄市下水道事業会計予算（予算審査特別委員長報告）

報告）

- 日程第5 議案第31号 名寄市税条例の一部改正について
- 日程第6 議案第32号 工事請負契約の締結について
- 日程第7 議案第33号 名寄市議会会議規則の一部改正について
- 日程第8 報告第2号 例月出納検査報告、定期監査報告等について
- 日程第9 閉会中継続審査（調査）の申し出について
- 日程第10 委員の派遣報告
- 日程第11 議員の辞職について

1. 追加議事日程

- 追加日程第1 名寄地区衛生施設事務組合議会議員の選挙

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
- 日程第2 議案第3号 名寄市国民健康保険税条例の一部改正について（市民福祉常任委員長報告）
- 日程第3 議案第7号 名寄市介護保険条例の一部改正について（市民福祉常任委員長報告）
- 日程第4 議案第21号 令和6年度名寄市一般会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第22号 令和6年度名寄市国民健康保険特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第23号 令和6年度名寄市介護保険特別会計予算（予算審査特別委員長報告）

	議案第24号	令和6年度名寄市食肉センター事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告）	4番	水間健詞	議員
			5番	谷聡	議員
			6番	今村芳彦	議員
	議案第25号	令和6年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算（予算審査特別委員長報告）	7番	清水一夫	議員
			8番	川村幸栄	議員
			9番	佐藤靖	議員
	議案第26号	令和6年度名寄市立大学特別会計予算（予算審査特別委員長報告）	11番	高野美枝子	議員
			12番	高橋伸典	議員
			13番	遠藤隆男	議員
	議案第27号	令和6年度名寄市病院事業会計予算（予算審査特別委員長報告）	14番	東川孝義	議員
			15番	東千春	議員
1. 欠席議員（1名）					
			2番	富岡達彦	議員
1. 事務局出席職員					
	事務局 長	伊藤慈生			
	書記	石橋恵美			
日程第5	議案第31号	名寄市税条例の一部改正について	書記	加藤諒	
			書記	川名桃代	
日程第6	議案第32号	工事請負契約の締結について			
日程第7	議案第33号	名寄市議会会議規則の一部改正について			
日程第8	報告第2号	例月出納検査報告、定期監査報告等について			
日程第9	閉会中継続審査（調査）の申し出について				
日程第10	委員の派遣報告				
日程第11	議員の辞職について				
追加日程第1	名寄地区衛生施設事務組合議会議員の選挙				
1. 出席議員（15名）					
議長	16番	山田典幸			議員
副議長	10番	倉澤宏			議員
	1番	中畠孝幸			議員
	3番	山崎真由美			議員

上下水道室長	佐藤美香君
会計室長	鈴木康寛君
監査委員	岡川進君

○議長（山田典幸議員） 本日の会議に2番、富岡達彦議員から欠席の届出がありました。

ただいまの出席議員数は15名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（山田典幸議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

3番 山崎 真由美 議員

4番 水間 健 詞 議員

を指名いたします。

○議長（山田典幸議員） 日程第2 議案第3号 名寄市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。

市民福祉常任委員会、高橋伸典委員長。

○市民福祉常任委員長（高橋伸典議員） 議長の御指名をいただきましたので、令和6年第1回定例会で市民福祉常任委員会に付託されました議案第3号 名寄市国民健康保険税条例の一部改正について3月1日、5日及び13日に委員会を開催し、慎重に審査を行いましたので、その経過及び結果について御報告します。

3月1日の委員会では、審査に当たり説明員から条例改正の内容について資料を基に説明を受け、質疑に入りました。5日の委員会では、赤字見込額と充当する財源、本市の人口と被保険者数の推移、異動事由別被保険者数の推移、他の自治体の改正状況について資料を基に説明を受けるとともに、国保事業の安定的な運営に係る今後の見通しについて説明を受け、質疑に入りました。13日の委員会では、引き続き質疑を行うとともに、委員間協議、採決を行いました。

委員会における主な質疑の概要ですが、税収減

の原因について質疑があり、説明員から社会保険の適用拡大により国保への加入者が減少しているとともに、2022年から2025年にかけて団塊の世代が後期高齢者医療制度へ移行することにより、被保険者数が減少している。また、被保険者数が減少しているにもかかわらず、医療費は増えているとの答弁がありました。次に、医療費削減の取組についての質疑があり、説明員から医療費適正のため保健事業を強化するとともに、被保険者への広報の充実に努めると答弁がありました。次に、税率改正に伴う負担について質疑があり、説明員から国民健康保険運営協議会の委員からは特に低所得者について国保税を急激に増やすことは難しいとの意見をいただいております、最小限の負担にとどめていると答弁がありました。次に、保険税の負担の公平性についての質疑があり、説明員から被保険者の中には高所得者もいれば低所得者もいるが、国保は加入者で支え合う共助の制度であるため、制度に対する理解を深めるよう周知していく。また、不公平感がないよう低所得者に対する軽減措置も併せて周知し、理解を求めていくと答弁がありました。次に、新年度の保険料の状況について質疑があり、説明員から令和6年の財政状況は7月の納税通知書の発付の段階で予想ができるが、新年度の状況は11月中旬の納付金の仮算定が示されないと調定額に対する収納額や支出額が定まらない。したがって、新年度の保険料の状況は仮算定が示される11月中旬におおむね分かると答弁がありました。次に、今後の国保運営の見通しについて質疑があり、説明員から北海道の運営方法として令和12年度に向けて全道統一の保険税率とすることを目指しており、今後とも本市の保険税率を北海道が示す標準保険料率に近づけていかなければならないが、安定運営のために国への支援など要望することも必要であると答弁がありました。次に、本市の税率と標準保険税率との乖離などについて質疑があり、説明員からは今年度北海道から示された標準保険税率、

保険料率との差は医療の所得割で0.57%、均等割で1,823円、平等割で2,183円、後期支援の所得割で0.18%、均等で1,027円、平等割で1,136円、介護での所得割での0.17%、均等割で920円、平等割で1,098円となり、これを税収の増減額にするとかなりの大きな差が出る。今後標準料率に近づけていきながら、大きな負担にならないよう税率の改正を検討すると答弁がありました。次に、法定外繰入れに対するペナルティーについての質疑があり、説明員から3年連続で法定外繰入れが続くと北海道から赤字削減解消計画の策定を求められ、5年間、最大7年間で赤字を解消するよう保険税率改正など指導が行われる。仮に令和6年も法定外繰入れになると3年連続となり、令和7年度以降は必ず税率改正を行うことになる。したがって、令和6年度での赤字解消を目指すため、今回の提案に至ったとの答弁がありました。次に、令和6年度における法定外繰入れなどについて質疑があり、説明員から令和6年度は法定外繰入れを行わなくてもいいようにシミュレーションを行い、今回の提案に至っているとの答弁がありました。次に、国保制度の見直しに向けた取組について質疑があり、説明員から社会保険と異なり、国保は均等割、平等割があり、世帯の加入者が多いと負担が増すため差が生じているが、均等割と平等割を廃止するには至っていない。標準保険料率となった場合、増額分を加入者に負担させることができる自治体とできない自治体が出てくると思うので、本市としても今後そういったことに配慮しながら統一に向けた取組を進めるよう意見を言っていくとの答弁がありました。次に、保険税水準の統一化、税率改定の周知などについて質疑があり、説明員から令和12年の統一や国保運営の状況などについて7月の納付通知書の発付前に周知する必要があると考えている。広報、ホームページ、チラシなど様々な方法で周知することを検討するとの答弁がありました。次に、早見による保険税の算出に

についての質疑があり、説明員から早見表を作成するための協議を行い、作成できたら常任委員会で示したいとの答弁がありました。次に、議案の提案時期について質疑があり、説明員から本来ならば第4定例会で提案したかったが、本市の納付金額や決算状況の動向を見極め、最小限の税率改定にとどめたかったため、次年度は審議の時間を確保できるよう作業を進めるとの答弁がありました。その他納付金の納付に伴う赤字などについての質疑が行われ、本委員会では質疑、委員会終了後採決を行った結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

最後になりますが、3日間の質疑では説明員から国保の制度や税率改正などについて丁寧に説明する、理解が深まるよう周知するなどの答弁が多くありました。今回の一般財源を投入し、保険税率の改正を行うことは被保険者に限定せず、市民に国保の実情などについて早くから周知を行うことが必要と考えとともに、市民が必ずしも国保の制度に詳しいわけではない、分かりやすい説明が必要と考えるので、理事者は市民に対して早くから丁寧な周知をお願いします。

以上をもちまして令和6年第1回定例会議案第3号 名寄市国民健康保険税条例の一部改正についての審査の経過及び結果の報告を終わります。

○議長（山田典幸議員） これより委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

正副委員長は自席にお戻りください。

これより採決に入ります。

本件に対する委員長報告は可決であります。

本件を委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議がありますので、起立により採決を行います。

本件は委員長報告のとおり決定することに賛成

の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（山田典幸議員） 起立多数であります。

よって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第3 議案第7号 名寄市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。

市民福祉常任委員会、高橋伸典委員長。

○市民福祉常任委員長（高橋伸典議員） 議長より御指名をいただきましたので、令和6年第1回定例会で市民福祉常任委員会へ付託されました議案第7号 名寄市介護保険条例の一部改正について3月1日及び5日に委員会を開催し、慎重に審査を行いましたので、その経過及び結果について御報告申し上げます。

3月1日の委員会では、審査に当たり説明員から条例改定の内容について資料を基に説明を受け、質疑に入りました。また、5日の委員会では、本市における介護給付費準備基金の保有状況、北海道における保険者ごとの保険料の推移、上川北部の自治体などの保険料基準額について資料を基に説明を受け、質疑に入るとともに、委員間協議、採決を行いました。

委員会における主な質疑の概要ですが、多段階設定に関わるシミュレーションについて質疑があり、説明員から国が示した標準乗率を変更してシミュレーションを行っていないが、国が示した標準乗率を採用することで持続可能な介護保険事業を行うことができると考えていると答弁がありました。次に、介護人材の不足が及ぶ介護給付費準備基金への影響についての質疑があり、説明員からは本市から転出し、他の自治体の介護保険施設に入所した場合は住所地特例が適用され、本市が給付費を支払うことになるが、給付は比較的落ち

着いているとの答弁がありました。次に、介護事業の今後の見通しについて質疑があり、説明員から現在では介護のサービスに必要な給付額の23%を65歳以上である第1号被保険者が負担しているが、今後高齢化率が上昇する状況にあり、第1号被保険者の負担割合は引き上がる議論が国で始まるとの情報を入手している。第1号被保険者の介護保険料を算出にするに当たっては、国が示す負担割合に合わせて算出するため、負担割合が引き上げられる。介護保険料が増額する場合には介護給付費準備基金を保険料に充当し、介護保険の上昇を抑制することになる。したがって、一定程度の介護給付費準備基金を確保し、急激な介護保険料の変動が起こらないよう介護保険事業の運営を進めていきたいとの答弁がありました。

本委員会では、質疑、委員間協議終了後に採決を行った結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上をもちまして令和6年第1回定例会議案第7号 名寄市介護保険条例の一部改正についての審査の経過及び結果の報告を終わります。

○議長（山田典幸議員） これより委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

正副委員長は自席にお戻りください。

これより採決に入ります。

本件に対する委員長報告は可決であります。

本件を委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時16分

再開 午後 1時17分

○議長（山田典幸議員） 再開いたします。

日程第4 議案第21号 令和6年度名寄市一般会計予算、議案第22号 令和6年度名寄市国民健康保険特別会計予算、議案第23号 令和6年度名寄市介護保険特別会計予算、議案第24号

令和6年度名寄市食肉センター事業特別会計予算、議案第25号 令和6年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算、議案第26号 令和6年度名寄市立大学特別会計予算、議案第27号 令和6年度名寄市病院事業会計予算、議案第28号 令和6年度名寄市水道事業会計予算、議案第29号 令和6年度名寄市下水道事業会計予算、以上9件を一括議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。

予算審査特別委員会、今村芳彦委員長。

○予算審査特別委員長（今村芳彦議員） 議長より御指名をいただきましたので、今定例会で予算審査特別委員会に付託されました議案第21号 令和6年度名寄市一般会計予算、議案第22号から議案第26号までの各種特別会計予算、議案第27号から議案第29号までの各事業会計予算につきまして、予算審査特別委員会の審査経過と結果の御報告を申し上げます。

第1回委員会は、2月29日に開会し、直ちに正副委員長の互選が行われ、委員長には私今村芳彦が、副委員長には山崎真由美委員が選任されるとともに、審査日程を3月14日、15日、18日、21日の4日間と決めました。

審査期間中は、市長をはじめ関係する職員の出席を求めるとともに、必要な資料の要求などをした上で、各会派の代表による総括質疑並びに委員による質疑を行い、慎重に審査を行いました。

審査経過につきましては、本委員会では全議員をもって構成された特別委員会でありましたので、詳細な報告は省略させていただき、審査の結果のみを御報告申し上げますので、御了解願います。

本委員会に付託されました全会計予算中、一般

会計及び国民健康保険特別会計については起立多数により、その他の4特別会計及び各事業会計についてはいずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上が審査の結果であります。

本委員会の開催中、運営に終始御協力をいただきました山崎副委員長、丁寧な答弁をしていただきました理事者の皆様並びに連日慎重かつ熱心に審査を尽くしていただきました委員の皆様にお礼を申し上げますとともに、日程どおりに終わることができましたことに感謝を申し上げ、報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（山田典幸議員） ただいま予算審査特別委員会委員長より報告のありました議案第21号外8件については、全議員をもって構成されました特別委員会で審査しておりますので、この際質疑を省略し、直ちに採決を行います。

お諮りいたします。議案第21号 令和6年度名寄市一般会計予算について委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（山田典幸議員） 起立多数であります。

よって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第22号 令和6年度名寄市国民健康保険特別会計予算について委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（山田典幸議員） 起立多数であります。

よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第23号 令和6年度名寄市介護保険特別会計予算から議案第29号 令和6年度名寄市下水道事業会計予算までの7件について委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第23号から議案第29号までの7件は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第5 議案第31号 名寄市税条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第31号 名寄市税条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、地方税法の一部を改正する法律等が令和6年2月21日に施行されたことに伴い令和6年能登半島地震災害の被災者の負担軽減を図るため、令和6年能登半島地震災害により資産に生じた損失について所得割の納税義務者の選択により令和5年において生じた損失の金額として令和6年度以降の個人市民税において雑損控除及び雑損失として控除することができる特例が規定をされたことから、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第31号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決され

ました。

○議長（山田典幸議員） 日程第6 議案第32号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第32号 工事請負契約の締結について、提案の理由を申し上げます。

本件は、3月7日に一般競争入札を執行した令和6年瑞生団地整備工事について3者による入札の結果、中館・近藤特定建設工事共同企業体が2億円で落札をし、これに消費税及び地方消費税2,000万円を加え、2億2,000万円で契約を締結しようとするもので、名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

本工事は、瑞生団地の移転建て替え住棟として3棟7戸の住宅建築及び駐車場や菜園スペースなど建物周辺の外構整備を含めた事業で、本年11月上旬の完成を予定しているところでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第32号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決され

ました。

○議長（山田典幸議員） 日程第7 議案第33号 名寄市議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

遠藤隆男議員。

○13番（遠藤隆男議員） 議案第33号 名寄市議会会議規則の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本年4月1日から地方自治法の一部を改正する法律が施行されるに伴い、公金の取扱いに関わる新規の条文が追加され、職員の賠償責任に関わる規定が条ずれしました。本件は、職員の賠償責任に関わる規定を引用する附則に生じた条ずれの解消などをするため、本規則の一部を改正しようとするものです。

以上、提案の理由とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） お諮りいたします。

本件は、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第33号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第8 報告第2号 例月出納検査報告、定期監査報告等についてを議題といたします。

本件については、報告書が配付されておりますので、これをもって御了承をお願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 日程第9 閉会中継続

審査（調査）の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。配付いたしました各委員長からの申出のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、申出のとおり決定いたしました。

○議長（山田典幸議員） 日程第10 委員の派遣報告を行います。

派遣されました委員の報告を求めます。

議会活性化特別委員会、東川孝義委員長。

○議会活性化特別委員長（東川孝義議員） 議長より指名をいただきましたので、議会活性化特別委員会の行政視察について報告いたします。

当委員会では、議会の活性化に向けて行政監視や政策立案といった機能の強化、女性や若年層の世代が活動に参加しやすい環境の構築を図ることで議員力、議会力を向上させることを目的として、具体的な取組項目の一つであります先進地視察を1月22日から24日までの3日間、道内の栗山町、登別市、芽室町の3か所で行政視察を行ってきました。

栗山町では、議会改革の取組について議会基本条例の特徴と見直しの目的、議会モニター設置の背景と議会運営に関する対応、議会サポーターの導入と具体的な役割、議員の学校開放設立背景と具体的な取組について視察を行ってきました。栗山町では、平成15年から18年にかけて財政状況の悪化に伴う事業の見直しや補助金の廃止、凍結、歳入の確保などの課題解決に向けて財政改革が実施されました。これをきっかけとして、議会としての議決責任や説明責任がさらに重みを増し、平成18年に議会基本条例を制定して、議会の連続性を担保するため、これまでの改革で培った情報公開の在り方や町民との交流活動を明文化することで、議員が入れ替わっても議会改革がとどま

ることのないよう制定をされておりました。具体的には徹底した情報の公開と共有、住民参加の機会の保障、積極的な議員間の討議の3本の柱を設定し、取組を進めておりました。議会モニター制度は、議員報酬と定数の在り方、議員の成り手問題について広く市民から意見を聴取する必要があったことから、基本条例の見直しを行っていました。議会サポーターの導入と役割では、議会及び事務局との政策形成、立案機能を高め、実施するまでの有識者間の助言を得ることが目的で進められ、議員の学校は議員の成り手不足に対する対策の一環で、町民だけではなく、町外からも広く希望者を募り、政治に対する門戸を広げていました。栗山町議会では、議員間の良好な関係性の構築、議会改革を進めるには議長のリーダーシップと議会事務局との連携、さらに議会改革の継続性では現状に満足することなく、常によりよい状況を模索し続ける姿勢を学ぶことができました。

登別市では、市民と共に歩む議会運営について議会改革取組の背景と具体的な施策、常任委員会と市民との意見交換会、議会フォーラムの開催目的と市民へのフィードバック、多様性のある議会運営に向けてのコンセプトについて視察を行ってきました。登別市での議会改革の始まりは、平成12年度からスタートしたIT推進に関する特別委員会の設置からとのことでした。議会改革のポイントは改革を継続する、市民に議会の情報を伝える、目的を持った議会改革で、議会基本条例チェックシートを作成し、議会全体が活動のチェックを行い、議会基本条例を議員本人が毎年読み直し、自己評価シートでの確認を行っていました。具体的な取組では、合理的な配慮の下、平等から公平な議会に向けて議会組織の責務を明確化し、プロセス、完成度より市民に寄り添う姿勢との考え方で進められておりました。また、IT化推進の取組では、会議規則の改正を行い、昨年12月の定例議会では家族の看病のために議場に参加できない議員に対し、道内で初めてオンラインでの

一般質問が実施されました。さらには、委員会中心主義として委員会の調査、重点活動計画、視察、市民団体報告、行政の進捗状況の確認、サポーターとの懇談会、委員会としての提言、人が替わっても継続的、倫理的な議会活動を保障する仕組み、若手や政治未経験者、女性が活動できる仕組みづくりと育成などでは議会基本条例の熟読などの取組を進めていました。新人、政治未経験者、全議員の活動や倫理観を高めるため議会基本条例に基づき継続的な取組が必要であることを学びました。

芽室町では、議会活性化モニター制度の導入と運営について議会活性化の具体的な取組、議会モニター、サポーター制度の導入の背景と設置要綱、通年議会の取組による具体的な効果、読みたくなる議会だよりの工夫、改善、町民との意見交換会でのフォロー体制について視察を行ってきました。議会基本条例は、平成16年から検討を開始して、研修会、町民との意見交換会、先進地視察などを重ね、平成25年に制定され、分かりやすい議会、開かれた議会、行動する議会を目指して、任期4年間の具体的な目標を定め、推進されておりました。議会モニターの任期は1年であり、私立高校生も参加していましたが、身近な応援団として継続していくための努力をされておりました。読みたくなる議会だよりでは、写真を多く取り入れる、高校の新聞局との意見交換会など改善につなげていましたが、毎月の発行に向けては事務局の負担が大きいと感じました。町民とのフォロー体制については、マンネリ化を防止するため対象者を替えて実施されておりました。取組全体を通して改革を止めないために議長を先頭に全議員が具体的な目標に向けて取り組んでいる姿を学ぶことができました。

道内3か所の視察を終えて、その内容につきましては議員協議会において情報を共有いたしました。今回の視察で学んだことは、議会活性化を進めていく上で重要なことは議会基本条例を基に具体的な施策と継続的な取組が必要であると認識を

いたしました。既に具体的な取組として議長から指針が示されており、今後の取組においては条例の基本方針である二元代表制の下、本市の意思決定を担う議決機関としての責任を自覚し、その機能を最大限に発揮するために議員全員がベクトルを合わせて一定の方向づけを示していきたいと考えております。

以上、議会活性化特別委員会の視察報告とします。

○議長（山田典幸議員） 以上で委員の派遣報告を終わります。

○議長（山田典幸議員） 日程第11 議員の辞職についてを議題といたします。

富岡達彦議員から令和6年3月18日、議員の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。富岡達彦議員の辞職を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、富岡達彦議員の辞職を許可することに決定いたしました。

ただいまの決定により、名寄地区衛生施設事務組合議会議員に欠員が生じました。

議会の運営について議会運営委員会で協議を行うため暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時41分

再開 午後 1時44分

○議長（山田典幸議員） 再開いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催し、名寄地区衛生施設事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、議題とすることと決定しています。

お諮りいたします。配付の追加日程のとおり日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

名寄地区衛生施設事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長（山田典幸議員） 追加日程第1 名寄地区衛生施設事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

名寄地区衛生施設事務組合議会議員に倉澤宏議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました倉澤宏議員を名寄地区衛生施設事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました倉澤宏議員が名寄地区衛生施設事務組合議会議員に当選されました。ただいま当選されました倉澤宏議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時46分

再開 午後 1時47分

○議長（山田典幸議員） 再開いたします。

以上で今期定例会に付議されました案件は全て

議いたしました。

ここで野村名寄市立大学学長より発言を求められておりますので、これを許します。

野村名寄市立大学学長。

〇市立大学学長（野村陽子君） ただいま発言を許されました野村でございます。このたびは、私の退任に当たりましてこのような機会を設けていただきまして、心から御礼を申し上げます。

4年前、コロナ感染症で外出制限がされる中でこの名寄の地も大学の様子も分からない中、着任いたしました。市議会の皆様をはじめ多くの方々の支援を受けまして、何も分からなかった状況の中でしたが、何とか4年間任を終えることができました。まずは、多大な御支援、御指導をいただいたこと感謝を申し上げます。任期を終えるに当たって、4年間を振り返ってみますと、着任時には地域貢献、連携のさらなる強化、それから大学院の設置、教育の質の向上、この3点を掲げてスタートいたしました。コロナ感染症対策を当初は最優先しなければならなくて、地域との連携など足踏み状態でしたが、一昨年4年生が無事189名卒業いたしました。彼女たちの顔を見ていて、彼らの顔を見ていて、コロナの間大変だったろうけれども、頑張ってきたのだな、そういう環境を何とかつくりだしたことに私も非常に心から安堵したところでございます。教育の質の改善については、道半ばだというふうに思っておりますが、佐古学長に残していただいた将来構想2026、これは中期から後期に向けた計画をずっと続け、そして内容的にも一步一步進めることができ、そういった意味ではほっとしているところでございます。しかし、大学院の設置につきましては、市議会の皆様方から多大なる御支援をいただいたにもかかわらず、私の力不足で申請書を出し、設置までの道筋をつけるには至らなく、大変申し訳なく思っております。

当大学に着任する前には私は京都ですとか岩手の大学におりましたので、その経験から当大学の

改善すべき点などが見えておりましたし、また平成26年に学校教育法の改正で大学のガバナンス改革がもう既に始まって5年以上たっていたという状況でございましたので、当大学の課題というのが見えておりましたから、教員の方々と御相談しながら改善を進めていこうというふうにしてまいりました。しかし、やはり現状を変えることにはなかなか抵抗があったり、また新しいことへの取組がなかなか理解が得られなかったというところがありまして、私が描いていたように前に進めなかったことも随分あったというふうには実は実感しております。その背景にもあるというふうに思うのですが、当大学は実態として学科、4学科ありますが、学科単位というところが強く、学科が事業を進めるに当たっての一義的な決定、そして学科の理解がないとなかなか前に進めないという、そういった特色を持っております。大学全体としての方向を示しても、意思決定になかなか至らないという運営体制にあったというふうに思っております。こういった状況の原因を考えてみますと、私としてのリーダーの力不足もあったかと十分自覚しておりますけれども、学長のリーダーシップを発揮できないような大学の組織体制もあったなと。これも大きな要因だったというふうに4年間、今終わるに当たって実感しているところでございます。それは、そういった大学運営がされているというのは平成26年の大学改革、これが行われているのですが、当大学はその改革以前の体制のまま、要するに大学運営の決定機関が教授会という形態が引き継がれておりまして、それを変えるという状況には至っておりません。それなので、教授会は教員全員が参加する協議体ですので、賛同が得られないとなかなか改善が進まなかったというところもございます。これを変えるためには、私は組織の大幅な改革が必要だと思っております。その方向は、私大学の運営を担当してまいりましたが、運営ということだけではなく、運営と経営、これが一体化して、大学の

経営に責任を持つリーダー、そういった方がリーダーシップを発揮していただくような組織に変えていかなければいけないのではないかなというふうに考えております。このような大幅な組織を改革していくということをしなければ、今後少子化が進み、大学間の競争が厳しくなり、学生の確保が本当に難しい社会にこれからますますなっていくと思います。そんな中で、大学を発展、存続させていく上にはこういった組織の改革は欠かせないというふうに思っております。そのためには、今経営を担っている市がトップダウンで経営と運営を一体化する組織に変えていく、こういったことを進める以外にはないかなというふうに感じております。退任に当たりましてこのような課題を最後に市議会でお伝えするということは、非常に無責任かなというふうに考えて悩みましたけれども、4年間私が大学の運営を進める中で鮮明に見えてきたこと、これもお伝えしなければ私の職務を全うしたことにはならないのではないかと考えまして、このような場でお話をさせていただいたところでございます。

名寄市は人口が3万人を切りましたが、こういった人口の少ない市で大学を設置しているところは全国的に本当に少なく、名寄市立大学は市にとっても本当に貴重な財産だと思っております。そして、市民の方々が長い年月、ここまでつくり上げてきた大学だというふうに感じております。これを将来的にも発展させていただけるよう、市議会の皆様にもさらなる御支援をお願いしたいというふうに思っております。

最後に、道北の地で当大学で4年間働かせていただいたことに、市議会の皆様、市役所の皆様と一緒に仕事できたこと、このことは私の人生の宝だと思っております。心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

○議長（山田典幸議員） これをもちまして、令和6年第1回名寄市議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後 1時57分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 山 田 典 幸

署名議員 山 崎 真由美

署名議員 水 間 健 詞

質 問 文 書 表 （代表質問）

令和6年第1回定例会

発 言 順 序	氏 名	発 言 要 旨
1	東 川 孝 義 (P 40)	1 令和6年度の市政執行方針について (1) 新年度の重点施策について (2) 総合計画（第2次）後期実施計画具現化の取り組みについて (3) 行財政改革の具体的な取り組みについて 2 4期目の折り返しを迎えて (1) デジタル社会に対応したまちづくりに向けて (2) コンパクトなまちづくりの推進に向けて (3) 地域の特性を活かしたまちづくりに向けて 3 名寄市における地域課題への対応について (1) 人口減少を見据えた各種事業の推進に向けて (2) 名寄IC拠点化構想の実現に向けた対応について (3) 人材確保・育成に向けた具体的な対策の実施に向けて (4) スポーツによるまちづくりに向けて (5) 王子マテリア跡地活用に向けて 4 教育行政について (1) 新年度の教育行政重点施策について (2) 信頼される学校づくりの推進に向けて (3) 情報（ICT）教育における成果と課題について (4) 小中一貫教育の推進に向けて

質 問 文 書 表 （一般質問）

令和 6 年 第 1 回 定例会

発 言 順 序	氏 名	発 言 要 旨
1	清 水 一 夫 (P 64)	1 第2次名寄市農業・農村振興計画（後期実施計画）について (1) 耕畜連携について (2) 農福連携について (3) 子実コーンの適応性の検討について 2 防災について (1) 令和6年度名寄市防災訓練について (2) 災害ごみの対応について 3 冬季スポーツ拠点化プロジェクトについて (1) 施設等の整備について
2	今 村 芳 彦 (P 72)	1 地域の特徴を生かした賑わいと活力のあるまちづくりに向けて (1) 中心市街地の再構築にかかわって (2) 地域公共交通の発展について 2 上下水道事業にかかわって (1) 事業の課題について
3	谷 聡 (P 85)	1 名寄 I C 拠点化構想について (1) 構想における市の役割について (2) 計画実現に向けた関係機関との協議状況及び今後の予定について (3) 防災拠点及び賑わい施設の事業主体等について (4) 道の駅「もち米の里☆なよろ」の今後について (5) 早期実現のための方策について
4	高 橋 伸 典 (P 93)	1 地方都市の活性化に向けて (1) 地方創生関係交付金を活用した市の取り組みについて (2) 企業誘致等に向けた交付金の活用について 2 子育て環境の整備について (1) 無料タクシー券について (2) 育児用品購入事業について

		3 災害対策について (1) 避難所備蓄品・運営と避難訓練について (2) 地区防災計画について
5	中 畠 孝 幸 (P 1 0 4)	1 外国人材の受入れに関して (1) 外国人材受入れの現状について (2) 外国人材受入れに伴う環境整備について (3) 事業者への外国人材受入れ支援について
6	川 村 幸 栄 (P 1 1 2)	1 「パートナーシップ制度」導入について (1) 「パートナーシップ制度」の導入について 2 自衛隊への個人情報提供について (1) 個人情報の提供について (2) 「除外申請」の周知について 3 名寄市立大学の独立行政法人化について (1) 独立行政法人化とは (2) 名寄市立大学にとって独立行政法人化のメリット・デメリットについて (3) 学内での議論の取り組み状況について
7	山 崎 真由美 (P 1 2 3)	1 「のるーと名寄」について (1) 実証運行の状況について (2) 運行範囲等の拡大について 2 「子育てするなら名寄」が実感できる施策の展開について (1) 「第2期名寄市子ども・子育て支援事業計画」による事業の進捗状況と最終年度の重点的取り組みについて (2) 多様な保育サービスの充実について 3 防災対策の充実について (1) 防災資機材や食料などの備蓄について (2) 厳冬期での対応について (3) 災害からの復旧・復興計画について

令和6年第1回名寄市議会定例会議決結果表

令和6年2月29日～令和6年3月21日 22日間

本会議時間数

12時間03分

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日 付託委員会	議決年月日 審 査 結 果	議決年月日 議 決 結 果
第 1 号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について	— —	— —	6. 2. 29 原 案 可 決
第 2 号	名寄市手数料徴収条例の一部改正について	— —	— —	6. 2. 29 原 案 可 決
第 3 号	名寄市国民健康保険税条例の一部改正について	6. 2. 29 市民福祉常任	6. 3. 13 可 決 す べ き	6. 3. 21 原 案 可 決
第 4 号	名寄市空家等対策協議会条例の一部改正について	— —	— —	6. 2. 29 原 案 可 決
第 5 号	名寄市空家等の適正管理に関する条例の一部改正について	— —	— —	6. 2. 29 原 案 可 決
第 6 号	名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	— —	— —	6. 2. 29 原 案 可 決
第 7 号	名寄市介護保険条例の一部改正について	6. 2. 29 市民福祉常任	6. 3. 5 可 決 す べ き	6. 3. 21 原 案 可 決
第 8 号	名寄市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について	— —	— —	6. 2. 29 原 案 可 決
第 9 号	名寄市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について	— —	— —	6. 2. 29 原 案 可 決
第 10 号	名寄市水道事業給水条例の一部改正について	— —	— —	6. 2. 29 原 案 可 決
第 11 号	名寄市畜産センター条例の廃止について	— —	— —	6. 2. 29 原 案 可 決
第 12 号	令和5年度名寄市一般会計補正予算（第10号）	— —	— —	6. 2. 29 原 案 可 決

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日 付託委員会	議決年月日 審 査 結 果	議決年月日 議 決 結 果
第 1 3 号	令和5年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	— —	— —	6. 2. 29 原案可決
第 1 4 号	令和5年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第4号）	— —	— —	6. 2. 29 原案可決
第 1 5 号	令和5年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算（第1号）	— —	— —	6. 2. 29 原案可決
第 1 6 号	令和5年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	— —	— —	6. 2. 29 原案可決
第 1 7 号	令和5年度名寄市立大学特別会計補正予算（第4号）	— —	— —	6. 2. 29 原案可決
第 1 8 号	令和5年度名寄市病院事業会計補正予算（第3号）	— —	— —	6. 2. 29 原案可決
第 1 9 号	令和5年度名寄市水道事業会計補正予算（第1号）	— —	— —	6. 2. 29 原案可決
第 2 0 号	令和5年度名寄市下水道事業会計補正予算（第2号）	— —	— —	6. 2. 29 原案可決
第 2 1 号	令和6年度名寄市一般会計予算	6. 2. 29 予算審査特別	6. 3. 18 可決すべき	6. 3. 21 原案可決
第 2 2 号	令和6年度名寄市国民健康保険特別会計予算	6. 2. 29 予算審査特別	6. 3. 18 可決すべき	6. 3. 21 原案可決
第 2 3 号	令和6年度名寄市介護保険特別会計予算	6. 2. 29 予算審査特別	6. 3. 18 可決すべき	6. 3. 21 原案可決
第 2 4 号	令和6年度名寄市食肉センター事業特別会計予算	6. 2. 29 予算審査特別	6. 3. 18 可決すべき	6. 3. 21 原案可決
第 2 5 号	令和6年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算	6. 2. 29 予算審査特別	6. 3. 18 可決すべき	6. 3. 21 原案可決
第 2 6 号	令和6年度名寄市立大学特別会計予算	6. 2. 29 予算審査特別	6. 3. 18 可決すべき	6. 3. 21 原案可決
第 2 7 号	令和6年度名寄市病院事業会計予算	6. 2. 29 予算審査特別	6. 3. 21 可決すべき	6. 3. 21 原案可決
第 2 8 号	令和6年度名寄市水道事業会計予算	6. 2. 29 予算審査特別	6. 3. 18 可決すべき	6. 3. 21 原案可決
第 2 9 号	令和6年度名寄市下水道事業会計予算	6. 2. 29 予算審査特別	6. 3. 18 可決すべき	6. 3. 21 原案可決

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日 付託委員会	議決年月日 審 査 結 果	議決年月日 議 決 結 果
第 3 0 号	名寄市教育委員会委員の任命について	— —	— —	6. 3. 21 同 意
第 3 1 号	名寄市税条例の一部改正について	— —	— —	6. 3. 21 原 案 可 決
第 3 2 号	工事請負契約の締結について	— —	— —	6. 3. 21 原 案 可 決
第 3 3 号	名寄市議会会議規則の一部改正について	— —	— —	6. 3. 21 原 案 可 決
報 告 第 1 号	専決処分した事件の報告について	— —	— —	6. 2. 29 報 告 済
報 告 第 2 号	例月出納検査報告、定期監査報告等について	— —	— —	6. 3. 21 報 告 済
	閉会中継続審査（調査）の申し出について	— —	— —	6. 3. 21 決 定
	委員の派遣報告	— —	— —	6. 3. 21 報 告 済
	議員の辞職について	— —	— —	6. 3. 21 許 可
	名寄地区衛生施設事務組合議会議員の選挙	— —	— —	6. 3. 21 選 挙 完 了